

平成 22 年（2010 年）

深川市議会会議録

第 1 回 定例会

第 1 回定例会 平成 2 2 年 3 月 4 日 開会

平成 2 2 年 3 月 2 4 日 閉会

深 川 市 議 会

平成 2 2 年第 1 回深川市議会定例会目次

会期日程.....	1 5
議決結果表.....	1 7
出席議員.....	2 1
説明のため出席した者.....	2 2
事務局職員出席者.....	2 3
意見書.....	2 4
一般質問通告表.....	3 2
 第 1 号 (3 月 4 日)	
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	4 2
日程第 2 会期の決定について.....	4 2
日程第 3 諸般の報告.....	4 2
(1) 議長諸般報告.....	4 2
(2) 市長一般行政報告.....	4 2
(3) 教育長教育行政報告.....	4 3
日程第 4 委員会報告第 2 号.....	4 3
平成 2 1 年陳情第 1 号 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める陳情書	
平成 2 1 年陳情第 2 号 所得税法第 5 6 条を廃止し自営業者の家族労働を必要経費とするよう求める陳情書	
日程第 5 委員会報告第 3 号.....	4 4
平成 2 1 年請願第 5 号 深刻な「貧困と格差」を解消するため、社会保障予算の拡充を求める請願	
日程第 6 委員会報告第 4 号.....	4 5
平成 2 1 年請願第 7 号 日米 F T A に対し、農家経営の危機打開をはかる緊急対策を求める請願	
日程第 7 委員会報告第 5 号.....	4 6
行財政改革調査特別委員会の中間報告について	
日程第 8 議案第 1 9 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約について.....	4 9
日程第 9 議案第 2 4 号 空知教育センター組合格約の一部を変更する規約について.....	5 0
日程第 1 0 議案第 2 5 号 財産の処分について (納内公営住宅跡地)	5 0
質疑・田中昌幸君.....	5 0
答弁・通市民福祉部長.....	5 1
再質疑・田中昌幸君.....	5 1
答弁・通市民福祉部長.....	5 1
再々質疑・田中昌幸君.....	5 2
答弁・山下市長.....	5 2
日程第 1 1 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度深川市一般会計補正予算 (第 9 号)	5 2
議案第 2 7 号 平成 2 1 年度深川市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	5 2
議案第 2 8 号 平成 2 1 年度深川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	5 2
議案第 2 9 号 平成 2 1 年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)	5 2
議案第 3 0 号 平成 2 1 年度深川市老人医療特別会計補正予算 (第 2 号)	5 2
議案第 3 1 号 平成 2 1 年度深川市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	5 2
議案第 3 2 号 平成 2 1 年度深川市地方卸売市場特別会計補正予算 (第 2 号)	5 2
議案第 3 3 号 平成 2 1 年度深川市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	5 2
議案第 3 4 号 平成 2 1 年度深川市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	5 2
議案第 3 5 号 平成 2 1 年度深川市病院事業会計補正予算 (第 4 号)	5 2
〔 議案第 2 6 号 〕	
質疑・田中昌幸君.....	5 8
関連質疑・松沢一昭君.....	5 9
答弁・一原経済・地域振興部長.....	5 9

	再質疑・田中昌幸君.....	5 9
	答弁・一原経済・地域振興部長.....	6 0
	再々質疑・田中昌幸君.....	6 0
	答弁・一原経済・地域振興部長.....	6 0
	質疑・田中昌幸君.....	6 0
	答弁・山岸建設水道部長.....	6 0
	質疑・松沢一昭君.....	6 1
	答弁・沢田教育部長.....	6 1
	質疑・北名照美君.....	6 1
	答弁・坂本企画総務部長.....	6 2
	再質疑・北名照美君.....	6 2
	答弁・坂本企画総務部長.....	6 3
	再々質疑・北名照美君.....	6 3
	答弁・坂本企画総務部長.....	6 3
	質疑・北名照美君.....	6 3
	答弁・山岸建設水道部長.....	6 4
	再質疑・北名照美君.....	6 4
	答弁・山岸建設水道部長.....	6 4
	質疑・田中昌幸君.....	6 4
	答弁・山岸建設水道部長.....	6 5
	質疑・田中昌幸君.....	6 5
	答弁・坂本企画総務部長.....	6 5
〔議案第27号〕	質疑・田中昌幸君.....	6 6
	答弁・通市民福祉部長.....	6 6
〔議案第28号〕	質疑・田中昌幸君.....	6 6
	答弁・通市民福祉部長.....	6 7
〔議案第31号〕	質疑・田中昌幸君.....	6 7
	答弁・山岸建設水道部長.....	6 8

第2号(3月5日)

日程第 1	議案第 3号	平成22年度深川市一般会計予算.....	7 0
	議案第 4号	平成22年度深川市介護保険特別会計予算.....	7 0
	議案第 5号	平成22年度深川市国民健康保険特別会計予算.....	7 0
	議案第 6号	平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計予算.....	7 0
	議案第 7号	平成22年度深川市老人医療特別会計予算.....	7 0
	議案第 8号	平成22年度深川市簡易水道事業特別会計予算.....	7 0
	議案第 9号	平成22年度深川市農業集落排水事業特別会計予算.....	7 0
	議案第10号	平成22年度深川市地方卸売市場特別会計予算.....	7 0
	議案第11号	平成22年度深川市下水道事業特別会計予算.....	7 0
	議案第12号	平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計予算.....	7 0
	議案第13号	平成22年度深川市駐車場事業特別会計予算.....	7 0
	議案第14号	平成22年度深川市水道事業会計予算.....	7 0
	議案第15号	平成22年度深川市病院事業会計予算.....	7 0
日程第 2	議案第16号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について.....	8 0
日程第 3	議案第17号	深川市職員給与条例の一部を改正する条例について.....	8 1
日程第 4	議案第18号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について.....	8 1
日程第 5	議案第20号	深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について.....	8 2
日程第 6	議案第21号	深川市立病院経営健全化計画について.....	8 2
日程第 7	議案第22号	深川市普通河川管理条例の一部を改正する条例について.....	8 2

日程第 8	議案第 23号	市道の路線廃止について.....	8 2
日程第 9	請願第 1号	食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書の提出に係る請願.....	8 3

第3号(3月8日)

日程第 1	一般質問.....		8 6
	1 - 1 .	6番・楠理智子君.....	8 6
		答弁・通市民福祉部長.....	8 6
	2 .	質問・楠理智子君.....	8 7
		答弁・通市民福祉部長.....	8 8
	3 .	質問・楠理智子君.....	8 8
		答弁・山下市長.....	8 9
		答弁・一原経済・地域振興部長.....	9 0
	4 .	質問・楠理智子君.....	9 0
		答弁・通市民福祉部長.....	9 0
	2 - 1 .	4番・長野 勉君.....	9 1
		答弁・山下市長.....	9 1
		答弁・坂本企画総務部長.....	9 2
	2 .	質問・長野 勉君.....	9 2
		答弁・坂本企画総務部長.....	9 3
	3 .	質問・長野 勉君.....	9 4
		答弁・通市民福祉部長.....	9 4
	4 .	質問・長野 勉君.....	9 5
		答弁・山下市長.....	9 5
		再質問・長野 勉君.....	9 6
		答弁・山下市長.....	9 6
	3 - 1 .	14番・太田幸一君.....	9 7
		答弁・山下市長.....	9 8
	2 .	質問・太田幸一君.....	9 8
		答弁・一原経済・地域振興部長.....	9 9
	3 .	質問・太田幸一君.....	9 9
		答弁・沢田教育部長.....	1 0 0
	4 .	質問・太田幸一君.....	1 0 1
		答弁・沢田教育部長.....	1 0 1
		再質問・太田幸一君.....	1 0 2
		答弁・沢田教育部長.....	1 0 2
	4 - 1 .	5番・田中昌幸君.....	1 0 2
		答弁・一原経済・地域振興部長.....	1 0 3
		再質問・田中昌幸君.....	1 0 4
		答弁・一原経済・地域振興部長.....	1 0 4
	2 .	質問・田中昌幸君.....	1 0 4
		答弁・一原経済・地域振興部長.....	1 0 5
	3 .	質問・田中昌幸君.....	1 0 6
		答弁・山下市長.....	1 0 6
		再質問・田中昌幸君.....	1 0 7
		答弁・山下市長.....	1 0 8
	4 .	質問・田中昌幸君.....	1 0 8
		答弁・山岸建設水道部長.....	1 0 8
		再質問・田中昌幸君.....	1 0 9
		答弁・山岸建設水道部長.....	1 0 9
	5 .	質問・田中昌幸君.....	1 1 0

答弁・坂本企画総務部長.....	1	1	0
再質問・田中昌幸君.....	1	1	1
答弁・坂本企画総務部長.....	1	1	2
再々質問・田中昌幸君.....	1	1	2
答弁・坂本企画総務部長.....	1	1	2

第4号(3月9日)

日程第 1 一般質問.....	1	1	4
5 - 1 . 1 2 番・川中 裕君.....	1	1	4
答弁・山下市長.....	1	1	5
再質問・川中 裕君.....	1	1	6
答弁・山下市長.....	1	1	6
2 . 質問・川中 裕君.....	1	1	6
答弁・坂本企画総務部長.....	1	1	7
再質問・川中 裕君.....	1	1	8
答弁・坂本企画総務部長.....	1	1	8
3 . 質問・川中 裕君.....	1	1	9
答弁・通市民福祉部長.....	1	1	9
4 . 質問・川中 裕君.....	1	2	0
答弁・鈴木教育長.....	1	2	1
再質問・川中 裕君.....	1	2	2
答弁・鈴木教育長.....	1	2	2
6 - 1 . 1 5 番・田中裕章君.....	1	2	2
答弁・山下市長.....	1	2	4
再質問・田中裕章君.....	1	2	6
答弁・山下市長.....	1	2	6
2 . 質問・田中裕章君.....	1	2	6
答弁・坂本企画総務部長.....	1	2	7
再質問・田中裕章君.....	1	2	8
答弁・坂本企画総務部長.....	1	2	8
3 . 質問・田中裕章君.....	1	2	8
答弁・通市民福祉部長.....	1	2	9
4 . 質問・田中裕章君.....	1	3	0
答弁・沢田教育部長.....	1	3	0
5 . 質問・田中裕章君.....	1	3	1
答弁・山岸建設水道部長.....	1	3	2
6 . 質問・田中裕章君.....	1	3	3
答弁・一原経済・地域振興部長.....	1	3	4
7 - 1 . 1 6 番・北名照美君.....	1	3	5
答弁・坂本企画総務部長.....	1	3	6
答弁・沢田教育部長.....	1	3	6
2 . 質問・北名照美君.....	1	3	7
答弁・通市民福祉部長.....	1	3	7
3 . 質問・北名照美君.....	1	3	7
答弁・山下市長.....	1	3	8
4 . 質問・北名照美君.....	1	3	8
答弁・山下市長.....	1	3	9
5 . 質問・北名照美君.....	1	4	0
答弁・坂本企画総務部長.....	1	4	0
再質問・北名照美君.....	1	4	1
答弁・坂本企画総務部長.....	1	4	2

6 .	質問・北名照美君.....	1 4 2
	答弁・通市民福祉部長.....	1 4 2
	再質問・北名照美君.....	1 4 3
	答弁・通市民福祉部長.....	1 4 3
7 .	質問・北名照美君.....	1 4 3
	答弁・一原経済・地域振興部長.....	1 4 3
8 .	質問・北名照美君.....	1 4 4
	答弁・沢田教育部長.....	1 4 4
	再質問・北名照美君.....	1 4 4
	答弁・沢田教育部長.....	1 4 4
8 - 1 .	8 番・松沢一昭君.....	1 4 5
	答弁・山下市長.....	1 4 5
	再質問・松沢一昭君.....	1 4 6
	答弁・山下市長.....	1 4 6
2 .	質問・松沢一昭君.....	1 4 6
	答弁・一原経済・地域振興部長.....	1 4 6
3 .	質問・松沢一昭君.....	1 4 7
	答弁・一原経済・地域振興部長.....	1 4 8
	再質問・松沢一昭君.....	1 4 8
	答弁・山下市長.....	1 4 9
	再々質問・松沢一昭君.....	1 4 9
	答弁・山下市長.....	1 4 9
4 .	質問・松沢一昭君.....	1 4 9
	答弁・一原経済・地域振興部長.....	1 5 0
5 .	質問・松沢一昭君.....	1 5 0
	答弁・寺下副市長.....	1 5 0
	再質問・松沢一昭君.....	1 5 1
	答弁・寺下副市長.....	1 5 1
	再々質問・松沢一昭君.....	1 5 1
	答弁・寺下副市長.....	1 5 1
	議事進行・北名照美君.....	1 5 2
6 .	質問・松沢一昭君.....	1 5 2
	答弁・沢田教育部長.....	1 5 2
7 .	質問・松沢一昭君.....	1 5 3
	答弁・通市民福祉部長.....	1 5 3
	再質問・松沢一昭君.....	1 5 4
	答弁・通市民福祉部長.....	1 5 4

第5号(3月10日)

日程第 1	一般質問.....	1 5 6
9 - 1 .	1 番・宮田剛暁君.....	1 5 6
	答弁・一原経済・地域振興部長.....	1 5 6
2 .	質問・宮田剛暁君.....	1 5 6
	答弁・一原経済・地域振興部長.....	1 5 7
3 .	質問・宮田剛暁君.....	1 5 8
	答弁・一原経済・地域振興部長.....	1 5 8
	答弁・山下市長.....	1 5 9
4 .	質問・宮田剛暁君.....	1 5 9
	答弁・通市民福祉部長.....	1 6 0
5 .	質問・宮田剛暁君.....	1 6 0
	答弁・山岸建設水道部長.....	1 6 1

10 - 3 .	2番・山田圭二君.....	162
	答弁・坂本企画総務部長.....	162
5 .	質問・山田圭二君.....	164
	答弁・坂本企画総務部長.....	164
6 .	質問・山田圭二君.....	165
	答弁・山下市長.....	165
7 .	質問・山田圭二君.....	165
	答弁・坂本企画総務部長.....	166

第6号(3月24日)

日程第 1	委員会報告第 6号.....	170
	議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	
	議案第17号 深川市職員給与条例の一部を改正する条例について	
日程第 2	委員会報告第 7号.....	171
	議案第20号 深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第 3	委員会報告第 8号.....	172
	議案第22号 深川市普通河川管理条例の一部を改正する条例について	
	議案第23号 市道の路線廃止について	
	請願第 1号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書の提出に係る請願	
日程第 4	委員会報告第 9号.....	173
	議案第21号 深川市立病院経営健全化計画について	
日程第 5	委員会報告第10号.....	174
	議案第 3号 平成22年度深川市一般会計予算	
	議案第 4号 平成22年度深川市介護保険特別会計予算	
	議案第 5号 平成22年度深川市国民健康保険特別会計予算	
	議案第 6号 平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第 7号 平成22年度深川市老人医療特別会計予算	
	議案第 8号 平成22年度深川市簡易水道事業特別会計予算	
	議案第 9号 平成22年度深川市農業集落排水事業特別会計予算	
	議案第10号 平成22年度深川市地方卸売市場特別会計予算	
	議案第11号 平成22年度深川市下水道事業特別会計予算	
	議案第12号 平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計予算	
	議案第13号 平成22年度深川市駐車場事業特別会計予算	
	議案第14号 平成22年度深川市水道事業会計予算	
	議案第15号 平成22年度深川市病院事業会計予算	
日程第 6	議案第36号 工事請負契約の締結について(平成21年度深川市ブロードバンド拡 大整備事業).....	175
日程第 7	決議案第 1号 平成22年度深川市一般会計予算の慎重な執行を求める決議につい て.....	176
日程第 8	意見案第 1号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書.....	176
日程第 9	意見案第 2号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書.....	176
	意見案第 3号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書.....	176
	意見案第 4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書.....	176
日程第10	閉会中の継続審査の申し出について.....	177
日程第11	閉会中の所管事務調査の申し出について.....	177

平成 22 年

深川市議会第 1 回定例会会議録

平成22年 3 月 4 日 開 会

平成22年 3 月 24 日 閉 会

平成22年第1回深川市議会定例会会期日程

会期 3月4日 21日間
3月24日

日目	月	日	曜日	種別	審議事項等	開議時刻
1	3	4	木	本会議	会期の決定、諸般の報告、委員会報告、議案審議（財産の処分、平成21年度補正予算等）	10:00
2		5	金	本会議	議案審議（平成22年度各会計予算、条例等）、市政執行方針及び教育行政方針及び教育行政方針の説明、予算審査特別委員会の設置、予算審査特別委員会（予算説明）	10:00
3		6	土	休会		
4		7	日	休会		
5		8	月	本会議	一般質問	10:00
6		9	火	本会議	一般質問	10:00
7		10	水	本会議	一般質問	10:00
8		11	木	休会	常任委員会（総務文教、社会民生、経済建設）	
9		12	金	休会	市立病院経営健全化調査特別委員会	
10		13	土	休会		
11		14	日	休会		
12		15	月	休会	事務整理	
13		16	火	休会	事務整理	
14		17	水	休会	予算審査特別委員会	
15		18	木	休会	予算審査特別委員会	
16		19	金	休会	予算審査特別委員会	
17		20	土	休会		
18		21	日	休会		

日目	月 日	曜日	種 別	審 議 事 項 等	開議時刻
19	22	月	休 会		
20	23	火	休 会	事務整理	
21	24	水	本会議	委員会報告、議案審議（契約の締結、意見書）、決議案	10:00

平成22年第1回深川市議会定例会議決結果表

会期 自 平成22年 3月 4日(木)
至 平成22年 3月24日(水)

事件番号	件名	議決年月日	付託年月日	索引
		議決結果	付託委員会	
議案第 3号	平成22年度深川市一般会計予算	22.3.24	22.3.5	174
		原案可決	予算審査特別	
議案第 4号	平成22年度深川市介護保険特別会計予算	〃	〃	174
		〃	〃	
議案第 5号	平成22年度深川市国民健康保険特別会計予算	〃	〃	174
		〃	〃	
議案第 6号	平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	174
		〃	〃	
議案第 7号	平成22年度深川市老人医療特別会計予算	〃	〃	174
		〃	〃	
議案第 8号	平成22年度深川市簡易水道事業特別会計予算	〃	〃	174
		〃	〃	
議案第 9号	平成22年度深川市農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	174
		〃	〃	
議案第10号	平成22年度深川市地方卸売市場特別会計予算	〃	〃	174
		〃	〃	
議案第11号	平成22年度深川市下水道事業特別会計予算	〃	〃	174
		〃	〃	
議案第12号	平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計予算	〃	〃	174
		〃	〃	
議案第13号	平成22年度深川市駐車場事業特別会計予算	〃	〃	174
		〃	〃	
議案第14号	平成22年度深川市水道事業会計予算	〃	〃	174
		〃	〃	

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
議案第15号	平成22年度深川市病院事業会計予算	22.3.24	22.3.5	174
		原案可決	予算審査特別	
議案第16号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	22.3.24	22.3.5	170
		原案可決	総務文教	
議案第17号	深川市職員給与条例の一部を改正する条例について	〃	〃	170
		〃	〃	
議案第18号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	22.3.5		81
		原案可決		
議案第19号	北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について	22.3.4		49
		原案可決		
議案第20号	深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	22.3.24	22.3.5	171
		原案可決	社会民生	
議案第21号	深川市立病院経営健全化計画について	22.3.24	22.3.5	173
		原案可決	市立病院経営健全化調査特別	
議案第22号	深川市普通河川管理条例の一部を改正する条例について	22.3.24	22.3.5	172
		原案可決	経済建設	
議案第23号	市道の路線廃止について	〃	〃	172
		〃	〃	
議案第24号	空知教育センター組合理約の一部を変更する規約について	22.3.4		50
		原案可決		
議案第25号	財産の処分について（納内公営住宅跡地）	〃		50
		〃		
議案第26号	平成21年度深川市一般会計補正予算（第9号）	〃		52
		〃		
議案第27号	平成21年度深川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃		52
		〃		

事件番号	件名	議決年月日	付託年月日	索引
		議決結果	付託委員会	
議案第28号	平成21年度深川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	22.3.4		52
		原案可決		
議案第29号	平成21年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	"		52
		"		
議案第30号	平成21年度深川市老人医療特別会計補正予算(第2号)	"		52
		"		
議案第31号	平成21年度深川市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	"		52
		"		
議案第32号	平成21年度深川市地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)	"		52
		"		
議案第33号	平成21年度深川市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	"		52
		"		
議案第34号	平成21年度深川市水道事業会計補正予算(第1号)	"		52
		"		
議案第35号	平成21年度深川市病院事業会計補正予算(第4号)	"		52
		"		
議案第36号	工事請負契約の締結について(平成21年度深川市ブロードバンド拡大整備事業)	22.3.24		175
		原案可決		
決議案第1号	平成22年度深川市一般会計予算の慎重な執行を求める決議について	22.3.24		176
		原案可決		
平成21年 請願第5号	深刻な「貧困と格差」を解消するため、社会保障予算の拡充を求める請願	22.3.4	21.12.17	44
		趣旨採択	社会民生	
平成21年 請願第7号	日米FTAに対し、農家経営の危機打開をはかる緊急対策を求める請願	22.3.4	21.12.17	45
		不採択	経済建設	
請願第1号	食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書の提出に係る請願	22.3.24	22.3.5	172
		採択	経済建設	

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
平成 2 1 年 陳情第 1 号	治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める陳情書	2 2 . 3 . 4	2 1 . 6 . 2 4	4 3
		不 採 択	総 務 文 教	
平成 2 1 年 陳情第 2 号	所得税法第 5 6 条を廃止し自営業者の家族労働を必要経費とするよう求める陳情書	"	"	4 3
		"	"	
意見案第 1 号	食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書	2 2 . 3 . 2 4		1 7 6
		原 案 可 決		
意見案第 2 号	子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書	"		1 7 6
		"		
意見案第 3 号	政治資金規正法の制裁強化を求める意見書	"		1 7 6
		"		
意見案第 4 号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書	"		1 7 6
		"		
	閉会中の継続審査の申し出について（総務文教、経済建設）	2 2 . 3 . 2 4		1 7 7
		決 定		
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教、社会民生、経済建設）	"		1 7 7
		"		

出席議員

議席 番号	氏 名	出 席 月 日					
		3.4	3.5	3.8	3.9	3.10	3.24
1	宮 田 剛 暁 君						
2	山 田 圭 二 君						
3	北 本 清 美 君						
4	長 野 勉 君						
5	田 中 昌 幸 君						
6	楠 理 智 子 君						
7	水 上 真 由 美 君						
8	松 沢 一 昭 君						
9	渡 辺 英 雄 君						
10	北 畑 透 君						
11	鍛 治 敏 夫 君						-
12	川 中 裕 君						
13	東 出 治 通 君						
14	太 田 幸 一 君						
15	田 中 裕 章 君						
16	北 名 照 美 君						

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	出 席 月 日					
		3.4	3.5	3.8	3.9	3.10	3.24
市 長	山 下 貴 史 君						
教育委員会委員長	上 垣 由 紀 子 君						
農業委員会会長	河 合 義 則 君						
選挙管理委員会委員長	松 田 俊 雄 君						
監査委員	大 内 俊 君						
副市長	寺 下 良 一 君		-				
企画総務部長	坂 本 光 央 君						
市民福祉部長	通 義 美 君						
経済・地域振興部長	一 原 慶 逸 君						
建設水道部長	山 岸 弘 明 君						
総務課長	渡 辺 純 君						
財政課長	平 山 泰 樹 君						
教育長	鈴 木 英 利 君						
教育部長	沢 田 敏 幸 君						
市立病院事務部長	堀 川 喜 芳 君						
公平委員会事務局長	坂 本 光 央 君						

事務局職員出席者

職名	氏名	出席月日					
		3.4	3.5	3.8	3.9	3.10	3.24
事務局長	森田敏夫君						
事務局次長	高田智之君						
議会庶務係長	水野紀子君						
議事係長	古村浩一君						
議事係兼議会庶務係	梶原仁君						

平成 22 年深川市議会
意見案 第 1 号

食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき提出する。

平成 22 年 3 月 24 日

経済建設常任委員会

食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書

国は、平成22年度農業関係の予算編成において、戸別所得補償制度のモデル対策費に重点配分する一方で、農業農村整備事業費（土地改良事業費）を大幅に削減した。

当市においても、先人の開墾や国営事業を始めとする農業農村整備事業により、今日では道内有数のコメ生産を担う穀倉地帯として発展している。

農業農村整備事業の予算の縮減は、今後、地域の要望に即した排水対策や土層改良、区画整理などの農地整備や、農業用水を安定的に確保するなどの農業水利施設の計画的な更新・整備に深刻な影響を与えることとなり、地域農業の生産性が低下していくことは明らかである。そしてそのことは、我が国の食料自給力をさらに低下させるなど国民全体の不利益にもつながるものと危惧する。

昨年、本道は、多雨や低温、日照不足等の影響で多くの農作物に被害が発生いたしました。被害実態の把握などのほ場調査を行った北海道農政部は、基盤整備を実施したほ場では収量の減少や品質の低下が大きく抑制されたとする「基盤整備の有効性に関する調査報告」をまとめたところであり、本道における農業生産基盤整備の重要性等を改めて確認した。

今後とも当市の基幹産業である農業が持続的に発展し、安全・安心な食料を国民に安定的に供給する役割を担っていくためには、食料供給力の確保に必要な農地や農業水利施設の整備を継続的かつ安定的に実施することが不可欠である。

国の責務と地方の適切な役割分担を踏まえ、引き続き農地や農業水利施設の整備について国が積極的に関与していくべきと考える。

よって、以下の事項を強く求める。

記

1. 地域の要望に即した、農地や農業水利施設などの生産基盤整備の着実な推進に必要な予算枠を確保すること
2. 生産基盤整備の効果的・効率的な促進を図るため、ほ場条件にあった弾力的な整備やコストの縮減、地元負担の軽減について配慮すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

北海道深川市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、北海道知事

平成 22 年深川市議会
意見案 第 2 号

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条第 1 項の規定に基づき提出する。

平成 22 年 3 月 24 日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	北 名 照 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書

本年2010年は「国民読書年」である。「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年にあたる10年、政官民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、08年6月に衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」が採択され、制定された。

10年度政府予算案では、「子ども読書応援プロジェクト」事業(09年度予算額1億5506万円)が廃止され、その代わりに、子ども読書の普及啓発予算として4900万円が計上されたものの、結果的に子どもの読書活動の関連予算が大幅削減されている。

また、読み聞かせなどの読書活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民出資の「子どもゆめ基金」も、政府出資金100億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされている。

このように、子どもの読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことは大変に残念であり、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでいる。

昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果によると、全国の図書館が07年度に小学生に貸し出した本は登録者1人当たり35.9冊と過去最多となり、1974年度の調査開始時(16.5冊)に比べて2.2倍に伸びている。この結果は、「子ども読書活動推進法」の制定(01年)を機に、学校での「朝の読書」や、家庭や地域、学校などでの「読み聞かせ」活動などが着実に根づいてきたこと、また国が積極的に読書活動推進の事業を行ってきたことの表れといっても過言ではない。

子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や創造力などを高め、豊かな心を育むとともに、様々な知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことの出来ない活動であり、「政官民協力のもと国を挙げてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子どもの読書活動を守り育てていくため、政府は子どもの読書活動を推進するための十分な予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、文部科学大臣

平成 22 年深川市議会
意見案 第 3 号

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条第 1 項の規定に基づき提出する。

平成 22 年 3 月 24 日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	北 名 照 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。しかし、本年1月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことである。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかり取り組むことが強く求められている。特に、「秘書が勝手にやったことで自分は知らない」と、議員自らが責任をとろうとせず、会計責任者が不正行為を働いた場合には監督責任のある政治家が責任を取る具体的な仕組みを作る必要がある。

現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されているが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。

従って、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきである。

政府におかれては、企業・団体献金の禁止と、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣

平成 22 年深川市議会
意見案 第 4 号

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条第 1 項の規定に基づき提出する。

平成 22 年 3 月 24 日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	北 名 照 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7千人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は 多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1988年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

北海道深川市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、多重債務者対策本部長、金融担当大臣、消費者政策担当大臣、厚生労働大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長

平成22年第1回深川市議会定例会一般質問通告表

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
1	6	民主クラブ 楠 理智子	1．子宮頸がん対策について〔福祉〕 (1) 子宮頸がんワクチン接種の推進と助成について (2) 子宮頸がん検診、乳がん検診の推進強化について 2．介護の取り組みについて〔福祉〕 (1) 介護認定基準の見直しによるサービス状況について (2) 介護予防の取り組みについて 3．少子化対策に向けた雇用対策について〔労働〕 (1) 新卒者の雇用状況と雇用の場の確保について (2) 働き続けるための環境づくりについて 4．子供を育てやすい環境づくりについて〔福祉〕 (1) 病気児童の保育、休日保育について	86
2	4	公政クラブ 長 野 勉	1．地域主権とこれからの自治体について〔市勢振興〕 (1) 第五次深川市総合計画の考え方について (2) 社会資本整備総合交付金について 2．市のブロードバンド化について〔市勢振興〕 (1) 事業の概要、進捗状況について (2) ブロードバンドの活用方策について (3) 市民周知、PRの対応について 3．市内保育所のあり方について〔福祉〕 (1) 入所児童数の推移について (2) 市内保育所数の見直しについて (3) 公立保育所の今後のあり方について 4．夏まつりについて〔商工〕 (1) 現在までの検討、経過について (2) 関係機関、団体との連携、協議について 5．農業生産基盤の整備について〔農業〕（割愛） (1) 国の事業仕分けによる影響について (2) 農業者、業者への経済的影響について	91

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
3	14	民主クラブ 太田幸一	<p>1. 踏切事故防止等の抜本対策に「連続立体交差化」(高架化)推進を取り組めないか〔市勢振興〕</p> <p>(1) JR函館本線(ムム2号線踏切から納内7丁目踏切)における鉄道と車歩道(市道・道道)の平面交差解消を図るべく、立体交差化(高架化)を関係省庁に要請することは、どうか</p> <p>(2) 「深川市函館本線高架化推進期成会」(仮称)を市と経済団体等各種団体で組織し、実現に向けての取り組みはいかがか</p> <p>2. 中空知(滝川市)の「地域職業訓練センター」の廃止方針は、深川市の「職訓センター」廃止条件が崩れ、市の雇用対策上も問題と思うがいかがか〔労働〕</p> <p>(1) 国や道に対し、北空知・中空知から「地域職業訓練センター」がなくなることへ、中止存続を要請すべきと考えるがいかがか</p> <p>(2) 滝川「地域職業訓練センター」廃止が決定した場合、深川市の「職訓センター」再開を国や道に求めるべきではないか</p> <p>3. 中学校、「体力と心の教育」向上カリキュラムの拡大における課題解決は〔教育〕</p> <p>(1) 「学力向上」対策として授業時間をふやし、さらに「体力と心の向上」として、時間増により教師の負担が格段にふえる。どう対策するのか</p> <p>(2) 「相撲」「柔道」「剣道」など、新たな授業内容の課題</p> <p>イ 既に、地域のそれぞれの連盟等が学外指導者の養成を行っているが、どのような内容か</p> <p>ロ 平成24年度より完全実施を図るとしているが、教師の中にも有段者・指導者が存在する。この教師と学外指導者のすみ分けは</p> <p>ハ 男女別なく、いずれかを選択させることは、逆差別とならないか</p> <p>ニ 防具等の準備に、生徒負担は原則ないと思えるが、どうか</p> <p>ホ 相撲は、青少年育成会の父兄等が指導しているが、教育委員会はどこに指導要請をするのか</p> <p>ヘ 生徒に種目の選択をさせることなく、種目の一本化をすることは、生徒の意向反映に問題はないか</p>	97

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>4. 冬季スポーツ（スキー場・スケート場）の身近な施設を廃止した深川市として、改めて対策をめぐらせないものか〔教育〕</p> <p>(1) 「グリーンパーク21」公園の人工池（約2,000坪）等に、スケートリンクの開設できないか</p> <p>(2) 歩くスキー（クロスカントリー）コースを音江地区（三瓶山・クラーク高校元気の泉キャンパス体育館付近）、鉄北地区（大正緑道錦町・拓大付近）にも開設できないか</p>	
4	5	民主クラブ 田中昌幸	<p>1. 肥育牛の生産について〔農業〕</p> <p>(1) 市内肥育牛の実態と、貸付金の運用状況について</p> <p>(2) 市場性と市場の評価について</p> <p>(3) 産地の特徴づくりとその支援策について</p> <p>(4) 転作での飼料作物生産と堆肥施肥による地域循環型農業への展望について</p> <p>2. 移住・定住促進について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 『移る夢深川』の活動について</p> <p>(2) 実績～評価と今後の展望について</p> <p>(3) ふかがわ元気会議の規約上、今年度で効力を失うとなっているが、その総括と今後の展開について</p> <p>3. 人口動態について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 市内人口が、2万4,000人を切ろうとしている状況についての分析は</p> <p>(2) 移住誘致は大変意義ある取り組みだが、今いる市民の皆さんが住み続けるための対策が必要だがその考えは</p> <p>(3) 企業誘致でも同じで、今ある企業、団体、市民の皆さんの住み続けたい意向を把握するべきでは</p> <p>(4) まち中の住みやすさ対策について</p> <p>4. 地球温暖化防止対策について〔環境〕</p> <p>(1) 「深川市役所温室効果ガスCO2（コツ・コツ）削減プラン」の実効性について</p> <p>(2) 地球温暖化防止対策を市としてどのように推進するのか</p> <p>(3) 計画策定の考えは</p> <p>5. 財政推計の見直しについて〔財政〕</p> <p>(1) 昨年度の財政推計から歳入が大きく変化しているがその説明は</p> <p>(2) 地域主権により自治体の考える力が強く求められ、そのためには発信力が重要だがどう対応するのか</p>	102

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
5	12	公政クラブ 川中裕	<p>1. 市長の基本姿勢について〔一般〕</p> <p>(1) 1期目集大成の年、市長としての今日までの自己評価と今後の決意について</p> <p>(2) 深川市の将来像、目指す方向性について</p> <p>(3) 行政推進上の各団体との連携強化について</p> <p>(4) 市立病院経営健全化計画実施に向けた決意について</p> <p>2. 支庁制度改革について〔一般〕</p> <p>(1) 空知総合振興局になって従前と変わるもの</p> <p>(2) 北空知圏振興協議会における幌加内町の対応について</p> <p>(3) 幌加内町が上川総合振興局に移行することによる影響について</p> <p>イ 一部事務組合（消防、衛生センター）の今後の体制について</p> <p>ロ 行政区（警察、保健所、農業普及センター等）の対応について</p> <p>ハ 農業界（農協）、商工業界に与える影響について</p> <p>(4) 北空知広域行政、経済圏の中核都市深川市の役割について</p> <p>3. 障害者支援施設「あかとき学園」について〔福祉〕</p> <p>(1) 具体的な深川市の支援対策について</p> <p>(2) 移転改築に伴う地元との協議、支援体制について</p> <p>(3) 年度内供用開始に向けた建設スケジュールについて</p> <p>(4) 納内地区を「福祉のまち」としての位置づけについて</p> <p>4. 小・中学校適正配置について〔教育〕</p> <p>(1) 中央教育審議会の示す適正配置計画はどのようなになっているのか</p> <p>(2) 深川市立小・中学校適正配置のあり方に関する懇話会の開催日時・内容等について</p> <p>(3) 小規模校における問題点と、その対策・対応について</p> <p>(4) 教育委員会における適正配置の基本的見解と現状をどのように認識しているのか</p> <p>(5) 地域協議等、今後の進め方について</p>	114

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
6	15	新政クラブ 田中裕章	<p>1. 市長の市政方針を受けて、その基本姿勢について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 平成22年度に向けて山下市長の基本姿勢と新年度予算の特徴と姿勢について</p> <p>(2) 山下市長の地域主権への基本的考え方について</p> <p>2. 市政方針の主要施策 市民と協働して進めるまちづくり対策〔市勢振興〕</p> <p>(1) 安全な生活環境の確保対策と地域・団体との連携について</p> <p>(2) 山下市長の市民との協働に対する考え方について</p> <p>3. 市政方針の主要施策 人にやさしい健康福祉のまちづくり対策〔福祉〕</p> <p>(1) 災害時要援護者避難支援 プラン作成状況と今後の行方について</p> <p>4. 市政方針の主要施策 人材と文化の育成に関する対策〔教育〕</p> <p>(1) 新学習指導要領導入に向けて当市の状況と影響について</p> <p>5. 市政方針の主要施策 安全・安心で快適な生活づくり対策〔一般、建設〕</p> <p>(1) 情報化推進事業の進捗状況と市内の設置範囲について(割愛)</p> <p>(2) まちなか居住の考え方と状況について</p> <p>6. 市政方針の主要施策 豊かな産業づくり対策について〔農業、商工、労働〕</p> <p>(1) 戸別所得補償制度導入の問題点と影響について(割愛)</p> <p>(2) 企業訪問(誘致)と地域の中小企業のバックアップ体制について</p> <p>(3) 平成22年度の市内の雇用状況と対策について</p>	122
7	16	日本共産党 議員団 北名照美	<p>1. 公共的施設での禁煙について〔一般〕</p> <p>(1) 厚生労働省「禁煙」通知の受けとめと具体化について問う。また生きがい文化センター喫煙室についてもたす</p>	135

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
			<p>2．健康診断への助成について〔福祉〕</p> <p>(1) 深川市立病院での健診に助成して、市民の健康増進に寄与することを求めたい。特に前立腺がんのPSA検査、脳ドックについて</p> <p>3．核兵器廃絶及び平和推進行政について〔一般〕</p> <p>(1) 5月ニューヨークで行われるNPT再検討会議、平和市長会議、戦争体験の記録についてお伺いする</p> <p>4．夏まつり及びじゃんしゃん傘踊りについて〔商工〕</p> <p>(1) 市民参加型の夏まつりを検討するべきではないか。傘踊りはやめることが至当と思う。「深川音頭」「ユーカラ音頭」はどこへ行ってしまったかについても言及する</p> <p>5．市臨時職員について〔一般〕</p> <p>(1) 労働者を取り巻く環境も労働者を保護する法整備も激変している。「5年」を年限とする雇用についてただしたい</p> <p>6．老人福祉センターのふるについて〔福祉〕</p> <p>(1) 3月いっぱい閉鎖ということだが代替案に対しては当該者から不満の声が上がっている。福祉、健康の両面から見直しを求めたい</p> <p>7．商工業者への融資等支援について〔商工〕</p> <p>(1) 中小企業金融円滑化法は有効活用されているか実態を問う。また、各種融資についてもお伺いする</p> <p>8．深川の昔話、民話、伝説について〔教育〕</p> <p>(1) 一度収集しておかなければ散逸してしまう。着手することを求める</p>	
8	8	日本共産党 議員団 松沢一昭	<p>1．風通しのよい市役所づくりについて〔一般〕</p> <p>(1) 市長が言ってきた基本的スタンスを、自らどのように評価しているか</p> <p>2．戸別所得補償制度について〔農業〕</p> <p>(1) 新しい制度を受けて、市内の作付動向はどのように変化するか</p> <p>(2) 激変緩和措置による深川市配分と地域協議会について</p> <p>3．和牛の導入事業について〔農業〕</p> <p>(1) 不況と市場の動向及び導入農家の営農状況について</p> <p>(2) 今後の事業展開について</p>	145

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>4．エゾシカ被害の対策について〔農業〕</p> <p>(1) 被害防止対策の新年度取り組みについて（フェンス・電牧・わな補助等）</p> <p>5．深川駅北の道営住宅用地などについて〔市勢振興〕</p> <p>(1) その後の当該地の売却状況について</p> <p>(2) 結果として幾らの欠損になるのか、持ち出しになるのか、その処理は</p> <p>6．スポーツ合宿について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 2010年へ向けた取り組みについて</p> <p>7．療養病床の削減について〔福祉〕</p> <p>(1) 国は療養病床削減の方針を変えていない。深川市は全体で入所可能数を確保したいと言ってきた。その考えを伺う</p>	
9	1	平成公明クラブ 宮田剛暁	<p>1．労働者対策について〔一般、労働〕</p> <p>(1) 本市の標準賃金の推移と完全失業者の状況</p> <p>(2) 市内新卒者の学校別就職内定の状況（割愛）</p> <p>(3) 本市における今後の賃金底上げや雇用対策等</p> <p>2．各種地場産業対策について〔商工、農業〕</p> <p>(1) 市内での新規起業及び倒産、廃業の状況</p> <p>(2) 農業全般における経営状況、様子</p> <p>(3) 本市における今後の地域産業活性化対策等</p> <p>3．グローバル化産業対策について 〔市勢振興、商工、農業〕</p> <p>(1) 本市における地元産業のグローバル化の現状</p> <p>(2) 市内での取り組みや支援体制</p> <p>(3) アボツフォード市との経済交流の状況と今後の展望</p> <p>4．感染症対策について〔医療、環境〕</p> <p>(1) 定期予防接種の種類と内容について</p> <p>(2) それらの本市の接種状況（接種者数及び接種率）について</p> <p>5．昆虫等の異常発生について〔環境〕</p> <p>(1) 昆虫等が異常発生する理由</p> <p>(2) 害虫に関する過去の事例と当時の対策</p> <p>(3) 害虫が人体へ及ぼす影響、危険性</p> <p>(4) 駆除方法</p> <p>(5) 本市における今後の害虫対策等</p>	156

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
10	2	平成公明クラブ 山田圭二	<p>1. 市政運営について〔一般〕（割愛）</p> <p>(1) これまでの市政運営に対する市長の自己評価について伺う</p> <p>(2) 目指す深川の姿について伺う</p> <p>2. 社会資本整備総合交付金について〔一般〕（割愛）</p> <p>(1) 新制度の概要を伺う</p> <p>(2) 社会資本整備計画を提出する準備を進めているか伺う</p> <p>3. 国の諸制度改革に伴う市財政への影響について〔財政〕</p> <p>(1) 地方交付税 1. 1兆円増額の本市への影響額を伺う</p> <p>(2) 個人住民税における扶養控除見直しによる本市での市民税への影響について</p> <p>(3) 予想される昨年の農家収入減少による市民税減収予測について伺う</p> <p>(4) 地方たばこ税率引き上げの影響額の予測を伺う</p> <p>4. 和牛の産地形成について〔農業〕（割愛）</p> <p>(1) 和牛導入貸付制度創設後の飼育頭数等実績と評価について伺う</p> <p>(2) 仮称「ふかがわ牛」としてブランド化を目指す、中・長期の展望について伺う</p> <p>5. 北海道からの権限移譲について〔一般〕</p> <p>(1) パスポートの発行状況について伺う</p> <p>(2) 平成21年度の実績と22年度の取り組みについて伺う</p> <p>(3) 新しい支庁制度の施行後の北海道からの権限移譲について伺う</p> <p>6. JR深川駅西側の土地活用について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 土地活用に取り組む考えを伺う</p> <p>7. 新エネルギーにおける農林業系バイオマスについて〔市勢振興〕</p> <p>(1) 農林業系バイオマスの活用の可能性の認識について伺う</p> <p>(2) 農林業系バイオマスに対する国の支援策について伺う</p> <p>(3) 農林業系バイオマスを活用した産業創造のため、きたそらち新産業協議会等との連携について伺う</p>	162



平成22年第1回定例会

平成22年3月4日（木曜日）

深川市議会定例会会議録 (第1号)

平成22年 3月 4日(木曜日)

午前10時00分 開会
午後 2時19分 散会

○議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
(1) 議長諸般報告
(2) 市長一般行政報告
(3) 教育長教育行政報告
- 日程第 4 委員会報告第 2号
平成21年陳情第 1号 治安維持
法犠牲者に国家賠償法の制定を求め
る陳情書
平成21年陳情第 2号 所得税法
第56条を廃止し自営業者の家族労
働を必要経費とするよう求める陳情
書
- 日程第 5 委員会報告第 3号
平成21年請願第 5号 深刻な「
貧困と格差」を解消するため、社会
保障予算の拡充を求める請願
- 日程第 6 委員会報告第 4号
平成21年請願第 7号 日米F T
Aに対し、農家経営の危機打開をは
かる緊急対策を求める請願
- 日程第 7 委員会報告第 5号
行財政改革調査特別委員会の中間報
告について
- 日程第 8 議案第19号 北海道市町村職員退
職手当組合理約の一部を改正する規
約について
- 日程第 9 議案第24号 空知教育センター組
合理約の一部を変更する規約につい
て
- 日程第10 議案第25号 財産の処分について
(納内公営住宅跡地)
- 日程第11 議案第26号 平成21年度深川市
一般会計補正予算(第9号)
議案第27号 平成21年度深川市

- 介護保険特別会計補正予算(第2号
)
- 議案第28号 平成21年度深川市
国民健康保険特別会計補正予算(第
4号)
- 議案第29号 平成21年度深川市
後期高齢者医療特別会計補正予算(
第4号)
- 議案第30号 平成21年度深川市
老人医療特別会計補正予算(第2号
)
- 議案第31号 平成21年度深川市
農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第32号 平成21年度深川市
地方卸売市場特別会計補正予算(第
2号)
- 議案第33号 平成21年度深川市
下水道事業特別会計補正予算(第2
号)
- 議案第34号 平成21年度深川市
水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第35号 平成21年度深川市
病院事業会計補正予算(第4号)

(午前10時00分 開 会)

○議長(北本清美君) ただいまから平成22年第1回深川市議会定例会を開会します。

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定によって、楠議員、川中議員を指名します。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(森田敏夫君) 初めに、本定例会に付議されます事件は、総務文教常任委員長から審査結果の報告がありました平成21年陳情2件、社会民生常任委員長から審査結果の報告がありました平成21年請願1件、経済建設常任委員長から審査結果の報告がありました平成21年請願1件、行財政改革調査特別委員長から調査結果の中間報告及び市長から提出のありました議案33件であります。

次に、監査委員から11月分ないし1月分に関する例月出納検査結果報告の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しております。

次に、第1回定例会1日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの21日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって会期は本日から3月24日までの21日間に決定しました。

○議長(北本清美君) 日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長諸般報告を事務局長から申し上げます。

す。

○議会事務局長(森田敏夫君) 平成21年第4回市議会定例会後の12月18日以降昨日までの議会の動静概要は、お手元に配付のとおりであります。

これで議長諸般報告を終わります。

○議長(北本清美君) 次に、市長一般行政報告を行います。

山下市長。

○市長(山下貴史君)[登壇] 平成22年第1回市議会定例会の開会に当たり、一般行政の報告を申し上げます。

初めに、新型インフルエンザワクチン接種事業について申し上げます。新型インフルエンザワクチンにつきましては、死亡者や重症化の発生をできるだけ減らすために、そのリスクが高い方を優先接種対象者等として、昨年10月23日から段階的に接種を開始し、また本年1月22日からは健康な一般成人に接種を拡大したところであります。2月5日現在、市内の医療機関で接種した方は、3,971人でそのうち低所得世帯の方409人に対し助成を行ったところであります。国の発生動向調査では、インフルエンザの発生は減少傾向にありますが、再流行のおそれもあることから、引き続き新型インフルエンザワクチン接種の市民周知に努めてまいる考えであります。

次に、ブロードバンド拡大整備事業の進捗について申し上げます。ブロードバンド拡大整備事業につきましては、本年3月26日に予定しております多志市街地区エリアのサービス提供開始により、市街地北側エリア、広里工業団地、NTT東日本独自による市街地西側エリアを合わせた平成20年度の繰越明許事業における拡大エリア、すべてにおいて光ブロードバンドをご利用いただくことが可能となったところであります。さらに、現在残る市域すべてについて平成22年度中のサービス提供に向けた準備を鋭意、進めているところでございます。

次に、第41回ふかがわ氷雪まつりについて申し上げます。本市における冬の最大イベントでありますふかがわ氷雪まつりが、2月6日、7日の2日間にわたって花園公園において開催されました。会場内には、こしも旭川陸上自衛隊第2特科連隊を初め、市内関係機関・団体のご協力によって、メイン大雪像と滑り台のほか氷像や市民雪像が多数制作されるとともに、青年会議所などの模擬店も多数出店する中でまごころゆきだるま、深川キャンドルナイト、

真冬のカラオケバトルなど、多様な趣向を凝らした催しが行われ、多くの市民や近隣市町の方々にご来場をいただいたところでございます。また、メイン会場の花園公園以外においても、プラザ深川では商店街振興組合連合会による商店街おもしろ雪上ウォークラリーやJR深川駅構内では、深川駅と物産振興会によるホット牛乳サービスの提供などが行われ、いずれも好評を博し、盛況のうちに終了したところであります。

次に、市内高校生の就職希望者の内定状況について申し上げます。市内高等学校卒業予定者のうち就職希望者の内定状況につきましては、2月末現在就職希望者64人に対し、内定者は55人で、就職内定率は85.9%、就職未定者は前年同期と同数の9人となっております。なお、就職未定者につきましては、学校を初め関係機関との連携によりまして、引き続き雇用環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、交通安全について申し上げます。昨年も、これまでと同様に本市におきまして交通死亡事故の抑止と交通事故件数の減少を重点目標として、関係機関・団体と連携して交通安全運動を展開してまいりました。その結果、北海道全体としては9年連続で交通事故を減少させるとともに、5年連続で交通事故死全国ワーストワン返上を達成したところであります。しかしながら、本市における交通事故の状況といたしましては、交通事故件数は77件で、前年を5件上回っておりまして、負傷者数は89人と7人増加しております。特に、死者数は、まことに残念ながら前年より5人増加して、6人の尊い命が失われるという残念な結果になっております。本年に入りまして、1月29日、市道6号線のJR函館本線踏切で大型ダンプと特急列車の衝突により乗客、乗員など41人が負傷する事故が発生し、また2月5日、音江町内園の国道12号で普通貨物車と大型貨物車の正面衝突により市外の男性1人が死亡する事故が発生しております。今後は人命の尊重を基本に、より一層交通安全意識の高揚に努め、事故防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、行政の一端を申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（北本清美君） 次に、教育行政報告を行います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君）〔登壇〕 平成22年第1回市議会定例会の開会に当たり、教育行政の概要について報告を申し上げます。

成人式について申し上げます。平成22年深川市成人式は1月10日、文化交流ホールにおいて177人の新成人の参加のもとに開催したところであります。新成人の皆さんは、成人としての自覚と責任を持ち、社会に貢献していくことを誓い合ったところであります。式典に先立ち、深川混声合唱団コール・メムの合唱を行い、式典終了後には市内で活動しているアマチュアバンド五番通による記念コンサートを開催しました。最後に、参加者全員で集合写真を撮影し、盛会に終了したところであります。

以上、教育行政の一端を申し上げ、報告といたします。

○議長（北本清美君） これで諸般の報告を終わります。

○議長（北本清美君） 日程第4 委員会報告第2号平成21年陳情第1号治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める陳情書及び平成21年陳情第2号所得税法第56条を廃止し自営業者の家族労働を必要経費とするよう求める陳情書の2件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

渡辺総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（渡辺英雄君）〔登壇〕 ただいま議題となりました平成21年陳情第1号治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める陳情書及び平成21年陳情第2号所得税法第56条を廃止し自営業者の家族労働を必要経費とするよう求める陳情書の2件について、総務文教常任委員会で審査しました概要と結果についてご報告申し上げます。

本件の陳情2件は、平成21年第2回定例会において当委員会に付託され、委員会を8月4日、9月8日、11月12日、11月26日、12月11日及び2月4日の6回開催し、審査を行いました。

初めに、平成21年陳情第1号の陳情者は、日本国民救援会深川支部長、兎本道大氏で、陳情の趣旨は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認め、犠牲者に謝罪し賠償を行い、実態を調査して内容を公表することを国に求めるものです。

審査終了後、水上委員から反対の立場で、戦争に関して国家が責任をとるべき問題という部分では、治安維持法の犠牲者以外にもいろいろな戦争犠牲者

がいることも事実であり、治安維持法のみを原因に取り上げることも平等性に欠けるものではないか、さまざまな要因に整合性を持たせ整理すべきであり、これらの考え方は国が一定の方向を出すべきと考えたとの討論がありました。

次に、北名委員から賛成の立場で、戦後六十数年たつが、いまだに幾つかの点で総括ができていない問題がある。民主党政権になって被爆者の問題などが大きく前進し解決の方向に向かっているが、その中で総括できない治安維持法犠牲者に対する問題がある。国家の犯した誤りである戦争に反対した人たちが弾圧をされ、天下の悪法とし最高刑は死刑までとうたわれた法律であり、戦後その法律はなかったとする答えが出ている。しかし、今も犠牲になった人たちは、国家賠償を求めて運動しており、思想、信条ではなく日本が戦後の積み残した大きな課題を総括し、国家が責任をもって解決すべきものとの討論がありました。

討論終結後、採決に入り、平成21年陳情第1号は、賛否同数のため、委員長の裁決により不採択すべきものと決定いたしました。

次に、平成21年陳情第2号の陳情者は、空知民主商工会深川支部、赤川海大氏で、陳情の趣旨は、家族労働者の労働に対する報酬を認め、所得税法第56条を廃止し自営業者の自家労賃を認めることに対し、国への意見書提出を求めるものであります。

審査終了後、水上委員から反対の立場で、家族従業者の所得を守るためには青色申告をすることがまず最善と考えるが、青色にするか白色にするかは申告者の選択である。本市は、青色申告の宣言をしており、青色申告が多数である事実、また農業者も白色から青色に変わっており、白色申告者も特段の問題もなく申告している実態を商工会議所と税務署から聞いた。この両方の申告者が存在する中で、これまでどおり白色申告者も適切に申告するためには所得税法第56条を廃止すべきではないとの討論がありました。

次に、北名委員から賛成の立場で、日本の税法上申告の仕方は、2通りの申告は認められている。青色申告にすべきだということにはならないし、白色申告をする人にはそれだけの理由と意思もある。たとえ少数であろうと申告の仕方を尊重し、差別のないような形にすべきだ。昭和57年に深川市が青色申告と諸税完納の都市宣言について議会に提案された

ときの採決で共産党議員団は、二つの方法を一つに導く宣言はすべきでないと反対している。自営業者については、苦勞しながら今の経済情勢のもとで一生懸命仕事して、非常に不利益につながっているとの討論がありました。

討論終結後、採決に入り、平成21年陳情第2号は賛否同数のため、委員長の裁決により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。
○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより平成21年陳情第1号及び平成21年陳情第2号の2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立少数。

よって、平成21年陳情第1号及び平成21年陳情第2号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議長（北本清美君） 日程第5 委員会報告第3号平成21年請願第5号深刻な「貧困と格差」を解消するため、社会保障予算の拡充を求める請願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

田中社会民生常任委員長。

○社会民生常任委員長（田中裕章君）〔登壇〕 ただいま議題となりました平成21年請願第5号深刻な貧困と格差を解消するため、社会保障予算の拡充を求める請願について、社会民生常任委員会で審査しました概要と結果についてご報告申し上げます。

本件は、平成21年第4回定例会において当委員会に付託され、2月16日に委員会を開催し、審査を行いました。

請願者は、深川地方労働組合総連合議長、吉田登美雄氏で、請願の要旨は、社会保障予算を大幅にふやし、施策を充実させること、低所得者ほど負担が重い消費税の税率アップは行わないこと、最低保障

年金制度の創設、生活保障制度と失業給付制度の抜本的拡充など、セーフティネットを確立し、人間らしい生活を保障する給付を実現することなどを趣旨とする意見書を、深川市議会として関係政府機関に提出されたいというものであります。

委員に請願に対する意見を求めたところ、今の情勢に照らし合わせると請願趣旨はおおむね理解できるが、消費税の税率アップ等の議論はこれからであり、今ここでどうこうと言える問題ではないので、この部分には賛同しかねる。したがって、この件については、趣旨採択。このままの文言を議会として上げることについては賛同できないが、今日的な貧困と格差の解消、あるいは社会保障の拡充、充実については、国民、市民の求めているところだと思うので趣旨採択。軍事費の削減は、残念ながら軍事抑止力で平和を保つという世界の秩序のような状況を踏まえると問題があると思うし、北海道経済に多大な影響があるため、道議会からも反対の意見書等が出ている。また、消費税の税率アップについては、国が健全財政を保つためには消費税に頼らざるを得ない部分があるということから不採択。軍事費の削減を行うと軍事力が弱くなり、日本の外交力がかなり落ちると思う。個人的には現状維持または増額すべきと考えているので、軍事費の削減には賛同できない。また、消費税の議論は国会でこれから行われようとしており、地方から余り言うべきではないと思うので不採択というように趣旨採択と不採択の二つの意見がありました。

その後、委員会は採決に入り、本件について、趣旨採択の賛否を諮ったところ賛否同数となりましたので、委員長の裁決により、平成21年請願第5号は、趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

以上で社会民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありますので指名します。

北名議員。

○16番（北名照美君）〔登壇〕 本請願に共産党議員団といたしましては、賛成すると、つまり採択すべきという立場であります。若干その意見を述べます。

自民政権から民主党政権に変わるという日本の政治手法の大転換をなし得た国民の意思をより確か

なものにする上で、極めて重要な時期であり、本請願についても、その項目を提起しているというふうに考えます。小泉内閣の新自由主義路線、構造改革路線が日本のありようを格差拡大、弱者を踏みつけにするという形で壊してきたことは言うまでもないことであります。これに変わって登場した民主党政権は、残念ながら国民の期待を裏切ることが幾つも出てきています。特に、軍事費と大企業への切り込みができないという大きな問題点を持っております。こうした弱点をただしていくのも国民の声であり、地方の声だと思えます。したがって、消費税アップをやめる、軍事費を減らすというのは、今日的な政治をさらに国民本位にする上で非常に鋭い観点であり、大事な点だというふうに確信します。よって、この請願については採択すべきだという立場であります。

○議長（北本清美君） 討論を終わります。

これより平成21年請願第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、平成21年請願第5号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

○議長（北本清美君） 日程第6 委員会報告第4号平成21年請願第7号日米FTAに対し、農家経営の危機打開をはかる緊急対策を求める請願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

北畑経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（北畑 透君）〔登壇〕 ただいま議題となりました平成21年請願第7号日米FTAに対し、農家経営の危機打開をはかる緊急対策を求める請願について、経済建設常任委員会で審査しました概要とその結果をご報告申し上げます。

本件は、昨年12月17日の第4回定例会最終日に当委員会に付託になったものであり、請願者は、深川地方労働組合総連合議長、吉田登美雄氏、請願の要旨は、日本農業を壊滅に導く日米FTA交渉は行わないこと、日豪EPA交渉も中止すること、米価暴落を回避するため備蓄米100万トンに不足する分を

政府は緊急に買い入れること、ミニマム・アクセス米の義務輸入を中止することなどを趣旨とする意見書を、深川市議会として関係政府機関に提出されたというものであります。

委員会は、2月16日に開催し、各委員から意見を聞いたところ、この請願は時宜を得ており、採択すべき。日本政府は、日本農業を守るという基本理念の形を示しているし、請願項目で掲げていることは既に実行されている面もあるので、不採択。政権が変わり農家の所得補償も含め農家をしっかり守っていくという基本姿勢がある。目指す農業形態もアメリカ型ではなく、ヨーロッパ型の農業政策を目指しており、自給率の向上を進めているので、この請願は採択とはならないなどの意見の開陳がありました。

その後、委員会は討論に入り、松沢委員から請願に賛成の立場で、日米FTA交渉を始める動きが国にある。農業団体の中では、このことに対し非常に不安が出てきている。アメリカとの自由貿易交渉においては、日本から売る物は自動車や機械など、一方、アメリカから買うことを求められているのは、農産物であることが色濃く想定される。政府が仮に所得補償をしていく場合でも、日本の農家が置かれている状況は、より一層不安になり食料自給率もさらに低下するという不安が農家、農業団体を含め消費者にも深刻な問題としてある。請願事項の3項目は、昨年、北空知議長会の一員として深川市議会議員も参加した北海道選出国會議員への要請項目にも入っている日米FTA交渉に関連して、米価及び農産物が際限のない値下がりマインドにならないためにも、この意見書を提出すべきであるとの討論がありました。

討論終結後、採決に入り、平成21年請願第7号は、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより平成21年請願第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立少数。

よって、平成21年請願第7号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議長（北本清美君） 日程第7 委員会報告第5号行財政改革調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。

行財政改革調査特別委員長から会議規則第44条第2項の規定により中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって行財政改革調査特別委員長から中間報告を受けることに決定しました。

委員長の発言を許可します。

長野行財政改革調査特別委員長。

○行財政改革調査特別委員長（長野 勉君）〔登壇〕 ただいま議題となりました行財政改革調査特別委員会の中間報告について申し上げます。

当委員会は、平成20年12月第4回市議会定例会において、財政収支改善の取り組み等に関する中間報告を行い、一定の調査を終えたところであります。しかし、その後、平成21年4月より財政健全化法が本格施行となり本市においては、平成20年度決算で病院の資金不足比率が基準値を超えたことから経営健全化計画の策定が求められることとなりました。また、一般会計サイドでは、普通会計における実質公債費比率が地方財政法に基づく一定水準を超えたことから、公債費負担適正化計画の策定が必要となりました。これらの状況を受け当委員会は、8月20日、10月6日、11月27日、1月8日及び2月9日の5回にわたり調査を行いましたので、その経過と概要について報告いたします。

8月20日の第14回委員会では、冒頭企画総務部長から本市の財政健全化については、昨年来の収支改善の取り組みにより一定程度の成果を上げたところであるが、承知のとおり本年度は市立病院の経営健全化計画や一般会計サイドの公債費負担適正化計画の策定など、新たな課題も生じている。また、財政収支の改善に関しては、残り6項目について、現在、関係機関との調整を行っており、早急な対応を図りたいとの説明がありました。

続いて、財政課より財政健全化法の概要及び本市における判断比率の状況、また公債費負担適正化計画のイメージ等について説明があり、本格論議については次回以降に行うこととされました。

次に、10月6日の第15回委員会では、病院の経営健全化計画の策定とそれに先立ち実施される個別外部監査について説明があり、監査報告については11月10日までとしていること、また市としては、それらを踏まえ検討する中で今後の対処方針を固めていくことなどが明らかにされました。続いて、財政課より健全化判断比率及び資金不足比率の状況について、企画課より街路灯の設置補助及びコミセンの管理運営経費の見直し、総務課より職員の定数管理の取り組み状況について説明がありました。

委員からは、病院の収支改善に関しては、市長の口から一般会計のさらなる繰り出しということが明らかにされている。結局そういうことになるのであれば、病院特例債を借りるべきだったのではないかと、今後、さらなる一般財源の捻出が必要と思うが、そうであれば6項目以外の新たな財政収支改善の取り組みが必要ではないのか。また、定員管理等については、これまでも長期的視点に立ってと提言してきたが、ことしの対応すら明確なものがない。今後どのような形で示していくのかなどの質疑がありました。

所管からは、病院特例債の活用については、長い時間をかけて検討したが、柔軟な対応が損なわれるものとして断念した経過がある。特例債を借りなかったことで大きな不利益が生じることのないよう、今般の経営健全化計画策定の中できちんと対応したい。収支改善は一定程度の財源効果を上げたが、市民等に痛みを与えたことも事実であり、繰り返して行うことは難しいと考える。財源については、予算編成や不断の行財政改革を進める中で、その確保に努めたい。また、採用、退職については、退職者の2分の1を基本に調整している。厳しい行財政環境、定年制の延長論議もある中で、長期はもとより短期的な視点も必要と考えている。今後、人員削減を目標とするのではなく、市役所をどう動かしていくかを主眼に対応していきたいなどの答弁がされました。

次に、11月27日の第16回委員会では、財政収支改善の6項目の状況と11月9日付で提出された個別外部監査結果の報告概要が示されました。

その中で、監査報告については、一つ本業である

医業収益が三十七、八億円台で推移しており、資金不足が19億円に上っていること、一つ患者数の減に対し費用が連動せず、一時借入金等の負担がふえていること、一つ移転改築における事業経費がかなり割高であったこと、一つ将来の患者動向を2000年レベルで見えていたが、現実的には大きく下回ったこと、一つ他方で現行水準までの予測もあったことから、収支の前提が当初から崩れることは想定されていたと言えるなどの指摘があり、結論として収支改善は医業収益を現状水準として費用の削減を図るしか選択はなく、資金不足比率を基準以下とするためには、3億円以上のコスト削減あるいは一般会計からの特別支援が必要であるとされました。

これを受け、所管からは、病院への支援は当然必要であり重要と考えているが、一般会計本体の健全性を損なうことのようなことがあってはならない。病院はもとより、すべての会計が持続可能であることが何よりも重要と考えている。計画策定に際しては、一般会計の役割を十分認識するとともに、さらに病院と連携を図る中で取り進めていきたいとの説明がありました。

委員からは、昨年の今ごろあれだけの議論をし、その後、議会で附帯意見や修正もなされた。そして、今一般会計からの支援がなければ収支改善ができないという。昨年の論議から1年たつたといううちに3億円の収支改善が必要とはどういうことか。行政は、市長はどのように評価し、受けとめているのかとの質疑に対し、所管からは、自治体は多面的な活動、施策を行う存在であり、一つの事柄一つの会計だけを見るのではなく、やはり総体で評価されるべきものと認識している。3億円について、これは重く受けとめている。今後いかに対応していくかということが大事なことであり、全力を尽くしたいと考えるとの答弁がありました。さらに、病院のなりわいが大きく市の財政に影響している。監査の指摘にもあるが、見通しの甘さというか、状況変化の幅が大き過ぎるし病院自身の自助努力もまだまだと感じるとの質疑があり、所管からは、医業収支の収益について、過去の実績レベルで推移させていることや、今後の財政支出、費用削減の反映等については、さらにシビアな見方も必要と思う。特に医業収益は、途中で計画にそごを来すことのないよう、指摘を踏まえしっかりやっていきたいとの答弁がありました。

次に、1月8日の第17回委員会では、病院への支

援が強く求められる中、現時点における一般会計の収支見通しと積算の考え方が示されました。

その中で、平成22年度の予算編成においては、既に収支不足が生じていることや、病院不良債務の縮減等に向けては、どの程度の財政支援が必要で確保はどうかなど、さらに今後の詰めが必要であることが説明されました。

委員からは、一昨日の病院特別委員会を聞き、非常に驚いた。当然収支バランスのとれた内容が示されると思っていたが、いとも簡単に年間5億円もの赤字が続くということ。病院サイドの取りまとめと聞いたが、市との協議はどうなっているのか。公営企業と言えども市の会計だから、赤字を出せば市に影響が出るのは当然である。いろいろな対策も後手後手で遅きに失している。このような状況、財政当局はどう受けとめているのか。また、病院の収支見通しには愕然とした。まさに非常事態そのものではないか。こうした数値をひとり歩きさせないで早くしっかりしたものを出してほしい。あわせて、議会で論議する時間も十分保障すべきとの質疑がありました。

所管からは、病院の収支見通しは、プロジェクトチームの論議を積み上げ、院内協議を踏まえ作成している。市とのかかわりについては、最も大きな行政課題ということで当初から連携を図っており、今後においてもさらに密接にと考えている。内容については、重大かつ深刻な状況と認識しており、ご指摘の面については、十分受けとめさせていただきたい。非常事態との指摘は、まさにそのとおりと感じている。財政サイドとしても、早期に次なる追加策がお示しできるよう、病院と十分連携していきたい。もちろん、議会論議にも付せるよう最大限の努力をしていきたいとの答弁がありました。

そのほか、年末に新聞報道がなされたわたりの件については、今回のことについては、例年行われている地方公務員給与実態調査において、総務省の判断基準が従前より詳細となり、わたりの判定に変更が生じたもので、本市の場合、19人の職員が該当するとの指摘を受けた。本市では、以前より条例、規則に基づいた対応を図っており、法制上特に問題はないが、新たな判断基準に沿った場合、改善の余地はあることから、今後に向けては、運用等の中で解消を図っていきたいとの説明がありました。

次に、2月9日の第18回委員会では、前日の病院

経営健全化調査特別委員会に付された健全化計画素案とともに、再度一般会計の財政収支見通しが示されました。

素案については、期間を平成21年度から27年度の7年間とし、各種の健全化対策を講じる中で、現在の資金不足比率41.1%を19.2%に改善しようとするもので、そのほかの数値目標として、医業収支比率等も掲載されており、改善のための具体的方策としては、7対1入院基本料の取得、5病棟から4病棟への再編と職員配置の適正化、人件費、業務委託の見直しなどが掲げられていました。一方、これらを支援する一般会計においては、毎年度必要となる財源の確保のため、平成23年7月以降についても、職員給与と費等の縮減、積立基金の活用などの説明があり、その後質疑を行いましたので、主なものについて報告をいたします。

問い、先般、7対1看護の対応で1億5,000万円、また診療報酬改定では0.19%、4,500万円のアップが言われている。救急医療や周産期、小児部門のいわゆる不採算部門を抱え、厳しい現状からどう脱出するのか。

答え、確かに、救急医療や周産期、小児部門は採算性が低く、依然厳しい状態にある。これら部門についても、本来は診療報酬できちんと手当てされるべきと思うが、現状では市全体で対応しなければならないものと考えている。

問い、繰り出し基準の見直し、拡大と累積不良債務解消支援の財源手当てについて伺う。また、人口減や企業撤退等で市内情勢が変化中、市役所機構のスリム化や部長制度の見直しが必要と考えるがどうか。

答え、今回の繰り出し基準の見直し等は、国が定める費用負担区分と割合について、その基準を超えて市が繰り出しを行おうとするもの。累積不良債務解消支援は、任意の項目として新たに設けるものであり、その財源は、職員給与を初め、継続して取り組む行財政改革の中で捻出したいと考えている。また、機構の改革は検討すべき課題と受けとめており、先進事例も参考に今後十分検討する中で実行に移していきたい。

問い、この健全化計画には余裕がない。綱渡りの状態がずっと続くようだが、健全化の最中に突発的なことが起きたらどうなるのか。7対1看護の取り組み以外に、もっと抜本的なものや機構の改革など

にも踏み込んだ対応が必要ではないか。

答え、今回の計画は、7対1看護の取り組みを軸としている。今後において、突発的なことがないとは言えないが、今の時点でそれを予測し対処することは難しい。指摘については十分受けとめるが、当面は7対1看護の取り組みがことの成否を分けることから、これに向け最大限の努力をしていきたい。

問い、今回の計画、7対1看護に伴い若干の負担はふえるが、期待は持てると感じている。ボランティア組織の立ち上げも市民理解の上では大いに役立つものと思う。あとは、周辺市町とのネットワーク、これらの協議状況、概要はどうか。

答え、周辺市町に対しては、折に触れ市立病院の状況や圏域における位置づけなど情報提供に努めている。今後さらに、さまざまな角度から情報提供、意見交換等を進めていきたい。

問い、今回の計画、7年間とされているが本当にやっていけるのか。ネットワーク化や経営形態の検討ということもあるが、財政サイドとしてどのようにとらえているか。

答え、7年間ということについては、潤沢な基金等があればそれを投入することで容易に思うが、それができないのが現状である。今回7対1看護の取り組みで1億数千万円の効果額を見込んでいるが、数値の変動一つで大きく変わることから実行管理が極めて重要と認識している。ネットワーク化については、北空知における市立病院の位置づけ等をきちんと説明し、理解いただくことが肝要と思う。また、経営形態については、現在ある病院機能、役割の維持が基本スタンスと考えている。

問い、病院の健全化計画ばかりに目が行っているが、市の公債費負担適正化計画はどうなっているのか。

答え、現在は案ということで、北海道のほうへ提出している。病院の経営健全化計画とのかかわりで、一般会計サイドにおける将来の収支見通しの明確化が必要。今後、健全化計画は議会で議決された後において、初めて正式に認可されるものであり、当委員会に対しては、その段階で報告したいと考えている。

以上が委員会の概要であります。

なお、今後の委員会の開催等については、特別な事由により調査すべき事項が生じた場合に開催することとし、その内容、開催日時については正副委員

長に一任していただくことで決定いたしました。

以上で行財政改革調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

以上で行財政改革調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（北本清美君） 日程第8 議案第19号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第19号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について、提案理由を申し上げます。

深川市が組織団体となっております北海道市町村職員退職手当組合において、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び胆振西部衛生組合がそれぞれ解散脱退することとなりましたことから、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を改正するものであります。当該規約の一部改正につきましては、地方自治法第286条及び第290条の規定により、一部事務組合を構成する関係地方公共団体が協議によりこれを定めることとされており、この協議については、それぞれの関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされておりますことから、本議会の議決を得ようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第19号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長(北本清美君) 日程第9 議案第24号空知教育センター組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長(山下貴史君)[登壇] 議案第24号空知教育センター組合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が平成22年4月1日に施行されることに伴い、空知支庁の名称が空知総合振興局に改められること、空知教育センター組合を組織する市町から幌加内町が脱退することにより組織する市町数に変更が生じますことから、空知教育センター組合規約の一部を変更する必要がありますが、当該規約の一部変更につきましては、地方自治法第286条及び第290条の規定により、一部事務組合を構成する関係地方公共団体が協議によりこれを定めることとされており、この協議については、それぞれの関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされておりますことから、本議会の議決を得ようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(北本清美君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第24号を採決します。

本件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長(北本清美君) 日程第10 議案第25号財産の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長(山下貴史君)[登壇] 議案第25号財産の処分について、提案理由を申し上げます。

本件は、納内公営住宅跡地のうち2筆、6,827.40平方メートルにつきまして、障害者支援施設あかとき学園の施設の用に供するため地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を得て社会福祉法人広里会に売却しようとするものであります。売却額は、2,761万5,960円と定め、2月22日に仮契約を締結したところであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(北本清美君) これより質疑に入ります。

田中昌幸議員。

○5番(田中昌幸君) ただいま財産の処分ということで議案が提案されております。市が財産処分を推進しながら、少しでも収入を得るということに関しては非常に好ましいことと思うのですが、一方でこの処分の部分でどのような経過があるのか質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目、処分の理由があかとき学園の施設用地とするためということでございますので、この用地にするということに至っては庁内論議も当然あると思いますけれども、地域の皆さんがどのような判断をするか非常に重要な部分でないかと思っておりますので、その辺の地域住民の方の意見を聞く機会があったのか、あったとすればどのようなものかお伺いしたいと思います。

次に、建設ということでございますけれども、企業誘致を盛んにされている例えば広里工業団地で企業誘致をすれば、土地の無償譲渡みたいなこともやっている。それに反して、企業ではない場合、事業主という場合ですけれども、雇用ということを考えれば、例えばほかのまちがぜひ来てくれということで、秩父別や妹背牛のほうから土地を無償で提供しますという支援の話があったときに、そちらにいかれても不思議でない状況ではないかと思うのです。そういう福祉という観点ではなくて、地域振興という観点をもって庁内論議をしているのかということで、今の建設に対する支援がまだ本予算のほうにも出ていない状況でありますので、その辺の観点についても含めて建設支援の考え方、あわせて30年前

にどのような支援が実際に行われていたのかについてもお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） あかとき学園の移転改築にかかわって質疑がありましたので、順次お答え申し上げます。

1点目のあかとき学園の移転改築に対する地域住民の意見についてでございますけれども、これまであかとき学園では昨年8月の納内町連合町内会長会議の際や、11月に地域や学校、PTA関係者などの皆様に対する説明会を開催するなどして移転改築の計画を説明し、意見をいただく機会を設けたところでございます。この中におきまして、今後改築工事が始まれば関係車両の通行も頻繁となることや、移転後職員などの車が入り出すことに対する安全対策を求められましたが、移転そのものに反対する意見などはなく、移転改築に伴う納内地域の活性化に大きな期待を寄せる意見のほか、施設入所者との交流や触れ合いの機会を望む意見もいただいたと聞いています。

次に、2点目の質疑の順序と答弁が前後しますが、お許しいただきたいと思えます。まず、30年前のあかとき学園の建設に対する支援の内容についてですが、建設は昭和54年9月に工事が着工されて当時事業費2億393万2,000円のうち国、道からの補助金を除く8,928万4,000円が事業主体である広里会の負担でありましたが、他の法人からの寄附金を除く3,000万円の借り入れに対し、市は開設助成金として事業費の10%相当となる2,000万円と借入資金の利子相当額558万9,000円のあわせて2,558万9,000円を10年間で分割補助をしてございます。

次に、今回のあかとき学園の移転改築に対する市の支援策、あわせて今回の移転改築用地に対する土地の提供について無償譲渡でもよかったのではないかと、福祉の観点から市の考えというお尋ねでございますけれども、現在の建物解体を含めた改築に伴う事業費約4億6,900万円のうち国、道からの補助金が約1億8,200万円と見込まれるものの約2億8,700万円が事業主体である広里会の負担となりますことから、その負担軽減のため市に支援を求められているところでもございます。市としましては、あかとき学園が北空知唯一の知的障がい者の入所施設でありますことから、今後とも継続して安定的な運営が

なされることが必要であると認識しており、極力支援を行いたいと考えておりますが、ご承知いただいておりますとおり、市の財政状況も大変厳しいことから支援のための財源確保に向け模索をしているところでございます。このことから、現段階で具体的な市の支援策をお示しすることはできませんが、今後財源確保の見通しも見きわめた中で、平成22年度途中での補正予算になるものと思われませんが、しかるべき時期に支援策を議会に提案させていただきたいと存じます。

それから、市有地の無償譲渡ということで、庁内的に論議をしてみましたが、市有地を有償で購入いただくことで最終結論を得まして、あかとき学園に対しまして、そのことを申し上げて事業主体である広里会のご理解をいただいたところでございます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 無償譲渡をすべきという話をしたわけではないのです。無償譲渡という考え、例えば企業誘致のときにはそういう形になっている。だから、市としては企業を誘致するのと同じぐらいの気持ちを持って取り組むべきではないかという発想、福祉のエリアだけではなくて市全体のいろいろな事業を振興できるような、そういう形の視点を市全体として持つべきではないか、そういう議論があったのかというお話をさせてもらったのです。副市長に答えてもらいたかったと思うのですけれども、この事業展開は北空知唯一の施設ということで北空知の中であればある意味どこでもいいわけです。そうすると、例えば北竜町でぜひやりたいということになれば北竜町で事業展開する可能性もあったのかもしれない。そういう危機感、ぜひ深川市で継続的に事業展開してほしいという意思を市として持つべきではないかと思えますので、そういう気概を持って対応することも必要ではないかと思えますので、そういう意味で地域振興や企業誘致と同じような発想でやってきたのか、その辺についてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） ただいまご指摘のようなことも庁内の中で、論議を重ねてきたところでございますし、この後の市の支援策も十分踏まえて、今後極力支援できるように対応していきたいと

思っております。前段申し上げました広里工業団地については、最初から100%無償ということではないと認識していますし、その広里工業団地については、そこで営業し進出いただければその後無償提供するというごさいますけれど、議員ご指摘の部分については十分そのことを踏まえて、まず市有地は、購入いただくと。それはそれとして、別途支援についてはそのことを踏まえて極力市が支援できることを今後財源確保を模索しながら、その事を今後議会に提案していきたいということでございます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 私の言いたいこととずれているという感じがあります。

中身について具体的にどうこうするというこの議論ではなくて、市の土地を買っていただけということに対して、そういう事業者や企業に対する考えをもう少し市全体で取り組んでいくべきではないかということで、地域振興でしっかりと全体を見渡して取り組んでいくべきではないかと思うものですから、これを福祉の部分だけで考えると支援をどうしたらいいかという過去の経緯に沿ってしかできないということで、難しいことだと思います。そうではなくて、企業誘致、地元の雇用を確保するという観点をもっと少し膨らませて、全体の市民の皆さんに理解が得られるような取り組みをしていくべきではないかと思っておりますので、そういう観点をどのように持っているのか、市民福祉部長では答えづらいのではないかとあって、そのように話をしたつもりでした。期待をする内容なのですけれど、少し視点が違うのかと思っておりますので、市長から答弁をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（北本清美君） 答弁願ひします。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 大事なご指摘をいただきました。そういう方向で、これまで臨んでまいりましたし、これからも地域振興という観点から立地問題などを考えていかなければならないと思っております。この件に関しても、私が記憶している限りは相手側の皆さん方と率直に無償の譲渡という可能性もあるし、またそれはそれとして通常の売買の後、できる限りのご支援を考えさせていただき、いろいろな可能性も含めて率直に話した結果、こういう形で今は進んでいることになっております。私はそのように理解しておりますので、議員のご指摘ご心配はそのとおり

と思っておりますので、今後に活かしていければと思っております。

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第25号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第11 議案第26号平成21年度深川市一般会計補正予算ないし議案第35号平成21年度深川市病院事業会計補正予算の10件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

初めに、議案第26号。

平山財政課長。

○財政課長（平山泰樹君）〔登壇〕 議案第26号平成21年度深川市一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出からそれぞれ7,337万8,000円を減額し、予算の総額を173億1,160万7,000円とするものであり、第2条で債務負担行為の追加及び変更を、第3条で地方債の変更を、第4条で繰越明許費の設定を行うものであります。

初めに、歳出予算についてご説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、年度中の事務事業の効率化を図り、経費の節減に努め、執行残の生じたもの及び補助事業等の確定によるものなど、減額補正が多く部分を占めておりますので、主に増額補正にかかわる部分についてご説明をさせていただきたいと存じます。

24ページをお開き願ひします。2款総務費、1項22目地域活性化・きめ細かな対策費1億6,374万9,000円の増額補正のうち、25ページ、説明欄1番、ぬくもりの里交流促進施設改修事業は、交流促進施設の木製テラスを改修するものでございます。

説明欄 2 から 4 につきましては、深川保育園の屋根改修、給水管取りかえ及びフェンス修繕を行うものであります。

説明欄 5 番目、卸売市場に冷凍機を設置するものであります。

説明欄 6、経済センター改修事業は、雨漏り等の対策として外壁等を改修するものであります。

7 から 10 番までのうち向陽橋及び山 3 線につきましては、舗装を改修するものであり、多度志停車場線及び一已小西通線につきましては、それぞれ道路改良舗装工事を行うものであります。

説明欄 11 番、オサナンケップ川に 900 メートルの防護さくを設置するものであります。

説明欄 12、公営住宅維持保全事業は、緑町西及びあけぼの団地の屋根塗装及びふきかえを実施するものであります。

13 番、水道配水施設等改修事業は、水道施設のテレメーターの更新、送水ポンプのオーバーホール等を実施するものであります。

説明欄 14 番から 16 番は、生きがい文化センターにおける給排水設備及び電気設備を改修するとともに、屯田兵屋の屋根のふきかえを行うものであります。

説明欄 17、共済住宅屋根塗装の計画的な実施と設置が義務づけられております火災報知機の整備を行うものでございます。

説明欄 18 番は、深川小学校及び納内中学校の屋内運動場の床をウレタン塗装するものであります。

説明欄 19 は、深川中学校のダッグアウトの修繕、20 番は、納内中学校の高圧ケーブルの修繕、21 番は、一已小学校のプール床を改修するものであります。

次に、30 ページをお開き願います。3 款民生費、1 項 2 目障がい者福祉費 825 万 4,000 円の増額は、自立支援介護給付費の見込みが大幅に増となることから、増額を図るものでございます。

次に、32 ページをお開き願います。2 項 1 目児童福祉総務費、説明欄 2 の子ども手当支給 447 万 3,000 円の増額は、子ども手当支給事務に係るシステムの導入を図るものであります。

36 ページをごらんください。6 項 1 目国民健康保険費 1,598 万 8,000 円の増額は、保険基盤安定対策費負担金の増額に伴うものであります。

次に、42 ページをお開き願います。4 款衛生費、3 項 1 目病院費 2,461 万 8,000 円の増額は、共済組合追加費用及び基礎年金拠出金に係る公的負担に要す

る経費を負担するものであります。

次に、46 ページをごらんください。6 款農林水産業費、2 項 1 目林業振興費、説明欄中の森林整備地域活動支援交付金事業 61 万 1,000 円の増額は、面積確定により増額を図るものであります。

48 ページをお開き願います。7 款商工費、1 項 2 目商工振興費 141 万 2,000 円の増額は、空き地空き店舗活用事業において新たに開業予定の店舗に対し改装費等を助成しようとするものであります。

8 款土木費につきましては、事業確定によるものでございますので、少し飛びまして 68 ページをお開きください。10 款教育費、6 項 1 目就学援助費、説明欄 1、要保護・準要保護児童生徒援助 40 万円の増額補正は、支給単価の変更による増額補正でございます。

これ以降の部分につきましては、事業確定等による減額が主なところでございますので、歳出の説明を終わらせていただきます。

戻りまして、5 ページをお開き願います。第 2 表、債務負担行為補正についてご説明いたします。新たに追加する深川市総合庁舎及び深川市健康福祉センター清掃管理、さらに深川アンダーパス歩道清掃業務委託ほか 3 件につきましては、平成 22 年度当初からの業務遂行のため、本年度中に契約する必要がありますことから対応するものでございます。冷湿害等農業経営維持資金利子助成につきましては、平成 21 年の冷湿害等の被害を受けた農業者に対し、道の助成の活用などにより支援を行うもの、地方道路等整備事業につきましては、早期発注、完成を目指すものであります。また、広報ふかがわ印刷につきましては、事業費の確定により変更を図るものであります。

同じページの第 3 表、地方債補正は、コミュニティセンター建設事業債ほか 8 事業債につき変更を図り、地方債の限度額の合計を 11 億 400 万 9,000 円にしようとするものであります。

次に、6 ページをお開き願います。第 4 表、繰越明許費は、総務費 3 事業、民生費 1 事業、農林水産業費 2 事業、教育費 2 事業、さらに地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業 7 事業及び地域活性化きめ細かな対策事業 21 事業について、年度内に事業の完了を見込めないこと及び一部事業を平成 22 年度に繰り越して対応するものであります。

次に、10 ページをお開き願います。歳入予算につ

きましては、国庫支出金及び道支出金等の特定財源の変更などにより、剰余となります財源につきまして14ページの18款繰入金において、財政調整基金など4基金で2億9,485万1,000円の減額を図るものであります。

以上、一般会計補正予算につきましてご説明を申し上げますが、原案に賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第27号ないし議案第30号。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君）〔登壇〕 私から議案第27号ないし議案第30号の4特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

最初に、議案第27号平成21年度深川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,205万円を減額し、予算の総額を20億5,935万9,000円にしようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きください。3、歳出、1款1項1目一般管理費800万円の減額は、配置職員の削減及び職員給与と改定による職員給与費の減であります。

次に、12ページをお開きください。介護サービス等諸費1億7,608万円の減額は、各目におけるサービスの利用者が当初見込みを下回ったことに伴う減であります。そのうち6目施設介護サービス給付費1億644万7,000円の減額は、介護療養病床の一部転換などによるものであります。

次に、16ページをお開きください。2款2項1目高額介護等サービス費236万3,000円の減額は、利用者負担が高額となる施設介護サービス等の利用者が、当初見込みを下回ったことによるものであります。2目高額医療合算介護サービス費450万円の増額は、介護保険と医療保険の両方の利用者負担を合算すると一定の額を超える支給対象者が当初見込みを上回ったことによるものであります。

次に、18ページをお開きください。3款2項4目任意事業費270万8,000円の減額は、在宅老人等給食サービス事業において、対象者の入院や施設入所、他の介護サービスの利用などにより、配食数が当初見込みを下回ったことによるものであります。

次に、20ページをお開きください。4款1項1目

介護保険準備基金積立金3,260万1,000円の増額は、介護サービス給付費の減額等に伴い生じる保険料剰余分を介護保険準備基金へ積み立てるために増額するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので8ページをお開きください。2、歳入、1款1項1目第1号被保険者保険料189万8,000円の増額は、当初見込みより被保険者数が増加したことなどによるものであります。

3款1項1目介護給付費負担金2,882万円の減額及び2項1目調整交付金1,304万6,000円の減額は、国庫支出金の対象保険給付費の減によるものであります。2項3目地域支援事業交付金52万2,000円の減額は、交付金対象事業の減によるものであります。

4款1項1目介護給付費交付金5,218万2,000円の減額及び5款1項1目介護給付費負担金2,771万2,000円の減額は、支払基金交付金や道支出金の対象保険給付費の減によるものであります。2項2目地域支援事業交付金26万2,000円の減額は、交付金対象事業の減によるものであります。

7款1項1目一般会計繰入金3,000万4,000円の減額は、繰り入れ対象の総務費や保険給付費及び地域支援事業の減によるものであります。

9款3項4目雑入140万円の減額は、在宅老人等給食サービス事業の配食数が当初見込みを下回ったことによる利用者負担金の減によるものであります。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第28号平成21年度深川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,337万5,000円を減額し、予算の総額を34億7,600万3,000円にしようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、14ページをお開きください。3、歳出、1款4項1目特別対策事業費76万7,000円の減額は、制度周知及び健康づくり冊子の作成の減によるものであります。

次に、16ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費は、補正額の計上がございますが、財源内訳の調整によるものであります。

次に、18ページをお開きください。2款2項3目一般被保険者高額介護合算療養費150万円の減額及

び4目退職被保険者等高額介護合算療養費54万円の減額は、被保険者に対する高額介護合算療養費の減によるものであります。

次に、20ページをお開きください。2款3項1目出産育児一時金36万円の減額は、被保険者の出産件数の減によるものであります。

次に、22ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金は、補正額の計上はございませんが財源内訳の調整によるものであります。

次に、24ページをお開きください。7款1項1目高額医療費拠出金371万5,000円の減額及び3目保険財政共同安定化事業拠出金3,165万6,000円の減額は、それぞれ拠出金の確定によるものであります。

次に、26ページをお開きください。8款1項1目特定健康診査等事業費73万6,000円の減額は、特定健診の受診者数の減によるものであります。

次に、28ページをお開きください。8款2項1目保健衛生普及費110万2,000円の減額は、健康づくりカレンダー及び医療費通知用冊子の支出減によるものであります。2目疾病予防費280万円の減額は、生活習慣病予防集団検診の助成及びインフルエンザ予防接種助成金の減によるものであります。

次に、30ページをお開きください。11款1項1目基金積立金19万9,000円の減額は、預金利子の減によるものであります。

戻りまして、8ページをお開きください。2、歳入につきまして主なものを申し上げます。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税168万8,000円の増額及び2目退職被保険者等国民健康保険税410万2,000円の増額は、調定の精査及び徴収強化等により、予算現額を上回る見込みによるものであります。

2款1項1目療養給付費等負担金2,817万3,000円の増額は、同負担金の変更申請に伴う増によるものであります。

2項1目財政調整交付金1億3,512万9,000円の減額は、同交付金の変更申請に伴う減によるものであります。

3款1項1目療養給付費交付金1億597万1,000円の減額は、退職被保険者等の療養給付費の減によるものであります。

次に、10ページをお開きください。4款1項1目前期高齢者交付金1億564万6,000円の増額は、同交付金の確定に伴う増によるものであります。

5款2項1目道財政調整交付金3,293万3,000円の

減額は、同交付金の変更申請に伴う減によるものであります。

6款1項1目共同事業交付金1,634万6,000円の減額及び2目保険財政共同安定化事業交付金2,779万円の減額は、同交付金の確定に伴う減によるものであります。

8款1項1目一般会計繰入金1,598万8,000円の増額は、保険基盤安定費負担金の増によるものであります。2項1目基金繰入金1億1,793万1,000円の増額は、収支不足のための増であります。

9款1項1目繰越金272万1,000円の増額は、前年度会計決算の確定によるものであります。

次に、12ページをお開きください。10款3項1目一般被保険者第三者納付金213万9,000円の減額及び2目退職被保険者第三者納付金297万9,000円の増額は、交通事故等による保険給付費相当分収入がそれぞれ一般は減、退職は増の見込みによるものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第29号平成21年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,413万6,000円を減額し、予算の総額を3億868万7,000円にしようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きください。3、歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,413万6,000円の減額は、保険料軽減措置拡大などによる保険料収入の減額に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料負担金の減額見込みにより減額するものであります。

続いて、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして8ページをお開きください。2、歳入、1款1項1目特別徴収保険料6,835万6,000円の減額は、保険料軽減措置拡大などにより、保険料の減額及び特別徴収から普通徴収へ徴収方法が変更になったことに伴う減であります。2目普通徴収保険料5,475万2,000円の増額は、保険料軽減措置拡大などにより、特別徴収から普通徴収へ徴収方法が変更になったこと及び平成20年度からの滞納繰越分保険料による増であります。

3款1項1目一般会計繰入金53万2,000円の減額は、北海道後期高齢者医療広域連合へ負担する共通

負担金の減によるものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第30号平成21年度深川市老人医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万6,000円を減額し、予算の総額を2,736万円にしようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きください。3、歳出、2款1項1目医療給付費30万円の減額及び2目医療費支給費53万6,000円の減額は、医療給付費執行見込みの減及び医療費支給費執行見込みの減に伴う経費の減額であります。

戻りまして、8ページをお開きください。2、歳入、1項1目医療費交付金302万7,000円の減額、2款1項1目医療費国庫負担金180万2,000円の減額、4款1項1目一般会計繰入金30万円の減額ですが、医療給付費の執行減及び過誤返戻の増に伴う雑入の増額により、対象となる交付金負担金等の収入見込みが減となることから、それぞれ減額するものであります。

6款3項3目雑入429万3,000円の増額ですが、医療給付費の過誤返戻による返戻額が増となるため、その実績見込みに伴う増額であります。

以上で老人医療特別会計補正予算についてご説明を終わらせていただきますが、4特別会計補正予算について、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第31号、議案第33号及び議案第34号。

山岸建設水道部長。

○建設水道部長（山岸弘明君）〔登壇〕 議案第31号、議案第33号及び議案第34号の3議案につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第31号平成21年度深川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額から1,300万円を減額し、予算の総額を1億4,870万円にしようとするものでございます。

第2条では、債務負担行為の変更を、第3条では、地方債の変更を図り、第4条では、繰越明許費の設定を行おうとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きください。1款1項1目一般管理費100万円の減額は、消費税の確定見込みに伴う不用額でございます。

次に、12ページをお開き願います。2款1項1目農業集落排水施設維持管理費310万円の減額及び3目農業集落排水整備費50万円の減額は、それぞれ経費の節減及び事業費の確定見込みによる不用額でございます。

次に、14ページをごらんください。3款1項1目個別排水処理施設維持管理費200万円の減額は、浄化槽管理経費及び保守点検委託費の減によるものでございます。3目個別排水処理施設整備費610万円の減額は、合併処理浄化槽の設置基数の減による工事請負費の減でございます。

次に、16ページをお開きください。4款1項2目利子30万円の減額は、市債利子などの確定見込みによる不用額でございます。

戻りまして、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正は、平成21年度中の農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業における水洗化資金融資件数の確定に伴い、廃止または限度額の変更を行おうとするものでございます。

第3表、地方債補正は、個別排水処理施設整備事業費の変更に伴いまして、地方債限度額を540万円減額し、1,070万円に変更し、限度額の計を3,890万円とするものでございます。

第4表、繰越明許費は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用するマンホール等改修工事を次年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページをお開きください。1款1項1目農業集落排水事業費分担金210万円の増額は、収入確定見込みによる増でございます。2目個別排水処理施設費分担金70万円の減額は、合併処理浄化槽の設置基数の減によるものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金900万円の減額は、事業費の確定見込みによりまして一般会計からの繰入金を減額するものでございます。1項1目個別排水処理施設整備事業債540万円の減額は、事業費の変更に伴う起債借入額の減額でございます。

以上で農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第33号平成21年度深川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額に3億6,000万円を追加し、予算の総額を12億4,550万円にしようとするものでございます。

第2条では、債務負担行為の変更を、第3条では、地方債の追加及び変更を図り、第4条は、繰越明許費の設定を行おうとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きください。1款1項1目一般管理費200万円の減額は、消費税納付額の確定見込みによる減額でございます。2目施設維持管理費600万円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

12ページをお開きください。2款1項1目元金3億7,063万5,000円の増額は、公的資金の補償金免除による繰り上げ償還額でございます。2目利子250万円の減額は、市債利子償還及び一時借入金利子の不用額でございます。

戻りまして、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正につきましては、水洗化融資資金融資件数の減に伴い限度額の変更を図ろうとするものでございます。

第3表、地方債補正は、補償金免除繰り上げ償還に伴い低利に借りかえるための借換債3億7,010万円を追加するとともに、補助事業費等の減額に伴いまして下水道事業債一般分を5,760万円に、及び借入限度額確定により特別措置分を4,250万円にそれぞれ変更し、限度額の合計を6億3,900万円にしようとするものでございます。

第4表、繰越明許費は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用するマンホール等改修工事を次年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページをお開きください。2款1項1目下水道使用料600万円の減額は、下水道使用世帯数の減少や世帯構成の変化及び節水等による処理水量の減少によるものでございます。

7款1項1目下水道事業債3億6,600万円の増額は、第3表、地方債補正でご説明申し上げた内容のとおりでございます。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第34号平成21年度深川市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定見込みに伴う増減及び地域活性化きめ細かな臨時交付金を活用した事業の実施に伴う増額が主な内容でございます。

初めに、予算本文についてご説明申し上げます。第2条では、予算第2条に定めた業務予定量中、主要な建設改良事業に排水施設等改修事業4,100万円を加えるものでございます。

第3条では、予算第3条に定めた水道事業費用の営業費用から60万円を減額し、営業外費用に60万円を増額するものでございます。

第4条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出に4,100万円をそれぞれ増額するとともに、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額を234万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金を1億735万7,000円にそれぞれ改めるものでございます。

2ページをお開きください。収益的支出についてご説明申し上げます。1款1項2目配水及び給水費は、事業の確定見込みにより60万円を減額し、2項3目消費税及び地方消費税は納付額の確定見込みにより60万円を増額するものでございます。

次に、3ページをお開きください。資本的収入についてご説明申し上げます。1款2項1目出資金は、地域活性化きめ細かな臨時交付金の活用による水道配水施設等の改修に充てる一般会計からの出資金4,100万円を増額するものでございます。

次に、資本的支出についてでございますが、1款1項4目配水施設等改修事業費4,100万円の増額は、地域活性化きめ細かな臨時交付金を活用いたしまして、水道遠方監視制御装置、音江送水ポンプ及び水道橋梁添架管の改修により安定した給水を図ろうとするものでございます。

以上、3会計に係る補正予算についてご説明申し上げますでしたが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第32号。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君）〔登壇〕 議案第32号平成21年度深川市地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、冷凍施設の改修事業に伴うものでございます。歳出からご説明を申し上げます。10ページをお開きください。3、歳出、1

項1目市場管理費につきましては、冷凍施設における冷凍機の設置及び冷凍庫の電動防熱扉交換などおいたしまして1,700万円を増額するものでございます。

戻りまして、4ページをお開きください。第2表、繰越明許費につきましては、今般の冷凍施設改修事業について、事業の完了が今年度中に見込めないことから繰越明許の設定を行うものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。2、歳入について、ただいま歳出でご説明申し上げた額と同額の1,700万円を、2款1項1目一般会計繰入金において、繰り入れを図るものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、原案にご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第35号。

堀川市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（堀川喜芳君）〔登壇〕 議案第35号平成21年度深川市病院事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

初めに、予算本文について申し上げます。第2条では、平成21年度深川市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中、年間患者数、入院8万3,950人を7万6,650人に、1日平均患者数、入院232人を210人に、それぞれ改めるものであります。

第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出について収入の予定額を2億368万2,000円減額し、総額を45億6,069万1,000円に、支出額を2億2,100万円減額し、総額を50億2,417万3,000円に改めるものであります。

第4条では、予算第4条に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を2億9,202万円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額を5万円に、損益勘定留保資金を2億9,197万円に改め、資本的支出の予定額を288万円減額し、総額を6億5,273万7,000円に改めるものであります。

第5条では、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費を23億7,231万7,000円に改めるものであります。

次のページをお開きください。第6条では、予算第7条に定めた一般会計からの補助金を9,659万8,000円に改めるものであります。

第7条では、予算第8条に定めたたな卸資産の購入限度額を7億2,034万8,000円に改めるものであります。

7ページをお開き願います。収益的収入及び支出の予算内容につきまして、主なものを申し上げます。初めに、収入であります。1款1項1目入院収益2億2,630万円の減額は、医師の年度中途退職などにより、入院患者数が当初見込みを下回ったことによるものであります。2項2目他会計補助金2,461万8,000円の増額は、一般会計からの繰り出し額の確定によるものであります。

次に、支出であります。1款1項1目給与費1億8,005万円の減額は、医師、看護師の途中退職などによるものであります。

8ページをお開き願います。3目経費、報償費1,200万円の増額は、出張医師に対する経費であります。

9ページの資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。支出で1款3項1目修学資金貸付金288万円の減額は、修学資金借り受け者の減によるものであります。

よろしくご審議の上、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） 以上で各会計の補正予算の説明を終わります。

暫時休憩します。

なお、再開は午後1時15分からといたします。

（午後 0時01分 休憩）

（午後 1時12分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

これより補正予算の質疑に入ります。

初めに、議案第26号一般会計、歳出、1款議会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

2款総務費。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 25ページ、きめ細かな対策費ということで質疑をさせていただきたいと思いません。説明欄がありますので、本来であれば特別会計企業会計等のほうでやるべきだと思いますが、このページのところで質疑をさせていただくことでよろしいでしょうか。

一つずつ質疑させていただきたいと思いません。説明項目、5番目の公設市場冷凍施設改修事業ということで、1,700万円の繰出金の予算が計上されており

ます。市場の冷凍機の取りかえ改修ということでございますけれども、これまでも非常に老朽化していて心配をされていたことが、これまでの議会議論の中でも何度も出ていましたし、私もしていたつもりなのですけれども、今回きめ細かな対策費に予算計上がされております。そこで、改修されること自体については支障ないと思うのですが、改修をすれば10年、15年の投資をするわけですから、当然に市場そのものの今後の展望というものを一定のところで議論をされた上での今回の改修となっていると思いますので、その辺の議論経過をお示しいただきたいと思います。

それと、現在の冷凍施設については、市場の所有の物だと伺っておりますけれども、今度は市のほうで改修をすることになると所有権という考えでは市の物になるかと思えます。そういう場合に賃貸になるのか、どういう状況になるのか。財産権の問題も含めてどのような形になるのかをお示しいただきたいと思えます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 松沢議員。

○8番(松沢一昭君) 私もここで関連質疑したいと思えます。

今までも随分心配された市場の冷凍庫ですけれども、今度の補正予算の交付金を使って改修ということで、そういう点ではよかったと思って見ているところです。ただ、今まで冷凍施設はたしか2台あったと記憶をしているのですけれども、現状どのようになっていたのか。直すのはどちらのほうで、1,700万円の大きな金額の改修となるわけですけれども、今後何年ぐらいのスパンを見据えて改修するのも含めてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長(一原慶逸君) 卸売市場の冷凍機について、お二人の議員から質疑をいただきました。

田中昌幸議員の質疑からお答えをさせていただきます。最初に、市場の運営を続けていくことにつきましては、圏域購買人口の減少だとか、近年における食生活の変化、大口取引の仕入れ体制の変更などにより、卸売市場を取り巻く環境は大変厳しい状況でございます。このような中にありまして、卸売業者であります株式会社大印深川地方卸売市場の懸命

な経営努力をいただいているわけですが、開設者である深川市の立場におきましては、北空知管内に安定的な生鮮食料品等を供給することは、大変重要であり公設市場が必要であるという認識をしているところでございます。

次に、耐用年数を大きく超える冷凍庫についての関係でございますが、売り上げが減少の一途をたどる中、卸売市場の健全経営をまず優先するというところで、改修を先送りしてきた経過でございます。2年に1度の定期点検などのオーバーホールなど多額の経費を要したことから、今回の臨時交付金事業を活用するものでございます。改修の主なものは、冷凍機の設置と電動防熱扉を交換しようとするもので、現在の冷凍機は大印深川地方卸売市場が設置したもので、市がそれに対して賃借料を支出しているのですが、今回の改修により冷凍機は、市に帰属しますので市が保有することになります部分につきましては、賃借料の支出は不要となるものでございます。将来展望につきましては、基本的には今後も継続していくべきものという判断をしているところでございます。

次に、松沢議員にお答えをさせていただきます。まず、現状ですが大型冷凍機につきましては、昭和48年に2基設置されたものでございまして、その後耐用年数15年が経過した中で、3年前に1基の冷凍機が使用不能になってしまったということで、良好なほうの1基を残しているものでございます。設置後36年を経過する中でのご使用でございますので、今まで保守点検などによって維持してきましたが、部品本体の劣化、磨耗が進んでおり、今後の機能維持は非常に難しい状況から冷凍機の入れかえ検討を製造元からも早目にすべきではないかという要請をいただいたところでございます。改修の内容についてでございますけれども、工事概要としては、既設の冷凍機ユニットを撤去等新設工事、冷却棟の撤去工事、壁開口部改修工事、ダクトの改造工事、そして電動防熱扉の交換を行うものでありまして、設備概要といたしましては、冷凍ユニット1台、冷却機1台、エアーカーテン2台を予定しているものでございます。それぞれ耐用年数が若干異なりますけれども、耐用年数はおおむね15年と理解をしているものでございます。

○議長(北本清美君) 田中昌幸議員。

○5番(田中昌幸君) 今後、例えば10年、15年も

つということであれば、継続して市場を存続するというをどのように議論しているのかということのを伺ったのですけれども、そこについての言及が今の答弁ではなかったと思いますので、その点を補足していただければと思います。

それと、今まで30万円程度の賃借料を払っていたということの受けとめでいいのか、今後冷凍機が改修されて市の持ち物となれば賃借料を払う必要がなくなるということの受けとめでよろしいか、確認の意味でお伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 15年の耐用年数について15年以降も市場を継続する議論があるかということにつきましては、特にそういう議論はしてございませんけれども、公設市場としては重要なものと認識をしているところでございます。

もう1点、賃借料の関係でございますけれども、年間約30万円と私も記憶してございますので、今後につきましては市が保有することになりますので、この部分については賃借料が要らないと認識しております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 私は今から10年、15年という期間の間の継続という意味を聞いているのです。15年から先の話は聞いていない。市場の存続というのは現時点でも、今後存続すべきかどうかという議論がないわけではないです。そこで、冷凍機の新たな更新ということがあれば、10年、15年は当然存続するという前提で税金を投入するというところで考えるべきだと思いますので、その点についての議論はどうですかということを知っているもので、15年から先の話ではないのです。そういうことでもう一度答弁を願いたいと思います。

○議長（北本清美君） 一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 耐用年数の15年は継続するのかということの質疑で理解をさせていただきませぬけれども、……（発言する者あり）失礼いたしました。市場につきましては、公設市場として現在深川市地方卸売市場設置条例がございませぬので、これに基づいた目的の中で設置してございませぬので、これから今後につきましても、この目的が失われないように努力していきたいと思ひますし、継続すべきものと判断をしているところでございませぬ。

す。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 次に、新しい項目としても1点お伺いします。

これは、投資及び出資金ということで水道企業会計の部分のところですが、ここで伺いたいと思ひます。説明欄13番の水道排水施設等改修事業ということで、説明では三つの事業の説明がされましたけれども、その部分の内容を具体的にお示しいたきたいと思ひます。

それと、計装設備の更新ということで2,500万円の補正がございませぬけれども、これは今の設備の改修ですが、今後これ以外にも一定の負担が生じるものかどうかお伺いしたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山岸建設水道部長。

○建設水道部長（山岸弘明君） 水道配水施設改修事業の内容についてお答えを申し上げます。

水道施設には、配水池ポンプ設備、配水管などの施設がございませぬが、このたびの交付金によりまして水道施設で補正予算参考資料にございませぬように三つの事業を実施しようとしているものでございませぬ。

一つ目の事業は、市内に点在しています5カ所の配水池を初めとしまして、ポンプ設備あるいは減圧施設などの配水状況を市役所内の東庁舎にある水道監視室で、恒常的に監視などを行うための遠方監視制御装置、テレメーターと呼ばれているものですが、その更新事業でございませぬ。この装置は、昭和60年に設置されてございませぬして、既に耐用年数も経過しておりますが、安定した水道水の供給を行うためには欠かすことのできない心臓部のような重要な施設でございませぬして、事業費2,500万円を予定し実施しようとしているものでございませぬ。

また、質疑の後段にありました計装設備の今後の予定ですが、この監視装置のほかにさまざまな電気計装設備がございませぬして、そのほとんどが更新時期、耐用年数を迎えているという状況にございませぬして、全体の更新費用としてはかなり多額なものとなりますので、今後企業会計として経営状況を見きわめながら、緊急性を有する設備を優先するなど計画的に全体の設備更新を検討してまいりたいと思ひているところでございませぬ。

次に、二つ目の事業としましては、音江配水池ま

で送水するポンプの改修事業でございまして、このポンプは平成10年に3台設置されておりまして、定期的な点検整備を実施してまいりましたが、現在すべてのポンプで漏水や軸ずれが経年劣化のために発生しておりまして、音江地区の配水に支障を来すことが想定されるため早急な修理が必要となっているものでございます。このため、3台のうち1台につきましては、現在の水道事業会計の予算内で緊急的にオーバーホールを実施しておりますが、残る2台のポンプにつきまして、この交付金を活用いたしましてオーバーホールを実施するものでございます。事業費は600万円を予定してございます。

三つ目の事業としましては、市内の水道配水管のうちの道路の橋梁に添架している水道添架管がございまして、そのうち3カ所の改修工事でございます。この3カ所の水道添架管につきましては、いずれも昭和50年ごろに架設されておりまして、著しく老朽化しているという状況にございますので、今後漏水さらには管の折損事故も想定されますので、早急に改修を行いたいと考えているところでございます。この事業につきましては、3カ所の橋梁添架管を合わせまして1,000万円を予定しているものでございます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 同じところの説明欄16、屯田兵屋屋根改修事業336万円についてお伺いしたいと思います。

私も図書館に本を借りに行ったときに何度か足を運んで中も見せてもらった記憶がありますし、この屋根はたしかまさぶきという昔のぶき方でふかれていたと思うのですが、その関係でこういう金額がかかるのかと思って見ていたのですが、もしまさぶきであればもう深川市内には、それをふくような技術を持った業者の人はいないのだろうと思えますし、この事業の実態についてお聞かせをいただきたいと思えます。また、これは文化財ですから、極力同じぶき方でやっていくのが望ましいと思うのですが、まさぶきだと8年、10年とかという段階で相当傷んで雨漏りがしてくるということになるのではないかと思います。というのは、私たちが子供のころはどこの家もまさぶきでございまして、どんな小さなまちにもまさぶきの屋根屋さんがいたのですが、10年ぐらいの単位では完全にぶきかえしていた記憶が子供心にもあるので、果たしてこの世知辛い

状態の市の財政の中で、そういうことを続けていくのがいいのかと。それと、トタンにして見場のうえで似たような形で維持をしていけるのであればその方が望ましいとか、いろいろなことを思いながらこの項目を見ていたのですけれども、その辺の考え方の整理についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田教育部長。

○教育部長（沢田敏幸君） 屯田兵屋の屋根改修についてお答え申し上げます。

現在、生きがい文化センターの敷地内にあります屯田兵屋は、平成6年にあけぼの拓魂広場より復元移築した建物であります。移築後平成18年度には屋根の一部補修を行うなど、市指定の有形文化財として維持管理に努めてきたところでありますが、近年、屋根の老朽化が進みまして雨漏りが激しくなり、屋根にシートを覆って雨漏りを防いでいる状況に現在あります。今回国の2次補正の臨時交付金を用いまして、この屋根の改修工事を行うものでございます。現在、まさぶきの屋根となっておりますが、改修の方法についてはより耐久性のある工法も考えられますので、屋根の下地板の破損程度を考慮しながら、長期間保存できるよう屋根の改修を図ってまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 地域活性化・きめ細かな対策費についてお尋ねします。

鳩山内閣の2次補正ということで、出されてきまして大変使い勝手がいいというか、全額交付されるということでもありますし、総額1億4,000万円ほどの金額で出てきているわけですが、幾つか聞きます。1点目は、いろいろ要望がある中で絞り込んできたと思うのですが、この辺の経過について明らかにしてほしい。いろいろな項目があったと思うのですが、その辺の検討の経過を聞かせていただきたい。その中には、どういうスタンスあるいは基準というか、そういう考え方を聞かせてください。

それから、今回は幾つにもわたっていますし、一つで大きな金額はあまりないのですが、地元の業者が全部できるような状況という気もするのですけれども、それについてもお尋ねします。

3点目は、この制度により交付金がかかるということがわかっていましたので、共産党として何項目かの要望を挙げたのですが、一つも要望が入れられて

いないのですが、その辺についてはどういうぐあいに検討されたのか、そのことも聞かせていただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきまして、3点の質疑をいただきましたので順次お答えをいたします。

まず1点目の検討のプロセスといいますが、所管から要望のあった事業の検討経過、どのような考え方ということでございますが、国では現下の厳しい経済雇用状況、さらには直面する円高デフレ状況を踏まえまして、景気回復を確かなものとするための経済対策をスピード感を持って示すということで、暮らしの再建、地方の活力の回復、環境を中心とした未来に向けた政策の実現に取り組むため、活用できる財源を最大限に活用し、有効性を十分吟味しながら、新政権の初めての経済対策といたしまして、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を昨年12月8日に閣議決定したところでございます。さらに、このことの裏打ちといたしまして、平成21年度の2次補正予算ということで、平成22年1月28日に成立しておりまして、国費ベースで7兆2,000億円という予算措置でございます。この補正予算の内容でございますが、五つの項目が大きな柱として予算化されておりまして、その中の一つであります地方支援に要する経費が3兆4,515億円となっておりますが、そのうち5,000億円が今回の臨時交付金でございます。本市に示されました限度額は1億4,424万9,000円で、この交付金の目的は各地方公共団体が地域の活性化に資するきめ細かなインフラ整備を実施することによりまして、地元の事業者への発注に努めるということにされているものでございます。

本市の基準、考え方といたしまして、一つとして経済景気対策としまして事業実施による直接雇用の拡大、市内業者への経済的波及効果などが見込める事業ということが一つ。二つとして、市民生活における安心・安全の実現など、本市の課題解決に資する事業。3点目として、本市が近々に整備もしくは改修補修を行わなければならない緊急性のある事業ということで他に財源確保が困難な事業という3項目を選定基準といたしまして、各所管でそれぞれ市民の皆さんや関係団体などのご意見を伺って取り組

むべき課題となっていた事業を選定の対象としたということでございます。その経過でございますが、それぞれ各所管から39事業、総額で約4億円でございますけれども、これについて市長、副市長、教育長、関係部長で、全体の協議を行いまして事業の選定を行ったところでございますが、今回優先度合いから補正予算でお示しをした21事業となったものでございます。

次に、2点目の地元で行えるかどうかということでございますが、先ほど申し上げましたように今回の対策、この事業そのものが地元に対する配慮ということで、極力地元対応に努めてまいりたいと思っております。そういった意味で、この事業について労務費で試算をしてみましたけれども、21事業すべて地元業者対応を見込むことができる事業と考えておりますので、そのようになるものと考えますが、雇用機会の提供できる数を概数で申し上げますと約2,300人分、金額ではおよそ3,200万円になります。そのうち8割に相当する1,850人分、金額で2,500万円ほどについては、市内業者の対応は可能ということで、その2割程度は下請など市外業者を選定しなければならないものがあるということで、8割程度が市内業者で対応が可能ということでございますので、交付金の趣旨に基づきまして対応をしてみたいと考えております。

次に、3点目の北名議員からの要望ということでございます。これについては、5項目いただいておりますけれども速やかに担当所管に伝え、担当所管では先ほど申し上げました選考基準に基づきまして、検討を重ねたということでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 2点について聞きます。一つは、39事業4億円を絞り込んで21事業の1億何千万円にしたことはわかりましたが、これはこの場ではなくていいですが、後でどういう内容なのか明らかにしてもらえますか。つまり、民主党政権になって事業仕分けだとかいろいろあるのですけれども、中身の問題もありますが、非常に見えるようになっているという点があると思うのです。小さなまちとか、私たちのまちで予算組みをしていく場合でも、わかるようにしながら、なるほどそうだといいことを作り上げるのが一番よろしいですし、そういう点ではぜひ明らかにしていただきたいと思うのですが、そのことについて答えをいただきたい。

もう1点は、私たち共産党から出したものについて緊急性があるかないか、いろいろあると思うのですが、もう少し聞かせてほしいのは、音江方面から来て深川橋を渡って深川のところに案内板がないということで、道の駅からの集客、誘導をしようという中で、案内板を要望したのですけれども、これはどこの所管に速やかに知らせてくれたのか。それについては、一石二鳥か三鳥であるような内容ですし、べらぼうな金額でもないだろうという気がするのですが、それについてはもう少し説明いただきたいと思うのです。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） まず2点ございましたが、1点目の39項目を21項目に絞りましたので残りの項目ということでございます。それぞれ市民要望を踏まえたりしながら、所管で検討している項目でございますので、これについては順次適切な対応をすべきものということで、その中でお示しすることを考えていきたいと思っております。

それと、5項目の要望をいただきましたけれども、その中の道の駅方面から来市者に対する案内板の設置です。どういったものをつくるかということでございますので、まず企画課で十分に受けとめをさせていただいて今後検討という内容になろうかと思っておりますので、具体的にどこの所管という対応の深まりはできていない状況でございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 最初のことは、順次やっていくことでわかるということ聞いたのではなくて、39事業4億円があったわけだから、そんなあとのことではなくて、もうでているわけだから、そういうことを私だけではなくて、議員あるいは市民になるのかもしれないけれども、それを言っているのです。わかっていて言っていることはずるいですし、素直にどうなのかということをお答えしてほしい。

もう1点は、5項目が出てきたので速やかに所管におおしたということで、案内板については、どこにもおろさないで自分たちのところで検討したという感じで聞こえたのだけれども、……(発言する者あり)議事進行があればかけてもらえばいいのです。そういう点では、先ほどは所管におおしたという言い方をしたけれども、少し違ったという気がするのです。

この後、今議会で場面があるから、そこでいいけれども、これについては後でまた議論していきたいと思っておりますけれども、まず1点目についてお答え下さい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 市の課題ということでございますので、決してこれは隠すべきものではございませんので、そういった意味では、それぞれ抱えている各所管の課題という受けとめの中で、さまざまな対応の中で解決するものもございまして、順次そういった形で対応できるものについては対応するという考え方で整理していきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 2款総務費を終わります。

次に、3款民生費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

4款衛生費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

6款農林水産業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

7款商工費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

8款土木費。

北名議員。

○16番（北名照美君） 57ページのところで、一つ聞きます。

住宅建設費の関係で、説明欄に公営住宅ストック総合改善事業2,079万9,000円の減額と出ています。これは、7月の補正で出された2億6,586万4,000円を公営住宅の屋根や外壁だとかに充てたという中身です。暮れあたりに、あちこちの公営住宅に大きなテントがかかって、中で仕事していることがわかりまして、仕事が終わってテントを外したら、4階建て、5階建てだとかいろいろな公営住宅にさまざまな色がきれいに塗られて、単に色を塗っただけではなくて外壁や屋根も直したということでありまして、

そこで聞きたいのは、この事業で今言ったような金額により、発注、元請けは深川の業者がやったと聞いていますが、下請だとかそれから深川の働く人

だとかがきちっと、深川の中でお金が回るような仕組みでできたのか。いろいろな意見が私たちのところに寄せられていたものですから、その辺のことも含めて減額の内容、それから発注、下請だとか、どういう状況なのかお尋ねいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山岸建設水道部長。

○建設水道部長（山岸弘明君） 公営住宅ストック総合改善事業についての質疑にお答え申し上げます。

この事業は、議員さんが質疑の中で触れられましたように、昨年7月に開会されました第3回市議会臨時会におきまして、他の国の補正予算を活用する事業より先に議決を賜った事業でございますが、公営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、公営住宅の耐久性の向上を図ることを目的に屋根のふきかえ、外壁塗装改修などを雪が降ると仕事になりませんので降雪期の前に昨年9月から12月ごろにかけて、工事を行ったところでございます。

まず、1点目の質疑にございました予算の減額についてでございますが、国の交付金の決定額が補正予算議決後において1割弱の減額となりましたことから、この事業の実施事業費を交付金額に合わせて減額し実施したことによるものです。それによりまして減額補正をさせていただくものでございます。

次に、2点目の発注状況についてでございます。建築工事につきましては全体を7工区に分け発注し、電気工事は5工区に分け発注しており、合計で12工区になるわけですが、すべて市内業者に受注していただいたところでございます。下請業者につきましては、受注企業によって当然選定されていくものでありまして、一部市外業者が選定されたものもでございます。労力、資材等については、極力地元で調達するように要請しているところでございますが、防水工事のように地元に取り扱い業者がない場合、短期間の工事であったものですから、塗装工事のように人手が市内で賄えないという状況もございまして、このような人手が市内で賄い切れない場合、また下請の見積もり金額に開きがある場合などの要因が考えられますが、そのようなことで下請が一部市外になったようであります。労働力につきましては、把握できませんのでお答えはできませんが、いずれにいたしましても、今後とも工事に関する労力、資材等は地元調達するよう要請を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） もう1点だけ聞きます。

下請まではわかるのではないかと思う。下請選定届けというか、その辺は発注者である市に届いているのではないかという気がするのです。その辺の状況はどうなっているのか。この部分で把握している範囲で、ほとんどが深川市内の業者が下請したと見ていいのか、違うのか、その辺はどうですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山岸建設水道部長。

○建設水道部長（山岸弘明君） 下請の状況で、市外業者が実施したという状況についてお答えを申し上げます。

当然、市外業者でなければ実施できない工事もありますが、市内業者でもできたのに市外業者になってしまった、これは先ほど申し上げましたけれども、7月にほかの補正予算より先に議決賜りましたけれども、降雪期前にやらなければいけない短期間の工事でございます。そういう状況があったのですけれども、それで残念ながら市内業者でできたのですけれども市外業者に行き渡ったのが、工事費の16%程度あると。下請選定調書というのは一枚一枚くるものですから、さらさらとめくって合計しますと、正確な数字ではないかもしれませんが、そのような状況にございました。

○議長（北本清美君） 8款土木費を終わります。

9款消防費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

10款教育費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

13款諸支出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

14款職員費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、歳入、債務負担行為、地方債及び繰越明許費。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 11ページの歳入の衛生手数料のごみ処理というところの部分、659万円のごみ処理手数料、ごみ袋の代金かと思うのですが、この

減額補正がされております。6,000万円ぐらいの予算額に対して1割以上の減額補正ということで、何か特別な事情等があったのか、この点についてどのような状況かお伺いしたいと思います。

それと、同じ環境課にかかわることですので、14ページ、15ページの物品売払収入のその他物品売払について、当初予算441万2,000円に対して補正額が同額以上の591万円の大きな額が増額補正をされているということで、どんなものが売れたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山岸建設水道部長。

○建設水道部長（山岸弘明君） 初めに、1点目にございましたごみ処理に係る手数料についてお答えを申し上げます。

659万円の減額でございますが、この手数料の内容としては、リサイクルプラザへの直接搬入分に係るごみ処理手数料や議員が今おっしゃられました指定ごみ袋あるいは粗大ごみ処理券の交付による収入と申し上げますが、通常は販売による収入がその内容でございます。この指定ごみ袋のうち、燃えるごみと生ごみ袋の販売枚数が、全体の金額にしますと1割程度減少する見込みになっておりますので、予算の減額補正をさせていただこうとするものでございます。この減少につきましては、厳密に分析はできないので困っているのですが、恐らく想定いたしますところはごみ量が減少するというのではなく、昨年2月にレジ袋の削減協定締結などを行わせていただきましたので、そういった袋類についても市民の皆さんの意識が変化されまして、ごみ袋を有効に活用していただいて精いっぱい容積に対してごみを上手に入れていただいて使われたことなどが要因として考えられまして、具体的にこれだというものはありませんが、そういう状況にございませぬ。

2点目のその他物品売払収入についてでございますが、これは市民の皆様あるいは事業者の皆様から排出される紙資源ですとか、空き缶類の売り払いによる収入でございます。これらの金属類などの資源物につきましては、売り払いの市場価格の変動が著しく激しい状況にございまして、私ども担当のほうといたしましては四半期ごとに売り払い代金の単価契約などもさせていただきながら、市場価格を適正にとらまえながら販売をしているところでございま

す。具体的に一例だけ申し上げますと、アルミ缶を集めまして販売するのですが、アルミ缶では4月の契約単価1キログラム46円で売却できたということなのですが、直近の単価は80円と倍ぐらいになっているということでございます。スチール缶、鉄くずなどもほぼ同様な価格変動になりまして、このようなことから予算額が倍程度に膨らむ収入増になったために増額補正を行わせていただいたということでございます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 再質疑ではなくて歳入のうち1点をお伺いしたいと思います。

同じ15ページのところで基金繰入金が大幅に減額の補正をされております。地方交付税の歳入増については、既に9月の段階で、おおむねの話を聞かせていただいておりますので、そのうち補正予算があればこういう状況になるという予測はしていたのですけれども、基金繰入金も、基金繰入金もトータルで2億9,485万1,000円の減額になるのですけれども、これをもって最終的に今年度末の基金残高の見込みがどれぐらいになるのか。現状と今回の部分でおおむねどれぐらいの見込みになるか、ここの時点でお伺いをしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 繰入金の減額と基金の残高の見込みということでお答えをさせていただきます。

平成21年度の当初予算におきまして、財政調整基金2億8,000万円、減債基金1億6,400万円、その他特定目的基金3,300万円を合わせて4億7,700万円の繰入金を計上していただいております。平成21年度予算の執行管理に当たりまして、これまでと同様に経費の圧縮を図ったほか、20年度からの繰入金の状況でありますとか、先ほど質疑にございましたように普通交付税1億9,000万円の増、さらに事業の確定による不用額の確保など可能な限り、繰入金の圧縮に努めてきたところでございます。そういった内容で、さまざまその後国の景気対策等の臨時交付金事業にも十分に対応してきたということで、その結果といたしまして、最終的に2億9,485万1,000円の減額で繰入金1億8,000万円程度となったということでございます。平成21年度末の基金の残高の見込みでございますが、内訳を申し上げますと財政

調整基金で4億4,000万円、減債基金で1億3,000万円、その他特定目的基金1億3,000万円で、7億円程度となる見込みでございます。

○議長（北本清美君） 終わります。

以上で一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第27号介護保険特別会計。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 介護保険でお伺いしたいと思います。

介護保険について今回も保険の給付費が大幅に減額をしているということで、当初予算の予測よりも実際に介護にかかる方なり介護で介護病床に入院される方が減っている現象が起きていると思うのですが、今年度はその介護保険料の改定期ということで、改定する段階において一定の予測を立てて今年度の介護保険特別会計の予算が立てられていると思いますけれども、それと比べても大きな減額については、介護制度の関係からすると保険料収入が少し多くて、実際にかかるのが少ないというイメージを持たざるを得ないような状況にあると思います。これまでも前年度のときにも話がありましたし、基金積立金が大きな額になっていまして、今年度の予算についても基金を若干取り崩しながら予算を計上していることになっているのですけれども、こういう保険の基本は、そのときに係る部分についてはそのときの人たちから集めるというのが原則だと思うのです。ただ、それが余り長い期間において年度間においてのやりとりがあるのは余りよろしくないのではないかという視点で、これまでも言わせていただいているのです。今回もまた若干そういう部分では保険給付が減額をしているということで、この辺についてどのような情勢変化があったのかお伺いしたいと思います。この給付の減額の要因、また基金積立金がさらに積み立てられるようになっている予算についても、必ずしも本当にいいのか、額がそれほど大きくない限りは、赤字になるよりいいという発想はあるのですけれども、先ほど申しましたとおりその年度の中で、そこにいる人たちがその人たちの部分を支援する保険という精神に基づくと、若干逸脱するところがあると思いますので、その点の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 2点にわたり質疑

をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、保険給付費の大幅な減額の要因は何かということでございます。平成21年度当初予算の保険給付費は、21年度から23年度までの第四次深川市介護保険事業計画に定める額としたところでありますが、特に市内の病院の介護療養病床が年度当初110床であったもののうち昨年8月、55床が医療療養病床に転換されたことなどにより、施設介護サービス費が当初見込みを大きく下回り、1億644万7,000円の減額になり、また他の介護サービス全般において利用者数が当初見込みを下回ったことによりまして、今回、保険給付費1億7,394万3,000円を減額しようとするものでございます。

次に、介護保険料の考え方でございますけれども、余り剰余金を残すのはいかがなものかというご指摘でございます。このことにつきましては、介護療養病床の一部転換がされたことなどから今後の介護サービスの利用にどのように影響していくかなどの見きわめも必要でありますことから、現時点において介護保険料を見直す考えはないというところでございます。また、この介護保険料を仮に見直すということになりますと、改めて高齢者数や要介護認定者数を推計するとともに、介護サービス利用者の見込みや給付費を計上するなどしながら、現在の深川市の介護保険事業計画はもとより道の介護保険事業支援計画も見直す必要があり、かつ計画変更することになりますと北海道の意見が必要になることなど、相当の理由と作業期間を要しますし、それに伴う電算システム改修のための経費などもかかりますことから、経過期間中の3年間はこの介護保険料の変更は極めて難しいと考えております。

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第28号国民健康保険特別会計。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 国民健康保険特別会計の補正予算について、ことしも総額の減額では4,300万円程度でございますけれども、2ページの歳入の補正額について、1億円台なのでこぼこのやりとりがありますし、いきなり基金から新たに1億1,800万円程度の繰り入れが発生しているということで、介護保険特別会計では1億7,000円ほどの保険料が逆に使われないで余っているような状態なのですけれども、国保の場合は逆に足りないという現象になっている。先ほど介護病床から療養型病床に移ったのが

影響しているのかどうかその辺はわかりませんが、やはり介護と医療というものは密接な関係があると思いつつ、見ているわけなのです。例えば、国庫補助金 1 億 3,500 万円が減らされ、療養給付費の交付金が 600 万円減らされており、逆に前期高齢者交付金は 1 億 500 万円ふえているというような関係がどのような関係で、こういうふうな形にならざるを得ないのか。最終的に繰入金で 1 億 1,800 万円ほど繰り入れなければ国保税の税収として賄いきれていないということになると思うのです。その点についての関連性をわかりやすく、どのような状況になっているのか教えていただきたいと思つています。

それと、国民健康保険税が 579 万円増額補正ということで、国保税の徴収は徴収担当者の皆さんが大変ご苦労されていると思うのですが、この増額補正がされていることについては非常にありがたいことと思つていますので、これは答弁は要らないですけれども、そういった努力をされている中で国保税全体の部分が少し足りないということについて、今の部分の説明をお願いしたいと思つています。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） ただいまの質疑にお答えをいたします。

わかりやすく説明をというお話でございますけれども、なかなか制度が複雑でございますので、そのことを前段申し上げて答弁させていただきたいと思つています。まず、ご指摘のように 2 ページの部分では、1 億円を超えるような増減が各項目で出ております。特に、今回の補正で多額の基金繰り入れの補正の要因でございますけれども、平成 20 年度に実施されました医療制度改革による新たな高齢者医療制度の導入及び退職者医療制度の廃止が国保事業に対する国からの補助金制度に影響を与えたことによるものと考えています。具体的に申し上げますと平成 20 年度に新たな高齢者医療制度の一つとして、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の方の医療費に係る医療保険者間の不均衡を是正する仕組みとして、前期高齢者医療制度がつけられました。これに伴い定年等により退職された方に対する退職者医療制度が平成 20 年 3 月で廃止となり、65 歳以上の退職被保険者等が一般被保険者に移行したことから、大幅に医療費が減少し、補正予算の 2 ページに記載のとおり、3 款療養給付費交付金も減額補正となったものであります。

次に、これら 65 歳以上の退職被保険者等が、一般被保険者への移行により、本市国保に加入する 65 歳から 74 歳の一般被保険者数及び医療費が増加し、このことにより前期高齢者医療制度に基づく本市国保への交付金が増額となりましたことから、4 款前期高齢者交付金の増額補正となっているところであります。一方で、これらの制度改正によりまして、特に前期高齢者医療制度が国庫補助金であります財政調整交付金の算定に影響があり、平成 21 年度調整交付金の算定についての国から示された基準係数等により、詳細な算出を行ったところ、2 款国庫支出金が 1 億 3,512 万 9,000 円と大幅な減額補正となったことから、このたび多額の基金繰り入れをもって対応しようとするものでございます。この財政調整交付金の減額については、非常に大きい額となったことから空知支庁に他市の状況も確認したところ、空知管内 10 市のうち、9 市が数千万円から億単位で今回の財政調整交付金が減額となっている実態であることがわかりました。やはり、前期高齢者医療制度が、財政調整交付金の算定に大きく影響していることが要因となっていると考えております。

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第 29 号後期高齢者医療特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第 30 号老人医療特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第 31 号農業集落排水事業特別会計。

田中昌幸議員。

○5 番（田中昌幸君） 15 ページの個別排水処理施設設置工事等 610 万円の減額についてお伺いしたいと思つています。

個別排水処理施設ですから合併浄化槽ということだと思います。今年度の当初予算が何基の予定で、実際に何基の工事が行われたのかお伺いしたいと思つています。これまでも合併浄化槽の処理については、数年前なのでございますけれども、当初予算で若干足りなくて増額の補正をしたという経過もありましたが、どのような実績で推移しているのかお伺いしたいということで、過去 5 年ぐらいの合併浄化槽の推移などをお示しいただきたいと思つています。

また、おおむね事業が終わったのか、これからの需要があるものなのか、その辺についてお伺いした

いと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山岸建設水道部長。

○建設水道部長（山岸弘明君） 個別排水処理施設整備事業について質疑をいただきましたのでお答え申し上げます。

個別排水処理施設整備事業は、生活環境の整備等水質保全を図る目的で、下水道事業や農業集落排水事業の計画区域外でもトイレ水洗化と生活雑排水の処理をできる施設として合併処理浄化槽を設置する事業でありまして、平成7年度から実施させていただいている事業でございます。事業を開始しました平成7年度から21年度まで、この事業で設置した合併処理浄化槽の設置基数は674基となっているところでございまして、平成7年から21年まで15年間でございますので、平均しますと1年当たり45基の設置となっているものでございます。1点目の質疑にございました平成21年度予算に対する実施状況でございますが、今年度の整備事業予算は、合併処理浄化槽を15基設置する計画で編成させていただいたところでございますが、今年度は市民の方から12基の申し込みがありましたので、希望者全員の12基を設置できたところでございます。

次に、2点目の過去5年間の設置状況についてでございますが、平成17年度は当初予算が25基でしたが、希望者が多かったので補正予算を編成させていただきまして34基を設置させていただいたところでございます。平成18年度は31基、19年度は25基、20年度は14基、21年度が12基を設置したところでございますが、希望者が年々減少している状況でございます。

次に、3点目の今後の見通しについてでございますが、市内の全体状況ということなのですが、公共下水道と農業集落排水事業区域外の住宅戸数約1,700戸と想定してございまして、そのうち市が設置した合併処理浄化槽と個人が設置したものを除いてもあと残り1,000戸弱が浄化槽未設置のご家庭なり家屋があると推測をしております。そのような1,000戸弱の戸数が合併処理個別排水処理施設を設置する対象の家屋ということになるのですが、当然私ども個々の家庭の事情などについては把握できませんが、今後移転の予定があるなどの事情により、合併浄化槽を希望されていない場合などがあるものと推測しております。いずれにしましても、設置希望者の今後の見通しにつきましては、先ほど5年間の推移を

申し上げましたとおり、希望者が年々少なくなってきておりますので、傾向としましては徐々に減少していくものと見込まれますが、今後も限られた予算の範囲で当面は事業を継続してまいりたいと考えております。その一方で、申し込み件数の減少状況なども見きわめながら、市が設置する現在の方法から将来的には個人の設置に対する助成制度への変更などによりまして、私たちの業務の効率化などについても検討を行う必要があるものと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第32号地方卸売市場特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第33号下水道事業特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第34号水道事業会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第35号病院事業会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第26号ないし議案第35号の10件を一括して採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第26号ないし議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 以上で本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、あすは午前10時から開議します。

（午後 2時19分 散会）



平成22年第 1 回定例会

平成22年 3 月 5 日（金曜日）

深川市議会定例会会議録 (第2号)

平成22年 3月 5日(金曜日)

午前10時00分 開議

午前11時39分 散会

○議事日程(第2号)

- 日程第 1 議案第 3号 平成22年度深川市
一般会計予算
議案第 4号 平成22年度深川市
介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成22年度深川市
国民健康保険特別会計予算
議案第 6号 平成22年度深川市
後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7号 平成22年度深川市
老人医療特別会計予算
議案第 8号 平成22年度深川市
簡易水道事業特別会計予算
議案第 9号 平成22年度深川市
農業集落排水事業特別会計予算
議案第10号 平成22年度深川市
地方卸売市場特別会計予算
議案第11号 平成22年度深川市
下水道事業特別会計予算
議案第12号 平成22年度深川市
土地区画整理事業特別会計予算
議案第13号 平成22年度深川市
駐車場事業特別会計予算
議案第14号 平成22年度深川市
水道事業会計予算
議案第15号 平成22年度深川市
病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第16号 職員の勤務時間、休
暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 3 議案第17号 深川市職員給与条例
の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第18号 議会の議員その他非
常勤の職員の公務災害補償等に関す
る条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 5 議案第20号 深川市健康づくり及

び医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例について

日程第 6 議案第21号 深川市立病院経営健
全化計画について

日程第 7 議案第22号 深川市普通河川管理
条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第23号 市道の路線廃止につ
いて

日程第 9 請願第 1号 食料供給力の確保に
必要な農業生産基盤整備の促進を求
める意見書の提出に係る請願

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(森田敏夫君) 初めに、議長は請願1件を受理しました。

次に、第1回定例会2日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 議案第3号平成22年度深川市一般会計予算ないし議案第15号平成22年度深川市病院事業会計予算の13件を議題とします。

これより、平成22年度市長の市政執行方針及び教育長の教育行政執行方針の説明を求めます。

初めに、市政執行方針。

山下市長。

○市長(山下貴史君)[登壇] 平成22年第1回深川市議会定例会の開会に当たり、平成22年度の市政の基本方針と施策の概要及び予算案の大綱についてご説明を申し上げます。

我が国の経済状況は、一部の経済指標に持ち直しの動きはあるものの、雇用、所得環境は依然として厳しさが続いており、さらにはデフレや為替変動などの懸念材料もあり、景気の先行きは予断を許さない状況になっております。

また、昨年9月に誕生した民主党新政権は、「官僚丸投げの政治から政権党が責任を持つ政治家主導の政治へ」や「中央集権から地域主権へ」といった原則を掲げ「国民の生活が第一」、「コンクリートから人へ」などのスローガンのもと、これまでの政策の大きな方向転換や新たな政策決定を行ってきており、今後さらに、こうした動きが加速されることが予想されることから、私たち地方自治体も、国政のあり方の変化に対応して、従来型の発想や仕事の進め方を変革していく必要があると思っていますところでもあります。

このような状況の中、昨年12月、政府は緊急経済対策を決定し、雇用、環境、景気を主要な分野と位置づけ、現下の経済情勢に緊急に対応するとともに、中長期的な成長力の強化を図るため、既に平成21年度第二次補正予算を編成、成立させ、22年度予

算と一体として執行していくこととしております。

また、平成22年度予算案においては、旧来型の資源配分や行政手法を転換し、国民生活に安心と活力をもたらす施策を充実させた「いのちを守るための予算」を標榜して、昨年の選挙時のマニフェストに掲げた主要公約である子ども手当、農業の戸別所得補償、高校の実質無償化などの施策の部分的な実施をすることとされております。

一方、北海道においては、地域主権型社会実現への対応や広域的な観点に立った効果的な地域政策の展開を進めるため、本年4月から新しい支庁制度をスタートさせ、地域のさまざまな課題に柔軟で機動的に対応する組織体制に改編するとともに、新・北海道総合計画の推進や連携地域ごとに策定した政策展開方針に基づく取り組みを基本とした政策の推進を図ることとしております。

特に、平成22年度においては、これまで講じてきた緊急総合対策の効果を踏まえながら、「経済の活性化や雇用の確保・創出」、「安心で活力ある地域づくり」、「環境と調和した社会の形成」の三つを柱とし、限られた予算や人的資源を効果的かつ効率的に投入するとともに、官民協働の取り組みの推進など多様な手法を活用しながら、実効性の高い政策展開を図っていくというのが北海道の基本的な考え方となっております。

国や道のこうした動きの中で、私たち地方自治体を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いており、時代の大きな転換期にあって、本市としてもこうした状況に適切に対応して、未来を切り開く確かな行政運営のかじ取りが求められていると考えております。

これまで私は、本市の新しい時代にふさわしいまちづくりに向けて、議員各位や市民の皆様、そして職員との対話を重ねながら、本市が備え持つ貴重な地域資源やすぐれた特徴を最大限活用しつつ、厳しい財政状況のもと、昨年度策定した財政収支改善案に沿って、的確な施策、事業の選択を進め、地域経済の活性化や少子高齢化対策、市立病院の経営改善などに全力で取り組んでまいりました。

平成22年度においても、私は、健全財政の確立、堅持と市民生活の一層の充実を図るため、常に市民にとって最良の選択は何かという視点に立ち、新政権の行う政策の動向を十分注視しつつ、国や道のさまざまな施策を積極的に活用しながら、当面する重

重要政策課題の解決と、第四次深川市総合計画に掲げる都市の未来像「市民とともに創る住みよいまち深川」の実現を図るために、引き続き議員各位や市民の皆様とともに歩み、考え、知恵を出し合い、創意工夫を凝らしながら、精いっぱいまちづくりに努めてまいり所存であります。

以下、新年度における市政の重要政策課題について申し上げます。

第1は、自立、持続可能な健全財政の確立であります。

本市の財政状況は、近年の三位一体の改革などに伴う地方交付税の減少等と長引く景気低迷や人口の減少による市税収入の伸び悩みに加え、これまでの積極的な社会資本整備の結果積み上がった地方債発行残高が、近年着実に減少してきてはいるものの、いまだ400億円を超えているなど、決して楽観を許さない状況が続いています。

このように厳しい財政状況下で、健全財政の確立、堅持という基本方針は、本市が持続可能な行財政運営を行っていくために必要不可欠なものでありますことから、引き続き財政収支改善案に沿った歳入の安定確保に努めつつ、的確な施策、事業の選択と地方債発行残高の着実な削減を図ってまいります。

第2は、地域経済、産業の活性化であります。

長期的な地域経済の低迷と雇用情勢の悪化など、厳しい経済情勢が続いていることから、地域経済の活性化と雇用の安定、確保に向けて、適切な経済対策を推進する必要があります。

このため、国の平成21年度補正予算なども有効に活用し、経済、景気対策として効果が見込まれる公共事業の実施などを通して、消費需要や雇用の拡大を図り、地域経済の活性化に努めてまいります。

また、市民組織や関係団体との協働のもと、中心市街地のにぎわいの創出や移住・定住促進の取り組みにより地域振興を図るとともに、本市の貴重な資源である黒米、ソバ、リンゴなどを生かした特産品の開発や新産業の創出に力を入れるほか、引き続き企業、事業所の誘致に努めてまいります。

本市の基幹産業であります農業の振興につきましては、関係団体と協力して、引き続き深川産米の生産、消費、販路拡大などを推進するとともに、畜産、花卉、施設園芸の充実や地産地消の推進、農業担い手の育成、確保支援などに努め、安定的な地域農業経営のための環境づくりを図ってまいります。

重要政策課題の第3は、地域の保健福祉の充実であります。

少子高齢社会の進行を見据え、すべての人が支え助け合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことができるようにするためには、地域の福祉、医療分野の施策を充実していく必要があります。

このため、少子化対策として、子育て世帯への経済的負担を軽減するため、保育料軽減措置や妊婦健康診査等の公費助成を継続するとともに、国が創設する子ども手当の支給制度の円滑な執行に万全を期してまいります。

また、障がい者の生活支援や就労支援に取り組むとともに、高齢者がみずからの経験と知識を生かしながら社会参加を促進することができる体制づくりを進めてまいります。

第4は、深川市立病院の経営健全化であります。

深川市立病院は、第二次医療圏である北空知圏域における中核病院として、医療機能を提供する上で大きな役割と責任を果たしておりますが、地域のニーズに対応した医療提供に努める中で、診療報酬の引き下げ改定や医師の減少と大幅な患者数の減少などにより、短期間のうちに多額の不良債務が累積するに至り、現在極めて厳しい経営状況に置かれております。

そのため、平成20年1月に策定した深川市立病院経営改善方策に基づき、経費節減などの内部努力、健診事業の拡充や診療報酬の新たな加算適用などによる収入増加対策に取り組むとともに、一般会計からの財政支援により、本市一丸となって経営改善に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成20年度の病院事業会計決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める資金不足比率が41.1%と法の基準の20%を超えたため、同法に基づき今年度中に深川市立病院経営健全化計画の策定が求められていることから、経営内容の抜本的な改善を図るための計画案を今議会に議案として提出させていただいているところであります。

新年度以降も、引き続き市立病院が北空知圏域における中核病院として良質な医療サービスを提供していくことができるよう、この健全化計画に基づき、収入の確保と事務改善などによるコストの徹底した節減や一般会計からの特別支援を継続することなどを通じて、不良債務の計画的な解消に努めることと

し、市立病院改革に不退転の決意で取り組んでまいります。

重要政策課題の最後として、第5は、北空知圏における広域連携の推進についてであります。

生活圏をともにする北空知5町とのつながりにつきましては、人口の減少や地域経済が低迷を続ける中で、北空知圏域における行政の一層の広域連携を強化、推進していくことが重要と判断し、これまでも各町と各分野の行政課題について、その解決策や連携方法について積極的に協議を進めてまいりました。

今後も、北空知圏域の連携を一層強めていくために、より効率的、効果的な広域行政の取り組みが実現できるよう国が示した新たな連携手法であります定住自立圏構想や道が独自に検討している広域連携支援の動向などを注視しながら、各町との話し合いをさらに深め、北空知の住民が住み続けたいと思えるような安定した魅力ある圏域の形成を目指して努力を傾注してまいります。

次に、平成22年度において講じようとする主な施策について、具体的な内容を申し上げます。

第1は、市民と協働して進めるまちづくり対策についてであります。

市民との協働については、地域活動に重要な役割を担っている町内会を初め、各種機関・団体などとの連携強化を図るとともに、協働のまちづくり活動支援事業等により、町内会や市民活動団体などの積極的な協働のまちづくり活動を支援し、公用車や備品等の貸し出し事業、環境美化パートナー制度等の活用を促進するなど、協働のまちづくりの推進を図ります。また、平成24年度からのまちづくりの指針となる次期総合計画の策定に着手してまいります。

創造的で自主的な地域生活をつくり出すコミュニティ活動の拠点となるコミュニティ施設については、地域と連携し適切な管理運営に努めるとともに、施設の活用を図ります。

安全な生活環境の確保については、深川警察署など関係機関・団体と連携し、市民みずから参加する交通安全運動、地域に根ざした自主防犯活動や暴力追放運動を推進します。

緑豊かなまちづくりについては、深川市を緑にする会などとの協働により深川市緑の基本計画に基づき、緑化思想の普及啓発と市内の緑化推進に努めます。

国際交流については、深川国際交流協会などの団体と連携し、姉妹都市アボツフォード市の公式訪問団受け入れや、青少年の派遣、高校生の交換留学及び情報交換などによる相互交流を進めるとともに、幅広く個人や団体の海外研修等に対しても助成を行うことなどにより、市民レベルの交流を促進します。

男女共同参画については、学習機会の充実などにより市民意識の醸成を図るとともに、男性も女性も互いに社会的責任を分かち合いながら暮らしていけるまちづくりを進めるため、市の各種委員会等への女性委員の登用推進や地域社会などにおける男女共同参画の促進に努めます。

第2は、人にやさしい健康、福祉のまちづくり対策についてであります。

健康な市民生活の確保については、命をはぐくみ、健康で安心して子供を育てられるよう、北海道が進めている事務・権限の移譲措置により低体重児の出生の届出の受理及び未熟児の訪問指導に関する事務を新たに本市が引き受けるなどして、母子保健事業の充実に努めます。

また、妊娠、出産、育児期、思春期、更年期といった各ライフステージに適した女性の健康づくりの支援を充実させるとともに、引き続き女性特有のがん検診における受診促進を図るため、一定の年齢に達した女性に対して無料クーポン券を発行し、受診率の向上に努めます。さらに、新型インフルエンザ接種事業を継続して実施します。

近年自殺者の増加が大きな社会問題となっていることから、地域と連携し、自殺予防にかかわる知識の普及啓発など、その防止対策に努めます。

国民健康保険については、特定健診等の受診率の向上やジェネリック医薬品の使用促進などにより医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険税の収納率を高めるなど歳入の適切な確保により、事業の健全運営に努めます。また、後期高齢者医療制度については、今後も引き続きわかりやすい制度の周知に努めます。

地域福祉の充実については、町内会や民生児童委員、深川市社会福祉協議会などと連携しながら、地域福祉活動を促進するとともに災害時要援護者避難支援（見守り）プランの作成や救急カードの普及を図るなど、住みなれた地域社会の中で市民が安全で安心して暮らし続けられるよう、地域で支え合うまちづくりに努めます。

高齢者福祉の充実については、高齢化がますます進行することが見込まれることから、その人その人に合った在宅サービスや施設系サービスの活用が図られるよう情報の提供や相談支援に努めるとともに、高齢者がみずからの経験と知識を生かしながら社会参加を図ることができる体制づくりを進めます。

介護保険事業については、介護予防事業などの提供により、高齢者の生活機能の維持、向上を図るとともに、高齢者などの心身の状況と日常生活に応じた最も効果的な介護サービスの提供に努めます。また、介護職員の育成、確保を図るため、深川商工会議所が開催するホームヘルパー養成研修に対し支援を行います。

障がい者福祉の充実については、北空知障がい者支援センターや深川市障がい者ネットワーク協会などと連携しながら、生活支援や就労支援などに取り組むとともに、障がいの特性に応じた障がい福祉サービスの提供に努めます。また、北海道などとの共催により、今年7月深川市を中心とした北空知管内を会場に、北海道障害者スポーツ大会を開催し、障がい者のスポーツ活動への参加と交流を促進するとともに、地域の皆さんの障がいに対する理解がより深まるよう努めます。

児童福祉の充実に関しては、保育所保育料について、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができるよう、国の徴収基準額から各階層一定割合を減額する保育料軽減措置を継続させながら、引き続き本市独自の第二子及び第三子向け保育料軽減措置を講じます。

また、子供の育ちを支援するため、中学校修了前の子供たちに支給するため創設される子ども手当や新たに父子家庭に対する児童扶養手当の支給を円滑に行うため、対象者への周知など適切な対応に努めます。

さらに、平成21年度中に策定する深川市次世代育成支援対策行動計画後期計画に基づき、引き続き地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の拡充を図ります。

少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化の対策としては、新たに未婚の男女の出会い創出のための事業に対し支援を行います。

深川市立病院については、重要政策課題で申し上げた部分と重複しますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めにより、策定することとな

る深川市立病院経営健全化計画に基づき、第二次医療圏の北空知圏域における中核病院として、救急医療を初め、災害医療、周産期医療、小児医療など、圏域内の他の医療機関では提供できない医療機能の維持と経営の健全化の両立に努めます。

また、経営健全化計画に定める目標の達成に最大限努力するとともに、適切な事後評価とそれに基づく修正を行い、経営の健全化を着実に推進します。さらに、医療の安全・安心の観点から、医療事故防止や感染予防対策等を強化する医療安全体制の整備を図るとともに、地域の医療機関や福祉、介護保険施設などとの連携強化を図ります。

第3は、人材と文化の育成に関する対策についてであります。

生涯学習社会の実現に向け、市民の自発的な活動が活発に行われるよう学習情報の提供と地域資源の効果的な活用を図り、市民が参加しやすい学習環境の整備、充実に努めます。また、昨年に引き続き国の学校支援地域本部事業に取り組み、地域全体で学校を支援する体制づくりに努め、教育力の向上を図ります。

学校教育の充実については、次代を担う子どもたち一人一人に確かな学力と豊かな心、健やかでたくましい体をはぐくむため、基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着と、これらを活用する力の育成などに積極的に取り組みます。また、平成23年度からの小学校、24年度からの中学校における新学習指導要領の本格実施に向けて、適切な教育課程の編成や教育活動の見直しを進めるとともに、必要な理科教材の整備に努めます。

さらに、地域に信頼される学校の実現に向けて、学校評議員や保護者、地域の声を学校経営に反映させ、学校、家庭、地域が一体となった開かれた学校を目指します。

学校給食においては、安全・安心でおいしい給食を基本に、深川産米を初め地元産の野菜や加工食品を活用した特色ある給食の提供に努めるとともに、児童・生徒が食に関する理解を深めるよう食育の推進を図ります。

学校施設の整備については、安全・安心な学校づくりに向けて、喫緊の課題である耐震補強工事を平成21年度の繰越明許事業で実施するとともに、あわせて学校施設の改修にも取り組みます。

高等学校については、地元高等学校の定員確保が

依然厳しい状況にあります。高等学校との意見交流を図りながら、地元高等学校選択の優位性についてPRに力を入れてまいります。

私学支援については、拓殖大学北海道短期大学におけるミュージカル公演や市民公開講座などの地域交流事業を支援するとともに、大学と連携して学生確保に協力するほか、学生の市内定住の促進に努めます。

クラーク記念国際高等学校については、生徒の市内イベント参加などの地域交流を促進するとともに、スクーリングなどでは、本市の地域資源を生かした体験学習となるよう必要な協力を努めます。

社会教育の充実については、市民の多様な学習ニーズに対応した事業の展開と学習成果を生かせる場の提供に努め、市民の自主的な学習活動を支援するとともに、活動の拠点となる公民館などの適切な維持管理に努めます。

芸術、文化の振興については、市民の自主的、創造的な活動を支援するとともに、生きがい文化センターや文化交流ホールみ・らい、アートホール東洲館の効率的、効果的な管理、運営を図りながら、すぐれた芸術の鑑賞機会の提供等に努めます。

スポーツの振興については、市民皆スポーツを目指して、体育団体や指導者との連携により、市民や団体の自発的なスポーツ活動を支援するとともに、引き続きチャレンジデーの実施等に取り組みます。また、北海道陸上競技協会との共催でディスタンスチャレンジ深川大会を開催するほか、スポーツ合宿の招致に努めます。

第4は、安全・安心で快適な生活づくり対策についてであります。

地域の環境保全については、深川市環境衛生協会等と連携を図りながら深川市環境基本計画に基づき、市民、事業者、市の協働による環境保全活動等の取り組みを推進します。

資源循環型社会の形成に向けては、ごみの分別の徹底によりごみの減量と資源化を推進するとともに、適正処理に努めます。また、深川市リサイクルプラザについては、北空知4町との広域利用の可能性について検討を進めます。

株式会社エコバレー歌志内の撤退に伴う将来の可燃ごみ焼却処理については、中・北空知廃棄物処理広域連合において、平成25年度からの処理開始に向け、新施設の建設に取り組みます。

市街地の形成については、深川市都市計画マスタープランを基本とした計画的なまちづくりに努めるとともに、特に駅北地区の土地区画整理事業については、引き続き関係地権者との換地協議を進めながら、道路整備などの事業を推進します。

水道事業については、配水管の整備や漏水箇所の早期発見、修繕とともに、平成21年度の繰越明許事業として老朽化した水道施設の更新および改修工事の実施により、安全で安定した水道水の供給に努めます。

また、水道料金については、平成23年度が改定の時期であることから、更進簡易水道の水道事業会計への統合を含めた検討案を上下水道経営審議会に諮るなど、所要の改定事務を進めます。

農業集落排水を含む下水道事業については、土地区画整理事業や道路改良事業に関連した污水管、雨水管の整備を進めるとともに、個別排水処理施設の整備による水洗化の普及、促進に努めます。

道路網の整備については、補助事業などにより5号線など4路線の整備と山1線の街路事業を実施するほか、単独事業として道路改良舗装、歩道整備など13路線の整備を実施します。また、平成21年度の繰越明許事業として、7丁目線など6路線の道路改良舗装を実施します。

河川流域で生活する市民が安全かつ安心して生活することができるよう、平成21年度の繰越明許事業として、納内市街地を流れるオサナイケップ川の河川防護柵の改修を実施します。

除排雪については、効率的な作業に努めつつ、円滑な冬期交通網の確保を図ります。また、引き続き地域住民などが行う市道及び私道の除排雪経費の一部助成や融雪施設設置者への支援を行います。

市営駐車場については、適切な管理運営に努めるとともに、立地条件などを考慮し、今後のあり方や用地の有効活用策などについて抜本的な検討を行います。

消防、救急については、住宅用火災警報器の設置促進を図るとともに、救命率向上のため、住民によるAED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当ての知識や技術の普及に努めるほか、消防ポンプ自動車の更新整備を行うなど、消防、救急体制の強化を図ります。

消費生活の安定については、消費者の安全・安心を確保するため、国の消費者行政活性化事業を活用

し、深川市消費者センターを核に関係機関・団体と連携して、主体的かつ責任を持って行動する消費者のための教育、啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する情報を蓄積、活用するため、P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム) を導入し、複雑化、多様化、広域化する不当請求や振り込め詐欺などによる消費者被害の未然防止対策の充実に努めます。

公共交通については、国の補助制度のもとでの自治体の責務を分担するとともに、高齢者や学生など日常生活上不可欠であるバス路線の維持、確保を図るために、バス事業者など関係者との協議を進めるとともに、市民の利用促進に向けたP Rに努めます。

地上デジタルテレビ放送については、地上アナログテレビ放送終了までに、市のすべての地域で受信可能となるよう、国や道、放送事業者などの関係機関に十分な対策の実施を働きかけてまいります。

情報化の推進については、超高速ブロードバンド環境の拡大に向け、平成21年度の繰越明許事業として、未整備エリアすべての光ブロードバンド化を図るとともに、深ナビにおいて、光ブロードバンドと地デジ対応テレビの機能を活用したテレビ向け地域情報の発信に努めます。

また、これらの活用を促進するため、P R活動の強化やI T講習会の充実等を図り、市民生活や地域経済活動におけるインターネット利活用の一層の促進に努めます。さらに、市民サービスの高度化、効率化を目指し、行政サービスの電子化の促進に努めます。

市営住宅の整備については、西町団地の建てかえ事業、耐火構造2階建て1棟8戸の整備等を図ります。

まちなか居住等の推進については、住宅持家の促進やバリアフリー改修及び耐震改修の促進に向けた支援を実施し、地域の活性化に寄与する住宅、住環境づくりに努めます。

第5は、豊かな産業づくり対策についてであります。

農業の振興については、平成23年度からの戸別所得補償制度の本格的な導入に向け、来年度は米に係るモデル対策が実施されますが、この対策や水田・畑作経営所得安定対策を有効に活用し、地域における需要に即した高品質で安全・安心な農産物の安定生産や農業経営の安定などを図ります。

また、中山間地域農業の持続的な発展と生産活動の維持や農地などの資源を適切に保全するため、中山間地域等直接支払事業及び農地・水・環境保全向上対策を活用して、耕作放棄地の発生防止と農業の多面的機能の維持、増進を図るとともに、減農薬・減化学肥料栽培などの先進的な営農活動を支援します。

さらに、平成20年3月に策定した深川市食育推進計画に基づき、市内販売店における深川産米の取り扱いをふやすための地産地消対策推進事業の実施や、市民と一体となって深川産米等の消費拡大を図るため「深川！ マイ・米・デー」記念イベントである「秋の味覚市&こめっち新米フェスタ」などを開催します。

水稻については、良質、良食味米の安定生産に努めながら、深川産米の消費拡大P Rやブランド化、低たんぱく米の生産やイエス・クリーン栽培の取り組みの推進などに対し支援を行います。

野菜や果樹、花卉については、栽培技術の高位平準化による安定生産に努めるとともに、販売促進の取り組みを支援します。

畜産については、生産資材価格などの動向も踏まえながら、無利子資金の貸し付けを通じた家畜導入等への支援を引き続き行うとともに、水田農業の所得向上に向けた複合経営への取り組みとして、国の補助事業の活用等により和牛生産の振興に努めます。

将来の農業をリードする担い手を育成し、農業経営の安定を図るため、制度資金や補助事業の有効な活用を促進します。また、新規学卒者、Uターン就農者への支援に努めるとともに、国の支援を受けて今年度からスタートした深川市アグリサポート事業と連動しつつ、関係機関・団体と一体となって新規参入者の育成、確保に一層力を注ぎます。

農業生産基盤の整備については、道営農業農村整備事業や持続的農業・農村づくり促進特別対策事業、さらには国が造成した施設の維持管理に対する補助事業の活用などにより農家負担の軽減に努めます。

農地行政については、農業経営基盤強化策として、担い手の活力向上や農村環境の改善を図るため、引き続き農業農村の活性化・農村環境保全事業に取り組み、離農跡地周辺の田畑を作業効率のよい農地に整形しようとする農業者に対する助成を行います。

都市と農村の交流については、アグリ工房まあぶ周辺を拠点に農業体験事業などを展開するほか、農

業者が取り組むグリーンツーリズム事業を支援します。

農産加工の振興については、地元農産物等を活用した新商品の開発及び販路の開拓、拡大のためのPR活動や、製品化された加工品のさらなる普及拡大を目指した起業化のための取り組みなどに対し支援を行います。

林業の振興については、民有林の適切な整備、保全や市有林の健全な育成、管理を図るため、国、道の助成制度を活用するとともに、関係機関などと連携し、林業経営の担い手の育成、確保及び森林、林業に対する市民理解の増進に努めます。また、今年度からスタートしたふるさと雇用再生特別対策推進事業を活用した林業での取り組みを継続して実施します。

中小企業対策については、引き続き企業経営緊急対策本部と金融・労働問題特別相談窓口を設置し、金融や雇用問題などの相談を受けるとともに、制度融資利用者に対する利子、保証料補給により資金繰りを支えるほか、国、道等が実施する経営支援事業の紹介、周知などにより、地域の中小企業者のバックアップに努めます。

商業の振興については、金融機関などと連携し企業の経営安定を図りつつ、魅力ある商店街づくりに向けて、深川商工会議所、深川市商店街振興組合連合会などが行う各種振興事業を支援し、商業の活性化を推進します。

中心商店街の空洞化対策については、空き地空き店舗の実態調査の結果をもとに、深川商工会議所と連携してインターネット上での関連情報提供の充実を図るとともに、空き地空き店舗を活用して商業用店舗等を開設した中小企業者などに対し、その費用の一部を助成する空き地空き店舗活用助成事業により、空き地空き店舗の解消に努める一方、地域交流施設プラザ深川を拠点として、まち中のにぎわいの創出に努めます。

卸売市場については、平成21年度の繰越明許事業として、老朽化している冷凍設備を改修し、地域における安全・安心な食料品の安定的な供給に努めてまいります。

工業の振興については、広里工業団地内の市道音29号線や雨水路の整備を進めて誘致環境を整えるとともに、企業、事業所の誘致を推進するため、引き続き積極的な企業訪問や助成制度のPRに努めます。

地域産業の活性化や新産業の創出については、(仮称)地域資源活用会議や、きたそらち新産業協議会などと連携を密にし、地場産業の育成を図るとともに、地域資源を生かした商品開発やそのPRなどに努めます。

雇用、労働環境の改善については、国のふるさと雇用再生特別対策推進事業や緊急雇用創出事業などの活用により、雇用機会の創出に努めるとともに、深川市勤労者生活資金による支援のほか、季節労働者の通年雇用促進のため、深川市、妹背牛町、北竜町の関係団体による通年雇用促進支援協議会の取り組みを推進します。また、市内事業所における労働者の実態を把握するため、新たに労働者就労・生活実態調査を実施します。

観光の振興については、道の駅での情報発信や地場製品の販売を初め、観光案内人としてコンシェルジュの配置により、引き続ききめ細やかな観光情報の提供や来場者の市内誘導を図るとともに、国の地域グリーンニューディール基金事業を活用し、太陽光パネル設置など道の駅の省エネ改修事業を行います。

また、市内観光施設や魅力的な各種イベントのPRを強化し、深川市の知名度アップと市内外の人々との交流促進を図ります。

移住・定住については、(仮称)移住推進会議^い移る^む夢深川などと連携して、首都圏などでのPR活動や短期滞在型の移住体験事業などを推進するとともに、移住希望者が必要としている情報の発信や受け入れ態勢の充実に努めます。

以上、平成22年度における市政の基本方針と施策の概要を申し上げました。

地方の財政が厳しさを増す中、平成22年度予算については、第四次深川市総合計画に掲げる都市の未来像、市民とともに創る住みよいまち深川の実現を目指し、活力あるまちづくりを市民の皆様とともに推進することを基本に据え、本市の最重要、最優先の課題である財政の健全化を念頭に置きつつ、編成作業を進めてまいりました。

その中で特に平成20年度に策定した財政収支改善案に沿いまして、歳入の確保、歳出の抑制と重点化を進めつつ、国の21年度補正予算の活用も図りながら、地域経済の活性化や市立病院の経営健全化などの重要政策課題の解決に向けた予算の配分に努めたところであります。

この結果、一般会計の予算の総額は、152億8,200万円で、前年度比プラス0.8%、1億2,500万円の増となり、また特別会計と企業会計を合わせた全会計の予算の総額は、287億1,887万円で、前年度比マイナス1.8%、5億2,173万円の減となったところであります。

平成22年度は、私の1期4年の任期の最後となる年であります。私は、これらの予算を用いまして、私たちのふるさと深川のより一層の発展のために、全身全霊を傾注して、市政運営に当たる決意であります。

以上申し上げ、むすびに、議員各位並びに市民の皆様への市政に対します、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（北本清美君） 次に、教育行政執行方針。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君）〔登壇〕 平成22年第1回市議会定例会の開会にあたり、深川市教育委員会の所管行政の執行に関する主な方針について申し上げます。

人口減少や少子高齢化が進行し、経済情勢が大きく変動する中であって、私たちは人々が心豊かに相互に支えあいながら暮らすことのできる地域づくりを進めていかなければなりません。

温暖化に代表される地球環境の悪化を防ぐことが世界の大きな課題となっている中で、農業を基幹産業とする緑豊かなこの地域に住む私たちは、自然の恩恵や先人の労苦と知恵を学び、物づくりの大切さを次の世代に引き継いでいくことが重要であります。

次代を担う子どもたちの教育をめぐることは、学ぶ意欲の低下や基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、いじめ、不登校などの課題が山積している現状にあります。これらの課題解決に、学校、家庭、地域が連携協力してあたり、時代や社会の要請にこたえられる人材の育成を図っていくことが必要であります。学校現場では、知育、徳育、体育をバランスよく配し、子供たち一人一人が社会で自立し、社会に必要とされる基本的な資質を身につけられるように育ててまいります。

そして、生涯学習の視点からは、すべての市民が学習活動、文化、歴史との触れ合い、スポーツへの参加などに生涯を通して取り組み、豊かな人生を送ることができるよう教育施策を展開していくことが

必要であります。

深川市教育委員会といたしましては、今日の社会状況や教育の現状を踏まえつつ、生涯を通して生き生きと学び続ける人材を育成し、その成果が生かされる地域づくりを目指しながら、次のことを教育行政の基本的な考え方とします。

第1に、次代を担う子供たちに、確かな学力や人間関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力など、生きていく上で必要な資質、能力を身につけさせるとともに、社会の変化に柔軟に対応できる実践的な力を育成します。

第2に、子供たち一人一人が、豊かな心と人間関係や社会規範などを体験的に身につけ、自分の生き方を主体的に考えることができるようにするとともに、基礎的な体力の向上を図るなど心身の健康の保持、増進に努めます。

第3に、子供の教育は、その資質や能力を育成していくために、学校、家庭、地域社会が連携して行います。また、開かれた学校や特色ある学校づくりと教職員の資質、能力の向上を図り、信頼される学校づくりを進めます。

第4に、家庭や地域については、核家族化、人間関係の希薄化などに伴う教育力の低下を踏まえ、市民協働のまちづくりの理念のもと、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

第5に、自然に恵まれた深川市らしい生涯学習社会の実現に向け、生涯を通して豊かに学び、文化に親しみ、スポーツを楽しむことができるような環境づくりを進めます。

以上の5点を基本に教育行政を進めます。

この基本的な考え方のもと、取り組みを進める主な施策について申し上げます。

初めに、学校教育の充実についてであります。

変化の激しい21世紀を、子供たちが心豊かにたくましく生き抜くための生きる力を身につけることは、教育関係者、保護者、地域住民、みんなの願いです。学校教育では、生きる力の育成を最重点に取り組みます。

その一つ目は、確かな学力の定着を図り、活力ある学校を創造することです。

義務教育においては、生涯にわたり学び続ける基盤を養うことが大切です。そのために、基礎的な知識、技能を確実に身につけ、それを土台に新たな課題をみずから解決するための思考力、判断力、表現

力等の能力をはぐくみ、生きる力の基軸となる確かな学力の定着に努めます。各学校では、知、徳、体のバランスの取れた適切な教育課程を編成し、意欲をはぐくみ学力向上を図る質の高い、わかる、できる授業の実践に取り組みます。特に、すべての学習やコミュニケーション能力の基盤となる国語力の向上に努めます。

平成21年度に実施された全国学力・学習状況調査結果を踏まえ策定した学校改善プランの確実な実践と、北海道教育委員会の「まなび」環境づくりプロジェクト事業により提供されるチャレンジテストなど各種サポート事業の活用や家庭との連携協力を深めるなど実効ある取り組みを進め、学力向上に努めてまいります。平成22年度に実施される全国学力調査には、文部科学省が抽出した学校を含め市内全校が参加し、学力の状況を把握し学習指導改善に努めます。

特別支援教育については、各学校における校内委員会やコーディネーターが中心となり、個別の指導計画を立て、一人一人のニーズにこたえる教育の充実を進めます。

新学習指導要領への対応については、先行実施の道徳の指導計画作成を既に終えています。教科、特別活動では移行期間を経て、平成23年度小学校、24年度中学校の本格実施に向け、適切な教育課程編成や教育活動の見直しを進めます。また、理数科教育の内容増加に伴う理科の教材、教具の整備を行うとともに、各学校に導入した電子黒板を活用し多様な教育活動や教科指導の充実を図ります。

また、児童・生徒が年々減少する中で、活力ある教育活動を展開するための望ましい学校規模など、小・中学校適正配置について、引き続き検討を進めます。

二つ目は、豊かな人間性、社会性、社会規範の育成についてであります。

激変する社会にあって、子供たちが置かれている環境も大きく変化してきております。ゲーム機やコンピューター、携帯電話等の普及により、他者との触れ合いの機会が減少し、思いやりの欠如、規範意識の低下などが社会問題となっております。生きる力を育成する上で確かな学力と両輪となる心の教育は大きな教育課題であり、家庭、地域との連携協力のもと、豊かな心の育成に努めます。

道徳教育では、副読本の活用と保護者、地域への

授業の公開を進め、道徳指導の充実を図るとともに、全教育活動において感動する心を育て、基本的生活習慣の定着や規範意識を高めるなど、道徳的実践力の育成に努めます。また、朝読書や学級文庫などの充実を図り、読書活動の普及とともに豊かな感性や創造力の育成に努めます。

いじめ、不登校対策などについては、その未然防止、早期対応を図り、心身ともに健やかな子供の育成を目指すために、各学校では一人一人に応じた生徒指導の充実や児童・生徒会主体のいじめ根絶の取り組みを進めます。また、子供たちや、家庭の悩み、教育相談等に対応するため、引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、深川市心の教室相談員等の配置を行うとともに、不登校対策に力を入れ、適応指導教室しらかばに専任指導員の配置を継続し、充実を図ります。

生きる力の土台となる健康でたくましい体づくりについては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を受け、各学校の実態に即した体力向上に努めるとともに、発達段階に応じた性教育、薬物乱用防止教育などの実践を進め、学校保健、体育の充実に取り組みます。

食に関する指導については、児童・生徒が望ましい食習慣や自己管理能力を身につけることができるよう、栄養教諭を核として指導の充実を図ります。学校給食においては、安全・安心でおいしい給食を基本に、深川産米を初め、地場産の野菜や加工品を活用した特色ある給食の提供に努めるとともに、児童・生徒が食に関する理解を深めるよう、食育の推進を図ります。また、食中毒の発生を防止するため、衛生管理の徹底に努めてまいります。

三つ目は、家庭、地域に信頼される学校づくりについてであります。

教育の営みは、学校教育のみで行うものではなく、学校、家庭、地域社会が連携協力して行うことにより、大きな成果が得られることは言うまでもありません。その中核となる学校が、教育内容や現状及び自己評価による改善策を積極的に家庭、地域に情報発信し、説明責任を果たすとともに、学校評議員会議や学校関係者評価による保護者、地域の声を学校経営に取り入れ、学校、家庭、地域が一体となった開かれた学校を目指します。

また、各学校では、家庭や地域の協力を得て教育活動に地域の教育力を生かし、人々との出会いや自

然との触れ合いから生き方や環境問題を学び、体験的、実践的な学びを通して知恵や豊かな感性をはぐくむ教育を進め、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。特に、平成21年度から実施している小学校5年生の総合的な学習の時間における本市の基幹産業、稲作を中心とした農業体験学習の充実を図ります。

一方、学校教育の成果は、教職員の資質能力に負うところが大きいことから、教職員の資質を高める研修を充実し、高い使命感や指導力、実践力のある教職員を育てます。そのため、教員評価制度の活用を初め、各種研修会、講演会への積極的参加、指導主事や教育委員会の学校教育指導訪問等を行い、教育力の高い信頼される学校づくりに努めます。

子供たちの安全・安心の確保については、危機管理マニュアルの整備や不審者対策訓練などのほか、児童・生徒がみずから身を守る能力を育成するため、防犯教育や交通安全教育の充実を図ります。また、家庭や地域と連携し、通学路等のパトロールボランティアや学校セーフティメールの普及、活用、関係機関との連携等実効ある取り組みを進めます。

さらに、課題となっておりました昭和56年以前に建築された学校施設の耐震化につきましては、対象校6校の耐震診断をもとに、6校すべての耐震化工事を進め安全の確保を図ります。

次に、社会教育の充実であります。

市民一人一人が、充実した心豊かな生活を送るために、みずからの興味や関心に基づき、自分自身を深める学習活動を充実させていくとともに、その学習の成果を地域に生かしていくことが求められています。このため、第7次深川市社会教育中期計画に基づき、市民の多様化、高度化する学習ニーズにこたえる学習情報の提供を初め、市民の参画による事業実施、市民主体の社会教育活動に対する支援に努めます。また、公民館等の社会教育施設の機能を十分に生かし、市民の学習活動をより充実させるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

さらに、次代を担う子供たちの健やかな成長にかかわっては、子供たちにとって最も身近で重要である家庭での教育の充実とともに、心豊かな人間性や生きる力を身につけるために異なる世代の人々や地域の人たちと交流する機会を社会全体でつくっていく必要があります。そのため、学校と家庭が連携し家庭教育について学ぶ機会である家庭教育・学社融

合推進事業を、より参加しやすい内容にするよう努めるとともに、地域社会の中で活動していく力を養う子ども会リーダー養成講習会、子供が企画し運営する子ども企画交流事業の実施など、在学青少年の社会教育の充実に努めます。また、昨年度に引き続き学校支援地域本部事業を実施し、地域住民による学習ボランティアや登下校の安全確保など、さまざまな活動を通じて学校を支援していくことにより、学校と地域との連携体制を充実させるとともに、地域全体の教育力の向上も図ってまいります。青少年の非行防止と健全な環境づくりに向けては、学校、家庭、地域社会が連携を深め、巡回指導や専任相談員による少年相談を行い、健全育成の環境改善に努めます。

本市の恵まれた学習施設、文化、スポーツ施設の一層の活用を図るため、学習機会の充実と各種情報の収集、発信を行います。図書館においては、地域の情報拠点としての機能充実を図り、利用者のニーズや時代に即したサービスの提供に努めます。さらに、市内小・中学校に図書情報をメールで送付するなど、ICTを活用した学習情報の提供などの充実を図るとともに、学校や社会教育施設との連携を進めます。また、国民読書年の周知、啓発に関する取り組みなどを通して、読書の普及と利用の拡大に努めます。

次に、芸術、文化の振興であります。

芸術、文化活動は、豊かな人間性をはぐくみ生活に潤いをもたらすものであり、すぐれた芸術、文化に触れる環境づくりや個性あふれる芸術、文化活動を推進することが大切です。このため、文化総合芸術祭等を市民団体との協働による芸術、文化活動発表の場とするほか、市民がつくる文化公演事業に対し助成をし、市民の自主的な活動の支援に努めます。

生きがい文化センター、アートホール東洲館、文化交流ホールみ・らいについては、芸術、文化活動の場として鑑賞事業等を実施し、それぞれの役割を担いながら効率的な施設運営に努めます。

文化財の保護と活用については、数多く存在している貴重な文化遺産である有形・無形文化財や埋蔵文化財を適切に保存、継承し、市民の学習活動に活用します。

次に、スポーツの振興についてであります。

スポーツは、体力の向上や心身の健康の保持増進に寄与するとともに、私たちに多くの夢や感動を与

え、活力あるまちづくりの形成に大切な役割を果たしております。このため、深川市スポーツ振興計画に基づき、市民一人一人が体力や年齢に応じて気楽にスポーツに親しむことができるよう、市民皆スポーツを目標に、各種スポーツ、レクリエーション行事や教室を開催するほか、体育団体や指導者との連携を一層強化し、市民や各種スポーツ団体の自主的なスポーツ活動の支援に努めます。

市民参加型スポーツイベントとして、昨年に引き続きチャレンジデーを実施するなど、スポーツを通じた健康づくりに努めるとともに、スポーツ合宿の招致やディスタンスチャレンジ深川大会など、各種スポーツ大会の開催を支援します。

総合運動公園、温水プール・ア・エールなどスポーツ施設については、利用者ニーズに対応した適切な管理と運用に努めます。

終わりに、本市の行財政環境は、極めて厳しい状況にありますが、次代を担う人材の育成や教育活動、教育環境の一層の充実に向け、市民の皆様とともに創意工夫し、深川市にふさわしい教育の実践に取り組んでまいります。

以上、平成22年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げましたが、議員並びに市民の皆様により一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これで執行方針の説明を終わります。

お諮りします。議案第3号ないし議案第15号の13件については、市長の市政執行方針の中で大綱の説明がありましたので、会議規則第36条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第3号ないし議案第15号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号ないし議案第15号の13件については、16人の全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第3号ないし議案第15号の13件については、16人の全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、16人の全議員を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって予算審査特別委員会の委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時09分 休憩）

（午前11時24分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

○議長（北本清美君） 日程第2 議案第16号職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第16号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正などに伴い、本条例の改正を行おうとするものであります。

改正の内容は、民間における時間外労働の割り増し賃金率の引き上げ等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律が平成22年4月に施行されますことから、これを踏まえて、公務において特に長い時間外勤務を強力に抑制し、また時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える時間外勤務に係る手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給にかえて、正規の勤務時間において勤務することを要しない日、または時間、代替休ということですが、これを指定できる制度を新設するものであります。

また、職員の休憩時間に相当する制度が民間企業

においてほとんど普及していないこと等を考慮して、一部の特別な形態によって勤務する職員を除き、休息時間を廃止しようとするものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は総務文教常任委員会に付託します。

○議長（北本清美君） 日程第3 議案第17号深川市職員給与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第17号深川市職員給与条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正などに伴い、本条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、民間における時間外労働の割増し賃金率の引き上げ等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律が平成22年4月に施行されますことから、これを踏まえて、公務において特に長い時間外勤務を強力に抑制し、また、こうした時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える時間外勤務に係る手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給にかえて、正規の勤務時間において勤務することを要しない日、または時間を指定できる制度を新設しようとするものであります。

また、本市は、行財政改革の取り組みとして、平成16年度から21年度までの6年間、職員の期末勤勉手当の役職加算の適用を凍結しておりますが、昨今の厳しい財政状況等を考慮し、22年度までの1年間、引き続き役職加算の支給を凍結しようとするものであります。

さらに、市立病院採用職員の資格状況にかんがみ、給料表における適用職種について所要の改正を行うものであります。

加えまして、特殊勤務手当中、現在研修目的による派遣者に適用している派遣研修手当について、研

修以外の派遣職員にも支給できるように改めようとするものであります。

以上が改正内容の概要であります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は総務文教常任委員会に付託します。

○議長（北本清美君） 日程第4 議案第18号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第18号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本年1月1日の雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで非常勤特別職員である船員の公務災害につきましては、船員保険法が適用されておりましたが、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償が今回なされることとなりました。このため、地方公務員災害補償法の規定に基づき、公務上の災害、または通勤による災害の補償に関する制度を定めております本市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例において、適用除外とされている非常勤特別職員である船員を今度は適用対象者とするため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、本市には、該当する職員はおりませんことから、改正による直接の影響はないものと考えております。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第36条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第18号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第5 議案第20号深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第20号深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

平成21年12月24日に、身体障害者福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行規則の一部が改正され、身体障害者手帳の交付対象となる身体の障害に肝臓の機能の障がいが増加されることとなりました。

同政令及び同規則を基本として医療給付を行っております本市の本条例においても、助成の対象となる障がいとして、肝臓の機能の障がいを追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

また、あわせて障がいの状態に関する表現など一部適切な文言に改めさせていただくことも内容としたしております。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は社会民生常任委員会に付託します。

○議長（北本清美君） 日程第6 議案第21号深川市立病院経営健全化計画についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第21号深川市立病院経営健全化計画について提案理由を申し上げます。

平成20年度病院事業会計における資金不足比率が

41.1%となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項に規定する経営健全化基準である20%を超えることとなったため、同法の規定に基づき、深川市立病院経営健全化計画を定めることとなりましたので、同法第24条において準用する同法第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は会議規則第36条第1項の規定に基づき、市立病院経営健全化調査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第21号は市立病院経営健全化調査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

○議長（北本清美君） 日程第7 議案第22号深川市普通河川管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第22号深川市普通河川管理条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、農地法等の一部を改正する法律が平成21年12月15日に施行されましたことにより、従前の小作料の標準額が廃止されたため、深川市普通河川管理条例別表第2において土地占用料の徴収に關し定めている小作料の標準額を、農業委員会が定める参考賃借料に改めるものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は経済建設常任委員会に付託します。

○議長（北本清美君） 日程第8 議案第23号市道の路線廃止についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第23号市道の路線廃止について提案理由を申し上げます。

本議案は、深川駅北土地区画整理事業により、国道233号に接続する市道が完成しましたことから、道路法第10条第3項の規定に基づき、主に公園敷地として今後利用を予定している市道新町用水線について、市道の路線廃止をしようとするものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は経済建設常任委員会に付託します。

○議長（北本清美君） 日程第9 請願第1号食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書の提出に係る請願を議題とします。

お手元に配付しております請願は、付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

○議長（北本清美君） 以上で本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、3月8日は午前10時から開議します。

（午前11時39分 散会）



平成22年第 1 回定例会

平成22年 3 月 8 日（月曜日）

平成22年 第1回

深川市議会定例会会議録 (第3号)

平成22年3月8日(月曜日)

午前10時00分 開議

午後 2時34分 延会

○議事日程(第3号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(森田敏夫君) 第1回定例会3日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、楠議員。

〔楠議員、質問席へ〕

○6番(楠 理智子君) 3月に入りましてまだまだまだしばれる日が続いておりますが、日差しは強く、暖かくなってきているのではと感じているきょうこのごろです。世の中は、こういう状況の中で不況からなかなか脱出することができず、完全失業率は少しは改善されたということで報道されておりましたが、非正規労働者の失業は26万人を超えているという報道もあります。深川市においても、厳しい状況に変わりはありません。雇用の場もなかなか確保できず、大変な状況にあるのではと思います。そういう中で、今こそ深川市みずからが雇用をつくり出していき、発信していくということが求められているのではないかと申し上げまして、通告に従い質問をいたします。

まず1番目ですが、子宮頸がん対策についてです。女性特有のがんとしては、子宮頸がんと乳がんがあります。その中でも、子宮頸がんは99%ウイルス感染による発症と言われております。そのウイルスはヒトパピローマウイルスというもので、1983年に発見され、この研究をもとにワクチンが開発され、海外では100カ国以上で使用され、約30カ国で公費負担されているということです。日本でのこの取り組みはおくれていると言わなければなりません。日本ではやっと2009年12月に承認され、一般の医療機関でも接種を受けることができるようになりました。ワクチンは3回接種することで免疫効果が出るということですが、1回の接種料金が1万2,000円ほどと高額で、3回接種すると4万円から6万円ほどかかるということです。接種して抗体が一番よくできるのが10歳から15歳ということで、幌加内町では女子

中学生を対象に全額助成、また斜里町でも中学3年の女子を対象に助成すると報道されておりました。ヒトパピローマウイルスは15種類ほどの型があるようで、ワクチンを打っても予防できない場合もあるということで、定期的に検診を受けることが有効で、早期に治療すれば100%治ると言われています。さらに、20代、30代の子宮頸がんの発症がふえており、若い年代から検診を受けることが必要と言われております。

そこで、お伺いします。まず1点目として、ワクチンの接種料金はかなり高額なため、個人負担はなかなか大変です。深川市としても中学生からのワクチン接種を推進するとともに、助成を考えていくべきです。さらに、国の政策としても実施していくべきと考えますので、国、道へも強く要請していく必要があると考えますので、市の考えをお伺いいたします。

2点目として、がん検診の乳がん、子宮がんの検診は40歳からで、隔年ごとの検診になっておりますが、子宮頸がんは20代からの発症がふえており、さらに乳がんの罹患率もふえているということです。このことから、子宮頸がん、乳がんともに20歳から検診を実施すべきと考えます。また、検診率が低いと聞いていますので、検診率を上げるための取り組みを強化すべきです。市の考えをお伺いいたします。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長(通 義美君) 子宮頸がん対策について2点の質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

最初に、1点目の子宮頸がんワクチン接種の推進と助成についてであります。子宮頸がんは、性交渉の低年齢化に伴い、20歳から30歳代の若い世代での発症が増加傾向にあることから、その予防のためワクチンが開発され、我が国においては、昨年ワクチン接種が承認されたことは、子宮頸がん発症予防にとって大変意義あるものと受けとめております。このことから、各自治体によるワクチン接種への独自の公費助成が少しずつ広がりを見せているようではありますが、同ワクチンは、免疫抗体をつけるためには10歳前後の女性を対象に3回の接種が必要で、1回1万5,000円から2万円かかり高額な費用が必要になること、また同ワクチン接種は、予防接種法で市町村長に責務規定がある定期予防接種に位置づ

けされていない任意の予防接種であり、水ぼうそう、おたふく風邪、新型インフルエンザ、肺炎球菌など、他の任意のワクチン接種への費用助成との優先性や整合性の課題があることなど、財政問題以外にも幾つかの課題を含んでいることも事実であります。厚生労働省の資料によりますと、子宮頸がんの原因となるウイルスは15種類あるが、今回のワクチンはこのうちの2種類の感染予防効果で、欧米では80%から90%の子宮頸部がんはこの2種類が原因であるが、日本では50%から70%と限定的であること、原因ウイルスに初感染してから十数年後に子宮頸がんが発症するが、このワクチンが接種された後、長期的にわたって感染予防効果があるかはいまだ確認されていないことから、子宮頸がんの予防を図っていくために、このワクチンの任意接種促進に関する今後の進め方や予算措置等を含め、どのような方策が効果的か、総合的に検討していくとしているところであります。同ワクチンは、昨年12月から接種が開始されたばかりであり、市といたしましては、いましばらく国の動向や各自治体における同ワクチンの接種状況を注視する必要があると考えております。今後に向けては、ワクチンの接種状況を見きわめながら、国、道へ公費助成制度などの支援策について要望を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の子宮頸がん、乳がん検診の推進強化についてであります。市では、厚生労働省が策定したがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、がん検診を実施しており、この指針の中で、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進する観点から、がん検診の方法を示しており、受診対象年齢について申し上げますと、子宮頸部がん検診については、発症年齢の高い20歳以上の女性を対象に、乳がん検診については、40歳以上の女性が罹患率の高い状況を踏まえ、40歳以上の女性を対象に実施するとなっていることから、乳がん検診を20歳に引き上げ、子宮頸がん検診と同時に実施することにはならないことのご理解をいただきたいと存じます。次に、検診率の向上に対する強化についてであります。本年度、国の100%補助により、新たに女性特有のがん検診推進事業を開始して、子宮がん、乳がんの検診率アップを図っているところであります。本年度の同事業の受診実績数について、昨年度の実績数と対象年齢で比較すると、子宮がんで4倍、乳がんで3倍の受診者数となる

見込み数になることがわかりました。このことから、新年度においても、若いうちから定期受診を継続していただけるように、健康相談、健康教育の場などを活用し、検診の必要性を周知しながら、未受診者対策としては電話による受診勧奨等を行い、新規受診者の取り込みとあわせ、積極的に受診向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） がん検診については予算特別委員会でも質疑したいと思っておりますので、次の質問に移らせていただきます。

次に、介護の取り組みについてです。深川市における高齢者の割合は年々増加しており、65歳以上の高齢化率は33%を超えていると聞いています。それに伴って介護を受ける人もふえてくると思います。高齢になって介護が必要になっても、住みなれた町で安心して暮らしていけるよう、十分なケアサービスが受けられるような取り組みをしていくべきです。昨年4月より認定基準が変わり、1次判定はコンピューターによる判定などで、実態より軽く判定されているのではという声もあります。また、高齢者がふえていく中で、元気で寝たきりにならないような予防措置も必要です。深川市は介護予防の取り組みが進んでいると聞いていますが、今後ますます予防の取り組みも求められてくると思いますので、お伺いいたします。

まず1点目として、介護認定の基準が変わって、要介護1から要支援1、あるいは要支援2に変更になった人はいますか。変更前から認定されていた人はそのまま継続されるとも聞いていますが、新規の人の認定は厳しいということも聞いています。前年度と比べて介護認定状況はどうなっていますか。認定数の変動はありましたか。介護が必要でも認定から外れていたり、また介護サービスも基準内容が変わって、今まで受けていたサービスも受けられなくなったなどの報道もありましたが、深川市の状況はどうかお伺いいたします。

2点目としまして、深川市は予防、介護の取り組みが進んでいると聞いておりますが、これからますます高齢化人口がふえてくることが予想される中で、一人でも多くの方が元気で暮らせるよう、寝たきりにならないような取り組みも必要です。ひとり暮らし、高齢で夫婦2人暮らし、家族はいても昼間はひとりという家庭も多くなってきていると思います。

そのような状況を把握し、ひきこもりにならないような取り組み、介護予防の充実がさらに求められます。保健師の家庭への訪問の強化なども必要です。強化をするためには財源も必要ですが、将来的には介護費用や医療費の抑制にもつながると考えますので、市の考えをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 介護の取り組みについて2点質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

初めに1点目、介護認定基準の見直しによるサービス状況についてであります。国における要介護認定方法の見直しにつきましては、昨年4月に見直しされた後、その検証結果に基づき、10月から再度見直しされたところであります。初めに、これら見直しによる本市における認定者数の変動などにつきましては、個々の身体状況の変化などもあり、要介護度の変更が認定方法の見直しによるものとは一概には言えないものではあります。要介護1から要支援1、あるいは要支援2に変更になった人は、認定方法の見直し前の平成20年10月から21年3月までの6カ月間で9人、当初の見直しによる21年4月から9月までの6カ月間で21人、さらに、再度見直しが行われた21年10月以降、22年2月までの5カ月間で14人となっております。

また、介護度別の認定者数の割合で申し上げますと、平成20年10月から21年3月までの間では、要支援1、要支援2及び要介護1の軽度者の割合が44.9%、要介護2及び要介護3の中度者の割合が33.8%、要介護4及び要介護5の重度者の割合が21.3%に、21年4月から9月までの間では、軽度者の割合が54.9%、中度者の割合が28.4%、重度者の割合が14.2%に、21年10月以降22年2月までの間では、軽度者の割合が45.5%、中度者の割合が32.9%、重度者の割合が20.9%となっており、認定者の総数では、21年3月には1,397人、21年9月には1,395人、22年1月には1,382人となっております。このことから、平成21年4月からの要介護認定方法の見直しに伴い、軽度者の割合が増加しましたが、10月からの再度の見直しにより、一定程度是正されたものと受けとめております。次に、要介護認定方法の見直しにより、介護が必要でも認定から外れたり、今まで受けていたサービスが受けられなくなったという

ことはないかとの質問であります。平成21年4月から10月まで、更新申請者にとっては、従前の要介護度とすることのできる経過措置が講じられたことや、非該当となった新規申請者には、地域支援事業の利用を勧めながら、必要なサービスの提供などに努めてきたことから、今のところ質問の趣旨のような苦情などは、市には届いていないところであります。

次に2点目、介護予防の取り組みについてですが、近い将来介護が必要となるおそれのある特定高齢者の把握につきましては、健康診断や地域の健康教室などにおいて、生活機能の低下状況を早期に発見するための基本チェックリストの実施や、民生委員、保健推進員さんなどからの情報提供をいただくなどしながら、その状況を把握し、必要な筋力アップ事業や、頭と体元気事業などの介護予防事業へつなげるとともに、ひきこもりがちな高齢者のお宅を訪問しながら、必要な指導などを行っているところであります。これらの介護予防事業の取り組みによりまして、機能の改善や維持が図られるなど、一定の効果が上がっているところであります。また、平成21年度から1年間をかけ、72歳の全高齢者385人を対象に、保健師がお宅を訪問するなどし、基本チェックリストや介護予防意識の啓発を図る干支訪問に取り組んでいるところであり、22年度も引き続き同居されている高齢者も含めて、訪問による支援を強化していきたいと考えております。今後ともこの取り組みを継続強化させながら、要介護状態などになることを予防することにより、議員の質問にありましたように、将来的な介護費用や医療費の削減につながるものと考えております。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 介護につきましては、高齢者の声を聞き、さらなるきめ細かなサービス、予防措置にも十分強化していくことを求めまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、少子化対策のための雇用対策についてです。出生率の低下が続いており、深川市においても出生数は年々減少しており、平成26年度には年少人口が2,000人を割る見込みという話も聞いております。また、平成15年度から19年度の5カ年の平均の合計特殊出生率は、全国では1.31人、北海道は1.19人、深川市においては1.18人で、全国、北海道から見ても低い状態にあります。深川市にとっても、少子化

対策は重要な課題です。人口が減少し続けていることも要因ではありますが、不況が続いていることもあって、男女ともに働く場所が少ない、賃金が安く抑えられている現状から抜け出せないことも原因の一つにあると思います。このような状況の中では、将来を見通せず、子供を産み育てることに不安を感じているということもあるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。1点目として、昨年は深川市にとって大きな企業の倒産や閉鎖などが相次ぎましたが、その後の雇用状況はどうなっていますか。深川市の有効求人倍率はどうなっていますか。深川市内でのことしの新規卒業者の中での採用、内定状況はどうなっていますか。深川市内で雇用があることは、人口減への歯どめにもなりますが、出生数の増にもつながってくると思います。また、以前にも質問しましたが、企業誘致だけでなく、今ある地場産業等の育成の強化、深川独自の発想での産業興しを積極的に考えていくべきです。市としての取り組みをお伺いいたします。

2点目としまして、妊娠出産して働き続けることのできる条件づくりも重要になってきます。出産休暇、育児休業の保障は、中小企業ではなかなか大変な面もあると考えます。市が指導、助成をして、基金づくりや制度を考えていく必要もあるのではないのでしょうか。また、育児休業制度は、男女ともにとれる、とっていく意識の変革への指導も必要と考えますので、市の考えをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 楠議員から、少子化対策に向けた雇用対策ということで2点質問がございましたうちの、最初の雇用状況と雇用の場の確保などについては、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

深川市といたしましては、これまでも国の経済、景気対策として創設された各種の交付金を活用しての事業の実施でありますとか、融資にかかわる保証制度、さらには雇用機会創出事業等の実施を通じまして、地域経済の活性化と雇用の安定確保に積極的に努めてきたところでございまして、一定の成果は上がっているものと考えておりますが、ただ長らく景気低迷に加えまして、企業の経営破綻あるいは工場閉鎖の影響などから、国全体も北海道もそうでありますが、本市でも今なお厳しい雇用情勢が続いて

いると認識をいたしております。ただ、お尋ねがございました有効求人倍率につきましては、深川市内だけの数値ではございませんが、ハローワーク滝川深川分室が発表しております北空知の1市6町の1月末現在における有効求人倍率は大変低く0.28でございまして。前月の値が0.26ということで、若干ではございますけれども、上昇しておりますし、この結果、1年前の有効求人倍率と同じ値になったと承知をいたしております。また、こうした中での市内の新規卒業者の就職内定状況でございまして、市内の公立高等学校の状況を把握させていただきましたところ、これは議会初日の行政報告の中でもご報告を申し上げておりますけれども、新聞報道等によりまして、全道的に厳しい就職難でございまして、道内の高校生の就職内定率が1月末現在で60%台と、大変低い水準になっている状況にありまして、市内の公立高等学校におきましては、就職を希望しておられる64人のうち55の方が内定を得ておられる。これは率にしますと85.9%になっているところでございまして。また、拓殖大学北海道短期大学から、直近3月1日現在でお聞きしました情報によりまして、就職希望者90人のうち、86人の就職が内定をしていると。これは率にすると95%を超える数値になるという状況であるとお聞きいたしております。この内定者のうち、深川市内で採用が内定しておられる方の状況につきましては、市内の高校と、それから短大を合わせまして、現在のところ34の方が内定しておられると伺っておりますが、まだ採用未定の方もおられますことから、引き続き関係機関と連携を密にしまして、できる限りの雇用環境の改善に努めてまいりたいと考えております。それから、最後に地域の産業振興、すなわち地場産業の育成に向けた取り組みについて、議員からご指摘、質問をいただきました。本市の基幹産業は、言うまでもなく農業でございまして、やはり地域で産する農産物、これに付加価値をつける取り組みが産業振興上の重要な課題であると考えておりまして、民主党政権が提唱する農業の6次産業化という方向、これにも即した対策として、地元の大学やJ A、それから農業者、事業者の皆さんで組織をしていただいておりますふかがわ元気会議の中の地域産業活性化部会などと連携をいたしまして、これまでも黒米やそばなどを活用した商品開発を促進してきております。また加えて、シードルの商品化にも鋭意取り組んできている

ところでございます。また、米などの地場産農産物の有利販売、少しでもよりいい値段で売するための取り組みについても、市としても積極的に対応に努めてきているところでございます。

今後、本市としましては、今申し上げた地域産業活性化部会はなくなりますが、これをベースに新年度発足が予定されております新たな組織、あるいはJAなどもしっかり連携を深めまして、地域資源を生かした総合的な産業振興策、これを地元の事業者の皆さんと一緒に考えて、そして講じてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして、残りは所管部長から答弁をさせていただきます。

○議長（北本清美君） 一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 私から、2点目の働き続けるための環境づくりについてお答えを申し上げます。市からの出産、育児休業の保障にかかわる中小企業への指導、助成の考えについてですが、国では、少子化の流れを変え、仕事と子育ての両立支援、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、雇用環境の整備などを進めているところでございます。育児休業につきましては、平成17年4月1日に施行されました育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が昨年6月に改正されまして、一部先行実施されている内容もございますが、子育て中の短時間勤務制度、所定外労働の免除、子供の看護休暇制度の充実、父親の育児休業の取得促進などを柱として、本年6月30日から施行されます。国の助成制度としては、仕事と子育ての両立支援等に取り組む場合の支援といたしまして、事業主に対しては中小企業子育て支援助成金があり、内容としては、常用労働者が100人以下の事業所で初めて育児休業を取得する者、または短時間勤務適用者が出た場合に適用になるものでございます。ほかに、両立支援レベルアップ助成金として、仕事と家庭の両立を図る従業員に支援を行った事業主に対するもの、3カ月以上の育児休暇を取得させた場合や、3カ月以上短時間勤務制度を利用させた場合の経済的な支援を行った事業主への育児休業取得促進等助成金があります。さらに、労働者のための育児休業給付制度があり、労働者が育児休業を取得しやすく、その後の職場復帰を援助するものであります。市では現在、中小企業子育て支援助成金を市のホームペ

ージに掲載してございます。基金づくりの提案もございましたが、出産、育児、介護の休業制度の周知や意識変革を図ることが必要と考えておりますことから、今後においては、これら各種助成制度などを市の広報やホームページなどによりまして逐次拡大しながら、出産休暇、育児休暇、介護休暇が取りやすい社会環境を目指した周知に、十分意を用いてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 少子化対策の一環としては、雇用の確保、さらには労働条件の整備が必要ではないかと思えます。その中で、今、さまざまな助成制度があるということですが、これらは企業、働く人たちに十分周知する方法をさらに強化していただきたいということを申し上げまして、最後の質問に移らせていただきます。

子供を育てやすい環境づくりの取り組みについてです。核家族化が進み、両親共働きで子供が病気になっても預かってもらえる、見てもらえる人がいない、休みを取りづらいなどの状況もあるのではないのでしょうか。深川市次世代育成支援ニーズ調査書の中で、子供が病気になったときのほとんどは母親が休んで、母親が見ている状況が見られました。母親に主に負担がかかっているのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。昨年行政視察で訪れた静岡県裾野市では、病気の児童、病後の児童を預かる保育、また休日保育の実施をしていました。両親とも働いていて、急な子供の病気、病後の回復期でまだ保育所等には預けられない、仕事が休めないなどのときにこのような場所があると、親としても安心して働いていけると思えますので、このような施策も考えていくべきはないかと思えますので、市の考えをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 子供を育てやすい環境づくりについてお答え申し上げます。

初めに、病気の児童や病後の児童を預かる病児・病後児保育についてですが、お子さんが病気やけがなどのため、保育所では集団保育ができないときには、ご家庭で保育を行っていただくこととなりますが、このような場合には、お子さんの保護者が仕事を休んで保育されるか、祖父母や近親者、また知人や友人の協力を得て対応されているものと認識して

おります。また、市では、平成13年度から会員制で子育てを援助し合う制度の子育てサポートふかがわの組織を立ち上げており、軽い病気や病後のお子さんの対応にはこの制度を利用されている方もおられます。就労されている保護者にとっては、子供が病気の場合でも、勤務等の都合によっては急に仕事を休めないこともあるものと認識しております。子育てしやすい環境を整えるためには、ご提言のありました病児、病後児保育も有効な方策の一つと考えるところでありますが、事業実施に当たりましては、実施場所や運営に要する費用などについての課題もありますので、今後、他市の取り組み状況などを調査研究してまいりたいと考えております。

次に、休日の保育についてですが、保育所が開所していない日曜日や祝日にお子さんを預かる休日保育のニーズにつきましては、平日保育の需要に比べると少ない状況であり、交代制勤務などで休日保育が必要なご家庭の場合、現状としては、病児・病後児保育と同じように、ご家族などでの対応や子育てサポートを利用されているものと考えております。

現状、子育てサポートの利用実績から勘案すると、保育所で集団的に休日保育を実施するほどのニーズは見られないことから、ご提言のありました休日保育につきましては、子育てサポート制度の拡充や活用が図られるよう取り組んでいくことで対応してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 以上で楠議員の一般質問を終わります。

次に、長野議員。

〔長野議員、質問席へ〕

○4番（長野 勉君） 弥生3月、春の足音が感じられるきょうこのごろでございます。農家の皆さんは、ハウスの除雪作業等が多く見られるようになり、1月にビニールをかけて育てられました無加温のグリーンアスパラが間もなく出荷をされると思われま。としこそよい年であることを祈念しつつ、通告に従い、一般質問を行います。

最初に、地域主権とこれからの自治体について、大きく2点にわたりお伺いをいたします。

地域主権は現政権の大きな政策課題であり、今後の地方公共団体のあり方に影響を生じるものであります。例えば、いわゆるひもつき補助金を廃止し、一括交付金として交付するなど、自治体の裁量を広げることを目指しており、国は地方行財政検討会議

を設置して、議論を開始しております。地方分権については、地方分権改革推進委員会が既に昨年10月に第3次勧告を出しており、その一部は今国会に、地方自治法の一部改正案が提出されました。その中で、市町村基本構想の策定義務の撤廃、予算決算の報告義務の廃止、条例の制定改廃の報告義務の廃止、広域連合の広域計画の公表提出義務の廃止などとなっております。これら一連の地域主権戦略は、規制関連では各行政委員会の必置規制の見直しなど、さらなる義務づけや枠づけの見直し、予算関連では、一括交付金や緑の分権改革の推進などがあり、また法制では、地方自治法の抜本の見直しとなる地方府基本法の制定など多方面にわたっており、その工程を見ると、来年度以降、かなりのペースで取り組みが図られるところでございます。

そこで、基本構想の策定義務がなくなると、平成22年度予算にも関連経費が計上されておりますが、総合計画の考え方についても、期間、内容について変わることも想定されますが、第五次深川市総合計画の策定に向けての考え方をお伺いいたします。

次に、この地域主権の確立に向けた予算制度の見直しというスローガンにより、社会資本整備総合交付金が創設をされました。これは、政府与党の予算重要要点により、活力創出、安全・安心、地域住宅などの政策目的の実現のため、地方公共団体が社会資本整備を行う際の個別補助金を、1つの交付金に原則一括し、自由度、創意工夫が可能な総合交付金と仄聞するところであります。また、この社会資本整備総合交付金と同じく、地域主権の確立として位置づけされる直轄事業負担金の抜本見直しでは、補助事業の事務費が廃止されるなど、真に地方公共団体にとってよい制度改正なのか、危惧するところでもあります。そこで、この交付金の内容とこれら制度への対応について、お伺いをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの地域主権にかかわる2点の質問のうち、私から1点目の第五次深川市総合計画の考え方について、お答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、この総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づきまして定められているものでございまして、現在走っております計画は、平成14年度から23年度までの10年間を期間とした第

四次深川市総合計画ということでございます。そういうことで、現在走っている総合計画は、平成23年度までの期間でございます。本市としましては、22年度、23年度の2カ年のうちに、次期のこうした計画をどのように策定し進めるということで考えておりますけれども、ただ、今申し上げた根拠規定でございます地方自治法第2条第4項が先般報じられております自治法の改正案を見ますと、これが完全になくなるという案になっているようでございます。この地方自治法の改正案は3月5日に閣議決定されているということでございますので、これは法案が成立するかどうかはともかくも、そういう方向で政府はいくのだと決めたということでございます。ちなみに、地方自治法第2条第4項の規定では、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うように自治体はしなければならないという義務規定になっているわけでございますが、この規定がなくなりますと、つくる、つくりたいは各自治体の任意ということになってくるのだらうと思いません。本市といたしましては、今後、この法律改正の状況をよく見きわめつつ、この根拠規定が削除された後、市全体でどのようなまちづくりの指針を持っていくのか。まちづくりの将来目標やその実現のための方策などについての基本方針をどのような形で取りまとめたいのか。また、それを市民の皆様や議会にどのようにお示しをしていくのがいいのか。いろいろ論点がございますが、総合的に考慮、検討いたしました上で、何らかの形で現行の第四次総合計画の次期計画を策定すべく、作業を進めていきたいと考えておりました。平成22年度の予算におきましても、そのための一定の所要の計上させていただいているところでございます。なお、こうした検討を進め、計画を策定してまいります際には、議員各位や市民の皆様のご意見を伺いますとともに、市役所の各部署が幅広く計画づくりに参画できるような形で作業を進めてまいるように、十分心がけてまいりたいと考えております。

残りは担当部長からお答えをさせていただきます。
○議長（北本清美君） 坂本企画総務部長。
○企画総務部長（坂本光央君） 2点目の社会資本整備総合交付金についてお答えをいたします。

国土交通省は、平成22年度予算案において、道路、河川、下水道、まちづくり、港湾などの地方向け補

助金のほとんどを統合し、新たに社会資本整備総合交付金を創設するとして、2兆2,000億円の予算が計上されているところであります。同交付金の創設により、これまでは事業別に行われてきた関係事務を一本化し、計画の範囲内で地方自治体が社会資本整備を交付金を活用して実施することができることとなるとされています。具体的に申し上げますと、対象事業は、都道府県と市町村が行う活力創出基盤、水の安全・安心基盤確保、市街地整備、地域住宅支援の4分野であり、この4分野それぞれについて、基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業の3事業を組み合わせることで事業を実施することが可能となるもので、事業の実施に当たりまして、地方自治体は分野ごとにおおむね3年から5年の社会資本整備総合整備計画を策定し、国土交通省に提出、その計画に基づき、国土交通省が単年度交付金限度額を算定して交付金を交付することとなるとされております。また、事業についての客観性、透明性の確保のため、地方公共団体は計画及びその進捗状況、計画期間の終了後は地方自治体みずから事後評価を行い、それらを公表することとなっているところでございます。同交付金の詳細な制度設計につきましてははまだ明らかになっておりませんが、要綱決定は3月末以降という情報もありますことから、今後も情報収集に努め、この交付金を最大限活用することができるよう遺漏のない対応に努め、本市のまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） 次に、市のブロードバンド化について伺いをいたします。

ブロードバンド拡大整備事業につきましては、市長の行政報告でも述べられておりますが、深川市全域を光ケーブルの整備によって高速通信情報網が構築されることは、さまざまな利便性が期待されるものであります。しかし、事業への期待が大きいため、NTTの代理店を中心に契約の勧誘が活発化し、供用時期が未定にもかかわらず契約をとり、契約後の苦情が多く発生しているのも事実でございます。市が行う幹線の整備とあわせて、末端の市民への供用に向け、この事業が終了後も、幹線沿線地区のみならず、目的である市内全域でのスムーズな契約、供用に向けての取り組みについて、何点か伺いをいたします。

1点目には、改めて事業の概要と、進捗状況につ

いてお伺いをいたします。

2点目には、パソコンも電話もテレビも、多様なサービスが可能となるブロードバンドの活用方策につきましてお尋ねをいたします。

3点目には、市民周知やPRの対応についてお尋ねをいたします。特に、供用開始のエリア、時期、幹線以外のエリアの供用時期や費用負担などについてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 市のブロードバンド化についてお答えをいたします。

質問にございましたNTT代理店の対応に伴いまして、一部、地域の皆さんに不快と混乱を与えたことにつきまして、まず深くおわびを申し上げたいと思っております。今後の対応につきましては、後ほどお尋ねの3点目でお答えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1点目の事業の概要、進捗状況からお答えをさせていただきます。初めに、平成20年度補正の繰り越し事業分から申し上げたいと思っております。この繰り越し事業分につきましては、広里工業団地内の企業11社に向けました光ブロードバンドサービスと、中心市街地の駅北側、あけぼの町までの市街地北側エリア、さらに多度志市街地エリアについて、それぞれNTT東日本のフレッツ光ネクストを提供するものでありまして、整備内容といたしましては、光幹線の敷設延長がおおよそ20キロメートル、さらに多度志市街地エリアには中継設備を収容するためのIP-BOX1基を整備しております。これらの設備につきましては、IRU契約によりNTT東日本に貸し出しをいたしまして、広里工業団地は昨年12月1日、市街地北側エリアは12月25日にサービスを開始し、多度志市街地エリアは今月26日にサービスを開始する予定となっております。なお、本市の整備と並行いたしまして、西町、文光町、緑町、開西町方面の市街地西側エリアで、NTT東日本独自の整備が進められておりまして、このエリアにつきましては今月1日からサービスを開始しているところでございます。続きまして、平成21年度繰り越し事業分について申し上げます。この繰り越し事業分は、前年度までに整備した残りの市域全域、市内の全地域を対象に、22年度中のサービス提供を目指しまして、光幹線網おおよそ304キロメートルの敷設を行

うこととしております。この敷設延長につきまして、昨年の第3回市議会定例会の補正予算審議並びにその後の総務文教常任委員会所管事務調査におきまして192キロメートルとお示ししておりましたが、これまでにさらに見直しを行いまして、市全域をより確実にカバーするため、整備延長を大幅に拡大しているところでございます。このほかの整備内容といたしまして、中継設備を収容するためのIP-BOXを納内、鷹泊、更進の3カ所に新たに設置するものであります。現在の進捗状況につきましては、連携事業者の選定を前年度と同様に公募型プロポーザル方式により取り進めいたしまして、選定委員会より本年2月15日、唯一提案のありましたNTT東日本を最優秀案事業者として特定した旨のご報告をいただいているところでございます。これを受けまして、現在、NTT東日本との連携協定及び工事請負契約の仮契約を締結する手続に入っております。なお、この仮契約は、当該契約が予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約となりますので、地方自治法及び市の条例の定めによりまして、市議会の契約議決をいただき、本契約となるものでございますので、間もなく予定されております国の交付金の交付決定が下りましたら、直ちに市議会に提案させていただく考えでございます。

次に、2点目の活用方策についてでございます。光ブロードバンドの活用につきましては、超高速のインターネットサービスのほか、通話料がお得なひかり電話、民間が提供するビデオや専門チャンネルを楽しむ光映像サービスを市内のどこでも利用いただけることとなりますが、市といたしましても、新たな市民サービスへの活用について検討を進めておりまして、ご承知のとおり、光ブロードバンドと普及が進む地デジ対応テレビの機能を組み合わせて、お茶の間のテレビに向けて地域情報を発信する、テレビ向け地域情報コミュニケーション環境構築事業もその一つでございます。このように、パソコンやインターネットになじみのない市民の皆さんにも活用いただくことを前提としながら、今後も引き続き、子育て支援や見守り、防災などの地域課題の解決に向けた新たな活用を検討してまいりたいと考えております。

次に3点目、市民周知、PRの対応についてであります。これまでの反省点を踏まえまして、今後の整備に当たりましては、市民の皆さんにより正確で

詳細な情報をお伝えできるよう、地域ごとに説明会を設けるなど、PR方法、内容を見直してまいります。さらに、事業者に対しましては、利用者対応の体制強化と一日も早いサービス提供に向けた整備手順の見直しを求めているところでございます。また、本事業は全市をサービスエリアとして、現時点で利用を希望される世帯を網羅できるよう取り進めてまいります。事業終了後において新たに発生する事業につきましても、引き続き事業者が提供する旨、確認をしているところでございます。また、申し込みいただきましてからご利用いただけるまでの期間や費用につきましては、あくまでも民間である事業者側の判断ということになりますが、NTT東日本の提案では、提供は可能な限り早期に対応するとともに、費用につきましても、当面はこれまでと同様、実質負担を求めないものとなっているところでございます。いずれにいたしましても、今回の整備にあわせて利用いただくことが最短のサービス提供となるものでございますので、市民の皆さんにはぜひこの機会にご利用いただけますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） 市民の期待も大きい事業でございますので、ぜひ、混乱のない供用開始に向けてのご努力をいただきたいと思っております。

次に、市内保育所のあり方につきましてお尋ねをいたします。このことにつきましては、同僚鍛冶議員より折に触れて質問をされておりますが、私からも何点かお伺いをするものであります。一層の少子化が進行している現状の中で、女性の就業機会も増加の一途であります。これらのことを背景に、就学前児童の保育所への入所希望者も多いものと推測をするところでございます。そこで、市内保育所のあり方につきまして、何点かお伺いをいたします。

1点目に、少子化の状況が進んでいると思っておりますけれども、市内保育所の入所児童数の推移についてお尋ねをいたします。

2点目には、少子化が進行しますと子供さんの数が減り、入所児童数の減少も考えられますことから、現在の保育所数について見直しをすることも必要ではないかと考えられますけれども、その点についてお考えをいただきたいと思っております。

3点目には、現在、公立保育園は3園でございますけれども、今後のあり方につきましてどのように考

えておられるのか。

以上3点、お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 市内保育所のあり方について、3点の質問にお答えいたします。

1点目の入所児童数の推移についてですが、各年の4月当初の人数で申し上げますと、平成17年は381人、18年は361人、19年は364人、20年350人、21年339人と、入所児童数は少子化のため減少傾向ではありますが、保育所入所対象年齢の就学前人口の減少に比較すると緩やかな減少となっております。これは、就学前人口のうち保育所に入所する児童の割合、いわゆる保育所入所率が高まっているためでありまして、その主な要因は、女性の就労機会が増大していることによるものと考えております。

次に、2点目、市内保育所数の見直しについてですが、現在、市内には法人立保育所が6園、市立保育所が3園の9園が設置されておりますが、うち4園が市街地区に配置されております。将来必要とする保育所の数については、保護者の入所希望や出生数の動向などを見きわめ、適正な配置を行うことが必要でありますので、今後、十分調査研究してまいりたいと考えておりますが、現状の就学前人口の推移や出生数などを見る限りでは、現在の数を維持することは難しいものと考えておりまして、特に市街地区での適正配置の見直しが必要になるものと考えております。

次に、3点目、公立保育所の今後のあり方については、これまでも検討を行ってきたところでありますが、市外地区には複数の市立保育所が配置されており、市内保育所の適正配置の検討においては、市街地区にある深川保育園と一已保育園の2園の統合も視野に入れなければならないと認識しております。また、納内保育園については、地域の入所児童数に見合った定員設定とするため、本年4月から入所定員を45人から30人とすることとしております。一方、核家族化の進行や人間関係の希薄化などにより、保育所には保育の施設としてだけでなく、地域における子育て支援の役割も求められておりますので、今後、市立保育所が効率、効果的な保育所運営を行いながら、地域の子育て支援の拠点としての役割をどのように担っていくのかなど、新年度以降、関係する方々との検討の場面を設けるなどして、検討を進

めていきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） ただいま統合の話も出てまいりましたので、慎重かつ丁寧な説明と保護者の理解をいただきながらお話を進められるように期待をし、次に商工行政の夏まつりにつきましてお伺いをいたします。

深川の夏の一大イベントでありました深川しゃんしゃん祭りが、28年間の歴史を重ね、その振興会が昨年9月に解散をされました。しゃんしゃん祭りは傘踊りと花火大会を中心にさまざまなイベントを催し、多数の市民が集う商工振興の最大のイベントでもありました。28年間、行政からも、多い年には1,450万円の交付金を支出し、支援をしてきました。さらに、振興会の予算は、商工会議所を中心とする関係者の多大な浄財により、3,000万円近くの経費を要しての実施であり、準備や後片づけなどには協賛事業所の労力提供もあって支えられてきました。まず、その多大な労苦に対し、敬意を申し上げる次第であります。さて、本年度の予算書を見ますと、昨年度と同額の予算が計上されております。中身につきましては予算審査の機会に譲るといたしまして、夏まつりが実施されるものと受けとめております。昨年はお祭りに関するアンケート調査も実施をされました。

そこでお伺いをいたします。1点目に、昨年9月に振興会が解散された以降、夏まつりについて現在までどのような検討をされてきたのか。予算計上するからには、実施するための協議の経過についてお尋ねをいたします。

2点目には、関係機関・団体との連携、協議についてもお知らせをいただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの質問についてお答えを申し上げます。関連をいたしておりますので、一括してのお答えになろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

前段の経過は議員ご指摘のとおりでございまして、本市におきます夏まつりをこれから先どのようにしていくべきかということにつきましては、昨年12月以降、深川商工会議所と6度に及ぶ話し合いといたしまししょうか、協議を重ねてきた経過がございまして、その中で理解できましたことは、商工会議所として

は、現状の大変厳しい経済情勢から、今後もこれまでと同じ内容で夏まつりを続けていくには、協賛金などの資金的手当てが大変難しいということ。そして、しゃんしゃん祭りは市民の皆さんから、商工会議所のお祭りだととらえられ、認識されている面があって、仮にその内容を大きく変更してまで実施をするということには、別の形の批判あるいはご意見を招きかねないのではないかと。そんなお考えから、昨年9月にしゃんしゃん祭り振興会を解散された時点で、夏まつりのようなイベント事業を運営することは商工会議所として困難という決断をされていたようであります。しかし、市といたしましては、これまでしゃんしゃん祭り振興会の一員として、長年にわたりまして予算面やあるいは人的な支援を行ってきた経過もございますので、何とか今後ともこれまでと同じように商工会議所が中心となりまして、市民の皆さんの触れ合いの場となり、また市内の商工振興にもつながる新しい内容の夏まつりの運営を担っていただきたいと、そういう旨の要請を行ってきたところでございます。そうした商工会議所側との協議の中で、本市における夏まつりを今後どのようにしていくかということを決めるためには、いま一度市民の皆さんのご理解やご協力を確認する必要があるのではないかということから、関係各団体から幅広くお考え、ご意見を伺う場を設けることといたしまして、先般、検討会開催の運びとなったところでございます。仮称でございますが、このふかがわ夏祭り検討会は、商工関係、農業関係、商店街関係、また観光関係や青少年関係の各団体・機関の皆様方にお集まりをいただきまして、2月25日に深川市の経済センターで、第1回目の会合を開催したところでございます。その際の協議の中で出されましたご意見の主なものとしましては、花火大会はぜひ続けてほしいといった声や、またお祭りには農業者も理解してもらおうようにして、市民挙げてのお祭りにしてはどうか。あるいは、他のイベントと統合するということは考えられないのかといったご意見、そして市民が見て楽しい、参加して楽しいというお祭りにしてもらいたいといったご意見、それから子供たちの思い出にぜひ残るような内容のものを考えてほしいといったご意見などがございまして、参加された方のほとんどからご意見を発表していただく中で、その場の総体的なご意見としては、総じて言えば、規模はともかく、今後も夏まつりは継続して

いくべきではないかという考えが大勢であったと、私どもは認識をいたしております。また、議員ご指摘のように、昨年実施をいたしましたお祭りに関するアンケート調査におきましても、多くの方から回答をお寄せいただきました。そして、市民の皆様から市の財政をご心配いただく一方で、やはり祭りは必要であって、続けてほしいという声もたくさんいただいたところでございます。本市としましては、今後とも何らかの形で夏まつりは実施をするという基本的な考え方に立ちまして、これからその内容をどのようにしていくか、それを担う運営主体をどのように構成をしていったらいいのか、また開催経費をどのように確保していくのかといったことなどにつきまして、商工会議所やその他の関係団体の皆様方と、できるだけ早期に具体的な素案づくりを進めていきたいと考えているところでございますので、大変議員にご心配いただいておりますが、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○４番（長野 勉君） 再質問をさせていただきます。

ただいま市長のほうから協議の経過を含め、答弁いただきました。昨年９月に振興会が解散をされ、全市的な検討会が２月２５日、いささか遅きに失していないかという感じがいたします。多くの市民が期待している夏まつりであるなら、なおさら早期に検討会を開いていなければならなかったと思われるし、今年度予算に計上もされているという中では、その辺の議論のテンポが非常に遅いのではないかと思います。さらに、行政が幾ら旗を振り回しても、実行の中心となる強力な支援の体制がなければ、夏まつりは現状では難しいと思われます。今まで中心となってきた商工会議所や農協のトップとひざを交えての協力要請が不可欠であると考えますけれども、市長にその熱意があるのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 再質問をいただきました。

先ほど申し上げたとおり、基本的にさまざまな意味合いで夏まつりイベントは何らかの形で実施を実現していくことが望ましいという考え方を持っておりまして、幅広くいろいろな関係団体、あるいは市民の皆様方からもアイデアをいただきながら対応を

進めていきたいと思っております。先ほど申し上げました、そうした観点から、２月２５日に開催した第１回目の検討会にも大勢の方にご参加をいただきました。これまで主体的な役割を担ってこられた商工会議所も、会頭や副会頭、それから専務理事さんなど、幹部のご出席をいただきましたし、またそれ以外の各団体も責任者の方がお集まりをいただいているところでございます。商工会議所とはそうした場を通じまして、より深く意見交換してまいりたいと思いますし、またその場に出された意見の中で、ぜひ今後、農業関係の団体の皆様のご協力もという声がありました。私もやはり、そうした農業関係の皆様方のご協力がこれまで以上に重要になると思っておりますので、こうした団体の方々ともよく必要に応じて相談をさせていただきたいと思っております。いずれにしても、これは以前、１２月の議会でも申し上げたかもしれませんが、こうしたお祭りイベントといえますのは、市が単独で実施をいたすものでも、またできるものでもないと思っておりますので、やはり関係機関・団体の皆様とよく話し合いをさせてもらって、ご協力をいただく中で、市民の皆さんの盛り上がりといったものも大切にしながら、何とか市民挙げての夏まつりとして開催ができますように、これから努力してまいりたいと考えているところであります。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○４番（長野 勉君） お祭り事でございますから、楽しく積極的に市民の皆様が参加をされる、その土壌をつくるのがまず基本だろうと思っております。

市長の今後の活躍をご期待申し上げ、次に農業生産基盤整備についてでございますけれども、委員会審査案件と重なりますので割愛をいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（北本清美君） 長野議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前１１時１９分 休憩）

（午前１１時２９分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、太田議員。

〔太田議員、質問席へ〕

○14番（太田幸一君） 冒頭に、もう既にマスコミにも取り上げられておりますけれども、JRの採用差別事件に関しまして、ご承知のように国家的不当労働行為という言われ方もされております。政権が変わりまして大きく前進をするという状況になっているようであります。もう既に23年を経過しようとして、24年目というこの間に、本当に深川市、そして深川市議会の皆さんの温かいご支援によりまして、何度となく議会決議をしていただき、そして仕事をいただいたりということで、市からの支援をいただいて、今日まで来ております。当事者の一人として厚くお礼を申し上げますとともに、いましばらく最終的なところまでは時間がかかるとも聞いておりますので、引き続きご指導、ご支援をお願いしたいと思っております。それでは、通告によりまして一般質問を始めてまいりたいと思っております。

1つ目は、市勢振興という立場で、踏切事故防止等の抜本対策、これについて連続立体交差化、いわゆる高架化とも申しますけれども、この推進というものに取り組めないかということについて伺ってまいりたいと思っております。ご承知のように、1月29日、MEM6号線踏切で、ダンプカーとスーパー特急カムイが、吹雪の中で、この踏切の認識を欠いたということなのか、踏切内に入ってバックしようとしたけれどもできなかったということでした。私も現場のテレビの画像などを見ましたけれども、このダンプカーが真っ二つにちぎれて運転席なりが吹っ飛んでいると。本当に死者が出なかったというのが極めて不思議な状態。これは電車側も相当なスピードで入ってくるわけですから、当然そういうことになるわけですが、前の部分が大きく破損していると。函館本線のこの地域は北海道でも、JR側、線路側からすると、非常に輸送量の多いところであると。これは北海道でも、札幌、旭川という第1の道都と第2の都市を結ぶということでもありますから、札幌、千歳に合わせて非常に交通輸送量が多い線路であると。そういったところでの事故でありながら、奇跡的に41人のけがで済んだと。しかしながら、丸1日ぐらいこの線路を、函館本線をとめてしまったということでは、いわゆる損害賠償というところでも推定で数十億円、これは保険や何かがあるでしょうけれども、この波及的な経済的損失を考えると、相当な額になるのだらうと思うところであります。当日、相当な吹雪だったということで、たしか学園都市線

でも踏切事故がありまして、その事故では死者が出たと報道されております。深川の近辺で過去にそういう事故があったのかと掘り起こしてみますと、一已9丁目の踏切でやはり吹雪で衝突事故があったと。また、MEM10号線の踏切、道道深川多度志線の踏切ですけれども、あそこでは死亡事故が起きていますし、一已8丁目あたりでも車と列車との衝突で死亡事故があったり、この近辺は非常に事故が多いと。最近、全道を見ても、昨年度の統計では14件で6人の死者が出ていると。ことしはまだ1けた台ですけれども、七、八件、もう既に踏切事故が起きていて、先ほども申し上げましたように1人の死者が出ているといった数字になっているわけでありまして。あと申し上げますと、通学路としてMEM11号線の中央病院のところの踏切と市役所のすぐ近くの一已6丁目線の踏切がJR側の運転内容の変更に伴って、これは常時定位というのですけれども、常時進行の状態にあるものですから、列車が近づいたら無条件で鳴り始めると。こういったことで、今言った2カ所の踏切は、非常に鳴動時間が長く、これは地域の住民に聞いた話ですけれども、列車が来ないから、大人が遮断機をかいくぐって出入りをするような状況もあると。

そこで、連続立体交差は、既に網走市が早くやっていますし、そして北見市、帯広市なんかも最近進めていますし、現在進行形としては江別市ですとか、いろいろなところでもやられています。これは北海道陸運局、国交省の北海道のこういった関連の役所ですけれども、ここでの第8次踏切事故防止総合対策の実施計画の中には、4つの改善項目があります。イの一番に踏切の立体交差化が、連続立体交差化として必要性が高まっていると位置づけされているわけです。その次に3つがあり、やはり今日的にはそういう方向に向かっているのではないかと思うところであります。

ここで2点について伺います。通告書では函館本線を深川市全的に網羅して書いておりますけれども、いろいろお聞きしましたら連続立体交差化は都市計画区域内での事業ということで、本市では9号線から一已8丁目線の範囲になるようですが、この区間で鉄道と車歩道の平面交差解消を図るべく、立体交差化を関係省庁に要請するということはどうなのか。

2つ目としましては、そういったことに向けて期成会をつくることはどうなのかお伺いをしたいと思います。

います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 太田議員からの踏切事故防止に係る抜本対策として、連続立体交差の推進に取り組めないかなど、2点、質問をいただきました。これは関連がございますので、一括して私のほうからお答え申し上げたいと思います。

1月29日のメモで起きました事故については、太田議員から今詳細にご指摘がありまして、深川市としても、函館本線が丸1日にわたって全列車がとまるという本当にこれまでにない大変大きな事故になったわけございまして、事故に遭われた方々に対しましては心からお見舞いを申し上げますとともに、私どもとしましては、今後二度と事故が起きないように、こうした事故からしっかり教訓を得ていくということが大事だと考えております。そういう意味で、議員からご指摘がありましたが、道路と鉄道の連続立体交差化、鉄道を高架にするといった方策は、こうした踏切事故を防止するためには極めて有効な方法であると認識をいたしております。一般にこの連続立体交差事業といえますのは国庫補助事業として行われておりまして、北海道で行う場合は、道庁または政令指定都市ということでございますから、これは札幌ということになるのですが、この道や政令指定都市の自治体が事業主体となりまして、都市計画事業として実施をするというものでございまして、その実施の要件として、事業費が10億円以上になるということや、1日当たりの踏切交通遮断量でありますとか、ピーク時の遮断時間などについて採択基準がそれぞれ決められていて、それらを満たす必要があるということでございます。北海道におけるこの事業の実施ということでは、当然、事業費負担が生じてまいります。その事業費の負担割合は、今言ったケースですと、北海道が事業主体となると、道が9割負担をする。残りを鉄道のJR側が負担をするという仕組みになっているようございまして、こうした9割の北海道側の負担の中には、直接恩恵を受けることとなる地元自治体の負担も生じてまいるということでございます。一方、本市におきます立体交差の現状につきましては、これも議員からもご指摘ありましたが、国道233号の跨線橋、それから市道6丁目線のアンダーパスのように、部分的に函館本線と立体交差が完了している箇所もご

ざいますし、また深川都市計画道路の中では、道道深川多度志線、これは西高のわきを通っている道路でございますが、この立体交差化ということが計画上是盛り込まれているといった状況でございます。このような状況の中で、連続立体交差化の事業を実施することにつきましては、今ほど申し上げた10億円以上の事業費の費用負担が必要になってまいります。そうしたことを考えますと、本市が仮にやるとした場合の話でございますが、事業主体となってもらねばならない北海道との協議につきましては、これは極めて難しい状況にあるのではないかと考えられますことから、やはりメモ2号線から納内7丁目線までの連続立体交差化というのは、現状では極めて可能性が低いと判断せざるを得ないと考えております。ただ、議員が質問の中で触れられましたが、部分的な立体交差化の必要性につきましては、今後、十分検討をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 暫時休憩します。

（午前11時47分 休憩）

（午後0時58分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

太田議員の一般質問を続けます。

太田議員。

○14番（太田幸一君） それでは、午前に引き続きまして2問目に入っていきたいと思います。労働行政であります。

中空知（滝川）の地域職業訓練センターの廃止方針は、深川事業内職業訓練センターの廃止条件、これが崩れ、深川市の雇用対策上問題と思うがいかかということ、国は前政権の平成20年12月に雇用・能力開発機構を廃止し、これを閣議決定し、これに伴い、全国で83カ所の地域職業訓練センターの廃止が、北海道ではもう既にご案内のように、釧路、苫小牧、北見、滝川と、今年度中になくすということで進められている。深川市においては、昨年委託により運営してきた深川市事業内職業訓練センターが廃止された。やむなく滝川の利用ということでもあったわけでありましてけれども、いずれにしても北空知、中空知から職訓センターが消えるということでもあります。

2点について伺いますが、国や道に対し空知北部、

これは中空知、北空知ということですが、地域職業訓練センターの廃止の中止、存続を要請すべきと考えるがいかがか。

いま一つは、滝川地域職業訓練センターの廃止が決定された場合、逆に深川の地域職業訓練センターを再開するということが出てくるのではないか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 職業訓練センターについて答弁を申し上げます。

厚生労働省は、本年1月下旬に、道内4カ所、今言われた苫小牧、北見、釧路、中空知（滝川）を含む全国83カ所の地域職業訓練センターを平成22年度末で全廃する方針を決め、都道府県に通知したという新聞報道があったところでございます。同センターは、厚労省が外郭団体である独立行政法人雇用・能力開発機構が設置し、地元の企業や団体でつくる社団法人などが運営して、中小零細企業の労働者や休職中の人々が技術向上や資格取得などを目的して訓練を行う施設で、地域の人材育成と就業支援の拠点施設となっているものでございます。議員の質問にありましたとおり、国は前政権時代の昨年12月に同機構の廃止を閣議決定いたしました。地域職業訓練センターについては利用者数の目標などを定め、これを上回れば存続させるとし、道内4施設とも、昨年度の利用数は、この目標を達成しているところと見られます。しかしながら、雇用・能力開発機構の業務のスリム化、運営費交付金の削減が求められ、地域職業訓練センターの廃止が決定されたものであり、地元自治体などで存続したい場合は施設売却に応じる方針も関係自治体に伝え、検討を求めているというものであります。

これを受けまして、去る2月15日に北海道知事と道内4施設の地元4市長、各センターの運営団体会長が連名で、厚生大臣や民主党、自民党、公明党の北海道支部等に、センターの存続、国の責任を持った対応を求める要請をしたと聞いているところでございます。いずれにいたしましても、道内の雇用情勢は厳しい状況にあり、職業訓練の重要性が指摘されている中で、今は整理統合のときではなく、あらゆる機会を活用して雇用の改善に結びつけていかなければならないと認識しておりますことから、今後におきましても、地域職業訓練センターとしての機能が国の責任において維持されるよう、北海道やセ

ンター設置の自治体などとも連携して、深川としてなすべき適宜適切な対応をしてみたいと考えております。

次に、深川市事業内職業訓練センターの再開を国や道に求めるべきではないかというお尋ねにつきましては、昨年廃止いたしました事業内職業訓練センターは、事業主等がその雇用労働者について技能士補を養成するための施設でありますので、離職者のための委託訓練や在宅者のスキルアップを目指す地域職業訓練センターとは、設置主体、設置目的や訓練対象者などが異なる職業訓練施設であります。したがって、職業訓練法人深川地方職業訓練協会の解散、事業内職業訓練センターが廃止のやむなきに至った事情を勘案しますと、当該センターの再開は極めて困難と考えておりますが、昨年、市内において北海道立札幌高等技術専門学院が、離職者を対象とした介護職の委託職業訓練を行っており、さらに深川商工会議所でも、昨年に引き続き平成22年度も介護員養成研修2級、居宅介護従事者養成研修2級、この2つの講座を開設予定でありますので、市といたしましても、会議所が行うこの事業に対する助成について、新年度、予算計上してありまして、今後ともこうした訓練ニーズの高い委託職業訓練が市内で実施されるよう、関係機関への要請と支援に努めてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） ただいまの件につきましては、労働環境、新たな雇用ということでは、やはりかなり寒いものを感じるということでは、一層深川としても、国なりへの要請というものをしっかりとやっていただきたいと思うところです。

次に、教育行政に入っていきたいと思っております。1番目として、中学校、体力と心の教育向上カリキュラムの拡大における課題解決について伺いたいと思っております。

学校教育におけるカリキュラムの変更は、ここ10年くらいのところでゆとり教育としたが、学力低下の国際比較から、授業数をふやしたり、体力や心の課題として武道や相撲などの日本古来のものを取り入れるとし、心の評価はどのようにするのかなど、教育現場には教師の負担増を初めとして、今回準備中の中学校カリキュラム拡大でも、保健体育が年間90時間から105時間にふえ、クラスごとの授業換算としても、体育教育にかかる負担と一定の技術習得

は、学外講師の皆さんにお願いするとしても、教師の増員は免れないところであると推察するところがありますけれども、何点か疑問な点をお伺いしたいと思います。

まず最初は、学力向上対策として授業時間をふやして、さらに体力向上の時間増になっていくわけですが、教師の負担が格段にふえていくと思います。どのように対策をするのか。

2点目としては、相撲、柔道、剣道など新たな科目が新設されることについての課題であります。1つには、既に地域それぞれの連盟と学外指導者の養成を行っているように聞いております。これからどのようになって、実施上の身分、待遇等についてお知らせいただければと思います。2つ目は、平成24年完全実施ということでありましてけれども、教師の中に有段者・指導者が存在するわけです。この教師と地域指導者とのすみ分けはどのようになるのか。3つ目として、これは男女別なく相撲やら何やらということになるわけですがけれども、このことは逆差別ということにはならないのか。4つ目として、これは防具等の準備に生徒の負担は原則としてすべきでないと考えています。これがどのようになるのか。5つ目として、相撲は深川市青少年育成会の父兄等が指導しているわけです。相撲の場合はどこに要請をするのですか。それから、生徒に種目の選択はさせないと。種目は一本化をして、学校なりのところで決定をしていくのだということでありましてけれども、生徒の意向反映ということはどうなるのかお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田教育部長。

○教育部長（沢田敏幸君） 中学校、体力と心の教育向上カリキュラムの拡大における課題解決について、お答えをいたします。

最初に、授業時数増による教員の負担増についての対策についてであります。中学校の標準授業時間数は、現行、各学年とも年間980時間とされておりますが、新学習指導要領が完全実施となる平成24年度からは年間1,015時間となり、週1時間、年間35時間ふえることとなります。また、各教科において授業時間の増減がありますが、保健体育では現行の年間90時間から15時間ふえて、105時間となるものであります。このように、教員の勤務時間内において授業時間がふえることによって、お尋ねにありま

したように、教材研究、授業準備、評価など、若干の負担増が考えられますが、夏休みや冬休みなどの長期休業中の有効活用や、公務、職員会議等諸会議の効率化などで解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の相撲、柔道、剣道など、新たな授業内容の課題について6項目の質問をいただきましたが、関連がありますのであわせてお答えをいたします。中学校においては新学習指導要領が全面实施される平成24年度から、伝統や文化に関する教育充実の一環として、保健体育では男女ともに武道が1、2学年で必須となり、3学年は球技との選択となります。具体的には、柔道、剣道、相撲等の中から選択して履修させることとなりますが、選択に当たっては、地域や学校の実態に応じて、教育課程を編成する学校長が決めることとなります。今後のスケジュールとしては、平成22年度に深川市教育委員会と市内中学校5校とで、市内での武道の授業に関する基本的な考えについて協議し、23年度において各学校内での具体的検討の中で決定される予定であります。指導に当たって、指導計画、指導及び評価は教師が担当しますが、各学校によっては、教師が指導できない一部分を地域の武道指導者にボランティアなどによる校外講師としてご協力いただくことも想定されます。また、武道の選択によって、直接生徒の肌に触れる道着などについては、保護者にご負担をいただくことも考えていかなければなりませんので、指導体制や保護者負担等も十分勘案して、種目を選択していくことになると考えております。次に、市内の各武道連盟の学外指導者の養成についてのお尋ねであります。今後、選択に当たって状況を把握する予定であり、現時点では正確に承知しておりませんが、各武道連盟などで学外指導が可能な方のリストの作成、あるいは学外指導者養成のための研修会を開催しているところがあると聞いております。次に、1つの武道を選択することによっての逆差別、生徒の意向反映についてであります。現在のスポーツは男女の体格等の相違はありますが、男子しかできない、あるいは女子しかできないというものはごくまれなものと考えており、1つの武道を選択することによって男女の逆差別は生じないものと考えております。また、複数の武道を生徒に選択させ、授業するためには、同時に複数の教師が授業にかかわる必要が出てまいりますので、教師の配置状況から

判断し、球技などと同様、同一の種目で授業を行う予定であります。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 次に、教育行政の2つ目があります。

冬季スポーツ、スキー場、スケート場を撤退、廃止した深川市として改めて対策をめぐらせないものかということです。市の財政、費用対効果の物差しを理由として緑町に開設したスケートリンクは、振興公社やボランティア団体の協力により行ってきたが、廃止をしたと。スキー場もご承知のように、三瓶山の市民スキー場は、西武のリゾート開発ということで、そちらのほうに譲ったわけですけれども、このスキー場についても撤退、廃止ということがあります。スポーツ宣言都市であります深川でありますけれども、この雪深い深川市として、余り多額のお金をかけることなく、十分に子供を含めて市民への屋外競技の提供を、行政の施策として、市民の健康増進、子供の身体能力、運動の能力の向上、こういったことで非常に大切ではないかと。また、一般の市民はもとより、移住・定住で深川にUターンをしてきている人たちも、昔はいろいろと冬の、今言いましたようなことがあったけれども、今現在、何もなくなっているのではないかという指摘もあるわけです。そういう市の移住・定住などを含めて、市は取り組んでいるわけですけれども、市のイメージアップ、住環境の向上というところの視点からも、積極的に取り組むべきではないかと思うわけです。隣の滝川市を見てきたわけですけれども、子供たちが冬休みに入る12月23日から2月11日まで、スケートリンクは開設していると。この冬はいろいろ天候の雪の関係ですとかしづねの関係で、3日おくれたということでもありますけれども、子供、市民に非常に喜ばれているのだということでもあります。繰り返しますけれども、やはり深川の寒冷多雪の条件、この弱点というものを深川のよさに変えるというようなことが、今求められていないのかということでもあります。わずか二、三百万円程度でできるようなことと聞いていますから、ぜひとも進めていただきたいと考えるところであります。

1つ、グリーンパーク21公園の人工池、約2,000坪ぐらいあるのですが、ここにスケートリンクを開設できないか。

2つ目、スキー場は無理でも、歩くスキーのコー

スを音江地区の三瓶山、クラーク高校元気の泉キャンパス体育館の周りに整備し、そこを公認コースということで、大きな大会をやれる、誘致をできるようなものにしてはどうか。

いま一つは、鉄北地区、大正緑道の錦町あるいは拓大の近辺に歩くスキーコースをつくって、JRの車窓から視覚に訴えるというPRの仕方について考えていけないかということでもあります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田教育部長。

○教育部長（沢田敏幸君） 初めに、スケートリンクの開設についてお答えをいたします。本市では、昭和42年から39年間、市民の健康づくりのため、深川市体育協会が主体となり、市からの補助金などによりスケートリンクを開設してきましたが、子供たちの減少などにより、年間の利用者数が昭和55年の約1万9,200人をピークに年々減少し、平成16年度には2,000人を割る利用状況となったことから、歩くスキーなどの冬季スポーツの振興を図ることとし、17年度をもってスケートリンクの整備を終了したところであります。質問にありましたスケートリンクの開設についてであります。開設期間は、近年の降雪時期と気温の状況から、1月上旬のオープンとなることを見込まれ、終了は2月中旬までの約1カ月程度と見込まれます。また、費用面では、スケートリンクを整備するために新たに散水や除雪用の車両、貸し出し用スケート靴を購入する必要があり、さらに開設期間の維持管理経費も必要となってまいります。このように、近年の気象状況では開設期間が約1カ月程度であり、開設するための初期投資や運営に多額の経費を要することや過去の利用実績など総合的に勘案しますと、スケートリンクの開設は困難性が高いと思われますので、本市の自然環境に適した冬季間の健康づくりや体力づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、歩くスキーコースの開設についてであります。歩くスキーは、雪と自然に親しみながら雪国の冬のスポーツとして、また体力づくりの手軽な運動として市民に親しまれております。本市では、総合運動公園内及びスケートリンクの廃止に伴い開設したグリーンパーク21公園内の2カ所に歩くスキーコースを造成し、無料で用具の貸し出しを行い、市民に歩くスキーの楽しさと冬季間の健康づくりとなるように努めているところであります。質問いただ

きました音江地区、鉄北地区でのコース増設につきましては、歩くスキーがより楽しく、愛好者の増加にもつながるものと考えられますが、コースの造成にはスノーモービルでの作業となることから、スノーモービルの運搬やコースの安全対策等の点検、維持、管理、トイレなどの課題もあります。また、公認のクロスカントリースキーコースの場合は、コース幅も広く、用地の確保、コースの整備のための圧雪車なども必要となっており、現在設置している2カ所の歩くスキーコースの利用状況を見きわめながら、より利用者の増加につながるよう、コースの設置場所などについて関係団体とも協議しながら研究してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 今の答弁を聞いていて、やらないがための言いわけといたしますか、そういったことではないかと感じるのです。例えば初期投資に随分かかるということでもありますけれども、新しく散水車ということではなくて、どこの農家さんでもやっておられるようにトラックの上にタンクを積んで、それで散水するとか、創意工夫というのは幾らでもあるわけです。圧雪車にお金がかかるとか、そこら辺はいろいろとやりくりしたり工夫したり、できないことではないわけです。そんなことでは、いま少し検討というものができないものか、最後に聞いて質問を終わります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田教育部長。

○教育部長（沢田敏幸君） 再質問にお答え申し上げます。

最初にスケートリンクの関係でございますけれども、先ほどもお答え申し上げましたとおり、利用の実績などから、平成17年度をもってスケートリンクの整備を終了したところであります。その後の子供たちの人数の推移を見ますと、終了時と同様に利用者の増加が見込めない状況にあります。また、開設期間、それから経費など総合的に勘案しまして、再開は難しいものと考えておりますけれども、このことも含めまして体育協会などの意見も伺いながら、今後も冬季スポーツの振興に図ってまいりたいと考えております。

それから、圧雪車の関係で歩くスキーのコースにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在2カ所、歩くスキーコースを設置しております。こ

の利用状況を見きわめながら、利用者の増加につながるよう、コースの設置場所について関係団体とも協議しながら研究してまいりたいと思っております。○議長（北本清美君） 以上で太田議員の一般質問を終わります。

次に、田中昌幸議員。

〔田中昌幸議員、質問席へ〕

○5番（田中昌幸君） 昨年、政権交代以降、目まぐるしい変化が国政の場において進められています。一方で、最近の鳩山政権の支持率低下には、現政権のなせるわざとして、大変残念な思いを持っておりますが、国と地方との関係においては、地方重視、地域の独自性を重視するという政策となっております。私たち市議会も行政も、市民の皆さんとともに知恵を働かせていくことが、今後さらに重要となってくるものと考えております。

通告に従い一般質問を行います。1点目、肥育牛の生産についてお伺いします。先日、民主クラブの行政視察で白老町の和牛生産について調査させていただきました。白老町では、有珠山や樽前山などの有数の活火山に隣接する土地柄、火山れきという土地、夏場に太平洋の濃霧が発生するなど、農作物を育てるには非常に厳しい環境下にあったことから、1954年、島根県から道内では初めて黒毛和種44頭を導入し、当時の村の財政規模8,000万円という時代に8,222万円を投入し、和牛の購入をしてきたそうです。こういった取り組みの経過のもと、道内での白老牛の評価は常にトップクラスで、最低ランクがC1から最高ランクのA5と言われる枝肉の評価でも、A5を目指すあくなき追求が今でも進められているということですが、そのための肥育履歴、いわゆるトレーサビリティはしっかりと管理され、みずからの牧場からとれた肉を自前のレストランで販売する農場もあるなど、地産地消も積極的に行われ、毎年6月に開催される白老牛まつりでは、町内外3万人の方たちが訪れる一大イベントとして、地元町民の皆さんも大変楽しみにしているお祭りであるということです。山下市長は、稲作農家の収益向上の一環として肥育牛の導入を進めておりますが、導入し始めたちょうど2008年ごろから大幅な牛肉全体の市場価格の低下が進んでいるほか、世界的な穀物市場の高騰など、今、牛肉市場は極めて厳しい状況下にあります。一方で、市内肥育牛農家の皆さんが、地元牛肉のアピールと地産地消拡大に向け、深川卸

売市場で行われる土曜市など、直接販売を継続的に
行うなどの努力が進められていることは高く評価す
るべきことと思います。

ここで質問の1点目、3年前の肥育牛の実態から、
今日に至る肥育農家戸数、黒毛和種、F1などの上
質種と言われる頭数の変化と貸付金の運用状況につ
いて状況をお示しいただくとともに、その状況を市
長としてどう評価するのか、お伺いしたいと思いま
す。

次に、市内肥育牛はまだまだ新規参入の部類であ
り、評価を与えられるには厳しい状況とお察しま
すが、深川市内産牛の市場性と市場の評価についてお
伺いします。

次に、一定の生産規模が整った暁には、深川とし
ての産地の特徴が求められると考えますし、その特
徴づくりには展望を持った対策が必要となります。
まず、産地の特徴づくりとその支援策についてお伺
いします。

最後に、深川市といえば米といっても過言ではな
いぐらい、米については評価が高いと考えておりま
す。深川市で肥育牛を生産する上で、米というネー
ムバリューを活用することは大きな価値があると思
えております。例えば、牛舎への稲わらやもみ殻の
最大限の活用と、農地への堆肥への還元、転作での
飼料用作物生産と、堆肥施肥による地域循環型農業
への展望、環境に優しい農業への展望、さらに多収
量を求めれば反収の大幅増が見込める飼育用のお米
の開発などの展望についてお伺いし、1番目の質問
を終わります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 肥育牛の生
産についてお答えいたします。

1点目の市内肥育牛の実態と貸付金の運用状況に
ついてであります。平成20年度から貸付金として、
市の家畜導入等資金や国の畜産担い手育成総合整備
事業などを活用し、黒毛和種などの肥育牛出荷に重
点を置いた取り組みを推進しており、20年2月1日
現在で、肥育農家戸数が3戸、飼養頭数は、黒毛和
種が35頭、F1が300頭、ホルスタインが330頭であ
ったのに対し、2年後、本年の2月1日現在では、
戸数が8戸、頭数では、黒毛和種で165頭、F1で
549頭、ホルスタインで727頭と、戸数、頭数とも
ふえている状況にあります。また、貸付金につつま

しては、繁殖牛や肥育素牛の導入、受精卵移植技術
の導入、家畜伝染病の発生により、農業の経営に甚
大な被害を及ぼす事例が発生した場合の経営維持資
金として、各生産者の要望に応じ、JAきたそらち
を通じて貸し付けを行っております。平成20年度は、
2億7,000万円の貸し付けによりまして約5,300頭が
導入され、21年度につきましては、現段階で2億
3,358万円の貸し付けにより、約5,100頭が導入され
ている状況でございます。現在の畜舎など施設の容
量から、飼養頭数も限界があり、本年度は当該予算
の満額活用には至っておりませんが、これまでの飼
養頭数の増加等を踏まえますと、肥育牛の育成への
取り組みが着実に進んできているなど、一定の評価
をしているところでございます。

次に、2点目の市場性と市場評価についてであり
ます。市内で生産された肥育牛につきましては、J
Aきたそらちに確認したところ、平成21年で黒毛和
種、F1、ホルスタインの合計で870頭程度が市場
出荷されており、そのほとんどがF1とホルスタ
インになりますが、それらの枝肉の格付につきま
しては、B3、B2で5割、C3、C2で5割程度とな
っており、全道的に見ても平均的なレベルと承知し
ております。

次に、3点目の産地の特長づくりとその支援策に
ついてであります。産地として特徴を持った生産を
行い、有利販売につなげることは、農業所得の確保
の面からも非常に重要なことと考えております。こ
のため、本市が水稻を主体としていることから、例
えば稲発酵粗飼料や飼料米といった米にかかわる
えさで特色を出していくことも考えられますが、現
段階では、肥育牛育成の下地づくりが整いつつあ
る段階であり、また飼料給与の内容によっては肉質に
影響を及ぼすこともあり得ますので、今後における
取り組みの進捗状況を十分踏まえながら、産地とし
ての特徴の出し方や支援策などについて、関係団体
などと協議してまいりたいと考えております。

次に、4点目の転作での飼料作物生産と堆肥施肥
による地域循環型農業への展望についてお答えを
いたします。深川市におきましては、従来からいわ
ゆる地域循環型農業の取り組みを進めているところ
であり、例示のありました牛舎への稲わらの活用につ
いては、秋口の天候不順により、収穫が困難な場
合が多いことから、市内の畜産農家では、ほとん
どを比較的天候のよい時期に収穫できる麦わら
を活用し

ておりますが、もみ殻につきましては、深川マイナリーから出るものを100%活用している状況にあります。また、農地への堆肥の還元につきましては、平成21年度から、深川農業ステップアップ推進事業により、畜産農家の堆肥を耕種農家に運搬する際の経費に対する助成も行っておりますので、徐々に取り組みが進んでいく方向にあると考えております。さらに、転作での飼料用作物につきましては、市内において牧草などが55ヘクタール程度作付けされており、家畜への飼料として給与されている状況にあります。議員が触れられた地域循環型農業や環境に優しい農業につきましては、今後ますます重要性が高まると認識しておりますので、JAきたそらちや普及センターなど、関係機関・団体と十分協議しながら、より一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、飼料用米についてですが、北海道農業研究センターにおいて、北海道向きの多収量の品種として平成20年に開発されたあおばを、現在市内において試験栽培している経過にあります。いずれにいたしましても、収益性や収穫機械の導入などの課題もありますので、試験栽培の結果などを踏まえつつ、JAきたそらちや普及センターなどと連携しながら、十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

3点目の産地の特徴づくりとその支援策についての部分で、山下市長のまさに公約でもある肥育牛という考え方だと思っております。しかも、3年を過ぎていきますし、そういった中で今後さらに拡大をしていく考えということなのか、もうそろそろこれで終わりなのかということもあると思うのです。その中で、こういう時代ですから、一定の特徴を持って生産をしていくという考え方が必要なのではないかと思います。今の答弁でいきますと、JAきたそらちとか普及センターと相談をするということですが、相談ばかりではなくて、やはり知恵、アイデアを出し合っていけないといけないのではないかと思います。そういった部分、やはり行政の側も、そういう知恵を何とかつくっていく必要があるのではないかと思いますので、安全・安心をより高めるために地域循環型とか、深川市の米に着目するとか、特徴づくりというものをぜひ検討してはどうかとい

う思いなのですが、その点についてぜひ改めてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 議員ご指摘のとおり、3年目を迎えるわけでございます。一定の特徴を持って行っていくべきということでございますが、現在、畜産を取り巻く環境が大変厳しい状況にございます。配合飼料価格の高どまりや市場価格の低迷などによって、JAきたそらちや普及センターなどの関係機関・団体と、これらについては連携をしなければならないものと認識しておりますし、さらには肥育技術も伴わなければこれらの改良も十分行っていけないものと認識しておりますので、畜産情勢の推移を十分見きわめつつ、一定の特徴を持たせるべく、農業者の経営安定化を図ることを最優先としながら、一步一步着実に取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 今の答弁だとやめてしまうのかという聞こえ方もするので、おかしな話なのですけれども、今後また質疑をさせていただきたいと思っております。

2番目の移住・定住促進についてお伺いをします。まず、移住ということについて着目してお伺いします。これまでも多くの議員からの質問がありますので、私からは端的にお伺いしたいと思います。地域産業活性化部会のホームページなどは更新もまめに行われておりまして、事業の進行状況や議論経過などが公開されております。我々、実際の当事者でない者にも活動状況が見えていることはとてもよいことだと思いますし、まさに情報発信を積極的にされていると思っております。一方、移る^{いるむ}夢深川の活動についてもホームページを作成するなど、派手さはありませんが、地道な取り組みが情報発信されていて、移住を希望する方たちだけではなく、私たち市民としてもなるほどと、こういう考えで進められているのだという印象が持てます。ただ、最近少し発信のペースが落ちている感じがしますが、その点についてはそれぞれのプライバシー保護など何らかの事情があるのかもしれない。しかし、顔の見える活動になっていることは間違いのないものと考えております。

ここで、山下市長自身は、^{いるむ}移る夢深川の活動についてどのようにお考えになっているか、移住・定住による実績、評価と今後の展望についてどのような考えになっているのかをお伺いしたいと思います。また、移住部会の方たちとの市長自身の意見交換など、交流はどうされているのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

次に、移住部会の上部組織としてふかがわ元気会議が発足後2年半を過ぎ、規約上は今月が最後の月となっております。もともとこの予算が頑張る地方応援プログラムだったと思いますし、3年限りの予算でいいのかという質問を過去のこの議会でも、私からした覚えもあります。つまり、国からのお金があるからその間だけ取り組む、国からのお金がなくなったらやめるでは、余りにも主体性がないし、事業は根づかないと申し上げさせていたつもりでございます。

3点目のふかがわ元気会議の規約上、今年度で効力を失うとなっておりますが、その総括と今後の展開について、市民との協働を標榜してのことですから、関係者の方たちとの議論も含め、新年度からの受け皿をどうしていくのか、お伺いしたいと思います。3つの部会については、新年度予算案を見せいただきましたところ、計上もされていると認識しておりますが、元気会議の予算は昨年まではあったのですがゼロとなっております。しかし、この会議と元気会議と3つの部会の発生経過からすれば、何らかの形で全体を見渡しながらこの見きわめができるものは必要だと考えております。この考え方についてぜひお伺いをしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 移住・定住促進についてお答えをいたします。

1点目、^{いるむ}移る夢深川の活動についてですが、平成19年にふかがわ元気会議の移住・定住促進部会として活動を始めた^{いるむ}移る夢深川では、月1回のペースで会議を開催され、毎回熱心な議論を行っていただいているところでございます。部員の皆様には、市が実施するお試し移住事業の協力や、東京、大阪などで開催される移住希望者向けのフェアも参加いただいております。さらには長期の移住体験施設の修繕などについてもご尽力をいただいているところであります。また、部会の独自事業としてホームページを立

ち上げて、移住希望者へ向けての情報発信や移住された方たちとの交流会を実施するなど、移住を希望される方や移住された方へのきめ細かなサポート体制をとっております。

次に、2点目の実績評価と今後の展望については、3年間の具体的な数字で申し上げますと、部会の会議開催が19回、移住者交流会の開催が3回、そしてお試し移住事業への協力が15回となっており、このような取り組みの結果、実績といたしまして、お試し移住事業に参加された方が40件81人、移住希望者相談フェアの対応者が540人、そして移住実績として26件63人という状況であります。移住部会の方々と市長との意見交換につきましては、昨年1月にふかがわ元気会議の3部会のリーダーの方たちとの意見交換を実施いたしました。この中で移住部会の皆様の積極的な取り組み状況や、部会の活動を通じて、深川市の活性化につなげていきたいとの思いを十分に聞かせていただきました。今後におきましても、移住部会の方々と市が一体となって深川のよさをアピールしていくことが大事なことを考えております。

最後に、3点目のふかがわ元気会議の総括と今後の展開についてですが、この会議は市内の事業者、農業者、各種団体機関など、業種を超えて広く市民の参画を得て、知恵とアイデアに富んだ地域経済、産業振興事業の企画及び運営を行うことを目的に設置されたものでございます。元気会議の設置後、全員の運営委員会の中で、事業の柱であります中心市街地の活性化、移住・定住の促進、既存企業の育成、新産業の創出及び企業事業所の誘致促進の大枠づくりを検討、協議を重ね、その後、具体的な事業展開を図るため、3つの部会を中心に活動を展開してまいりました。これまでの3部会の活動のうち、移住・定住部会につきましては前段申し上げたとおりでありますので、省略をさせていただきますが、中心市街地活性化部会では、にぎわいの場を創出することを目的に4回のイベントを実施し、多くの方の来場をいただいたところでもありますし、地域産業活性化部会では、地域資源を活用したさまざまな商品開発を促すことができ、黒米関連商品やシードルなど、一定の成果が挙げられたと考えております。これら3部会にありましては、今後も引き続き事業を行っていくことで、各部会の中で確認をいただき、必要な予算を提案させていただいたところであります。これまでのふかがわ元気会議という組織の形態

は本年3月31日で活動を終了するわけですが、果たした役割は大変大きなものと認識しております。各部会においても、今後3部会の連携を図る仕組みは残したいという点では一致しているところであり、今後も部会の連携につきまして引き続き協議を重ね、よりよい組織づくりに向け努力してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） それでは、次の質問に入ります。

3の人口動態について、お伺いします。先日、元栗山町議会事務局の中尾修様の講演を、北竜町議会の取り計らいでお聞かせいただくことができました。その中で、自治体がみずからの町の人口動態をとらえることは、町を考える上で何よりも大切なことと言われておりました。私も、これまで人口統計がだれにでもわかるようにしてほしいとお願いし、市民課のほうで住民基本台帳上の人口動態が市のホームページで見られるようになっております。その数字を使い、自分なりに分析しながら、市民の皆さんへの話の種に使わせていただいているところでございます。さて、現地方自治法では、来年度末までには第五次深川市総合計画を策定する時期に来ております。これは先ほどの長野議員からの質問でもありましたが、総合計画の義務づけ、枠づけの撤廃ということがございますが、この義務づけから外される可能性はもう既にほぼ決定的と思っておりますが、義務づけがないからといってみずからのまちの基本をなす計画がなくていいというものではありません。一方で、全国どこでも同じような体裁の総合計画をつくるのがよかったとは思いませんし、そんなことを続けていたからこそ計画と実態の大きな乖離が発生していたことを、私たちも反省しなければいけない時期にあるのではないかと考えております。特に、人口推計は計画策定直後から大幅にずれが生じていたことが、重要な計画促進の足かせになっていたことも、率直に反省すべきです。第四次総合計画、平成23年度末では2万6,700人の人口が深川市にあるという計画でございますが、今、まさに2万4,000人を切ろうとしている時期にあるというこの乖離も、やはり私どもは真剣にとらえなければならぬと考えております。

ここで1番目、市内人口が2万4,000人を切ろうとしている状況についての分析は、非常に重要だと

考えております。今後の予測も含めて公開し、情報開示とあわせて行うべきと考えますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、人口増対策の一環でもある移住誘致は、大変意義ある取り組みだと考えておりますが、今いる市民の皆さんが住み続けるための対策が必要だが、その考えをお伺いします。まちの住民みずからがいまいちだと思わないようなまちには魅力も生まれにくいし、移住をしてこようとする方たちに説得力はありません。今いる市民の皆さんが住み続けたいという気持ちを持っていただけるような対策が急がれると考えますが、いかがお考えかお伺いします。

3点目、企業誘致も同じで、今ある企業、団体、市民の皆さんの住み続けたい意向を把握するべきではないかと考えます。企業誘致でも、市外、道外の企業ばかりに目がいって、地元の企業が、今何をどう考えているのか、どのような支援を期待しているのかつかまえるために具体的な活動が必要ですが、これまでの取り組みと今後の考え方についてお伺いします。

4点目、まちなかの住みやすさ対策について。山下市長はまちなか居住を提唱しておりますが、そのまちなかの具体的な定義づけは聞かされていただいております。どんな定義をもってまちなかとし、そのエリア、条件を明らかにする、その上で、その圏域にどれだけの世帯で、どれだけの人口で、どのような家族構成か、年齢構成などを検証した上で政策を推進する意味でも、人口動態の調査、データ保持、情報提供、公開が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 田中昌幸議員から4点、人口動態について質問をいただきました。若干、順は不同になるかもしれませんが、お答えをさせていただきますと思います。

初めに、2点目に関連して、今住んでいらっしゃる市民の皆さんが住み続けたいと思うような対策について、お尋ねがありました。それで、冒頭言われたように、現在も本市の人口減少は進行中ございまして、何とかこれに歯どめをかける対策、これは本当に重要な課題だと認識をいたしております。ただ、人口減少を抑止する即効性のある有効な対策となりますと、残念ながらなかなか見当たらないのが

現実であります。しかし、その状況ではありますけれども、平成22年度の市政の方針の重要政策課題の中でも取り上げさせていただきましたように、引き続き今後も市内における働く場所、雇用の場の確保のために、新しい産業、地場産業振興も含めまして、新しい産業の創出や、また企業、事業所の深川への誘致の活動などに引き続き積極的に取り組みますとともに、人口ということで、その裏腹、少子化対策でございます。少子化対策としましては、妊婦の健康診査助成事業、あるいは保育所の保育料の本市独自の軽減措置の継続でありますとか、平成22年度から新たに未婚男女の出会いの創出事業を実施するなど、いろいろな意味で総合的、横断的に各課にわたって、人口の維持、増加につながるような対策を、一生懸命知恵を出しながら進めていきたいと本当に思っているところでございます。

次に、3点目で、企業、団体、それからまた市民の意向調査というか、意向把握についてお尋ねがありました。本市では既に平成19年度に、明日の深川経済を担う事業所調査というものを実施いたしまして、その結果を公表いたしております。この調査は、住みやすさそのものに特化しての調査というわけではございませんが、市内の事業者の皆さんの現状でありますとか、抱えておられる課題を掘り起こすために、初めて実施をしたものであります。998社に用紙をお配りして、そのうち288社から回答をいただいております。この調査結果を要約いたしますと、平成19年の時点で、5年前と比較して6割の事業所で業績が悪化してきているということ。そして、2割の事業所では、専門職でありますとか技術者が不足しているという現状にあるといったことなどが明らかになっております。市に対して期待することという設問につきましては、2割の事業者が、融資制度や補助金・助成制度、さらには相談体制の充実、労働力の確保などを期待するという回答を寄せておられます。また、市役所との意見交換の必要性についての設問では、半数の事業者がそうした相談の必要性を指摘しておられましたことから、市といたしましてはこれまで47社の皆さんとお話をさせていただきまして、必要に応じて各種支援制度の活用につなげてきているところでございます。今後におきましても、訪問活動などを通じまして、地元の事業所の皆さんの声に丁寧に耳を傾けまして、その意向や実態の把握に努め、事業活動の発展の一助と

なりますように、求められる各種の施策の推進にこれからも努めてまいりたいと考えております。

最後に、1点目の人口減少についての分析あるいは今後の予測ということと、4点目でまちなかの住みやすさ対策に関して、地区ごとに家族構成とか年齢構成などの実態調査をしてはといった趣旨のお尋ねがございました。関連がありますので、あわせてお答えいたしますが、議員がご指摘されましたように、人口の推移でありますとか将来予測に関しての検証は、総合計画を初めいろいろな計画を策定していく上で、またさまざまな施策を推進していく上で、大変必要なことだと認識をいたしております。このため、新たな試みでございますが、ことしに入りましてから、人口対策等の資料とするため、ことしの1月から12月までの1年間に市民課の窓口で転入、転出の手续に来られた方をお願いをいたしまして、その方の年齢とか世帯構成、そして転入出の理由などについてのアンケート調査を今、協力をお願いしながら実施しているところでございます。2月末までの2カ月間で転入出者の約半数、81人の方から回答をいただいております。今後はこのアンケートを集約した結果を半年ごとに分析しまして、これらを施策推進の資料として活用していきたいと考えております。当然、可能な範囲内で公表といったことも考えていきたいと思っているところでございます。なお、質問の中のまちなか居住推進エリアについてもお尋ねがございましたが、まちなか活性化のための諸施策、諸事業との連携を図り、また一体的な推進を目指すため、まず一つは都市計画法上の商業地域、それから近隣商業地域、そして都市計画マスタープランに位置づけられている中心市街地再生プロジェクトのエリア、それから3つ目に、中心市街地の4商店街のその地域、それから商工会議所が作成をいたしました中心市街地活性化事業報告書の中で示されているエリアなどを総合的に勘案、考慮して、まちなかエリアと考えているということでございます。その中で議員ご指摘のエリアごとの人口動態調査などにつきましては、調査の目的に沿いまして、今後必要な研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

ことしの1月から来年の12月の市民課の窓口での

転入、転出者に対する調査というのは、たしか一昨年前にそんなことをしてみてもということで、私が聞いたときに、市長がぜひ考えていきたいということを書いていただいたところですので、やはり一つずつ、どんな状況が実態としてあるのか正確に把握していくという部分では、非常にいい取り組みだと思いますし、その方向で進められていることについては非常に評価をしたいと思います。

ただ、1回目の質問の中で、公表、公開ということはどういうふうを考えているかお伺いしたつもりだったのですけれども、そういう調査やいろいろなものを分析する中で、市民の皆さん全体の中に知ってもらおうということも、非常に深川市のまちづくりを考える上では重要なことだと考えます。ぜひともそういう人口なり世帯なりいろいろなものを調査をして分析をした上で、あらゆる機会を通じて公表なり公開というものをしていただければと思います。当然、プライバシーの問題もあると思いますから、そういった点については配慮しなければなりませんけれども、そのような考え方について市長としてどうお考えになっているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 本市は、そういう情報公開に関しては、ほかの自治体に比して相当進んだ位置にいて、かねがね私は思っておりますが、今の冒頭の答弁でも申し上げましたように、これはもともと公表を前提に始めたアンケートではございませんけれども、しかし大事な情報を提供することになるかと思っておりますので、支障のない形、内容に整えた上で、可能な限り示していくといったことは考えたいと思っております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） それでは、4番目の地球温暖化防止対策について、お伺いをします。

鳩山首相は2009年9月22日、国連に赴き、1990年比2020年でCO₂排出量を25%削減することを宣言し、このことは国内世論というよりは世界的な評価を受けていると受けとめております。日本のトップが大胆で具体的な宣言をしたことで、自治体にも具体的な取り組みが必要になってくるものと予想しますが、現状把握から含めて、1990年時点での排出量の押さえなども必要になってくるものでございます。

深川市には、事業者の立場として、深川市役所温室効果ガスCO₂削減プランがございますが、その実効性についてまずお伺いしたいと思います。また、大型補正や新年度予算にも、各種事業で温暖化対策と思われるものとCO₂削減プランとの整合性をどのようにとっているのかをお伺いします。

2番目、地球温暖化防止対策を市としてどのように推進するのか、市内全体の取り組みへの考え方についてお伺いします。

また、各種取り組みを進めるためには、具体的な数値目標を持ったわかりやすい、例えば小中学生にも理解できるような温暖化防止計画の策定が必要と考えますが、計画の策定についての考え方をお伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山岸建設水道部長。

○建設水道部長（山岸弘明君） 私から、地球温暖化防止対策についてお答え申し上げます。

初めに、1点目の深川市役所温室効果ガスCO₂削減プランの実効性についてお答えいたします。この削減プランは、地球温暖化対策推進法により、市町村の事務事業に関して、温室効果ガスの排出量の削減などに関する実行計画を策定するものと定められているものでございまして、本市におきましては、平成20年度に期間を24年度までとする第2期実行計画を策定し、市庁舎等における電気、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量を、18年度に対し6%削減することを目標としているものでございます。質問の実効性についてであります。市のこの実行計画に基づき、毎年度その実施状況を調査することとしておりますが、平成20年度の実施状況調査では、二酸化炭素総排出量は1万2,240トンで、基準年度である18年度と比較いたしまして652トン、5%の削減となってございまして、またこのことにつきましては、広報ふかがわ12月号などで公表を行い、実行計画の実効性についての確保に努めたところでございます。次に、大型補正や新年度予算とCO₂削減プランとの整合性についてでございますが、国の補正予算を活用した事業では、地域グリーンニューディール基金事業によりまして、道の駅のエアコン省エネ改修や太陽光発電パネルの設置及び小中学校校舎エコ化改修事業などの実施がございまして、また、新年度における取り組みといたしましては、今ほどの道の駅の太陽光発電パネルの設置や、CO₂の吸

収源活動を促進するものとしまして、林業費に計上されている民有林に対する支援施策や、下水道汚泥の有効利用の促進などを措置しているところでございます。

次に、2点目の地球温暖化防止対策を市としてどのように推進するのかについて、お答え申し上げます。大気中の温室効果ガスの濃度を安定させ、地球の温暖化を防止することは、人類の共通の課題であるものと存じますし、この課題につきましてはすべての国や地域で取り組まれることが重要であると思っております。また、現在の地球温暖化対策推進法は、京都議定書の締結を機に、その翌年に制定されておりますが、地方公共団体に課せられた責務としましては、温室効果ガスの排出抑制等のための施策の推進や、1点目で申し上げさせていただきました実行計画に基づく内容に限られているものでございます。しかし、地球温暖化防止対策につきましては、地球規模の課題ではありますが、私たちの日常生活や地域の取り組みも重要と考えられますので、平成20年に策定した深川市環境基本計画におきましては、地球温暖化防止への取り組みも大きな項目として取り上げてございまして、温室効果ガスの排出抑制について、市民、事業者、市の三者がそれぞれ取り組む基本的指針を盛り込んだ市全体の取り組みとして、計画が作成されたものでございます。

次に、3点目の新たな計画策定の考えについてでございますが、地球温暖化対策推進法におきましても、市町村の事務及び事業に関する実行計画の策定につきましては市町村の責務がございすものの、市町村の行政区域全体に対しまして温暖化対策に関しての計画策定が求められているものではございません。しかし、今後において、国際社会のさらなる合意が形成され、そのことによって国内法における市町村の責務や役割が高まることも期待されますが、現時点においては、本市全区域を対象とする環境基本計画以外の計画の策定の予定はありませんが、市民の皆様のご参加によって策定された環境基本計画の着実な推進に努めたいと考えておりますし、また子供たちにわかりやすい環境教育などにつきましても、この環境基本計画に基づき推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 若干再質問をさせていただきますと思います。

環境基本計画というものが既に策定されておりますし、調べてみたら、51ページという厚い冊子に匹敵する計画なのです。そこでは、具体的に地球温室効果ガスの削減についてどういうふうにするかというところ、細かなことがいっぱい書いてあるのですが、ぱっと見て、こうしたらいいのだとはとらえづらいものだと考えます。やはり小学校や中学校の子供たちが、こういうふうには深川市は考えているのだ、だからこういうふうに取り組んでいったらいいねということが具体的にわかる、わかりやすい指標的な計画というものも、取り組みの中では必要なのではないかと思っておりますし、そういう方向に向かっているということが明らかになることで、より具体的、効果的に対策が進められるのではないかと考えますので、そういった部分での計画策定というものはどうかと思うところでございます。

あと、答弁にもありましたけれども、新年度予算の中で道の駅にソーラーパネルをつけますと。これもただ国の予算に合わせてどんどんそういうのだけ進んでいくと。市全体としてどういうものを中心にやっていくのだというものが見えないまま、どんどん国に合わせてだけいってしまうようなのも、市としての主体性をもっと持った政策でやっていくべきではないかと考えますので、そういったことを含めてこの計画策定についてどのようにお考えか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山岸建設水道部長。

○建設水道部長（山岸弘明君） 深川市の環境基本計画をごらんいただきまして、質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

環境基本計画は本当に市民の皆様、数多くにご参加を賜りまして、長時間をかけて策定をいただきました。本当に内容もすばらしい、私どもが言うのは変ですが、すばらしいできれば市民の皆さんにまとめていただいたと思っていますが、確かに議員ご指摘のとおり、さまざまな項目が列記されております、小学生から見てすぐ、これさえすればよいとわかるかということ、必ずしもそうではない。ただ、一方で申し上げますと、例えば地球温暖化防止などということは、簡単にこれさえすればということでは恐らくないのだらうと思います。現在、地球温暖化防止対策の項目として深川市が力を入れて取り組んでおりますのは、各ご家庭にご協力を賜りまして

環境家計簿の取り組みをしております、例えば電気の使用あるいは暖房用の燃料の使用、あとは運行用の車両の燃料の使用などによるCO₂の排出についてご協力を賜っているのですが、ことし始めたばかりでございます、まだ4月から12月分までのデータしかそろっておりませんので、もっともっとこれから長い期間をかけたサンプル数などもふやしましてデータ量がふえますと、かなり分析ができていくのだと思います。私たちの日常生活の中で何がCO₂の大きな排出になっているかといいますと、直感的に最初に思ったのは、24時間使う家庭の電気の使用かと思ったのですが、今のサンプルなどから見ると、逆に車の運転などのほうがCO₂の排出量としては多かったりなどということがありまして、もう少し細やかな分析をしながら、そういったことも小中学生の方々にわかりやすいような形になるように、今後、検討を深めてまいりたいと思います。

新たな計画づくりは確かに大切なことではあるのかもしれませんが、地球温暖化につきましては、前段申し上げましたように、地球の大気を対象とするものですから、深川市という一地域、日本という一国だけでもいい効果はあらわれない、世界じゅうの方々が協力しなければなりませんので、今すぐに市としての計画を定めるというよりは、市民の多くの皆様に参加をいただいて策定された深川市の環境基本計画を着実に推進していくことが大切であると考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 最後、しないというお話だと思わないでとらえたいと思いますけれども、いずれにしても、環境基本計画はすばらしい計画だと認識しております。ただ、あれでは今の求められているものとは少し違うと思いますので、そのことを申し上げたいと思います。

最後の5番目の財政推計の見直しについて、お伺いします。

政権交代により、地域主権を推進する考えが示され、新年度予算の中では数多くの政策予算がありますが、中でも地方交付税の拡充は、この間、小泉改革以降進められてきた地方富裕論、小規模自治体解体の流れから大きくかじを切り返す流れとなっています。ちなみに、総務省は2010年度の地方交付税について、財政力の弱い自治体に重点配分するため、算定方法を見直す方針を固めております。2010年度

予算案で地方交付税配分額を約1兆円増の約17兆円としたことを踏まえ、小規模自治体に割り増しする段階補正と、人口急減自治体の行政経費を多く見積もる人口急減補正をそれぞれ上積みするというところで、7月中の配分額決定に向け、上げ幅を検討中だという報道もされております。今回、議案配布されています平成22年度一般会計予算を見ますと、地方交付税、臨時財政対策債を合わせて、21年度当初予算と比較して、実に3.8億円の増額を見込んでいますが、さらに今回の見直しで交付税がふえることが予想されるのか注目されるところです。

行財政改革調査特別委員会の資料では、昨年度の財政推計から歳入が大きく変化しておりますが、その説明は、先日の特別委員会の中ではされていないと認識しております。この違いについて具体的にどのようなになっているのか、お示しいただきたいと思ひますし、昨年財政収支の見直しという中では、大きく議論になりましたこの重要な内容を委員会で説明しなかった理由について、お伺いしたいと思います。

今後、自治権の強化拡大は間違いないということでございます。2点目の地域主権により自治体の考える力が強く求められ、そのためには常に最新の情報を、正確な発信力が重要だと考えますが、1点目のことも含めてどのように対応するのか、お伺いをします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 財政推計の見直しについて答弁をいたします。

初めに、昨年度の財政収支改善の取り組みの際に収支の見込みをお示したところでございますが、その後、市立病院の経営健全化計画に関して、一般会計としての支援を盛り込み、さらに可燃ごみの処理などについても推計の中に取り込みまして、改めて行財政改革調査特別委員会などに対しまして、一般会計の収支の見通しを示したところでございます。財政収支改善に関して作成いたしました収支見直しにつきましては、平成20年度予算を基礎といたしまして、歳入については、一般財源の大宗を占める市税や地方交付税について、地域経済の景気動向や国の地方財政対策の見通しなどを基礎として推計し、歳出に当たっては、性質分類、人件費、普通建設事業、さらに企業会計への繰り出しや一部事務組合へ

の負担金を含む補助費等の積算可能なものについてはそれを盛り込み、推計によるものについては一定のルールに基づき試算を行ったところでございます。また、本年に入りまして、病院事業会計の経営健全化計画策定のために、一般会計の収支の見通しを必要としたということもございまして、以前の推計を基礎に改めて、歳入につきましては、平成20年度決算と21年度の状況、さらに21年度普通交付税の算定結果をもとに推計をし直したというところでございます。その結果、地方交付税については、財政収支改善の段階では、平成21年度の普通交付税が63億4,800万円、特別交付税が6億8,000万円、合計70億2,800万円と推計したところでございます。その後、本年1月の行財政改革調査特別委員会に提出した資料におきましては、普通交付税が決定額の65億6,000万円、特別交付税を予算額6億5,000万円、合計72億1,000万円として提出したところでございます。額といたしましては、普通交付税で2億1,200万円の増、特別交付税ではマイナス3,000万円、合計で1億8,200万円の増となったところであります。2月の特別委員会におきまして、普通交付税と特別交付税との合計額では、同じ推計値を収支見通しに掲載したところでございます。また、歳入全体におきまして、財政収支の改善段階では146億200万円でしたが、特別委員会の資料では153億4,700万円となっております、額では7億4,500万円、率で5%ほど増となっておりますが、歳入につきましては、基金の繰り入れの4億7,700万円を除くと、変動したのは、地方交付税で1億8,000万円などでございます。ここで申し上げたいことですが、財政収支の見通しにつきましては、個々の項目の額あるいは全体の合計ということよりも、その収支の差がどの程度生じるかと。特に一般会計における過不足の状況、これが非常に重要だと考えているところでございます。そうした意味では、財政収支改善の取り組みの際における収支見通しと、平成20年度決算や21年度予算及び21年度普通交付税の額の確定などの変動要素を加味した今回の特別委員会の資料には、収支見通しの大筋としてほぼ同じ傾向を示しているものと考えております。こうした状況につきまして、1月及び2月の行財政改革調査特別委員会におきまして資料を提出するとともに、推計内容について説明をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、地域主権と発信力についてお答えを申し上げます。地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権の考え方については、現政権の主要な政策課題であるということは、もう既にご案内のとおりでございます。地域主権の実現には、地方自治体の裁量の範囲の拡大、住民の行政運営への参加、財務会計の透明性などが必要とされております。特に、財政につきましては、これまでも予算等の情報、財政状況などにつきましては、できるだけ速やかに公表をしましりましたけれども、今後は地方公共団体財政健全化法による健全化判断比率などの公表にとどまらず、新たな公会計の整備による財務処理についても、作成公表を目指して進めているところでございます。公会計の整備に当たりましては、本市の資産評価という大きな課題もございまして、現在、準備を進めておりますが、それによりその時々々の財政状況だけでなく、時系列に沿って本市の資産の状況がどのようになっているのか、あるいは資金の流れや行政コストの状況など、多角的に自治体の財政状況を把握できるものと期待をしているところでございます。財政に関する情報の共有について、重要性については当然のことと受けとめてございまして、そのことについての努力につきましては、今後も引き続き努めていく考えでございます。一方で、財政に限らず、行政の持つ情報は数多くございます。そうしたものをそのまま提供する、公表することにつきましては、少し慎重な対応が必要なものもございまして、多くの項目が問題の軽重やあるいは文脈の中でしか意味を持たない場合もありますことから、より市民の皆さんにわかりやすく、また物事の判断に資するように整理をして提供すること、これが重要と考えております。そうした情報の提供のあり方や情報の質的な向上につきましては、私どもも今後も継続して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 再質問させていただきたいと思っております。

財政収支の見直しということで、一昨年、その時点と今回、前回の行財政改革調査特別委員会で提出された内容について、単純に変わったのであればすぐわかったと思うのです。でも今回は、病院の7年間の支援というものがそこに含まれて、歳入、歳出

というところにセットになってぼんと入っているのです。だから歳入で交付税や臨時財政対策債の部分がふえているのですけれども、歳出も昨年まではなかったものが新たに病院の改善対策というか、健全化対策に多く含まれたということで、その歳入、歳出というバランスだとおっしゃると思うのですけれども、去年の段階の時点で、その歳入の大宗を占める交付税や臨時財政対策債のところの数字が大幅に改善をされているところについては、病院の対策の前に一回、きちっと整理すべきだと思います。そうでなければ、いつまでたっても、財政状況が一般会計ベースでは健全化されているところも、市民の皆さんの協力があるとのことだと思うのです。去年のいろいろな取り組みをやった中で、これは忘れてはいけないと思うのです。だから、今回の国の考え方の変化で、地方に対する配分がふえました。それによってかなり改善されています。であるからこそ、なおさら病院に対する支援も何とか、今の財政の中でも十分やれる体力があるということも、しっかり説明するべきではないかと思います。そういったところがされていなかった部分については非常に残念だと思いますし、その部分がなぜされなかったのか説明がなかったと思いますので、改めて説明していただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、地方交付税の関係につきましては、早い段階でこのことについては判明しておりましたので、例えば、総務文教常任委員会なりいろいろな中で、資料をもとに説明をさせていただく機会をもっていたと考えてございます。ただし、臨時対策債につきましては、国の地方債計画といったものの全体像を見きわけなければならないということもございまして、早い時期にわかっていたという状況ではございません。そういったことで、今回の場合に臨時財政対策債、これは50%もふえるという状況でございますので、非常に大きなものと受けとめてございますが、これについては情報が判明した時期ということでの理解をいただければと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 答えてくれていないです。

臨時財政対策債だけではないですよ。地方交付税も

ちゃんと基準財政需要額の増額というのがありますから、その辺も正確に答えてほしいと思いますし、なぜ説明しなかったのというところについてはまだ答えていただけていないので、ぜひ答えていただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） この説明につきましては、私ども折に触れて、地方交付税などについては機会を見て説明をしてきたつもりでございますが、なかなかその辺が十分ではないということかと受けとめさせていただきまして、今後につきましては、国のほうの制度が、今、大きく変わるという状況もございまして、ただし、平成22年についてはこのような形で大きな変化、私ども自治体にとっては非常に望ましい、喜ばしいことなのですが、今後、23年度以降も、この流れが続いていただくということをご期待するところでございますけれども、なかなか国全体の財政状況など非常に困難性が高いものも見受けられますので、こういった情報をいち早くつかみながら、今ご指摘いただきましたような十分な説明になるように努めてまいりたいと思います。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員の一般質問を終わります。

○議長（北本清美君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日は延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、あすは午前10時から開議します。

（午後 2時34分 延会）



平成22年第1回定例会

平成22年3月9日（火曜日）

平成22年 第1回

深川市議会定例会会議録 (第4号)

平成22年3月9日(火曜日)

午前10時00分 開議

午後 4時30分 延会

○議事日程(第4号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(森田敏夫君) 第1回定例会4日目の議事日程はお手元に配付のとおりであります。報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、川中議員。

〔川中議員、質問席へ〕

○12番(川中 裕君) 公政クラブを代表いたしまして、通告に従い、一般質問を行います。

最初に、一般行政、市長の基本姿勢についてお伺いいたします。市民の期待を一身に受け、深川市の再生、新しい深川、信頼される市役所づくり、個性と活力ある深川を目指して、さっそうと市長にデビューして4年目。1期目最後の集大成の年を迎え、今日までのご努力に対し、感謝と敬意を申し上げます。豊かな識見と豊富な経験を持ち、市政の執行に当たってこられたわけではありますが、国の戦後五十有余年続いた自民政権から民主党政権にかわり、政治、経済が少しでも好転し、国民の生活が安定するものと期待しつつも、相変わらず政治と金の問題に終始しており、地方自治体を取り巻く環境は一向によくなり、一層厳しさを増しているのが現状であります。市長就任以来、公約実現に向け取り組んできた実績を踏まえ、市長の基本姿勢について、4点についてお伺いいたします。

1点目、市長就任以来、今日までの自己評価と今後の決意について。市長就任以来、3年の歳月が経過したわけではありますが、入札制度の見直しや、信頼される市役所づくりから着手し、行財政の健全化に向けた取り組み、病院経営健全化等、深川市の抱える課題が山積する中、健全財政の確立や、基本産業である農業を初めとする地域産業の育成、中心市街地の活性化、雇用対策、少子高齢化対策などに取り組みながら、公約実現のために行政推進に当たってきた感想、評価と、1期目最後の集大成の年を迎え、「市民とともに創る住みよいまち深川」の実現を目指す市長の決意についてお伺いいたします。

2点目に、深川市の未来像、目指す方向性についてであります。3カ年の行政執行については、特に前任者の行政課題処理に神経を注いできたことは認めるところであります。入札制度の見直しや行財政改革の事務事業ゼロベースによる見直し、機構改革による透明性の高い信頼される市役所づくりなど、一定の評価はするものの、その後の深川市のあるべき姿、地方が抱えるさまざまな問題点、課題、少子高齢化に伴う人口減少対策や、世界同時不況による経済、雇用対策、基幹産業である農業を中心に、地場産業の育成と地域活性化に対する具体的方向が見えてこないのとあります。北空知広域経済圏の中核都市、深川市の役割、リーダーシップをしっかりとって、財政基盤の確立と市民生活、福祉の向上を図り、子供からお年寄りまで安心して暮らせるまち深川市の未来像についての市長の見解をお伺いいたします。

3点目に、行財政推進上の各団体との連携強化について。市民との協働については、組織機構の再編により、各種活動業務など、協働にかかわる業務を一つの部署に移管、集約し、協働のまちづくりを拡充、推進していることは承知しておりますが、行政全般にかかわる、あるいはまち全体の行事等、行政推進については、当然、市民の協力なくして実施できないものであります。農業団体を代表するJAや、まち場商店会を代表する商工会議所等との連携強化を進め、事業推進に協力支援していただくことが肝要であります。昨日、同僚の長野議員の夏まつりの質問にもありましたとおり、問題提起された段階で速やかに会談なり協議を重ね、事後処理に対応すべきであり、行政推進上関係する機関・団体とのより一層の連携を強く求めるものであります。ご所見をお伺いいたします。

4点目に、市立病院経営健全化計画実施に向けた開設者としての市長の決意についてお伺いいたします。深川市立病院は、昭和9年12月に深川町ほか8カ村組合病院として創立以来、北空知市町民の医療提供を行い、平成17年6月に現在地に改築オープンし、圏域医療の確保に努めてきたところでありますが、多くの公立病院と同じく救急医療や小児科など、いわゆる不採算部門を担っていることに加え、診療報酬の改定や医師不足による患者数の減少等に伴う経営悪化に陥り、多額の不良債務を抱え病院経営が困難になり、外部監査の指導のもと、財政健全化法

の資金不足比率の基準値20%を超えたことを受け、総務省に提出する深川市立病院経営健全化計画が提案され、平成22年度の市長市政方針にも触れられておりますが、実施に当たっての市長の決意をお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいま川中議員から、市長の基本姿勢についてということで4点質問いただきましたので、順次お答え申し上げたいと存じます。

初めに、1点目の1期目集大成の年、市長としてのこれまでの評価、今後の決意などについてでございますが、これは今議員も言われましたように、また市政方針の中でも申し上げましたように、市政を担わせていただきまして、1期最後の4年目に入ったところでございます。これまでの3年余りの間、市民の皆様や市会議員各位の多大なご理解とご協力をいただきながら、健全な財政運営の確保、堅持、このことを最優先としつつ、平成21年度予算には収支改善案によりまして、そうした取り組みを行わせてもらい健全財政をしっかり確保するとともに、その上でさらに地域の課題であります経済の活性化や地域福祉の充実などといった重要課題につきましても、国の補正予算などを十分活用する中で、積極的な対応に努めてきたと考えているところでございます。平成22年度の予算編成に当たりまして、自立、持続可能な健全財政の確立ということ、それから地域経済、産業の活性化、地域の健康福祉の充実、そして深川市立病院の経営健全化、またあわせて北空知圏における広域連携の推進というこの5本の柱を市政の重要政策課題と位置づけまして、それぞれの柱に対応した予算編成作業を行ったところでございまして、この予算の執行を行っていく中で、「市民とともに創る住みよいまち深川」の実現を一步一步、着実に図ってまいりたいと考えているところでございます。

2点目に、深川市のこれから先の未来像あるいは目指す方向についてお尋ねがございました。人口減少あるいは少子高齢化の進展とともに、国全体の景気、経済は大変悪化してきております。本市もやはり、本市における地域経済あるいは雇用へのそうした国全体の動きの影響というものは、深刻な形であらわれてきております。本当に本市を取り巻く社会経済環境は、やはり今も大きく変わりつつあるとい

う現状にあらうかと思えます。したがって、私といたしましては、今後も本市を取り巻く内外の経済社会情勢の変化といった流れを注意深く見詰めながら、国や道が打ち出してくる施策の中身、情報をいち早く収集、分析して、それらをうまく活用するといったことを念頭に置いて、市内の各種団体の皆様方とより一層連携を密にする中で、また市職員等とも一丸となりまして、本市の行財政運営をより一層、的確かつ効率的に推進していくように努めなければならないと認識いたしているところでございます。今後の行財政運営につきましては、繰り返しになりますが、平成21年度以降、財政収支改善案に即しまして、より具体的に持続可能な行財政基盤の確立を図るという財政の健全化にしっかり取り組む一方で、元気なまちを取り戻す、あるいはつくり上げるための雇用対策、人口対策など、地域経済の活性化、加えて人に優しい地域保健福祉の充実、さらには自治の基本であります住民本位の行政を構築していく上で大事な手法であります市民との協働といったことなどを強力に推進いたしまして、市民一人一人が夢と希望を持って、生き生きと安心して暮らすことのできる新しい深川のまちづくりに向けまして、引き続き全力で取り組んでまいりたいと思っている次第でございますので、よろしくご理解、ご協力をいただければと切に願っているところであります。

3点目に、行政上の各団体との連携強化についてご指摘いただきました。本市のまちづくりの基本方向の一つとして、市民と協働して進めるまちづくりを掲げておりますことから、これまでもまちづくりを進める上で重要な計画の策定や、また施策の決定に当たりましては、市としての基本的な考え方を市民の皆様や議員の皆様にお示しし、説明する中で、ご意見、ご要望等を的確に把握させていただき、また議会審議などを経て、事業を推進してきていると自負いたしております。ただ、議員がご指摘の農業団体を代表するJAや商工会議所などの各団体がそれぞれ抱えておられる諸問題につきましても、我々としては、それぞれ団体の各種会合などの際に密接に意見交換等をやらせていただいていると思っておりますし、抱えていらっしゃるさまざまな問題についての把握といったことに細心の注意も払ってきているところでございます。また、これは形式上大事なことでございますが、毎年、市の予算編成に際しまして、それぞれの各団体からのご要望をペーパー

の形で提出いただいているところでございます。私といたしましては、まちづくりに必要な仕組みでございます行政情報の公開、それから共有、そして市民参加、さらに市民との協働などのそれぞれの基本的な原則をしっかり踏まえた上で、今後とも、さまざまな団体のご要望、ご要求などに対しましても、適時適切な対応ということに意を用いて、的確で誤りのない行政運営に努めてまいりたいと深く念じているところでございます。

最後に、4点目の行財政健全化に向けた、特に病院の経営健全化に向けた決意ということでございます。これも市政方針の中で述べさせていただいておりますが、深川市立病院は言うまでもなく、2次医療圏であります北空知圏域における中核病院として大変大きな役割を担っているところでございます。ご指摘のように、またご承知のように平成20年度の病院事業会計決算において、資金不足比率が41.4%ということで、基準となっております20%を超える事態になりましたことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、深川市立病院経営健全化計画を策定するというところで案を整えまして、現在、議会にご提案させていただいているところでございます。市といたしましては、今後とも市立病院が北空知圏域における中核的な、なくてはならない病院として、引き続き多くの患者の皆様にも良質な医療サービスを提供していくことができるように、議決いただく経営健全化計画に基づきまして、しっかり収入の確保とコストの節減、それから一般会計からの特別支援の継続などを通じまして、不良債務の計画的な解消に努めることとして、市立病院の経営健全化に不退転の決意で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご理解、ご指導賜ればと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） 再質問させていただきます。3点目の関係でありますけれども、私の言い方が悪かったのか、受けとめ方が少し違うように感じるのですけれども、私がお聞きしたのは、あくまでも行政を推進する上で、やはり各団体との協力あるいは支援をしていかなければ、よい提案をしても、それが実行には移されない。そのためには各団体との強力、より一層の密接な信頼関係を築く必要があるという形で、市長の考えをとということで聞いたのですけれども、この件につきましては昨年の第1回定例会の

中でも、去年は職員とのかかわり、あるいは議会とのかかわりをやはり密接に持った形で市政執行に当たってほしいというお願いと、意見も言わせていただきましたけれども、今回はあえて、昨日の祭りの件で同僚の長野議員からも質問がありましたけれども、ものを動かす、車に例えて言えば、車を動かすにも潤滑油が必要です。油がなければ、車は当然、焼きつけを起こしてストップしてしまいます。行政の上に立って事業を展開する上では、人と人とのつながり、人間の触れ合いの中での信頼関係がなければ、やはり物事はうまくいかないというふうに私は考えているわけでありまして。そういう面では、もっと農協あるいは商工会議所との関係を密にして、そして早い段階からそれらの事後処理にも当たっていただかなければ、なかなかよい案も醸成しないのではないかと。特にきのうの答弁の中にもありましたけれども、必要とあらば会うというのではなしに、もう既にこの議会中でも会って、いろいろと論議をしながら一つの方向性を見出していくという、これがリーダーシップであり、行政を推進する上で必要不可欠な行為でなかろうかと私は考えているわけですね。そういう面で市長の考えを、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 一般論として、議員がおっしゃることは、文字どおりまさに100%同感でございます。そういうことで努力をしてきているつもりではありますが、なお足りないというご指摘であれば謙虚に受けとめて、さらにそういう行政上の大切なパートナーであります各団体との意思の疎通をより密接にするように努めてまいりたいと思っております。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） 次に、支庁制度改革について質問させていただきます。

北海道は、昨年3月末までに会期を延長した道議会で、支庁再編条例改正案を可決しましたが、公職選挙法の改正ができなかったこと、また振興局に格下げになる5支庁の反発などで2009年4月施行とはならず、結局、総合振興局と振興局を同列に置く形で成立し、本年4月より100年続いた支庁制度が見直され、支庁という名称はなくなり、かわりに総合振興局を九つ、振興局を五つ設置することとなりま

した。また、自治体の意向を考慮した結果、留萌管内幌延町が宗谷総合振興局に、空知管内幌加内町は上川地方との結びつきが強いため上川総合振興局にそれぞれ所属することになり、4月1日実施に向けて準備を進めているところと思います。高橋はるみ知事は、「地元の声をしっかり聞き、施行に万全を期したい」と会見を行い、条例に対する地域の不満がくすぶる中、100年に一度の改革と地方分権改革の進展や社会経済情勢の変化を踏まえ、市町村や道民と一体となって地域の課題に適切に対処し、広域的な観点に立って地域の振興を推進する体制を整備するとともに、厳しい財政状況にかんがみ、支庁をより簡素で効率的な組織とするために条例を制定したものであり、ここで支庁制度改革について4点お伺いいたします。

1点目ではありますが、空知総合振興局になって従前と変わるもの。冒頭申し上げましたとおり、空知支庁から空知総合振興局に変わるわけではありますが、国の出先機関を初め、道の出先機関等について変化があるのか。また、既に今議会に空知教育センター組合規約の一部改正の議案が提案されましたが、各種事務取扱、各種選挙区についても変更があるのかお伺いいたします。

2点目に、北空知圏振興協議会における幌加内町の対応についてであります。深川市を中心に、北空知1市5町による北空知圏振興協議会を組織し、北空知圏域にかかわる総合的な計画の策定や、それに伴う施策の推進、あわせて地域の振興整備に関する事業を行うことを目的として、山下市長を会長に、各町長で構成する協議会を中心に、広域連携につながる協議が展開されているものと判断しますが、今回、幌加内町の政治判断に至るまでの振興協議会での経過、対応について、またその後の処理等についてお伺いいたします。

3点目に、幌加内町が上川総合振興局に移行することによる影響についてであります。道も自治体の意向を考慮して、幌加内町については上川総合振興局に移管決定したわけであります。幌加内森谷町長のコメントも、町民の利便性向上と広域連携や将来の合併を考えると、上川編入という選択肢は決して間違っていないものと見解を示し、行政の効率化を図りつつ、地域振興に配慮した体制を整えていく考えであります。幌加内町が選択したことに対して、意見を言うつもりはありませんが、幌加内町が上川

総合振興局に移行することによる既存の組織団体等の影響についてお伺いいたします。1番目、一部事務組合（消防・衛生センター）の今後の体制について。2番目、行政区（警察・保健所・農業改良普及センター・農業委員会等）の対応について。3番目に、農業界（農協・共済組合）あるいは商工業界に与える影響についてであります。

次に、4点目の北空知広域行政・経済圏の中核都市深川市の役割についてであります。北空知の中核都市として、今日まで政治、経済全般にわたり、中心的立場で信頼と協調を旨とし、疲弊する地域経済の立て直しや地域自治体の効率簡素化による見直しなどが求められている昨今、北空知広域圏における深川市の役割について、市長としてどのように認識しているのかお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 支庁制度改革につきまして、4点質問いただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、1点目の空知総合振興局になって従前と変わるものについてであります。支庁制度改革は、北海道の組織体制の改革でありますから、国の出先機関に関しましては、これまでと変わるものではないと受けとめているところでございます。そこで、道の出先機関に関しまして、空知支庁の参事が先日来市されまして、平成22年度の広域事務案などについて説明を受けたところでございます。その中で、土木現業所の事務については、組織は見直しとなりますけれども、実際には事務の移行が伴わないなどの内容を確認したところでありまして、各出先機関の組織体制の見直しは行われますが、これまで同様、各機関が設置されることになるため、大きく変わるものではないと伺ったところでございます。各事務の取り扱いにつきましては、道の組織内での権限移譲が進められることにより、市町村と道との協議の迅速化が図られることにもなりますので、今後、具体的な内容が明らかになってくるものと考えております。また、選挙区につきましては、国政選挙につきましては、現在の区域と変更ありませんが、北海道知事及び北海道議会議員選挙は、幌加内町が現在の空知支庁所管区域から、上川総合振興局所管区域へと変更になると伺っております。

次に、2点目の北空知圏振興協議会における幌加

内町の対応についてであります。議員の質問にありましたように、北空知圏振興協議会は、これまで各事務事業の担当において、各市町の連携による事務の効率化などについて協議を進めております。本年4月から、幌加内町が上川総合振興局管内に移行することになりましたが、昨年12月に開催の北空知圏振興協議会におきまして、幌加内町長から、4月から上川移行となりますが、まだまだ北空知とのつながりもあり、北空知圏振興協議会にも引き続き加入したいとの意思表示がございまして、これまで同様、1市5町の枠組みで北空知圏の広域行政について議論を進めていくことの意味確認がされているところでございます。

3点目に、幌加内町が上川総合振興局に移行することによる影響についてでございます。一部事務組合では、深川地区消防組合及び北空知衛生センター組合について、ともに今後も現状の体制が継続されることになっております。行政区の対応につきまして、道の機関では、警察が従前より旭川方面本部の管轄に深川警察署があることから変更はありませんが、保健所や農業改良普及センターなど、その他の機関については上川の管轄に移行すると伺っております。国の機関では、財務局と気象庁が札幌管轄から旭川管轄に変わるほか、開発建設部が平成23年度から旭川管轄に移管する予定となっております。その他については変更はないものと伺っているところでございます。ただし、幌加内町の考えとしましては、森林管理署以外は旭川管轄への移管を要望しているとのことでございます。また、農業界、商工業界につきましては、農協はこれまでどおり、きたそらち農協だと伺っておりますが、その他の機関につきましては各団体の意向にお任せするとの考えが示されております。

最後に、4点目の北空知広域行政・経済圏の中核都市、深川市の役割についてであります。前段でも申し上げましたが、北空知圏振興協議会では、各市町の連携による事務の効率化などについて協議を進めております。深川の将来を展望する上でも、北空知という圏域の中で、近隣自治体との連携をより一層強固なものとし、全体として発展を図っていくという考え方が極めて重要であると考えておりました。その中で深川市として中核的な役割を担っていけるよう、一層努めてまいりたいと考えております。このため、定住自立圏構想などの国や道の施策の動向

をよく見きわめつつ、市民の皆様や議会の考え、また幌加内町も含めました圏域全体の皆様のお考えなどもよくよく勘案しながら、北空知1市5町の枠組みで、全体として地域の発展が図られるように最大限努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） 1点だけ再質問させていただきます。おおむね今の説明で理解したところでありますけれども、北空知圏振興協議会、私は、これは本当に意義ある一つの組織団体として見守っていたところであります。でき得ることなら、その中の意向を十二分に反映した中で、幌加内町が決断したわけですから、このことに対して言及するわけではありませんけれども、先日の新聞に、北竜町の西野町長が、深川市立病院で健康診断を受診する場合、人間ドックを受ける場合は助成をします。これはまさしく私が求めている広域連携の一つの例ではないかと思うわけです。こういう形がどんどん生まれてきて、初めて深川市の存在というもの、あるいは広域連携というものも実証されてくるのであって、今回やむなしということではありますけれども、しかしながら裏を返せば、幌加内町の場合は、深川につくよりも上川についたほうが経済的にも政治的にも有利だと。そして最後は、広域といいますか、合併を考えたときも向こうがいいという判断をしたわけでありまして、そうなりますと、深川に対する魅力が欠如していたと言わざるを得ない一面も、裏を返せば、そういう形に私どもはとらざるを得ないのでありまして、少なからずほかの北空知4町の皆さん方と連携を密にとりながら、やはり深川を中心にした一つの北空知経済圏の中での深川の役割を十二分に発揮していただきたいという考えで、再度お伺いたしておきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 北空知圏振興協議会につきましては、広域的行政課題の検討ということで、この中を若干紹介させていただきたいと思っております。総務、民生、教育、経済、建設という5つの専門部会を設けておまして、それぞれ私ども市の職員はもとより、各町の担当職員も集まりまして、非常に熱心に参画いただいて協議を進めているということがございます。こういったことを基盤にいた

しまして、この協議会の充実、圏域の発展ということで、さらには信頼関係といいたしめようか、連携の強化と。北竜町の例も出していただきましたけれども、私どもも非常にありがたい話と受けとめておりますので、そういったものにつながるように、今後とも努力をしまいいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） 次に、3点目の障害者支援施設あかとき学園についてお伺いいたします。

あかとき学園移転改築につきましては、昨年の第3回定例会においても質問させていただきました。一定の方向が示されてきましたが、今定例会には議案として、社会福祉法人広里会が障害者支援施設あかとき学園の施設用地とするため、納内公営住宅跡地6,827.4平米を2,761万5,960円で財産処分することが上程されております。あかとき学園は、開設以来30年を迎え、施設の老朽化が進み、また現在地が土砂災害危険区域に指定されていること、個室化やバリアフリー化について、一層サービスの向上を図る目的で移転改築を目指したものと思います。公営住宅跡地につきましては、所管する建設水道部においても、その後の利活用計画はなく、地元住民にとりまして、人口の流出に伴い、空き地、空き店舗が増加し、衰退の一途をたどる中、公営住宅跡地に移転改築が実施されれば、まち場の活性化、にぎわいを取り戻す上でも、住民ひとしく歓迎するところでもあります。

以下、何点かについてお伺いいたします。移転改築に伴う具体的な市の支援対策についてであります。移転先の用地につきましては、先ほど申し上げましたとおり、有償譲渡とするものであり、今定例会初日、財産の処分に対する議案に対して、田中昌幸議員より質疑があったところでありますが、なぜ本予算で支援対策が見込まれなかったのか。今や企業誘致の望めない中、ましてや企業が倒産や撤退しなければならぬ経済状況にあって、地場産業の育成、各事業所を支援することにちゅうちょすることなく、北空知唯一の施設として納内に残って、安定的、継続的に運営できる移転改築に伴う具体的な市の支援対策についてお伺いいたします。

2点目に、移転改築に伴う地元との協議・支援体制についてであります。昨年の段階で、地元町内会を初め、小中学校関係や住民の方々との説明会や懇談会を催した経緯がありますが、その後の経過と今

後の対応、受け入れ支援体制についてお伺いいたします。

3点目に、平成22年度内供用開始に向けた建設スケジュールについてであります。国、道の補助事業に合わせた事業の展開を図るために、22年単年度での事業と伺っておりますが、今後の建設計画、スケジュール等についてお伺いいたします。

4点目に、納内地域を福祉のまちとしての位置づけについて。現在の社会環境は、少子高齢化社会に突入しており、家族や地域の相互扶助機能の弱体化、住民同士のつながりも少なく、社会全体の連携が希薄になってきております。また、高齢者や障がい者、子供たちなど、生活上の支援を必要とする人々が安心して健常者とともに生活し、ともに地域活動ができる社会環境や地域づくりが必要と思います。今回、障害者支援施設あかとき学園の納内市街地への移転改築とあわせて、既に就労支援センター青空やグループホームも町内の空き店舗、空き住宅を利用して地域活動を行っており、地域の環境美化運動にも協力支援をいただいているところであります。深川特別養護老人ホーム清祥園も存在しており、高齢者から障がい者を初め、児童生徒に健常者、地域住民が一体となつてつくるノーマライゼーションの構築を図り、納内を福祉のまちとして、道路、歩道、公共施設等のバリアフリー化と高齢者施設の拡充を促進して、一層福祉の充実による「人が輝く ともに支えあい・ともに暮らすまち」納内にと願うところでありますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 障害者支援施設あかとき学園について、4点にわたり質問いただきましたので、お答え申し上げます。

初めに、1点目の具体的な深川市の支援対策につきましては、今定例会の初日に提案させていただいたあかとき学園の施設用地として、事業主体である広里会への納内市営住宅跡地を財産処分することに対する田中昌幸議員からの質疑において、答弁いたしましたように、あかとき学園が北空知唯一の知的障がい者の入所施設でありますことから、今後とも継続して安定的な運営がなされることが必要であると認識しておりますので、今後、財源確保の見通しも見きわめつつ、また市長からも答弁しましたとおり、地域振興の視点での考え方にも立ちながら、平

成22年度途中での補正予算になるものと思われませんが、しかるべき時期に支援策を議会に提案させていただきたいと存じます。

次に、2点目の移転改築に伴う地元との協議、支援体制についてであります。これまで、あかとき学園では、昨年8月の納内町連合町内会長会議の際や、11月の地域や学校、PTA会関係者などの皆様に対する説明会を開催するなどしてきたところであります。これらの中にありまして、移転に反対する意見などはなく、移転改築に伴う納内地域の活性化に大きな期待を寄せる意見などいただきましたことから、その後の移転改築に向け、具体的な取り組みが進められているところであります。今後、改築工事が開始されれば、関係車両の通行も頻繁になりますことから、これらのことにつきましても、地域や学校関係者などの皆様のご理解をいただかなければならないものと考えております。また、施設入所者との交流や触れ合いを期待するご意見もいただいておりますことから、納内市街地への移転改築後は、一層、施設入所者との交流や触れ合いを通じながら、支援をしていただけるものと考えております。

次に、3点目の建設スケジュールについてであります。国からは、平成22年度内での事業完了を求められておりますことから、現時点では、4月上旬と見込まれる国の補助金の内示後、施工業者を決定し、6月に工事着手、23年1月末までに本体工事を完了させ、その後、2月に現在の施設からの引っ越しを行い、3月末までに現在の施設の解体を終える予定にしているとお聞きしております。

次に、4点目の納内地区を福祉のまちとしての位置づけについてであります。深川市におきましては、各種団体・組織や市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、高齢者が住みなれた地域社会の中で、安全で安心して暮らし続けられる社会や、障がいのある人も、ない人も、お互いの存在を認め合い、ともに生きてゆくことのできる共生社会を目指した取り組みを進めているところであり、今後におきましても、高齢化の進行を見据えた高齢者施設の整備とともに、道路や公共施設などのバリアフリー化などにも努めていかなければならないものと考えております。このような中であって、納内地域は、質問にありましたように、障害者施設や高齢者施設などが整っており、また平成17年12月に地域の皆様みずから策定した納内地区地域福祉計画に基づき、互い

に支え合う福祉のまちづくりに向け、地域一体となった取り組みをいただいているところであります。これら福祉のまちとしてふさわしい納内地域の環境や積極的な地域での取り組みも踏まえ、地域の皆様のご意見なども十分お聞きし、協働しながら地域の特性に合ったまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） いずれにいたしましても、早急な支援体制を整えていただきたいということをお願いし、次に移ります。

最後に、小中学校適正配置についてお伺いいたします。少子高齢化が進む中、地方にあっては顕著にその影響があらわれ、児童生徒の数が激減しており、複式学級に移行せざるを得ない状況下にあります。子供たちが、生きる力、すなわち時代の変化に流されることなく、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動でき得る能力や、みずからを見詰め、他人とともに協調し、他人を思いやる心豊かな人間性を培うために必要な学校のあり方等が議論される時代となっております。地域社会の変貌、社会構造自体が崩壊するまで進んできている少子化、人口問題解決なくして、学校の存続が危ぶまれる時代に来ております。昨年に引き続き、ことしも教育長行政方針に、児童生徒が年々減少する中、活力ある教育活動を展開するための望ましい学校規模など、小中学校適正配置について引き続き検討していくとの説明がありました。少子化が進む中、学校教育、学校運営自体、深刻な問題として、国も地方も、また家庭、地域社会がよりよい学校環境づくりを支えながら、豊かな感性を備えた自主・自立のでき得る知・徳・体の調和のとれた教育、地域に信頼される学校づくりに期待するものであり、以下5点についてお伺いいたします。

1点目に、中央教育審議会の示す小中学校適正配置計画はどのようなになっているのか。今後、少子化がさらに進むことが予想される中、中央教育審議会初等中等教育分科会の作業部会では、小中学校の適正配置、運営のあり方に関する協議がなされているものと承知しておりますが、検討内容についてお伺いいたします。

2点目に、市内小中学校適正配置のあり方に関する懇話会の開催日時、内容等についてであります。深川市においても、昨年、児童生徒の減少に伴い現

状を認識した上で、今後の学校教育、運営のあり方等について、PTAや学校関係者、町内会の人たちと懇話会を開催したようでありますが、その開催日時、内容等についてお伺いいたします。

3点目に、小規模校における問題点とその対策、対応について。議論の対象になるのは、やはり小規模校であり、現実に既に多度志小学校と納内小学校が複式学級を取り入れて授業を実施しておりますが、小規模校における問題点をどのように認識しているのか。また、その対策、対応をどのように講じているのかお伺いいたします。

4点目に、教育委員会における適正配置の基本的見解と現状をどのように認識しているのか。中央審議会の示す適正配置と現場での対応には隔たりがあるかと思いますが、近い将来の児童生徒数の推移を見ると、真の学校教育、たくましく力強い子供たちをはぐくむためにも、小中学校の適正配置は避けて通れない課題と考えているところですが、教育委員会としての基本的な見解と、現状をどのように認識しているのかお伺いいたします。

最後に、地域協議等、今後の進め方について。既にPTAや学校関係者、町内会等との懇話会も開いており、市民の情報収集に努めているようですが、あくまでも児童生徒たちの立場に立った、しかも学校の設置主体は市であり、適正配置についても市が教育的観点から判断するものと思います。しかしながら、地域住民の理解、協力なくしては進まないものと判断するところであり、学校、地域、家庭一丸となって学校のあるべき姿を協議する上で、今後の進め方等について見解をお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） 小中学校適正配置について5点の質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

最初に、中央教育審議会での検討経過についてですが、昭和31年に中央教育審議会が公立小中学校の統合方策についての答申を行って以降、社会情勢が大きく変化する中で、最近では平成20年6月に開催された中央教育審議会初等中等教育分科会において、文部科学省より小中学校の適正配置についてなどの審議が提起され、分科会の中で作業部会が設置されまして、20年7月の第1回部会を皮切りに、20年3月まで12回にわたる部会が開かれ、21年7月

の初等中等教育分科会に部会報告がなされております。この報告の中で、学校規模の考え方や通学距離の考え方などが議論されるとともに、保護者、地域にあっては、子供の教育環境をどのように維持向上していくのかという観点から問題意識を共有し、学校づくりにともに取り組みの責務が示され、行政にあっては、同様の観点から、学校統合等について保護者や地域に説明する責務が挙げられております。

2点目の深川市立小中学校適正配置のあり方に対する懇話会についてであります。昨年6月30日及び8月26日の2回開催し、いずれも30人前後の方にご出席いただいたところであります。第1回目は平成27年度までの児童生徒数の推移を資料として配付、説明の上、質疑、ご意見等をお伺いし、2回目では過去の統廃合の変遷、中学校部活動の現状、学級編制基準、教員配置基準、中央教育審議会での中学校の設置運営のあり方に関する作業部会、ここにおける小中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見などを説明する中で、ご意見をお伺いしたところであります。現状肯定の考え方や、小学校と中学校は分けて考えるべきというご意見、あるいは、先に教育委員会の考え方を示されたほうが議論がしやすい、あるいは、こういう場面ではなかなか意見を出せないの、アンケートをとってみたいなどのご意見をいただいたところであります。

3点目の小規模校における問題点とその対策、対応についてであります。個々の学校によって状況が異なりますが、一般的に小規模校の課題として挙げられるのは、小学校では習熟度別指導、教科担任制等、多様な指導方法をとることが困難であること、授業の中で児童から多様な発言が引き出しにくいことなどがあり、中学校では、各教科に複数の教員を配置することが困難であること、免許外教科担任が発生しやすくなること、部活動の数が限られることなどが挙げられます。また、小中学校共通の課題として、クラスがえができず、人間関係が固定化しやすいこと、複式学級となる場合の教育上の課題は大きいことなどが挙げられております。その対策、対応については、本市の小規模校におきましては、不足しがちな社会性の涵養等の機会を充実させるために、異なった学年集団での切磋琢磨、地域との交流促進などを図りつつ、現場の教育においては複式学級での指導の充実のための工夫をするなど、それぞれの学校が工夫をしながら課題の解消に向け、努め

ているところであります。

最後に、4点目、5点目については一括してお答え申し上げます。子供の教育環境をよりよいものにしていくため、保護者や地域とともに歩み、信頼される学校づくりの実現が不可欠となりますが、平成27年度までの児童生徒数の推移を見たとき、改めて現状をしっかりと把握し、種々の課題を克服するためにはどうしたらよいかなど、教育委員会と保護者、地域の方々がお互いに共通認識を持って進むべきであると考えております。そのため、2回の懇話会を開催し、ご意見を伺ったところであり、また懇話会でご提案をいただきましたアンケートを本年1月に実施いたしまして、41人のうち23人の方から回答を得て、現在、内容を分析中であります。これらをもとに、さらに懇話会等のご意見をお伺いしながら、委員会内部でも十分な議論を重ね、活力ある教育活動ができるための望ましい学校規模等について、引き続き検討していく考えであります。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） 最後の件について、再度質問させていただきましても、現状認識、今教育長から答弁ありましたとおり、大変現況的には厳しい状況にあるのは承知しておりますけれども、しかしながら目の前に迫っているのが現況かと思えます。

小学校の複式は別としても、中学校の中においてもそういう現況が既にあらわれてくるのではないかという、これは一人、二人、何かの関係で転出したり、あるいは親の関係でよそに行くとなると、もう既に中学校でさえ複式が目の前に迫っているということです。お聞きしますと、中学校の場合、1年生から3年生まで1クラスで3学年あったとしても、最終的にそこに配属される先生は、11人のところ、教頭はいなくなって校長と教諭が5人ということで、6人ということです。そうなりますと、子供たち、中学校の場合は、やはり精神的にも肉体的にも一番成長するときでありますし、人間性を培う、教育委員会がよく言う生きる力のためには、やはり大勢の人間の中で切磋琢磨されて、そこで協調性なり競争心、あるいは闘争心なり、いろいろな面が培われてくるのであって、それらの環境を整えるのが教育委員会の使命だと私は思うわけでありまして。既にもう目の前に迫っているという認識からすれば、やはり教育を預かる教育委員会としては、確固たる教育理念に基づいて、それらの指導、環境整備に当たって

いただきたいと思いますわけでありまして、そこら辺について再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） ただいまの質問の中にありましたように、中学校の状況について、大変厳しい年々生徒数が減るという状況が迫っているというのはおっしゃるとおりであります。今、教師の数について質問いただきましたが、中学校においては、ほかの学年と合わせまして、8人までのときはそれをもって1学級とする、いわゆる複式とするというルールがございまして、その場合、ただいま質問にありましたような教師の数になることも考えられるわけでありまして、そここのところにつきましては、そういう状況がもし出てくるとすれば、一つの大きな転換点として意識すべきものと考えております。同時に、複式学級のみならず、学級数についてどうあるべきかもしっかりと検討していくべきものと考えております。喫緊の課題だという質問の趣旨でございましたが、先般の懇話会、あるいはアンケートの中では、しかし十分な時間をかけて慎重に論議すべしというご意見も多いことから、教育委員会としては、それらさまざまな状況を見きわめつつ、ただいま質問の中でご提言をいただきました内容等も受けとめさせていただきまして、内部で論議を重ね、今後皆さん方、地域、保護者、学校の方々、あるいは議員の方々とは十分な論議を重ねて、誤りのない結論を見出していきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 川中議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、田中裕章議員。

〔田中裕章議員、質問席へ〕

○15番（田中裕章君） 私はここ数年、第1回定例会では、山下市長の年度初めに行われます市政方針に沿って質問をさせていただいております。この市政方針は、その年度の市長の決意表明でありまして、方向性を示すものであり、大変重要なものであると

認識いたしております。したがいまして、市政方針の重要施策の中から、通告に従いまして順次、一般質問をさせていただきます。

あらかじめ申し上げてきますが、5番の安全・安心で快適な生活づくり対策の1点目、情報化推進事業の進捗状況と市内の設置範囲については、昨日の長野議員と重複しておりますので、割愛させていただきます。また、6番の豊かな産業づくり対策についての1点目、戸別所得補償制度導入の問題点と影響については、事情により割愛させていただきます。また、6番目の質問でありますので、類似した質問がありますが、視点、観点が違いますので、そのまま質問させていただきます。

それでは、質問に入ります。初めに、市長の市政方針を受けまして、その基本姿勢についてお伺いいたします。

1点目の、平成22年度に向けて、山下市長の基本姿勢と新年度予算の特徴、姿勢についてお伺いいたします。一昨年の秋に始まった経済危機は、今なお深刻な影響が続いております。各国政府の大規模な対策によって辛うじて持ち直している経済は、アメリカの商業用不動産など、潜在的なリスク要因も多く、まだまだ二番底の懸念が払拭し切れる状況とは言えません。当面の危機を回避した各国においては、財政収支の悪化などが懸念材料となる段階に来ております。そのような中、世界でも景気回復がおくれていると言われている我が国では、昨年秋に政府がデフレ宣言を行うなど、引き続き厳しい状況が続いております。デフレスパイラルとも言われる中、政府による効果的な政策の展開が強く求められているのではと考えます。また、昨年は政権交代が行われ、前政権のつくった景気対策を大幅に削減して、それ以来、数カ月ぶりに1月末に補正予算が成立しました。中身は前政権と大きく変わるものではなく、景気対策の中断によるマイナスの効果だけが目につく結果だという意見も聞こえてきております。コンクリートから人へというかけ声のもと、公共事業を削減し、人的な直接給付を拡大しようという政策が実行されようとしております。これは国費の支出先の変更だけなら、プラスとマイナスが相殺される部分が多くありますから、需要拡大の効果は多くは望めないのではと思うものです。現在は政権交代によって新たな路線への過渡期であるということをお断言すれば、いたし方ないと考えますが、政府による経

済対策はなかなか効果が見えない、その状況がしばらくの間続くことは避けられそうにもありません。大変厳しい状況が続いている我が国ですが、企業や国民の投資、消費マインドが冷え込んでいる原因の一つは、中長期的に見た我が国の社会の繁栄の持続可能性が展望できなくなっている現状にもあると考え、そしてこの社会の将来不安の解消が我が国最大の課題であると思うものであります。山下市長が就任し、3年が過ぎました。その間、入札制度改革や財政収支改善対策など、リーダーシップを発揮しながら着手していただいております。このような厳しい状況が続く中、山下市長4度目の平成22年度の予算提案となったわけであります。

そこで何点かお伺いいたします。初めに、市政運営、市民、職員、そして議会に対する山下市長の基本的な姿勢について、まずはお伺いいたします。また、政権交代が昨年9月にありましたが、山下市長の政権交代後の国に対する姿勢についてもお聞かせください。

あわせて、前段も申し上げましたが、この厳しい状況下の中、4度目の予算提案が行われました。山下市長、また担当職員の皆様のご努力に敬意を表するものであります。平成22年度予算提案に当たり、どのような姿勢で、どのような特徴を持たせたのか。また、山下市長自身どのような評価をされているのか、お伺いいたします。

また、京都にある京丹後市では、予算の編成過程での情報公開と市民参加を推進し、市民からの要望や意見を予算編成に反映し、その要望が通らなくても、市民から再び復活要求ができる体制をとっております。要望が通らない場合は、職員が、なぜ通らなかったのか、しっかりと市民に納得できるように説明しているようでありますし、予算可決後には内容を4月中に全戸配布されているようであります。これぞまさしく市民目線、市民重視の予算編成になっており、非常にすばらしい取り組みだと思っておりますが、山下市長はこの取り組みについてどのように考え、この取り組みを行っていく考えはありますか。お答えいただきたいと思っております。

次に、2点目の地域主権への考え方についてお伺いいたします。「一人一人の皆様方がこの故郷に暮らしていて本当にすばらしいと思える国に、自分の思いが、発想が、行動が実現でき、地域が大いに生まれ変わっていく、そういう国に何ともしてしてい

きたい」、鳩山首相が、昨年の暮れに首相官邸で開かれた地域主権戦略会議の初会合でこうあいさついたしました。この初会合の翌日には、地方分権改革推進計画が閣議決定され、その中身を見ますと、各省の抵抗も厳しく、国が法令で自治体の仕事を縛る義務づけと枠づけの廃止、見直しについて、地方側が求めた項目のうち、地方分権改革推進委員会の勧告どおり見直しと計画に盛り込めたのは全体の35%という、先行き不安の残る結果となりました。ことしに入り、厚生労働省において全国知事会長ら地方6団体のトップと会談したと聞いておりますが、その中で民主党がマニフェストで掲げた子ども手当が、廃止すべき児童手当を残して供給することによって財源に地方負担が入る形になり、このことについて厚生労働省が6団体のトップに説明をしたと仄聞いたしております。地方側の意見は厳しく、地域主権と言っている以上、きちんとした考え方がないと制度設計にならない、原点に帰らなければならないと苦言を呈したそうであります。

ここで伺いいたします。地方6団体に対する厚生労働省の説明や地域主権戦略会議については、法的な位置づけがなされたそうですが、地域主権改革は先行き不安であり、地域の視点で、見直しの対象をさらにふやす努力をしていただきたいと思うものであります。そんな中、先日、地域主権一括法案と国と地方の協議の場を設置する法案が閣議決定されました。まず初めに、山下市長は地域主権についてどのような認識をお持ちか、伺いいたします。

次に、市政方針の初めに、中央集権から地域主権へ、私たち地方自治体も国政のあり方の変化に対応して、従来型の発想や仕事の進め方を変革していく必要があると記載されております。まずは、従来型の発想や仕事の進め方とは具体的にはどのような形なのか。また、変革について具体策がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

次に、地域主権改革には、自治体が地域の必要性に応じて自分で決められるよう、財源や権限を自治体に移すのが地域主権の第一歩だと考えますが、自分たちの地域を真に豊かにしていくためには、自分たちで考え、自分たちで決め、自分たちで責任を持って実行する必要があると、地域主権とは自治体の長が自由に使えるお金をふやすことではなく、もちろん議会の権限を大きくすることでもなく、市民自身の権限を強めるものでなければならないのではない

でしょうか。したがって、この厳しい経済状況の時代、どの政策を続け、どの政策をあきらめるのか、市民が政策決定に参加することが必要になってくると思うものであります。市長の見解をお伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの田中裕章議員の、市政方針を受けての基本姿勢について大きなテーマのもとで、二つのことについてお尋ねがございました。

まず、初めに1点目ですが、いろいろなことが含まれた質問でございますが、基本姿勢でありますとか、来年の予算の特徴などについて、まずお答え申し上げます。

その前に、これまでの一般質問でお答えしたことと内容的に重複することもあるかと思ひますし、また今の議員のお尋ねに必ずしも順序だってお答えできないかもしれませんが、あらかじめお断りしておきたいと思ひます。

平成22年度に向けまして、市政方針でも申し上げましたように、深川市として自立、そして持続可能な健全財政の確立、それから地域経済、産業の活性化、地域の健康福祉の充実、深川市立病院の経営健全化、そして北空知圏における広域連携の推進、この五つの柱を市政方針では市政の重要政策課題といたしまして、これら課題の解決に着実に取り組んでいく、そして「市民とともに創る住みよいまち深川」の実現を図ってまいりたいと考えているところでございます。したがって、今後の市政運営につきましても、平成20年度の財政収支改善案にまずは沿いまして、自立、そして持続可能な行財政基盤の確立を図るといふ、財政の健全化にしっかり取り組む一方で、深川のまち、元気なまちを取り戻す、あるいは再びつくり上げるための雇用対策や人口対策などの地域経済の活性化、加えて人に優しい地域保健福祉の充実、市立病院の経営健全化などに力を注いでまいりたいと思っております。また、前段申し上げました、市政運営を行うために用いる平成22年度の一般会計を含む各会計の予算の特徴につきましては、一部繰り返しになりますけれども、健全財政の確立に当たって、常に事務事業の見直しに取り組みますとともに、一般会計における収支の黒字をしっかりと維持しながら、市債残高を着実に減少させ

ていく。そして、財政上の健全化判断比率の数値を決して悪化させない。そういったことを基本に、財政運営を行っていかねばならないと思っております。そんな中、特に安全・安心な暮らしに必要となります地域医療の確立のために、病院事業会計におきまして、やはり経営健全化計画の着実な実施を図るということは大事であります。また、一般会計を初めとする各会計においては、今申し上げましたが、経営健全化判断比率にしっかり気をつけながら、その動向に配慮しながら、他方で基幹産業の振興発展、それから雇用の確保といった課題、また少子高齢化社会に対応した福祉の向上などといったさまざまな課題に積極的に取り組むことにもしっかり意を用いてまいるということで予算を組んだ次第でございます。また、国の補正予算などと連動いたしまして、今の政権もそうですが、その前の政権もいろいろ景気経済対策ということで臨時交付金制度をつくってくれました。これらは大変ありがたい、使い勝手のいい、有利な財源になっておりますが、この有利な財源を活用しました事業ということで、本市はこれまでも積極的に取り組んでまいりました。そうした事業に取り組むことによりまして、これまで補助制度がなかったり、厳しい財政状況のもとで手がつけられなかった普通建設事業でありますとか、施設などの維持補修事業につきまして、地元の事業者の仕事をしていただけるような形で取り組んできましたが、この事業について、新年度予算ということではありませんけれども、平成21年度予算の繰越明許事業として、かなりの部分が来年度も取り組むということにいたしております。これはやはり一定程度、景気経済対策にもなるものと考えております。予算についていろいろ述べてまいりましたが、そこで、質問がございました市民の皆さんに対する基本姿勢についてであります。これはもう申し上げるまでもなく、自治の基本であります住民本位の行政をしっかりと構築していくことが基本でありますし、そのために大事な手法として市民との協働ということも非常に大きな手段になってまいります。また、前提としてのさまざまな行政情報の提供、共有といったことなどにもしっかり取り組んでいかねばならないと考えております。

また、市の職員に対しましては、さまざまな課題解決のための実践的な議論を仕事を通じていろいろ積み上げる中で、職員の皆さんとの意思疎通をより

よくしまして、あわせてそうした過程を通じて、職員の皆さんのできれば意識改革、あるいは意欲喚起といったことも促していければと、そのように日々考えて行動してきているつもりでございます。

また、議会との関係につきましても、これはもう本当に申し上げるまでもなく、市と議会は市政推進のための車の両輪でございますので、これまでもそうございましたが、これから相互に活発に議論、意見交換し合いながら共通の結論を導いていけるように努めてまいりたい、心がけてまいりたいと考えてございます。

次に、政権交代後の国に対する市長としての姿勢ということについてもお尋ねがございました。これまでも、つまり政権交代前もという意味であります。深川市の地域の発展に必要な事柄につきましては、直接関係省庁などに出向きまして、いろいろ説明を行うなどしてきております。国に対して必要と思われる情報提供や要望は過不足なく行ってきたくもりでございますが、政権交代が起こりました後の民主党政権に対しましても、私としては、これまで適切に必要な地域の諸事情についての情報提供、実情を伝える努力といったことは同様に続けていって、地域の力になるように働きかけを続けていきたいと考えているところでございます。

また、京丹後市の例を挙げて議員がご指摘になりましたが、予算編成過程に対する市民の参加、情報公開、さらには予算にかかわる主体的な制度などについての取り組みに関してご提言がございました。大変興味深く伺っておりまして、これらについては本市としても関心を持って、他の自治体の動きなどをしっかり注視してまいりたいと考えております。

2点目になりますが、地域主権への考え方ということでございます。これについてお答え申し上げますが、議員のご指摘の中にもありましたが、去年9月に誕生を見た民主党の新政権でございますが、中央集権から地域主権へといった原則を掲げまして、私の目からはかなり大きな方向転換、あるいは新たな政策決定に取り組むといった姿勢が見えるように思っております。今後さらに、言うておられるような地域主権型社会の構築に向けた動きといったものが加速されてくることも予想されますので、そうした動きに対する所要の対応が各自治体側にも必要になってくるのではないかと考えております。民主党のマニフェストには、地域のことは地域で決めると

いう、地域主権確立のための政策ということで、もう既に法案もできたようでございますが、国と地方の協議の場の設置でありますとか、これはまだかもしれませんが、ひもつき補助金の一括交付金化といったものの導入などが掲げられているわけでございます。しかし、そもそもこの地域主権型社会という用語の定義でありますとか、イメージというのは、いま一つ、はっきりしていないという感が私にはございます。しかし、そういった地域主権型社会といったものを実現するとすれば、やはり議員がご指摘されたように、地方自治体みずからが、具体的な定義はともかく、地域主権型社会というものが仮に実現するとした暁には、それぞれの地域でみずからが考えた、みずからの必要性に応じて政策を打ち立て、実行する自由というか、フリーハンドが与えられる可能性が広がるといった一方で、そうしたことをしっかり実現する担保としての十分な財源、また権限がなければ、それは絵にかいたもちなわけでございます。ですから、そういった理想に向かって本当に世の中が動いていくためには、新政権が相当の決意を持って、やはり大胆に政策を打ち立て、そしてそれを断行するといったような非常に勇気を持って政策遂行に当たっていただくことが必要でありまして、それがもしはっきりしなければ、理想的な意味の地域主権社会というのは、なかなか実現には近づいてこないのではないかとおっしゃりいたしております。

しかし、今申し上げた地域主権型社会のようなものがどうなるか、どれだけ現実に近づくかといったことは別にいたしまして、いろいろ今の日本が置かれている厳しい政治経済情勢のもとでは、いずれにしても各自治体は、しっかりしたみずからの行政運営を行う責任というのが、これまで以上に問われてくるだろうと私は思います。

したがって、各自治体の行政の力量がこれまで以上に求められてくると思いますので、地域でそれぞれの力を発揮していくためにも、市政方針の中で、従来型の発想とか仕事の進め方といったものについて変革が必要であるとあえて申し上げております。いずれにしても、各自治体の力量が問われてくるといったことに対して、しっかり臨んでいかねばならないという決意を表明したというふうにご理解いただければと考えているところでございます。

それから、市民の政策決定に関する見解についてということでありますが、前段でも申し上げました

ように、今後ますますというか、これまで以上に市民の皆様が何を本当にニーズとして行政に求めておられるのかといったことについて、自治体みずから、しっかりと把握をさせてもらった上で、それにこたえる具体的な政策を具現化していくために、やはり地域においてより一層、市民や議員の皆様方とひびを交えた話し合いの場の中で、いずれにしても、十分な議論を進めていくことが、これからの自治体行政の基本としてますます重要になってくるだろうという認識も持っているということをお話をつけ加えまして、必ずしも整序された答えになっていないと思いますが、お答えとさせていただきます。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） 1点だけ再質問させていただきたいと思います。

ほぼ理解いたしました。地域主権型社会が近づいてきているわけでございます。深川市を見ますと、行政は行政、市民は市民と、どうもまだまだ一体感がないという感じもしております。先ほど申し上げました京丹後市の予算編成の過程での市民参加ですが、これは本来ならこういう取り組みをやってほしいと強く言いたいところですが、一つ、山下市長が市民と深川市と一緒に運営していくのだという強い姿勢をもう少しお聞かせいただきたいと思うのですけれども、もう一度お願いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 時代の流れとともに、市民がより参画の度合いを深める自治ということに時代は必ず流れていくと思いますので、京丹後市の取り組みは一つの理想だと思います。流れとしては、必ずそちらのほうに向かっていくと思いますので、我々としてもしっかりそういう流れを見きわめて対応していきたいと思っておりますが、市民の皆様方の中に入って、いろいろな思いを酌み上げて行政を運営していくことが基本だと思いますので、しっかりそれは取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは、次に入りたいと思います。

2番目の市政方針の主要施策の市民と協働して進めるまちづくり対策、その1点目です。

安全な生活環境の確保対策と地域、団体との連携

についてお伺いいたします。昨年の第1回の定例会でも質問させていただきました。そのときは、事故多発地帯の整備、再点検の対策、自主防犯体制の具体策、そして不審者多発地帯の防犯マップの作成についてお伺いいたしました。1回目の答弁では余り進展せずに、不審者多発地帯の防犯マップの作成について再質問させていただき、ようやく防犯協会等関係機関・団体の皆さんと協議をして検討していきたいと、一歩前進いたしました。

ここで伺いいたします。まずは、各機関・団体との協議結果をお聞かせいただきたい。

次に、安全な生活環境の確保に向けて、本市が行ってきた対策、課題をお聞かせいただきたい。

加えまして、山下市長の安全な生活環境の確保についての認識についてもお聞かせください。

次に、2番目の市民との協働について伺いいたします。市民との協働についても毎年のように市政方針に掲げられておりますので、昨年も協働について質問させていただきました。その中で、市職員の町内会活動参加の姿勢について、一部の職員しか参加していないのであれば、それは市民に協働について一方的に押しつけている形にはならないかと質問いたしました。当時の企画総務部長の答弁では、「職員の中には、地域において町内会役員を務めたり、道路清掃などの行事に参加しているほか、各種団体あるいはボランティア活動などに役員や指導者の立場、一般参加者として参加している者も数多くあります。今後も機会をとらえまして、職員のこれらの町内活動などへ積極的な参加を促すとともに、協働のまちづくり推進に当たっていきたくと思っています」という答弁をいただきました。

ここで伺いいたします。どのように職員に積極的な参加を促したのか。また、どのような成果があったのか。真の市民との協働に近づいたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

あわせて、市政方針には、平成24年度から、まちづくりの指針となる次期総合計画の策定に着手するとあります。この次期総合計画策定に当たり、市民と協働で作成する体制づくり、またどのように市民の声を吸い上げていくのか、山下市長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 市民と協働して進

めるまちづくり対策についてお答えいたします。

1点目の安全な生活環境の確保対策等と地域、団体との連携についてであります。平成21年度において、本市における犯罪のない安全で安心なまちづくりの規範となる深川市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を制定するに当たりまして、関係する機関・団体と条例制定に向けて2回にわたり協議をさせていただいたところでございます。また、条例制定の後、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、各関係機関・団体の連携を図るため、条例第9条に基づきまして、12月に連絡会議を開催し、深川警察署から市内の犯罪発生状況について説明をいただくとともに、深川市防犯協会、ふかがわせわずき・せわやき隊、深川消費者協会、深川市青少年健全育成連絡協議会の4団体からの活動報告をいただき、意見交換を行ったところでございます。関係機関・団体が継続して意見交換を行い、連携を持ちながら、それぞれの活動を進めていくとともに、この条例の目指す犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的に推進していくことが大切だという認識のもとに、各団体の総会が終了する5月をめどに、第2回の連絡会議を開催することが確認されたところでございます。なお、防犯に関するマップの配布につきましては、市内5地区に編成されているすきやき隊の皆さんが班ごとにマップを作成しておられまして、毎年、情報更新されているということもでございます。本年度におきましても、既にすきやき隊の隊員や学校などに配備され、活用されていると伺いましたので、今ほど申し上げました2回目の連絡会議におきまして、この防犯マップの取り組みについてご説明いただく機会を設けたいと考えているところでございます。

次に、安全な生活環境の確保に向けて本市が行ってきた対策、課題についてであります。平成21年度は警察署や市防犯協会と連携、協力のもと、5地区で延べ729戸の住宅を訪問しての防犯診断や自転車の施錠等の点検を行う自転車防犯診断を市内の2カ所で、延べ513台実施したところでございます。また、5月の春の地域安全運動、10月の全国地域安全運動の期間に合わせての啓発活動でありますとか、年末には町内会をお願いして、歳末警戒を市内の約60の町内会で実施いただきまして、市といたしましては激励慰問を行うなどして、安全で安心なまちづくりに努めてきたところでございます。また、今後

の課題といたしましては、このような取り組みを市と市民、事業者、市民団体の相互連携を図ることが重要ということで、広がりを持って推進していくことが大変重要なことと考えております。

次に、安全な生活環境の確保についての認識でございますが、安全な生活環境の確保については、市民が安心して良好な市民生活を送っていただくための基本となるものと考えておまして、今後も安全で安心なまちづくりの実現に向け、継続して取り組んでいかなければならないものと考えております。

2点目の市民との協働に対する考え方について、市職員の町内会活動の参加についてお答えいたします。市民との協働まちづくりを推進している本市といたしましては、職員が地域においてもできるだけ町内会活動に参加することが市民との協働を推進する上で大切なことと考えておまして、以前にも職員の町内会活動への参加について周知をしているところでありますが、改めて3月の定例庁内会議におきまして、総務課から職員の町内会参加について呼びかけを行う予定となっているところでございます。議員ご指摘のとおり、市民との協働について、市民への一方的な押しつけにならないように、職員も地域に戻れば一人の市民ということで、地域の皆様とともに地域活動の取り組みに参加することは大事なことでございますので、職員の町内会活動の積極的参加について、引き続き呼びかけを続けてまいりたいと考えております。

最後に、第五次深川総合計画のことについて質問いただきましたけれども、これについては昨日の長野議員の一般質問で市長からお答えさせていただいておりますが、地方自治法の改正ということが一つございますけれども、いずれにいたしましても、深川市のまちづくりの基本というものは必要だという考え方に基きまして、平成22年度予算も一定程度つけてございますので、こういった流れの中で、今、市民との協働という観点に立って、どのような取り組みがいいのかと。まだ具体策についてはなかなか見きわめができておりませんけれども、こういったことの総合計画の策定に当たっての必要性は十分に認識しておりますので、そういった取り進めになるように努めてまいりたいと思います。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは、1点だけ再質問させていただきます。

2点目の協働についてでございますけれども、これから庁内会議でやるというような答弁でございます。私が質問しましてから1年がたつわけでございます。非常に残念な気持ちですけれども、どうも、ほかの質問にしてもそうですけれども、やりますだとか、取り組みます、検討します、課題とします、そういうような答弁は2回とか3回とか質問しないと取りかからないのかと、そういう姿勢についてもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 質問の趣旨につきましては、重く受けとめさせていただきたいと考えております。

申すまでもなく、市民との協働ということにつきましては、市民の皆さんと行政との信頼関係がなければ成り立たないものと考えてございますので、そういったことについては地道な努力を続けるということで、これを基本姿勢にしたいと考えておりますし、当然そうあらねばならないと考えております。また、行政内部におきましても、十分な連携をもとにしながら、それぞれの課題解決に向けまして努力をしているわけでございますけれども、これにつきましては真摯に受けとめて取り組むのは当然のことと考えておりますので、今後もきちんとした形で徹底していきたいと思っております。今後におきまして、かかるご心配とまいましようか、ご指摘をいただくことのないように努力してまいりたいと思っております。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは、次に入ります。

3番目の市政方針の主要施策、人に優しい健康福祉のまちづくり対策の1点目、災害時要援護者避難支援プラン作成状況と今後の行方についてお伺いいたします。

重要施策の地域福祉の充実の中で、災害時要援護者避難支援プランの作成や救急カードの普及を図るとあります。このプランについては、平成17年度に厚生労働省から医療の視点から指針が出され、18年4月に消防庁から災害時要援護者避難支援プラン作成に向けてという、各自治体向けにこれが公表になりまして、平常時から災害時の支援計画を策定しておくよう求められており、さらに国から19年12月に災害時要援護者支援対策の推進についてという通知が出されたと聞いております。また、各自治体は支

援計画の策定にとどまることなく、今後も実施のリハーサルに基づいた検証を行い、必要な改定を重ねることが求められていると認識いたしております。

ここで伺いたいします。まずは、プランの進捗状況について伺うものであります。

また、今現在、要援護者の把握している状況、今後のスケジュール、どのような周知方法で市民に制度の理解を求めているのか。

また、今後どのような形で支援者の拡充を求めていくのか。

加えまして、支援計画実施のリハーサルに基づいた検証が求められておりますが、どのような体制で検証を行っていくのか、伺いたいします。

さらには、救急カードについてであります。状況を含めてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 災害時要援護者避難支援プラン作成状況と今後の行方について、七つにわたり質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

初めに、一つ目の災害時要援護者避難支援プランの進捗状況についてであります。このプランの作成に当たりましては、地域の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますことから、行政連絡員会議や民生児童委員会議などを通じ、関係する皆様のご意見をいただき、災害時の支援のみならず、ふだんからの見守りを含めたプランとしたところであります。具体的な取り組みにつきましては、昨年6月、国のふるさと雇用再生特別対策事業を活用し、社会福祉協議会にその業務を委託し、支援が必要と見込まれるひとり暮らしの高齢者など、対象者の把握のため、市が整理した名簿を町内会長、民生委員さんに配布し、おのおの立場で得られている情報と突き合わせていただき、追加や修正をいただき、正確な把握に努めております。対象となられる方には町内会長、民生委員さんの協力をいただきながら、お宅を訪問し、プランの説明を行い、了解の得られた方にプランを作成しているところであります。

二つ目の要援護者として把握している状況については、全地域での作業はまだ終了していない段階ですが、2月末現在で約1,400人の把握をしている状況であります。

次に、三つ目の今後のスケジュールについては、

ふるさと雇用再生特別対策推進事業は平成21年度から23年度の3年間にわたるため、地域への浸透を図るとともに、3年間の状況を見て、より効果的で現実性のある方法を検討していくこととしております。また、次年度については、要援護者は心身状況や転出入など変化があるため要援護者名簿とプランの内容は更新が必要になりますので、今年度の作業を繰り返すことで正確性の高いものにしていきたいと考えております。

次に、四つ目の市民への制度の理解を求めるための周知方法については、市が災害時要援護者避難支援プランを作成することについて広報7月号に掲載するとともに、介護福祉課窓口やケアマネージャーを通じて周知を図っております。また、委託先の社会福祉協議会職員が避難支援や見守りの必要性の高い方の自宅を訪問して、ご本人や家族にプランの内容を個々に説明しながら、理解いただくよう努めているところであります。

五つ目の今後どのような形で支援者を拡充していくのかについては、プランには、避難の際に避難情報を伝えたり、避難を手助けしていただく支援者を記載することになりますが、対象となられる方の近隣にお住まいのご協力のいただける方をご本人や家族と相談してお願いすることとしております。町内会によっては、あらかじめ数人の支援者を選定して、その中からお願いする方法をとっていると聞いております。いずれにいたしましても、安全で安心な地域生活には地域住民の支え合いが欠かせませんので、町内会長、民生委員さんの協力を得ながら、支援者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

六つ目のリハーサルに基づく検証については、作成したプランは、効果的な活用を図るため、関係する方へ提供することの了解を得ながら、地域単位での避難訓練などに活用いただいて、プランの内容が適切であるかの検証をしていただきたいと思います。

最後に、七つ目の救急カードはどんな形で取り組み、その状況についてであります。救急カードは、救急時に必要な病歴や服薬などの情報を記入し、冷蔵庫内に保管しておき、救急隊員の救急救命処置に役立てていただくこととするものです。カードの内容、保管方法などは、深川医師会や深川消防署からご意見をいただき決定し、カードの用紙と保管していることを表示しておくための保管マークは介護福祉課

と両支所で現在お渡ししております。普及状況としては、12月以降の3カ月間で1,048人の方が保管を希望し、カード用紙を持参されております。また、2月1日には、深川物産振興会から、救急カードを保管しておくカードケース2,000個の寄贈を受け、希望される方にお渡ししております。今後も救急カードが活用いただけるよう、市民周知に努めてまいります。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは、次に入ります。

4番目の市政方針の主要施策、人材と文化の育成に関する対策。新学習指導要領について何点かお伺いしたいと思います。

山下市長の市政方針、教育長の教育方針で学教育の充実の内容が明らかになったわけですが、その中で新学習指導要領について触れられております。2011年から小学校、2012年から中学校、そして2013年から高校に導入されます。また、全国の小学校、中学校において一部が先行実施されていると聞いております。1947年に最初の学習指導要領が試案として出され、ほぼ10年ごとに見直しが行われ、前回の2002年に改訂された学習指導要領では、ゆとり教育が重視され、完全週5日制や学習内容の削減が行われました。この改訂により、学力低下を懸念した保護者が学習塾などに通わせる動きが全国的に広まりました。今回の改訂で、約30年ぶりに授業時間数の増加や小学校への外国語活動の導入などが盛り込まれておりますが、10年ごとの改訂に現在の社会変化のスピードでは10年は長過ぎるという意見や、2002年に新しい内容になったのに、もう見直しであれば、学校の現場が対応できないのではという声も上がっていると仄聞いたしております。

そこで何点かお伺いいたします。まずは、この新学習指導要領によって学習内容が変わるのか、これはある程度承知いたしておりますが、大きく変わる部分についてお知らせいただきたいと思っております。

次に、移行措置であります。現在はどうなっているのか。2009年度から小学校4年生の算数の一部が一気に増加しているとも聞いております。お聞かせいただきたいと思っております。

次に、教育とは国家百年の計と言われておりますが、この新しい学習要領が実施されるに当たり、本市としてどのように受けとめ、対応していくのか。さらには今後、子供たちには何が求められ、どのよ

うなことが必要になってくるのか、所管の見解を求めておきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田教育部長。

○教育部長（沢田敏幸君） 新学習指導要領の導入に向けて、本市の状況と影響についてお答えいたします。

初めに質問の一つ目、新学習指導要領によって大きく変わる部分についてであります。教育課程の枠組みにおいて、小学校では、これまでの総合的な学習の時間での活動を各教科の中で充実することで授業時数を縮減し、新たに週当たり1こま程度の外国語活動を高学年で行うことを含め、小学校の授業時数が低学年では週当たり2こま、中高学年では週当たり1こま増加すること。中学校では総合的な学習の時間と選択教科の授業時数を縮減し、必修教科の授業時数を増加するなど、全学年で週当たり1こま増加することにより、つまずきやすい内容の繰り返し学習や、きめの細かい指導を行うことが挙げられます。また、教育内容に関する改善事項においては、科学技術などにおける国際競争激化の中で、理数教育の質、量、両面での充実と伝統文化に関する教育の充実の一つとして、中学校1、2年の保健体育科での武道の必修化が挙げられます。

次に、移行措置の現状についてであります。教育委員会では、平成20年3月に新学習指導要領の改訂が告示された以降、校長会、教頭会の代表を含めた検討委員会を設置し、教育課程の編成について本格実施に向けたスムーズな移行措置を検討し、取りまとめを行い、これに沿って21年度から各学校が教育課程を編成し、実施しております。小学校では、移行期間となる平成21年度と22年度において、総合的な学習の時間の縮減を含め、全学年で週当たり1こまの授業時数を増加して、23年度には、さらに低学年で週当たり1こま増加して、完全実施となるよう進めております。質問にありました小学4年生では、算数では年間で25時間の増加、理科では年間15時間の増加に対し、総合的な学習の時間は年間5時間程度縮減することで、年間35時間、週当たりで1こま程度の増加となるものであります。中学校の移行期間中においては授業時数の増減はありませんが、総合的な学習と選択教科を縮減し、例えば数学は平成22年度までに1年生と3年生で年間35時間の増加、理科は23年度までに2年生で年間35時間、3年生で

年間60時間の増加というように、学年と教科ごとに時数を増加し、総授業時数では年間35時間、週当たり1こま増加するよう進めております。

次に、新しい学習指導要領が実施されるに当たり、本市としてどのように受けとめ、対応していくのか。さらには今後、子供たちには何を求められ、どのようなことが必要になってくるかについて、関連がございますので、あわせてお答えいたします。新学習指導要領が示す、生きる力をはぐくむという理念は、これまでの学習指導要領においても目指してきた基本理念であり、文部科学省は、この生きる力を知・徳・体のバランスのとれた力とし、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力をバランスよく育てることが大切であるとしております。今回の改訂は、この生きる力をはぐくむという理念を実現するため、これまでの手だてに課題があり、その具体的な手だてを確立する観点から、学習指導要領が改訂されたものと受けとめております。その課題の一つとして、国内外の学力調査などから、思考力、判断力、表現力等を問う読解力や記述式問題、知識、技能を活用する問題が指摘され、この課題解消のための学習活動を行うためには、新学習指導要領の本格実施に向け、授業時数が増加することになりますが、このことは指導内容をふやすことを主な目的としているのではなく、つまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や知識、技能を活用する学習を行う時間を充実していくためには必要なことと考えております。

深川市教育委員会としても、これまでも生きる力の育成を最重点として、学習指導要領が示す教育課程の基本的な枠組みと内容を適切に実施することで、学校教育の充実に努めてきております。激しく変化する時代にあって、次代を担う子供たち一人一人が心豊かに、たくましく生き抜くためには、この生きる力を身につけていくことが求められていることから、平成23年度からの小学校、24年度からの中学校における新学習指導要領の本格実施に向けて、適切な教育課程の編成や教育活動の見直しを進め、確かな学力、豊かな心、健やかでたくましい体をはぐくむための基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着と、これらを活用する力の育成などに積極的に取り組む考えであります。

○議長（北本清美君） ただいま田中裕章議員の質

問中ではありますが、昼食のため暫時休憩します。

（午後 0時07分 休憩）

（午後 1時14分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは、5番目の市政方針の主要施策の安全・安心で快適な生活づくり対策、(2)まちなか居住の考え方と状況についてお伺いいたします。

昨年の秋に、まちなか居住と称し、住宅助成制度が整備されました。地域の活性化に寄与する活力ある住宅、住環境づくりを促進させるのが目的であり、住宅持家促進助成制度、住宅バリアフリー改修助成制度、住宅耐震改修促進助成制度、住宅リフォーム緊急助成制度の四つの制度があり、それぞれ区域や助成内容について特色のある制度となっておりますが、非常に好評であると仄聞いたしております。

そこで何点かお伺いいたします。まずは、この住宅助成制度の現状について、四つの制度がありますが、各制度どのくらい利用されているのか、現状をお伺いいたします。

次に、この制度の内容についてであります。改修の部分では市内業者限定でありますが、新築部分では市外業者でも30万円助成されることになり、ただし市内業者にお願いすると助成金がプラス70万円となります。さらには市が指定した区域に住宅を建てると、助成金の増額があると聞いております。

そこで伺いいたします。この制度で、新築について、市外業者でも助成金を出すと定めた理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

さらには、深川市が指定しているまちなか居住推進エリアの範囲はどのような理由で設定されたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、住宅助成制度のご案内という資料を見ますと、申し込み期限が平成22年3月10日で、先着順、予算がなくなり次第終了とあります。この住宅助成制度は経済対策の臨時交付金が充てられておりますが、前段申し上げました、非常に好評と聞いております。この制度を今後、市の独自の制度として続ける考えはないのか、お聞かせいただきたいと思っております。この厳しい経済状況の中、もちろん本市の財政

も厳しいのは承知いたしておりますが、市内の建築業者には大変うれしい制度であると考えますし、利用する市民にとってもうれしい制度だと思います。見解を伺います。

最後に、以前、山下市長はコンパクトシティーを推進しておりました。このまちなか居住を通してコンパクトシティーを推進しているのか、その整合性について考え方を聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山岸建設水道部長。

○建設水道部長（山岸弘明君） 私から、まちなか居住の考え方と状況についての質問にお答え申し上げます。

本市の住宅助成制度につきましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用によりまして、昨年、第3回市議会定例会において3,330万円の補正予算の議決を賜り、定住促進や地域の活性化に寄与する活力ある住宅、住環境づくりを主な目的として、昨年9月から本年3月にかけて事業に取り組んできたところでございます。補正予算の議決後におきましては、住宅持家促進助成制度、住宅バリアフリー改修助成制度、住宅耐震改修促進助成制度の3本立てでスタートしたところでありますが、昨年の道内の新設着工件数が47年の約半世紀ぶりに3万戸を下回ったことなどにあらわれておりますように、本市におきましても住宅持家促進助成制度などの申請件数が当初予定した件数までに至らない状況と推測されましたことから、本年1月からは助成要件を緩和した住宅リフォーム緊急助成制度を追加して取り組んできたところでございます。

初めに、一つ目のこれらの住宅助成制度の利用状況についてでございますが、2月末現在、新築住宅を対象としております住宅持家促進助成制度につきましては、遡及分6件を含めまして23件で、助成額は1,153万4,000円。住宅の改修を対象としております住宅バリアフリー改修助成制度は16件、304万8,000円。住宅耐震改修促進助成制度は残念ながら申し込みはございませんでした。住宅リフォーム緊急助成制度は107件、1,866万6,000円となっております。助成額の合計は3,324万8,000円となったところでございます。また、建築主と業者との工事契約金額では、当初は約9億円程度の規模を見込んでおりましたが、新築住宅を対象としております住宅持家促進助成制度の申し込み件数が予定より下回っ

たことなどから、契約金額では約7億円となり、うち新築住宅分が約5億4,000万円となったところでございますが、地元の建築関連企業への経済効果も一定程度あらわれたものと考えているところでございます。また、議決賜りました予算もほぼ消化いたしましたので、住宅バリアフリー改修助成制度と住宅耐震改修促進助成制度及び住宅リフォーム緊急助成制度の3事業につきましては、2月末日をもちまして受け付け終了とさせていただき、現在は住宅持家促進助成制度のみ受け付けを継続しておりますが、3月10日で今年度の受け付けを終了する予定でございます。

次に、二つ目の住宅持家促進助成制度における市外業者を選定した場合の助成理由についてお答え申し上げます。住宅建築は、個人の一生涯におきまして最も大きな事業の一つでございますので、それぞれ住宅を建築されようとしている方は、慎重にご検討され、建築業者の選定を行っているものと存じます。また、この助成制度は、本市経済の活性化に寄与することを目的の一つに掲げてございますが、本市に住み続けていただく定住促進を主たる目的としているものでございますことから、市内各団体の代表者の方々にもご参加をいただいたまちなか居住等推進委員会でのご議論を賜りながら、建築業者の選定による大きな不公平感が生じないよう、助成要綱を定めたものでございます。

次に、三つ目のまちなか居住推進エリアの範囲の設定についてお答え申し上げます。この対象エリアの設定につきましても、まちなか居住等推進委員会でご議論を賜ったところでございまして、その中ではエリアの範囲が狭くないかというご意見もございましたし、逆にもっと狭くしたほうが、まち中にぎわいに効果があるのではないかなどという意見があったところでございます。平成12年と17年の国勢調査人口を比較してみますと、市全体の人口の減少率が6.3%であるのに対しまして、このエリアの人口減少率は14.9%にもなっていることや、都市計画マスタープランに位置づけられております中心市街地再生プロジェクトの範囲の一部としまして、市街地のほぼ中心のプラザ深川を中心に歩いて行動できる範囲であること、また、中心市街地に位置しています四つの商店街の区域を考慮する中で、先ほどの委員会においてご審議をいただき、まちなか居住推進エリアを設定したものでございます。

次に、四つ目の住宅助成制度の継続についてお答え申し上げます。平成21年度につきましては、国の21年度第1次補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用によりまして、市の負担を伴うことなく事業の実施をしてきたところでございますが、次年度以降の継続につきましては、新たな財源の検討が必要となってまいります。平成22年度予算案につきましては、既に提出してございますが、この予算案におきましては、住宅持家促進助成制度、住宅バリアフリー改修助成制度及び住宅耐震改修促進助成制度の三つの助成制度の継続に必要な予算の計上を行わせていただいたところでございます。これらの三つの助成制度につきましては、主に市営住宅の建設に活用しております国の地域住宅交付金の対象とすることができる見込みでありますことから、市の一般財源を加えてということにはなりますが、平成22年度においても継続して取り組んでまいりたいと考えているものでございます。

次に、最後の質問のコンパクトシティ推進との整合性についてお答え申し上げます。本市の中心市街地は、北空知圏などとの交流拠点として、都市機能が集積してまいりましたが、その後、モータリゼーションの進展に伴う市街地の拡大や郊外への大型店の進出などにより、空き地、空き家、空き店舗が目立ち、空洞化が深刻な状況に至っているものと存じます。このことから、この地域におきましては、さまざまな施策を講じることなどにより、高齢者などのいわゆる交通弱者の人たちが徒歩で手軽に買い物に行けるなどの地域的利点も考慮し、住民にとって住みやすい、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進めることは極めて重要なことであると考えているところでございます。このため、私たち建設水道部が所掌する事務であります住宅施設をご議論賜るために、市内の各団体の代表者の方々にもご参加いただき、まちなか居住等推進委員会を設置させていただきまして、個人住宅に対する助成制度や市営住宅のまち中における新たな建設などについてご審議をいただいたところでございまして、コンパクトなまちづくりに向けてのすべてではございませんが、その一部となりますが、取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは、次に移ります。

6番の市政方針の主要施策の豊かな産業づくり対

策についての2点目、企業誘致と地域中小企業のバックアップ体制についてお伺いいたします。

この企業誘致に関しては、企業訪問とあわせて何度も一般質問や予算特別委員会で質疑をさせていただいている経過がございます。将来の深川を考えたとき、新しい企業が当市に来ていただくことは大変重要なことと考えております。市税、そして人口問題、あらゆる面で解決には至らなくても、歯どめがかけられると思うものであります。一方、地元にある企業についても大事にしていかなければなりません。市内の経済状況は依然厳しく、ぎりぎり運営している企業も少なくない聞いております。地元の企業を足腰の強い企業になってもらうためにも、行政として支援する必要があると考えます。また、今回の市政方針の中に、工業の振興については広里工業団地内の市道29号線や雨水路整備を進めて誘致環境を整えるとともに、企業、事業所の誘致を推進するために、引き続き積極的な企業訪問や助成制度のPRに努めるとあります。

ここで伺いいたします。初めに、今現在の広里工業団地内における企業誘致の実績と今後の見通し、企業訪問の状況、またその成果について伺いいたします。

さらには、企業誘致を推進するに当たって、地元企業に似た職種がある場合、どのような対応を行っていくのか伺いいたします。

加えて、誘致環境を整えるようですが、その状況と今後のスケジュールについてもお聞かせください。

次に、中小企業のバックアップ対策であります。市政方針の中小企業対策については、引き続き企業経営緊急対策本部と金融・労働問題特別相談窓口を設置し、金融や雇用問題などの相談を受けるとともに、制度融資利用者に対する利子・保証料補給により資金繰りを支えるほか、国、道などが実施する経営支援事業の紹介、周知などによる地域の中小企業者のバックアップに努めるとありますが、企業経営緊急対策本部については以前質問いたしましたが、まずは現状どうなっているかお聞かせいただきたいと思っております。中小企業のバックアップとして何がやりたいか、おおよそ理解をいたしました。何度も申し上げているとおり、市内の経済状況は非常に厳しいものであります。市政方針で明らかになった考えだけでは不十分ではないかと考えます。見解をお聞かせください。さらには、前段申し上げました企

業誘致ですが、私は前に一般質問で、市長のトップセールスで企業訪問を行い、企業誘致を推進するようにと質問したことがあります。この考えは今も変わっておりませんが、再度原点に帰って、まずは地元の企業についてしっかりと見詰め直し、しっかりと基盤をつくり、先ほども申し上げましたが、足腰の強い企業を育てることが必要ではないかと考えます。企業誘致をやめろと言っているのではなく、当然同時進行で取り組まなければならないですが、優先順位として、中小企業のバックアップに重きを置きませんか。市長の考えをお聞かせいただきたい。

次に、(3)平成22年度の市内の雇用状況と対策についてお伺いいたします。雇用の状況については、昨日の楠議員の一般質問で新卒者の状況が明らかになりましたので、その部分は割愛して、その他の部分をお伺いしたいと思います。市政方針の主要施策には、雇用、労働環境の改善については、国のふるさと雇用再生特別対策推進事業や緊急雇用創出事業などの活用により、雇用機会の創出に努めるとあり、また、市政方針の前段に、経済の活性化や雇用の確保、創出とも記載されております。

ここで何点かお伺いいたします。初めに、市内の求職者の現状と失業率についてお聞かせください。当市における雇用をめぐる情勢は、好転の兆しはなく、ますます厳しくなっていくのが現状だと考えます。相次ぐ企業倒産や撤退などを目の当たりにし、求職者にとって大変不安な生活が続いていることと思っておりますが、見解をお聞かせください。

次に、雇用対策についてですが、ふるさと雇用再生特別対策推進事業、緊急雇用創出事業と市政方針にあります。この二つの事業の詳細と、この事業によって雇用の創出をどれくらい見込んでいるのか。一過性のものではなく、長期的な展望が期待できる事業なのか、所管の見解をお聞かせください。

加えて、先月23日、プラザホテル板倉において離職者の生活相談会が開催されたと聞いております。担当所管の皆様にはしっかりと職務に当たっていただいております。そのことに関して敬意を表するものであり、今後もしっかりと離職者、求職者の相談に当たっていただきたいと思っております。離職者生活相談会の内容と状況、生活困窮者対策として、ワンストップサービスのモデルとして位置づけられたと仄聞しておりますが、どのような目的で開催されたのかについてもお聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 豊かな産業づくりに大きく2点の質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

企業誘致等と中小企業のバックアップ体制について、最初に広里工業団地内の誘致実績であります。本年2月より、神奈川県に本社のある株式会社エムシーティが北海道工場として操業をいただいております。当該工場ではICカード乗車券などの中に搭載されておりますプリント基盤アンテナの製造を行っており、事業規模につきましては市工業等開発促進補助金の対象となる投資額2,700万円を超え、雇用人数も5人以上という要件を満たすと見込まれることから、現在、補助金交付の手続きを進めているところでございます。工業団地での今後の見通しであります。土地開発公社が工業団地内に所有する用地のうち、3,800平方メートルをレンタル会社の機械置き場として10年間の事業用定期借地権による賃貸契約を締結する予定であります。このことによって直接的な雇用に結びつくものではありませんが、工業団地用地の有効活用を図ろうとする初めての試みとなるものであります。次に、本年度の企業訪問の状況と成果であります。2度にわたる企業立地意向調査などによりまして、山形、埼玉、神奈川、東京の8社の企業訪問を実施したところであります。残念ながら、現段階では直ちに立地に結びつく案件には至っておりませんが、今回の工業団地における立地成果を踏まえまして、今後におきましても広く情報収集に努めるとともに、訪問活動を継続してまいります。

次に、誘致推進企業と地元企業の対応についてであります。業種が類似または重なった場合には、訪問企業抽出時点で可能な限り配慮をして対応しておりますし、市外の企業の立地に際しましては、工業団地内の土地取得100%助成を行う場合には、工業等開発審議会での審議の上で決定する取り扱いをしております。

次に、誘致環境の整備状況と今後のスケジュールについてであります。工業団地と国道233号の交通アクセスの向上と雨水幹線の整備を図るため、平成20年度から市道音29号線の整備を進めております。これまで道路整備につきましては、予定430メートルに対しまして130メートル、雨水幹線の整備は760

メートルに対しまして270メートルについて、それぞれ工事を終えており、23年度末には完成する見通しであります。

次に、市の地域中小企業のバックアップ体制についてですが、国、道や財団法人北海道中小企業総合支援センターなどが実施するさまざまな経営支援事業の紹介と周知に努めるものであります。具体的に申し上げますと、1点目として、創業、経営、技術についての相談、専門家のアドバイスを受けたい場合。2点目として、創業のための補助、融資制度等の利用、NPO法人の設立や研修、セミナーに参加したい場合。3点目として、新規取引先の開拓、販路拡大やマーケティングに関するアドバイスや情報提供などを受けたい場合など、各部門、多岐にわたる支援メニューがありますことから、中小企業者が抱えるさまざまな経営課題の解決を支援していくものでございます。また、企業経営緊急対策本部につきましては、設置後これまで5回開催し、利子補給に係る要綱の改正などについて必要な都度に審議、検討を行っております。なお、地域経済の浮揚のためには、意欲と能力のある既存の中小企業が潜在能力を発揮するための条件整備と、地域に根差した中小企業の積極的な事業展開が何より求められております。市としましては、迅速で正確な情報収集に努め、国、道などの経済対策、支援制度を有効活用することで、成果が実感できる事業展開に力を注いでまいりますし、貴重な地域資源を最大限に活用し、既存商工業者の下支えを図りながら、市内経済の活性化と経営力向上のため、関係団体と一致協力してまいります。

次に、平成22年度の市内の雇用状況と対策についてであります。市内の求職者の状況ですが、ハローワーク滝川深川分室の本年1月末現在の求職者は647人となっており、前年同月と比較しますと2%の減少となっております。また、市内の失業率につきましては、調査数値がございませんが、全国の完全失業率の本年1月の速報値である4.9%、前月に比べ0.3ポイント改善しているものの、北海道の完全失業率は平成21年10月から12月期の平均では4.7%、前年同期より0.4ポイント悪化しております。深川市におきましても同様の傾向となっているものと推測されるところでございます。

次に、平成22年度における緊急雇用創出推進事業及びふるさと雇用再生特別対策推進事業での雇用創

出の見込みと雇用の展望についてですが、現在の計画では、緊急雇用事業で8事業、15人の新規雇用を予定し、雇用日数は延べ1,881人日、またふるさと雇用事業では、前年に続き3事業の実施によりまして、12人の継続雇用と新規雇用で1人の計13人の雇用で、延べ2,979人日を予定しているところであります。また、雇用の展望についてですが、緊急雇用事業では、短期の雇用、就業の機会の創出を、またふるさと雇用事業では、地域の安定的な雇用機会の創出を図ることとして、3年間をかけて事業化し、4年目以降の雇用を目指しておりますことから、継続につきましては委託先との協議をしていく必要があるものと考えております。

次に、去る2月23日に開催しました離職者生活相談会についてですが、市内では、一昨年からの企業倒産などで離職され、いまだ再就職が決まらず、雇用保険の受給期間が終了された方や、生活に不安を抱かれている市民のために、生活支援のための諸制度や手続を行う窓口等の相談に対応するため、ハローワーク滝川、深川市社会福祉協議会の協力を得て、市の社会福祉課、商工労働観光課の所管担当課が連携して開催したものでございます。この相談会の内容、状況につきましては、来場された相談者は10人で、相談内容は就労、職業相談が8件、生活資金貸し付け相談が4件、生活保護相談が1件のほか、生活支援に関する手続窓口の問い合わせが2件で、延べ15件の相談に対応したところでございます。今後におきましても、雇用対策につきましては、国の制度の活用を図るなど、関係機関・団体とも連携しながら、十分な対応に努めてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 以上で田中裕章議員の一般質問を終わります。

次に、北名議員。

〔北名議員、質問席へ〕

○16番（北名照美君） 今の世の中、本当におかしいことがたくさんあります。若い人が働きたくても仕事がない。体のぐあいが悪くなくても、お金が心配で病院に行かれない。国民年金を受け取っていても生活保護以下の収入である。苦勞して戦後の復興のために努力してきたお年寄りが大事にされない。商売にしても大変苦しい状況に毎年追い込まれている。3万人以上の方が毎年自殺をしている。私の知るだけでも、ことしに入って市内で50代、80代の方

が自殺しております。はっきりしていることは生活苦であります。こうした状況の中で民主党政権はどうか。「政治とカネ」の問題で国民を裏切り続けております。沖縄の米軍基地の問題では、迷走どころか逆走している状況があります。後期高齢者医療問題、労働法制問題など、公約違反も次々に起きております。こうした事態の中で、国民は政治の歯車を前に転がすために、また立ち向かっていくと思いませんし、私も共産党もその立場でやっていきたいと思いません。

さて、深川市議会ですが、傍聴に来てくれている皆さんにお礼を言います。健全な市民が健全な議会や行政をつくり上げます。どうかしっかりこの場の議論を見、聞き、忌憚のないご意見を寄せてください。私たち議会や議員、そして行政を育ててくれること、また一緒につくっていくことを求めます。

それでは、質問に入ります。最初の質問は、公共施設での禁煙についてであります。

厚生労働省が、最近通知を出しました。公共施設を全面禁煙とするという通知であります。私はこれまでも何度もこのことについて触れてまいりました。これに対する答弁は、いろいろな言い方をしておりますが、まともにそれを行おうという姿勢ではありませんでした。今回の通知をどのように受けとめているか、また全面禁煙に踏み切る決断をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

もう1点は、生きがい文化センターの1階、入口から入った正面にあるガラス張りの喫煙室についてであります。先般の私の質問に対して、適切な場所だと、防犯上あそこがいいという答弁が出され、その感覚のずれの大きさに再質問を忘れてしまうほどあきれました。今でもそのような考えを持っているのかどうか、まずお聞きいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 公共的施設での禁煙についてお答えいたします。

厚生労働省の通知を受けての禁煙化に向けての考えについてでございますが、今回の受動喫煙防止対策についての通知につきましては、厚生労働省健康局長より各都道府県知事などに2月25日付で通知されたものでございます。この中では、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁

煙にすべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合などにおいては、当面、施設の対応や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとするとなっております。また少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいと記述されているところでございます。このことを受けまして、これからの市の取り組みといたしまして、まず1点目として、職場における受動喫煙防止対策について、厚生労働省労働基準局安全衛生部が所管いたします職場における受動喫煙防止対策に関する検討会において、今後の方向性についての議論をしているということでございますので、それらの推移を見守る。2点目として、労働衛生管理の一環といたしまして庁内に設置しております職員安全衛生委員会の中で、職場における受動喫煙防止対策について協議を行うという2点でございます。その上で、当面は分煙対策として、喫煙場所の換気に十分に注意しながら、受動喫煙防止及び空気環境の保持に努めてまいります。職員安全衛生委員会での検討状況や今回の通知を踏まえた受動喫煙防止について、職員の理解を深める中で、施設内の全面禁煙に向けての取り組みを行う考えでございます。

○議長（北本清美君） 沢田教育部長。

○教育部長（沢田敏幸君） 生きがい文化センターの喫煙室についてお答え申し上げます。

生きがい文化センターでは、健康増進法に基づきまして、受動喫煙を防ぐために、平成16年に喫煙室を設けてございます。その設置場所として、生きがい文化センターの機能を損なわず、また未成年の喫煙防止の観点から、職員の目の届く現在の場所であり、またクリスタルスクエア内に設置したものでありますが、今、企画総務部長から答弁をしておりますように、厚生労働省は2月25日付で都道府県に対しまして、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙にすべきとして、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいという通知を行っております。今回の厚生労働省からの通知を踏まえまして、教育委員会として、市長部局と連絡をとりながら、生きがい文化センターも含めまして、教育委員会が管理しております公共施設において、施設内の禁煙に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 厚生労働省から通知が出たから、もうやめるという方向のようなので、当たり前だと思うけれども、往生際が悪いというか、無駄な抵抗をするなど前に大分言ったでしょう。北海道新聞を見ていたら、あの通知の後に社説の見出しは、「迷惑なことをやめよう」という簡単なことなのです。迷惑なことをしているのです。公共施設ではやめなさいということなのです。それで、私に前にも言ったように、のまなくなる、数が少なくなるとか、やめたらその人が喜んでくれることになるので、私はこういうことで言い続けてきましたし、これからもまた言うようになると思います。一つつけ加えておくと、これは幹部の姿勢です。大体、幹部は大分のんでいるもの。本当にしっかりとその辺をやってもらわなければうまくない。人に迷惑をかけることはやめてもらいたい。

次に、健康診断の関係について、2番目の質問に移ります。

深川には立派な市立病院があります。そして、市内の病院には、恐らく私はないのではないと思うけれども、MRIだとか、CTだとか、立派な機械も入っております。これを市民が享受できるというか、利用できるという状況は病院を維持していくという意識の上でも、非常に大切なことではないかと思えます。

そこで今回考えたのは、市立病院で健診を受ける場合に助成をするということをぜひ実現していただきたいと、実施してほしいと思いました。一つは前立腺がんのPSA検査であります。この間、女性特有のがんということで、それについて検診する、予防する、治療するということになるのでしょうけれども、そのことが随分、国の方針としても出てきたし、この場所でも言われています。男性特有のがんは何だと聞いたら、前立腺がんだという答えも来ております。PSA検査というのは非常に有効かどうか、発見確率の高い検査だと聞いております。ぜひ市でもこの検査に助成することを求めたいと思えます。もう一つは、脳ドックであります。深川市立病院で、MRIだと思うのですが、脳ドックをする場合には2万円かかると。去年は、この2月末までに38人、脳ドックを受けた状況だということですから、これも非常に高度医療機器を使っているものでもありますし、一定の年齢になれば、これは有効なものだと思います。この件についても、ぜひ助成を図っ

て深川市民の健康のために寄与することを求めるものですが、いかがでしょうか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 健康診断への助成についてお答えいたします。

初めに、本市におけるがん検診の取り組みを申し上げますが、厚生労働省が作成したがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がんの各がん検診を実施しているところであり、受診率向上のため、個人負担の軽減措置を行っているものであります。これら五つのがん検診につきましては、集団検診による早期発見に効果があると国が認めたものでございます。

今回議員から、市民の健康増進及び市立病院の経営改善の二つの効果を持たせ、前立腺がんPSA検査と脳ドックを従来の健診に含め、市立病院での受診の際には助成をとのご提言を含めた質問をいただきました。まず、前立腺がんの早期発見に有効として広がっているPSA検査と呼ばれる血液検査につきましては、集団検診での早期発見による死亡率の減少効果が不明であるということ、また脳ドックにつきましては、少なくともMRI、MRA検査のほか、問診、診察、血液・尿・生化学検査、心電図の各検査を含むこととなっているものであり、診断の方法や診断の標準的判断基準などに関してのエビデンス、つまり証拠、根拠が不足しているとの厚生労働省からの研究報告があり、いずれの検診も国として推奨する段階には至っていないものでございます。したがって、予防法や予防的治療への一連の流れが確立していない検診への公費負担については、非常に難しいと考えておりますが、他の自治体でこれら検診に助成しているとの情報もありますので、その内容を調べてみたいと思えますし、今後これら検診に対します国の研究結果を注視しながら、また議員の質問の趣旨を踏まえまして、助成については、その結果に基づき検討したいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 北名委員。

○16番（北名照美君） 異論がありますけれども、次に移ります。

次は、平和行政に関してであります。去年の9月議会の私の質問に対して、深川市は核抑止論の立

場に立たないという明快な答えがありました。

そこで今回は何点が聞きますが、一つは、5月にニューヨークで行われるNPT再検討会議の成功が核兵器廃絶に向けて非常に重要な状況になっております。この点についてどのように認識しているか聞きます。

二つ目は、国際的なものなのですが、平和市長会議というのがあります、隣の旭川市も去年の11月に入ったということも耳にしております。ぜひ核兵器廃絶に向かっていく市長の姿勢として、この会議に入ることを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目は、被爆者だけではなくありませんけれども、戦争体験者の記録のことで、これは去年9月の決算委員会でも聞きまして、だんだん風化していくので、私たちの世代が直接体験者から聞く最後の世代というか、時代になるだろうと、大体80歳を過ぎていきますから。ぜひそのことを求めているわけですが、その件についてはどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいま三つの質問がございました。

まず、核不拡散条約、核拡散防止条約という言い方もあるのかもしれませんが、このNPT条約の再検討会議についてお答えしたいと思います。ことし開催されます再検討会議は、核兵器廃絶への展望を切り開く大変重要な会議であると言われております。ご指摘もあったかと思いますが、昨年4月にアメリカのオバマ大統領が核廃絶に向けた演説を行って以来、核廃絶に向けての世界的な機運はかなり高まってきていると多くの方が受け取っております。非核平和都市宣言を行っている深川市といたしましても、その意味で、5月にニューヨークで開催される再検討会議が成功することによりまして、核兵器廃絶の動きが前進することを願っているものでございます。

次に、平和市長会議についてお答え申し上げたいと思います。これは、北名議員からもご指摘ありましたが、昭和57年にニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、当時の広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと。そして、核兵

器廃絶に向けた都市の連携を呼びかけたということがきっかけで始まったものでございまして、この趣旨に賛同した世界各国の都市により発足したという経過であると承知いたしております。そこで、本年3月1日現在、道内の自治体の平和市長会議への参加状況でございますが、49の自治体と聞いております。市では35のうち16の自治体が加入しているということでもあります。本市も加入の依頼文をいただいておりますが、その活動状況や今後の取り組みなどを見きわめた上で、判断してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、戦争体験記の作成についてお尋ねがございました。そこで、本市では平成12年3月に「悲しみを乗り越えて」という題で、また16年8月には「続・悲しみを乗り越えて」という2冊の手記を編集し、発行いたしております。これらの手記の編集に際しては、数年かけまして市民の皆様から原稿を募集し、1集目は11人、続編では9人の戦争体験者の手記を掲載させていただいたところであります。既に発刊した手記は大変価値のあるものと思いますので、多くの方に読んでいただくなどしまして、より多くの団体などでそれぞれ平和運動推進に向かって活用していただいて、そういう方向で役立てていただければと考えているところでございます。そういうことで、2冊の発行があるということをお申し上げて、お答えにしたいと思います。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 物足りないものもありますけれども、平和市長会議のほうは検討するということですので、これはご承知のとおり年会費もないものでありますので、ぜひ一日も早くこういうところに参画して、非常に大きなテーマですけれども、力を尽くしてほしいと思います。

次に、夏まつり及びじゃんしゃん傘踊りについて質問いたします。

私たち共産党は、夏まつりをやめるという態度ではありません。何らかの形で続けることには賛成であります。そのことを前提として、今のじゃんしゃん傘踊りはやめるべきだという考えであります。語る述べたいところもあるのですが、この前の議会の質問の答弁でも、民間が中心になってやるお祭りに切りかえたときに、これが入ったのだという答えがありました。確かにそのとおりなのですが、祭りには2通りありまして、市民参加型と、もう一

つ違う形、市民は参加するのですけれども、主として人を呼び込むというか、集客のほうにシフトしたのだというのが以前に答弁で出されております。しかし、ご承知のとおり、あの時期には雨が降ってしまっては困るという農家の皆さん方の声の中で、あれはまさに雨ごいの踊りでもありますし、またあの踊りをするために、ほかの長い間あった深川音頭だとかユーカラ音頭だとかはやめなさいというおふれを出して、それは一切もう封印してこれをやったという、言葉は少し正確ではないけれども、やっぱり曲がった形での導入であったわけです。ですから、私も共産党は、最初からこれは問題だと批判し続けてきたわけです。農業団体も当初はそういう立場であったと思います。市民からもそういう反発や批判がずっとありました。祭りというのは、私は何回か言ったこともあるのですが、民衆のエネルギーというか、本当にこぞってやろうという姿でやっていくべきものだと。それが批判と反発の中でやるということは、全く祭りの本質に合わないのではないかということも言ってきましたし、そう思ってきました。ですから、動員されても嫌々踊っているとかが、踊っている人より見る人の数が少ないとか、いろいろな批判もずっと続けてきました。山下市長はずっといたわけではないですから、ここへ来て何が何だろうというように思ったと思うのですが、去年行ったアンケート結果でも、批判がたくさんあったわけです。私は、きのうの長野議員の質問にもありましたけども、これをやられてきた人の苦労だとか、努力というものは当然認めるところでもありますが、この際しっかりと見直す必要があるという立場であります。

一つ目は皆さんと話し合っ、市民参加型の祭りに戻すべきだということです。

二つ目は、傘踊りはやめるべきだと。

三つ目には、とにもかくにも800万円の予算をつけたということについて、私は疑問があるのです。この緊縮の時代に、見直しもしなければいけない時代に、そしてまた山下市長はゼロベースの査定をすと言っている時代に、市民から見れば何だと、何の変わりもない姿勢なのかという見方をするのは当然だと思のです。その辺の姿勢としても、私は、今回の予算組みはまずかったと。長野議員の質問にもありましたように、余りにも遅いことが結局こういう結果を生んだということについて、ひとつ聞き

たい。

最後に、深川音頭とユーカラ音頭について、封印されたまま、どこにしまわれてあるかということになるわけですが、これには詩もあれば、メロディーもあれば、踊りもあればという内容だったと思います。これらのことについてはどこかで保存しているのかどうかということも含めて、本当に先人に対しては罰が当たるような扱いをしてきたのではないかという気がいたします。その点についてどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 今のお尋ねに関しても私からお答え申し上げたいと思います。一部、昨日の長野議員への答弁とも重なる部分があるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

まず一つ目に、市民参加型の夏まつりという方向に考えるべきではないかということでございます。この点については、この夏まつりを本年以降どのようにしていくべきかについて、昨年12月以降、商工会議所との協議の中で、いま一度、市民の皆さんのご意見などをお聞きする機会をもって確認してはということで、2月25日に、仮称でございますが、深川夏祭り検討会を開催させていただいた経過がございます。その第1回目の検討会におきましても、議員が言われましたように、市民を挙げてのお祭りにすべきだといったご意見などもございました。市民が参加して楽しいものにしてほしいといった声もあったところでございます。具体的な内容につきましては、今後しっかり協議されていくこととなりますが、こうした検討の段階から市民参加のもとで取り進めていければと思っているところでございます。いずれにしても、市民が参加して楽しめるお祭りに向かってということでございます。

次に、傘踊りはやめてはどうかというご指摘でございます。今ほど申し上げた検討会議におきまして、夏まつりをどのような内容にしていくか、またそれを担うこととなる運営主体をどのように構成していくか、また経費などをどのように確保するかといったこと、幅広く協議が進められていくこととなります。その中で、こうした中身の議論として、話し合いがされていくことになると思っております。

三つ目に、予算についてのご指摘がございました。これは、夏まつりの開催経費ということで、昨年ま

で、しゃんしゃん祭り振興会に対しまして、市から交付金を交付してまいりました。再々申し上げておりますが、現在、振興会は解散しております。この先に向かっての検討を検討会において協議中、詳細は未定ということであります。ただ、市といたしましては、きのうも申し上げましたが、市民の楽しみ、商業振興、活性化、いろいろな意味を持っている夏まつりが、やはり基本的には必要であるという認識を持っておりまして、少なくとも昨年と同様の規模ないし程度で、そうした取り組みを支援する用意、または意思があるといったことを示すために、現在の額を計上させていただいているところでございますので、この点はよろしくご理解いただきたいと思っております。それから、お祭りの実施ということに関しまして、市といたしましては市民の、今申し上げたように、楽しみ、触れ合いの場、また商業振興につながる夏まつり、これはいずれにしてもなくしたくないと、これは議員もそのようにおっしゃっていただきましたので、ある意味、共通認識かと思っておりますが、そのように何らかの形で継続したいということで、鋭意検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に、深川音頭、それからユーカラ音頭、これはどこに今しまわれているのかというご指摘でございます。この点について申し上げますと、深川音頭、ユーカラ音頭は、しゃんしゃん傘踊りが行われる以前の昭和46年から56年までの11年間実施されてきた商工パレード、あるいは市民パレードにおいて、山車を引きながら音楽を流して踊られたものであったとお聞きいたしております。それが、しゃんしゃん傘踊りが始まります際に、異なる音楽がまざることがを防ぐために、パレードの列を相当離さなければならぬため見物のお客様にとって間があき過ぎるといった判断などから、踊りとしてはしゃんしゃん傘踊りをメインにするということで、それ以降は市内の踊りとしては踊られなくなってしまったという経過があると伺っておりますが、この音楽や歌詞については生きがい文化センターの視聴覚ライブラリーにしっかり保管されているということをお答えいたします。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 答えは出たというか、市民がこぞってといえは難しいけれども、大方の市民が楽しめるような祭り、あるいは踊りとなれば、傘踊

りはもうやめるという方向でないかと思うのです。ぜひ、そのことに注目していきますので、しっかりとやってほしいと思います。またこれが継続となれば、本当に何が変わるのだろうかという思いになるわけです。そのことを言うておきます。

次に、臨時職員のことについて質問します。

私は、この深川市役所職員の皆さん、あなたたちのすぐ隣にいる臨時職員の人たちの置かれている状況をどのように考えるか、その人たちの気持ちをどのように受けとめるか、そのことを言いたいと思っております。世の中矛盾だらけだけれども、自分のすぐそばにある矛盾を見過ごしてはいけないと思っております。長い人は10年も20年も働いて1円の退職金もない。別に10年でなくても、3年、5年で、1円も退職金がない。いつでも首を切れると言っては言い過ぎでしょうか、使い捨てにできると。こんな理不尽なことは、私は許してはいけないと思っております。これは今、職員の方に言いましたけれども、幹部職員、理事者、あなたたちはそれを変えようとする気持ちがないのか。法律が云々といつも言います。しかし、それは違う形、やろうと思えばそれは変えることができるということを私はあなたたちに強く言いたいわけでありませう。

そこで、1、長い年月、臨時雇用していること自体が、もうおかしいのではないのか。本来それは正職員に置きかえるような部署として位置づけるべきではないか。

2、一般事務職員の年限を5年としていることについて。20年前に決めた一つの決めであると言われておりますけれども、状況は大きく変わってきています。文書での取り決めはあるのか。ないとしたら、その理由は。

3、だれでも働く人は生活がかかっております。この5年という縛りについては、やめていくべきではないのか。

4、去年の決算委員会のときに他の自治体のことを調査し、参考にして検討するという答えがありましたけれども、そのことについてもお答えいただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 臨時的任用職員について、四つ質問いただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、四つ目にございました昨年の決算審査特別委員会での総括質問の答弁の中で、長期雇用の実態の対応に苦慮しており、他の自治体の例を参考に検討すると答えさせていただいている件についてからお答えさせていただきます。他の自治体の事例については十分に研究し、その結果をもとにしながら検討を重ねてまいりましたけれども、議員もご承知のとおり、根底には法と実態との大きな乖離があるという大きな問題、難しい問題ということでございまして、現時点におきまして、その解決策は見出せていないところでございます。ただし、職員の定員管理とも関連が非常に深い事項でございますし、市議会の総務文教常任委員会におきまして、問題解決に向けたご指摘をいただくなどしておりますので、所管といたしまして、平成22年中に一定の方向性を示すことができるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、一つ目の質問でございますが、長期任用についてどう考えるかということでございます。既にご案内のとおり、臨時的任用職員の任用根拠につきましては、地方公務員法第22条第5項の規定ということでございますが、この法そのものは長期の雇用を想定しているものではないということでございすけれども、全国自治体の共通の課題、実態としてこういう長期化した任用があるというのも事実となっているところでございます。本市の場合、資格を要する職種でありますとか、施設などにおきまして、人材確保などの面から長期の任用となっているものでございまして、先ほども申し上げましたけれども、現状その打開策は見出せていないということでございます。ただし、この任用によりまして業務が円滑に進んでいるのも事実でございますので、役割については十分果たしていただいているものと考えております。

二つ目の、5年の年限について文書化したのかということでございますが、文書で取り交わしたということではございませんけれども、一般事務の臨時的任用職員に対しまして、採用時に最長1年の雇用であるということと、また中断期間を設けて任用する場合であっても、当初の任用から起算しての雇用年限は原則最大5年であることについて資料を作成し、説明した上で配付しているといった実態でございます。また、雇用期間満了の際は当然退職となりますということに記載した臨時的任用職員の通知書

も配付しているところでございます。

次に、三つ目の臨時的任用職員の雇用年限について、5年をなくすべきではないかということでございますが、先ほど質問の中でも触れられましたけれども、20年ほど前に、雇用の場が少ない本市にあって、同一人を臨時的任用職員として長期に任用することについては見直す必要があると、一定の年限を設けるべきだということで現在に至っているところでございます。ただし、これは一般事務に限った取り扱いということになっておりまして、臨時的任用職員内での統一がとれていないことも実態として明らかでございます。そういった中でございすが、リーマンショックに端を発した世界的な不況のもとで、労働環境は非常に厳しいものがございすし、なおかつこの地域はより一層厳しいものがあるということでございますので、一般事務の雇用年限を直ちに変更するというについては、現状難しいものがあると考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） もう少しこのことは聞きます。長い間雇用している人のおかげで業務が順調だという言い方をしたのですけれども、職員は異動もどんどんあるけれども、かえって職員よりも本当にベテランになって、なくてはならないような存在になってくるわけです。そういう人たちに対する待遇というのは、きちんとしなければいけないなど。いつまでも便利で勝手がいいような仕組みはすべきではないと思います。

聞きたいのは、やはり5年の問題なのです。一般事務職についてはそうしていると。リーマンショック以後、かくかくしかじかと言いましたけれども、生活がかかっているわけです。雇用をいろいろな人にやってもらったらいいからと正職員をやめさせたりしないでしょう。それでいいのです。本来、派遣というか、期間雇用で次々と必要なときに雇ってやめてもらうという仕組みはおかしいのです。その職場がなくなるなら状況は変わるけれども、そういう意味では、平成22年中に決めると言いましたけれども、何で今まで決めなかったのですか、何回も言ってきたのに。今、急に今度決めると、決めるのはいいのですが、それを答えてください。そして、今いる人たちはしっかりとやっているのだから、納得のいくような形で、中身は勝手には決めないでください。答えてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問いただきました。

なぜ今までこれに対する改善ができなかったかということでございますが、先ほども若干触れましたけれども、地方公務員法の臨時的任用職員の規定そのものについては、長期的なものということを想定しない法制度でございます。これについては、全国自治体共通の課題と申し上げましたけれども、すべてを正規雇用ということにはなり得ない状況もございまして、根拠法令である地方公務員法を使って臨時的任用職員としてきたという実態でございます。これについては、本当に長い年月、質問をいただいたり、私どもも長い年月かかってさまざま検討してきた事項でございますけれども、法そのものとの矛盾というのでしょうか、そういった大きな課題でございまして、なかなか改善に至るような状況をつくれなかったものでございます。ただし、こういう状況で、先ほども申し上げましたように、議会でもさまざまなご指摘をいただいていることも踏まえて、所管として十分に話し合った結果、いつまでもということではなく、一定の方向性を示す努力をしようということでの結論となっておりますので、全力を挙げて取り組もうと考えているところでございます。なお、5年の雇用年限については、先ほども申し上げましたように、任用の初期の段階で年限について説明させていただいており、またそれぞれ今、社会的な問題となっておりますが、そういった一定の期間を設けての説明を十分してきた中で取り進めてきているということでございます。先ほども、生活がかかっているということもでございます。そういった問題も含めて、今後の平成22年度の検討の中で、どの程度まで改善できるか。そういったことを十分に踏まえながら、対応策について考えていきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 以上で終わるけれども、働く人の立場にしっかり立つようなことをしていただきたい。

次に、老人福祉センターのふろに関してであります。老朽化しているもので3月いっぱい閉鎖すると。利用者の方の嘆きというか、悲しみというか、電話で聞きました。いろいろ切らなければいけない

ことはあるし、壊れたのなら別な手ということになるのですけれども、老人福祉については前進させなければいけないと私はつくづく思っております。

そこで一つ目、代替案が示されているということなのですが、その内容とかかる金額。あわせて、これまでこのふろの関係で年間どのぐらいの費用がかかってきたのか聞きます。

二つ目、当該の人たちが納得していないと。何とか修理してほしいと今でも言って、私の耳に届いているわけですが、この方たちの意見はどのように聞いて答えているのか、お尋ねします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 老人福祉センターのふろについてお答えいたします。

初めに、老人福祉センターの浴室を廃止することに至った経過について、申し上げます。老人福祉センターの浴室は、高齢に伴う心身の後退機能回復のため整備したものでありますが、昭和59年3月開館以来、26年が経過し、老朽化しており、特に昨年来、浴槽内のタイルのはがれや、ポンプ、配管などからの水漏れが著しく、改修するためには多額の経費を要する状況となりました。一方で、多くの家庭にふろがあるようになり、また高齢に伴う心身の後退機能回復のため、温水プールなど、さまざまな施設が整備され、事業も行われているなど、老人福祉センター開館以降の社会環境も大きく変化していることなども踏まえ、やむなく廃止せざるを得ないものと判断したところであります。

浴室廃止に伴う代替策の内容としましては、一つには、老人福祉センターの浴室は高齢に伴う心身の後退機能回復のため整備したものでありますことから、そのための事業として、老人福祉センター内において1週間おきに看護職などの指導員による健康チェックや体操、レクリエーションなど、機能回復のための事業を、もう一つには、市内の他の入浴施設、これは温水プール、まあぶ、公衆浴場の利用に伴う負担軽減のため、4月から9月までの6カ月間使用可能な200円の助成券を自宅におふろのない方に30枚、自宅におふろのある方に15枚をお渡しする経過措置を講じることとしたもので、機能回復のための事業に要する経費として、指導員の賃金などで16万2,000円を、また市内の他の入浴施設の利用助成として、昨年上半期の実利用者数をもとに、自宅

におふろのない方10人、自宅におふろのある方36人とし、16万8,000円の予算を計上させていただいたところであります。次に、浴室にかかる維持管理経費につきましては、浴室単独のメーターとしていないため、厳密な燃料費、光熱水費などの算出は困難であります。利用の実態などをもとに、平成22年度予算におきましては、燃料費、光熱水費のほか、保守管理手数料などを含め、対前年度比57万円の削減を図っているところであります。

次に、浴室廃止に伴う利用者の皆さんの意見などについてであります。利用者の皆さんに対しましては、昨年11月、今ほど申し上げました経過を含め、浴室を廃止せざるを得ない状況にあることを説明し、ご意見などをいただいたところであります。利用者の皆さんからは、継続して浴室が利用できるよう修繕してもらえないか、廃止するにしても、他の入浴施設の利用に対し助成してもらえないかなどのご意見のほか、今まで長い間、無料で浴室を利用して大変助かった、3月いっぱいまで利用できるだけでもありがたいのご意見もいただいたところあります。これら利用者の皆さんのご意見も受けとめさせていただく中で、すぐに浴室を廃止することにはならないため、この3月末まで使用することができる最小限の修繕を行うとともに、浴室を廃止せざるを得ない4月以降の代替策について、市の考え方をまとめ、昨年12月、改めて利用者の皆さんに代替策を説明し、ご理解いただくよう努めたところであり、この場におきましては、特にご意見などはございませんでした。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） もう一回聞きます。200円の助成券を、ふろのない人には30枚、ふろのある人には15枚ということで、半年間提供するというのですが、これはどういう形で決めたのですか。どういう根拠ですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 再質問にお答えいたします。

他の入浴施設利用助成の1枚200円の根拠でございますけれども、他の入浴施設利用に伴う負担軽減の考え方としましては、市内の他の入浴施設のうち、利用しやすいと思われる老人福祉センターに一番近い温水プールの利用料が、65歳以上の方が400円

となっておりますことから、その半額の200円の助成とし、自宅におふろのない方には週に1回程度の6カ月分として30枚を、自宅におふろのある方にはその半分の15枚とさせていただいたところがございます。この半年の根拠につきましては、この説明会から本年3月末まで約半年間おふろを継続すると。そして経過措置を半年間ということで、ほぼ1年をトータルに考えてのことでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） この助成券の関係だけで言えば、16万8,000円ということですが、これまでかかったふろの関係では57万円ということで、悲しいというわけではないけれども、そんな気がします。そのことを言っておきます。

次に、7番目の商工業者への融資制度への支援について。

中身に入る前に、山下市長が属していた亀井派の亀井金融大臣は、私はすごいと思うのです。金融の問題でもそうだし、今度、郵政の人を、希望すればみんな正職員にしてやると言ったでしょう。ぜひ山下市長もそういう姿勢を持ってほしいと私は思います。

それで、ここで聞きたいのは、一つは、中小企業金融円滑化法、これは借金棚上げ、支払い猶予ということで、この前の議会でも有効に使えるようにと言いましたが、これの市内の活用状況を聞きたい。

もう一つは、おととしの暮れにスタートした緊急保証制度というのがあるのです。指定何業種から始まって、つい最近では全業種を対象を拡大するというぐあいにどんどん広がってきています。市が認定するという形をとるものなのですが、この適用状況についてお尋ねします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 商工業者への融資等の支援についてお答え申し上げます。

中小企業金融円滑化法による市内3金融機関の対応状況は、本年1月末現在、市内中小企業者からの相談を受けた件数は20件で、そのうち19件が何らかの条件変更を行っており、残り1件は継続審査中と伺っているところでございます。また、この法律を受けて、信用保証協会は、返済負担軽減支援である条件変更対応保証制度を昨年12月15日から開始したところでございます。この制度は、信用保証協会の

保証や政府系金融機関の融資を利用していない中小企業者を対象とし、金融機関プロパー資金などを保証つき融資で借りかえする制度でございます。これにより、中小企業の債務の返済に係る負担軽減を図り、もって中小企業に対する金融の円滑化を促そうとするものでございます。

さらに、国は3月に期限を設ける緊急保証制度を新たに景気対応緊急保証制度として2月15日から実施し、取り扱い期間を平成23年3月末までとしたところでございます。この制度は、業況が悪化している中小企業について、一部の例外業種を除き原則全業種を対象に金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が保証するものです。なお、本件における平成21年4月から本年2月14日までの緊急保証制度の認定は、合計で63件となっており、また新たな経済対応、緊急保証制度についても、本市における市長認定がございまして、3月5日現在で既に6件の認定を行ってございます。なお、本市における平成21年4月から本年2月14日までの緊急保障の認定要件の内容といたしましては、建設業が15件、製造業が4件、運輸業が2件、卸売業及び小売業が21件、不動産、飲食、宿泊業及びサービス業が21件の認定となったところでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 最後の質問です。

深川の昔話、民話、伝説について、これを収録して皆さんが見られるようにするということを求めたいわけですが、去年9月の決算委員会で、教育委員会の答弁では、今ある「深川のむかし」という、42編が入っているものですが、それについては原本を保存しながら、複製等を市民の皆さんにごらんになっていただけるようにするという答えが出ていますから、これについてどうなっているかが一つ。

もう一つは、どれだけあるかは別にして、私はあると思っているのですがもう少し広く収集できないのか。それについて、これもそのときの答弁では、少し消極的な、困難だという言い方をしながら、有識者の方々と相談して研究するという言い方をしています。この点について、どういうぐあいになっているか、お尋ねします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田教育部長。

○教育部長（沢田敏幸君） 深川の昔話、民話、伝説についてお答えいたします。

本市の昔話などを収集しました資料として、昭和45年に編集しました「深川のむかし」という冊子が市立図書館に保存されております。深川の昔を知る上でも貴重な資料であります。この冊子の内容について、議員から質問がありましたとおり、平成20年度決算の決算審査特別委員会の総括質疑でお答えいたしましたように、現在、原本の保存に努めながら、多くの市民の方々にごらんいただけるよう、職員の手によりまして複製本の作成作業を行っているところでありますので、まずはこの資料を市民の皆さんに閲覧できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、広く収集というお尋ねでございますけれども、一度、新深川市史を編さんするときに、古い写真や資料などの情報収集を行いました。そのときは残念ながら昔話などの情報は得られなかったことでもありますので、その収集には、行政だけではなく、専門的な方々の協力が必要でありますし、また収集、調査には膨大な時間を要するものでありますので、行政として行うには極めて困難な状況でありますけれども、有識者の方々とも相談させていただき、研究してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 大体そういう答えだろうと思っていました。予想どおりですが、困難だけれどもと言ったとき、難しいのかと思ったら、ただやっていると。これはどっちなのですか。いろいろあるけれども、最後の答弁が本当の話なのか、もう少しわかりやすく言ってください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田教育部長。

○教育部長（沢田敏幸君） 再質問にお答え申し上げます。

昔話などの収集の関係でございますけれども、今申し上げましたとおり、一度、昔話というわけではなくて、市民の皆さんに問いかけをしたところでございます。そのときは残念ながらなかったということでございます。それで、行政だけではきいていけないのだろうというような考えを持っておりまして、極めて困難だとお答えをしております。有識者の方々ともこの収集についてご相談をさせていただきながら、今後研究していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（北本清美君） 北名議員の一般質問を終わ

ります。

暫時休憩します。

(午後 2時45分 休憩)

(午後 2時55分 再開)

○議長(北本清美君) 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、松沢議員。

〔松沢議員、質問席へ〕

○8番(松沢一昭君) 第1回定例会が始まりました。この定例会は、他の3回に比べ、20日間という長丁場でもあり、1年間の予算の審査もあります。この予算の多くの部分が、市民が待ち望んでいた施策であるということを理解しています。その一方で、これは決して認められないというものが過去についても混在しておりました。そういう点は、これからの予算の質疑の中で明らかにし、討論の中で明確に述べてゆくことになろうかと思えます。

では、通告に基づいて、山下市長の市政執行についてお尋ねいたします。

1点目は、風通しのよい市役所づくりについて。市長が就任当初から市政方針においても述べ、一般質問の答弁においても答えてきた、いわば座右の銘だと思っています。このことは、市職員のやる気を引き出し、明るく活気のある職場、市民に優しく親切な市役所となっていく上で欠かすことのできない問題であります。市長が就任以来、3年余の任期がたちました。残すところは10カ月ほどであります。私は議員という立場からしか、山下市長のこういったスタンスに接する機会はありません。そういった限られた立場から見てきた山下市長のスタンスは、ともすると上意下達となりがちで、トップダウンが目立つところがあった市政執行だというように思っています。市長ご自身の自己評価について伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

山下市長。

○市長(山下貴史君) 今、松沢議員がご指摘のとおり、3年と少し前の市長就任あいさつの中で、市政1期4年の最重要課題として、まず信頼される市役所づくりといったことを掲げまして、その中で、私を含め職員間で遠慮なく発言できる風通しのよい環境づくりを行って、また意識改革を図っていくこ

とが重要であると申し上げ、その具体的方策として、その当時、今もありますが、職員の提案制度を充実させて、提案された提言や問題解決案等につきまして、私自身が提案者からヒアリングを実施するなどして、その意図、目的、効果等について議論を行う。そうした議論を通しまして、職員の皆さんと意思疎通をよりよくして、職員の皆さんの意識改革、意欲喚起にもつなげていきたいという思いを込めまして、風通しのよい市役所づくりということについて発言させていただいたところでございます。こうした風通しのよい職場づくり、環境づくりというのは、当然どの部署でも、どのところでも同じように通用する大事な課題でありますし、これはある意味、時間を越えて掲げられるべき課題だと思っております。したがって、これまでも、例えば事務事業のゼロベースからの見直しや、少し前の財政収支改善方策の検討、それを受けた行財政改革、また簡素でわかりやすく、分権改革などの新しい課題にも対応できる組織改革等といったさまざまなテーマについて内部で議論し、結論を出す際にも、そうした意思疎通が十分図られるような形で議論を進め、結論を出してきたつもりでございます。また、それ以外の本務と言ってもいいのかもしれませんが、経済の活性化ですとか、地域保健福祉の充実、あるいは病院の経営改善などといった行政上の重要課題を一つ一つ考え、解決策といいたしましうか、改善案を詰めていく際にも、関係する職員の皆さんと十分意思疎通を図り、議論を闘わせ、そしてよりよい結論を導いて、それを提案し、議会の皆様方のご議論もいただいて着手するといった手順で仕事をやってきたつもりでございます。そういう意味では、風通しのよい職場環境に、理想どおりではないかもしれませんが、近づいているのではないかと考えております。自己評価ということでございますと、そういうことで思いと現実、そんなにずれていないと、私自身はそう思っております。一方で、少し余計なことかもしれませんが、ボトムアップといいたしましうか、要するに皆さん方からの発意、意欲、こうしたものと、それからよく言われるように、限られた時間、資源で結論を出していくとなりますと、ある意味でリーダーシップといいたしましうか、そこはやはり市長としての立場で、いろいろ受けとめて、話をまとめていくリーダーシップが求められるだろうと思っております。そういう意味で、松沢議員の見方からすると、

必ずしも私の認識と違う面が出てくるのかもしれませんが、いずれにしても、私自身としては、深川市役所の内部は議論しやすい、風通しのよい、そしてみんな意欲を持ってやれる職場に近づいていると、そのように確信いたしております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 今、山下市長就任当時の第1回定例会のことを思い出しながら答弁を聞いていたのですが、あのとき前河野市長が逮捕された後の市長選挙で、同僚の北名議員が市長選に立ったということもあって、私は一人議員でもございまして、討論した覚えがございます。あちらこちらから、賛成討論かというやじを受けたのを覚えています。ある意味では、当時の山下市長就任に対して、私は余り与党、野党という感覚は持ち合わせておりません。期待を言いながらも、政策的な予算の部分について批判をした覚えもございまして、そういうことを今思い出しているところです。ただ、この3年間を振り返ってみますと、悪いことばかりではなしに、議会と理事者、市長との間では一定の緊張関係が生まれたと思っています。行財政改革の提案も含めて、丁寧なトップダウンという説明でしたけれども、かなり強引なトップダウンだと思って、私はあの提案を聞いていたという覚えもございまして。市長は、自分なりに高く評価をしているようでありますけれども、風通しのいいという意味で言えば、いわば平の職員、係長、課長補佐、課長、そういう職員が上に対してすごく物が言いやすい雰囲気というか、あるいは同僚の中でも物が言いやすい、上から下へのいじめがない、そういう役所づくりというのが理想でもあり、これからも求めていってほしいことでもありますし、この辺の考えについて、もう一度お答えください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 議員が今おっしゃった、いじめのない、また闊達に下から意見が言える職場を目指すということは、これはもう本当に全く同じ考えでございまして、ぜひそういう方向に一步でも二歩でも近づくように、これからも努力していきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） それでは、この質問を終わって、次、2番目について伺いたいと思います。

農業について、戸別所得補償制度について伺います。

品目横断的経営安定対策が一部手直しされて、水田・畑作経営所得安定対策と名称変更されてまいりました。農家の人たちは、みずからの収入にかかわるだけに、制度についてはさすがに理解されていまして、私たちにとってはこれを理解するのは難問でありました。緑のゲタ、黄色のゲタ、ナラシ対策など、消費者の方たちに説明を求められても、とても人に解説するところではございませんでした。こうした農業政策が3年ごとに変えられる中で、農家はどんどん減っていき、自給率も40%前後で低迷しています。まさに亡国農政だったと私は思っています。今度は民主党のマニフェストに基づく戸別所得補償が施行されることになりました。この制度については、当初、農家の間からは不安の声が多く聞かれました。しかし、激変緩和措置として前年所得を下回らないという方向づけが発表されてから、農家の間の不安の声は鎮静化してきているように思っています。残る不安材料は、米市場の米価の値下がり基調と、日米FTAに対する不安だろうと思います。

具体的に、まず一つは、新しい政策を受けて、深川市内の作付動向に変化が出てきているのかどうかお尋ねします。そしてまた、当初、ソバ作付に対しては、反当2万円の交付金が発表されたときには、米への作付が希望されているようでしたけれども、その後、激変緩和と、このお金の北海道への133億円の配分が明らかになる中で、落ちついてきていると思いますが、まずこの点を伺いたいと思います。

次に、この激変緩和措置部分の深川市への配分はどのくらいになるのでしょうか。同時に、この交付金配分を決定していくと言われる地域協議会は、どのような編成になっていくのでしょうか。また、これらはいつごろに結論がまとめられるのでしょうか。来年度農業政策の一番基本の部分となるので、伺っておきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 戸別所得補償制度についての1点目、新しい政策を受けて、市内の作付動向はどのように変化するかについてお答え申し上げます。平成23年度から戸別所得補償制度の本格実施に向け、22年度においては米についてモデル対策が実施されることとなっております。当初、

ソバを初めとする転作作物への助成単価が引き下げられたことにより、転作率の高い農家ほど大きな影響を受けることになるなど、不安の声が数多く出されておりましたが、その後、国から激変緩和措置が示されたことにより、そうした不安も解消されつつあると考えているところでございます。ご案内のとおり、激変緩和措置については、現行の産地確立交付金において、新たに始まる水田利活用自給力向上事業の交付単価以上の高い単価を設定した地域において、急激な助成額の減少により、地域における生産体制が維持できなくなるおそれがあるため、平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向け、22年度も安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域協議会における影響をできる限り緩和するため、講じられることとなったものでございます。これらのことを受けての作付動向ですが、水稻につきましては、定額部分として10アール当たり1万5,000円が新たに交付されることになるため、主食用米の作付意向が強いと聞いているものの、米の生産数量目標に即して生産を行う販売農家等が対象になり、現在、地域間調整を含め、生産者段階における作付面積の調整を行っている状況にありますことから、それが終了した時点で詳細が明らかになるものと承知しております。また、転作作物につきましても、激変緩和措置により、昨年度までの助成単価が基本となるよう配分される見込みと承知しており、こちらにつきましても今後明らかになっていくこととなりますが、以上のことを勘案すれば、市の作付動向には、それほど大きな変化は生じないものと考えております。

次に、激減緩和による深川市配分と地域協議会についてお答えいたします。激変緩和措置については、一つ目として、その他の作物への助成を活用した新規需要米を除く戦略作物への加算、二つ目として、麦、大豆、飼料作物間の単価調整、これらの措置を講ずることにより、助成額減少の影響緩和が図られるようにし、これらの取り組みを行っても、なお助成額の減少部分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途、激変緩和調整枠を設け、助成額の減少分に応じ、各都道府県に対し、調整枠を配分することとし、国と協議の上、都道府県段階で、または地域段階で助成対象を決定し、これまで確立してきた産地の生産体制を維持するための支援を行うこととされているものであります。質問の激変緩和

調整枠の深川市への配分についてですが、現在、その具体的な手法や配分額について、道が国とまさに協議を行っている状況にあるため、現段階で詳細をお示しすることはできませんが、最終的な結果については、この3月中旬以降に示される見込みと聞いているところでございます。また、地域協議会についてでありますけれども、従来までの産地確立交付金等の事務は深川市水田農業推進協議会が主体となって進めてきた経過があり、今回の戸別所得補償制度モデル対策についても、継続して当該協議会が主体となって取り進めていくこととしておりますが、構成員につきましては、これまでと同様、市、J A、農業委員会、普及センター、土地改良区、市農民協議会など、市内の農業関係機関・団体となっております。今回のモデル対策は、農政の大転換の第一歩となる新しい制度であることから、円滑に事業を推進できるよう、関係機関・団体等と十分連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 次に移ります。

3番目、和牛の導入事業について。先日、常任委員会の所管事務調査で資料を出していただいているので、それに基づいてお伺いしたいと思います。そしてこの施策は、山下市長の政策であり、公約の目玉ともいべきものでもあります。この事業は、畜産担い手育成総合事業という名称で、畜産振興事業団の資金によるものという理解をしています。事業年度は平成20年から23年までとなっており、現在ちょうど半分経過したところですが、施設や機械などは、ほぼ半分の受益者負担になっています。これは農家的感覚の長いスパンで考えると、そう問題はないと思いますが、問題は個体であります。これは和牛の部分を抜粋しての数字であります。平成20年度、966万円で19頭買っていますから、1頭平均50万円余り。恐らく、確認していませんが、18カ月前後の受精前のものだと思いますが、平成21年が1,500万円で26頭ですから、1頭57万円になっています。以下、平成22年、23年が1頭65万円の計画となっています。一方で、保証基準価格というのがあって、これらは、事業団の資金そのものが牛肉の輸入差益によって充てられているということで私はずっと認識しているのですが、この保証基準額までいかない場合は補てんされるという仕組みになっていますが、黒毛和牛の場合で、平成21年度31万円というのが基

準価格ですが、これまで何年かの間、黒毛和牛についてはここからの補てんはないということでありませう。しかも一方では、飼料の高騰と、その後の高どまりという問題があります。こんな状態では買った素牛に受精卵移植などをして子取りをしても、とても採算ラインに乗せていくことは不可能なのではないかと思えます。えさについても1キロ当たり、私が17年前に農家をやめた当時でキロ40円でしたが、今は、一時60円を超えていたのが、下がって60円ぐらいで高どまりしているようでありませう。一方で、この支援についてでありますけれども、行財政改革によって、まさに乾いたタオルを絞るところではないぐらい、儉約に儉約を重ねていますし、そういう市政執行をしているわけでありませう。

ただ、市長の目玉政策という位置づけで見ている場合、私は畜農業の定着というのが深川にとっては非常に重要な部分だと思って見ていますし、こういう中で、山下市長はこの採算面について、まずどのように認識、判断をしているのか、その点を伺いたしたいと思います。

また、その対策について、どのように手を打とうとお考えかもお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 和牛の導入事業についてお答えいたします。

深川市においては、平成20年度より、黒毛和種などの肥育牛出荷に重点を置いた取り組みを推進するため、国の畜産担い手育成総合整備事業の活用や、市の畜産導入等貸付金の拡充により、肥育牛や繁殖牛の導入等を推進している状況にあります。配合飼料価格の高どまりや市場価格の低迷などにより、畜産環境が非常に厳しい状況にあることから、畜産担い手育成総合整備事業における畜舎の施設や農業機械については、事業期間中の後年次に先送りする形で取り進めているところでございませう。

このような状況の中での採算面や対策についての質問がございましたが、生産者の努力はもとより、JAきたそらちにおける市場動向を踏まえ、有利販売や経営指導、議員ご指摘の収益悪化のときに家族労働費を補てんする肉用牛肥育経営安定対策及び収益が悪化したときに物財費を補てんする肥育牛生産性収益性低下緊急対策の補てんを活用すること、肉用子牛生産者補給金などにより、経営収支のバランス

は保たれているものと承知しております。

厳しい畜産環境にあります。経営の複合化による所得の確保や有機物の循環などの面で、家畜導入等の取り組みは大変重要であり、とりわけ和牛生産の取り組みにつきましては、国産牛肉に対する消費者ニーズが高まってきている中で、将来的なブランド化も視野に入れた取り組みを着実に進めていく上でも大事であると考えておりますので、先ほども、どのような手を打つのかということでございませうけれども、JAきたそらちや農業改良普及センターなど関係機関・団体と連携を密にしながら、畜産をめぐる情勢の推移を十分に見きわめつつ、各種対策の適切かつ効果的な活用を推進してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 今、一原部長に答えていただきましたが、採算バランスはとれているだろうという答えがありましたけれども、私は全く今の状況はとれていないと思って見ているのです。

山下市長には、この和牛導入事業に着手する時点で既に、市あるいはいろいろな農業団体が取り組んで、こうした導入事業をやってきた経過が今までも何回かありますが、その直後というのは、まず大概暴落の憂き目に遭っているのです。そういうことを申し上げて、これを余り金や太鼓でやれよやれよと言ってあおっても、その後の責任という問題がついて回るということを一般質問で言った覚えが私はあるのですけれども、今まさに和牛についてはそういう状況ではないかと思えます。あのとき市長は、中国地方あるいは九州地方の主産地において、後継者不足や和牛の飼育基盤が崩れていって、北海道はこれから和牛生産の拠点となっていかなければいけない地域だという持論を述べておられましたし、そういう点では農林水産省官僚として優秀な実績を持ってきた山下市長が答えるのだから、そういうこともあろうかと思って伺っていたわけですが、ただ、和牛に関しては、リーマンブラザーズの破綻で、まさに高級肉は出ばなをくじかれて、そうどどん売れる状況にはなくなっていると聞いておりますし、決して採算ラインに合っている状況ではないと思えます。機械や設備の投資を後年度に回すというのは一つの方法でありませうが、やはり市長がこれまで政策として推奨してきた、それが出ばなをくじかれた状況になっているわけですから、何らかの手を打って

いく責任があるかと思いますが、どうですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 細かい数字的なことは頭に入っておりませんが、先般もきたそらちの和牛改良組合の総会が妹背牛町でありまして、その総会に呼ばれ出席させていただいて、皆さんといろいろ議論させていただきました。今、松沢議員がご指摘のように、和牛生産をぜひこの深川、北空知でもということ、可能性があると判断のもと、私もそれをぜひ取り組んでいただければ応援したいということをお願いしました。その気持ちは今も変わっておりません。ただ、言われているように、飼料の高騰でありますとか、本当に国全体がデフレ経済のもとで、なかなかいい肉といえども値段が上がってこないという、値段の面でも見通しが大変つらい状況でありまして、経営面でも大変予断を許さないという、厳しい状況にあることはよく認識しております。ただ、これは、今申し上げたように、公社事業は、なるべくお金がかかるものは後年度に残しておりますから、極端に言うリスクがあれば引けるぐらいの体制にまだあるわけでございます。少し言い過ぎかもしれませんが、深川、北空知の産地が厳しいということは、恐らく全国の産地も厳しいのです。しかし、和牛黒毛和種の需要がなくなることは、この先あり得ないと私は思いますから、どれだけ今頑張るかという生産者の皆さんの頑張りにもぜひ期待したい、応援したい。ここであきらめないで、もう少し頑張ってもらいたいと思っておりますので、今無利子でやっております家畜導入資金の融通はしっかり続けていきますし、また価格全体が安定するような、えさもなるべく安くいくほうに流れるような提言、提案などは、これから一所懸命働きかけることはしていきたいと思っております。そんなことで、気持ちは一向にその当時と変わっておりませんので、しっかりこれからも応援していきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） この件に関しては、市長は官僚としての実績はありますが、私は現場での実績は、和牛は飼っていませんでしたが、最終的には45頭ぐらいまでふやして飼ってましたから、どうものかは、おおよそつかんでいるつもりです。

やはり自己責任といえれば自己責任なのです。農家

の皆さんがそれぞれ判断して買ったわけですから。ただ、推奨した側も、そのことに対して、気持ちの上で応援するだけではなく、やっぱり何らかの手を打っていかねばいけないと思うのです。まさに出ばなをくじかれて、和牛をどんとふやした時点で飼料、資材の高騰がある。そういう体力がついてないところにもろに来るとするのは、すごく経営としてはこたえるところですから、市長の気持ちの上での応援は、それはそれとしていいですし、言葉で応援するのもしたほうがいいと思いますが、やはり予算の上での応援ができるかどうか、そこが市長の正念場だと思いますが、どうですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 言い過ぎかもしれませんが、要するに、素畜にしても、子牛にしても、購入費用を、無利子制度を自治体単位で用意しているのは、私は深川以外にほとんどないと思うのです。……（発言する者あり）そうなのですが、資金枠の拡大とかをやってきているわけでございます。ですから、きちんと応援する仕組みは持っているつもりでございまして、価格全体をどうこうするというのは、深川の一自治体でやれる話ではないのであります。それはできないのです。ただ、それぐらいの本当になけなしの財源から経費応援の資金が出せるかとなると、これまた状況はなかなか難しいわけでございまして、いずれにしても現実的にいろいろなご要望なりがございましたなら、よく懇切丁寧に対応していきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） この問題は、まだこれから定例会もございまして、いろいろ議論していきましょう。次に移ります。

次に、エゾシカ被害の対策について、2010年度の予算措置について伺います。

昨年は大がかりな電牧設置が行われました。設置された音江地区では、フェンスほどではありませんが、一定の効果がありました。ただし、降雪期を前にして、電牧線を外すと、集中的に小麦畑が荒らされているという状況がありました。シカ猟が解禁になった10月24日から約1カ月半の間、朝夕ほぼ毎日パトロールをしていましたから、私自身、エゾシカの出没状況はかなり詳しく把握しています。そのぐらいやる気になるくらいに、深川市内の山間部に出

没していたということです。この2月7日に空知支庁合同庁舎で行われた狩猟免許の試験に、道央圏だけで120人が受験し、深川市内だけでも貸し切りバス1台に約50人近い人が受験したのを見ても、その深刻さがわかります。

来年度でのエゾシカの被害対策についての考え方や及び予算動向についてお答えください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） シカ被害の対策についての災害防止対策の新年度の取り組みについてお答えいたします。

近年、深川市においては山間地域を中心に、エゾシカによる農作物被害が年々増加してきているため、国費事業や道費事業を活用した電気牧さく等の設置など、被害防止対策を推進してきているところがあります。一方で、エゾシカの個体数そのものを減少させなければ、抜本的な解決にはならないことから、平成22年度においては、従来までの電気牧さくの設置とあわせて、銃やくくりわなによるエゾシカの捕獲を推進することとしており、既に市内の生産者等49人が狩猟免許を取得した状況でございます。質問の市の予算動向についてですが、市の委託ハンターに対する賃金に係る従来からあります予算でございますが、その予算額、昨年度の71万2,000円の計上に加え、平成22年度からは新たな取り組みである、くくりわななどによる捕獲対策といたしまして、各種講習会への参加に対する支援や、エゾシカ捕獲に伴うハンターへの謝礼の支給などの取り組みを主体的に行う深川市鳥獣害防止対策協議会に対して、深川農業ステップアップ推進事業を活用して支援することとして、総額78万3,000円の予算を提案している状況にあります。エゾシカ対策は、本市農業の振興を図る上で大変重要な取り組みと考えておりますので、今後におきましても、国などの補助金を有効に活用しながら、深川市鳥獣害防止対策協議会などの関係機関・団体や、生産者と十分に協議、連携の上、推進してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 次に移ります。

5番目は、深川駅北の道営住宅用地などについて、木くずが埋まっていた、この処理について伺いたいと思います。

たしか平成20年の第3回定例会でお伺いした経過

があったと思いますが、その後の整地と販売状況はどうなっているか。

次に、その欠損金ですが、このときの質問に対する理事者側の答弁は、土地の販売状況を見きわめて、1年とにかく様子を見てくれというようなことを言われた覚えがあります。この欠損金ですけれども、当初1,000万円余りと言われていましたが、これはどのような結果になっているのでしょうか。

さらに、この欠損金の処理はどのような処理を予定しているのでしょうか。

また、市長は、欠損の発生した原因と責任をどのように認識しているのか、この点を伺いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

寺下副市長。

○副市長（寺下良一君） 深川駅北の道営住宅用地などについて、お答えさせていただきます。

この土地につきましては、平成16年6月、市からの先行取得依頼に基づき、土地開発公社が取得し、その後、道営住宅用地として北海道に売却したほか、道路用地として駅北本通に活用され、残地につきましては住宅用地として、昨年11月から土地開発公社が分譲を開始したところでございます。当該地の分譲区画数は7区画であります。発見された木くずなどの処理につきましては、平成20年度に道営住宅用地の処理工事を行い、さらに21年度には残地の処理工事を行いましたので、木くずに係るすべての工事は完了いたしました。

この土地に係る全体の収支見込みは、平成20年第3回定例会において、今質問の中でご指摘のとおり、ご説明した内容でございますが、現在もその内容とは変わりなく、約1,000万円の赤字と見込んでおります。なお、この額につきましては、土地区画整理事業による精算金が、平成23年度にこの事業が終了した後に発生することから、確定はしていない状況でございます。以上のような収支見込みであります。赤字になった場合には、市が土地開発公社に資金の貸し付けを行って経営していくこととなりますので、土地開発公社の経営健全化を進める中で対応していく考えということになると思います。

さらに最後、こういったことの発生の責任はということでございますが、この用地につきましては、深川駅北土地区画整理事業の区域内でございます。平成14年時、地権者、抵当権者から一括して買収し

てほしいとの申し出が市にあり、公営住宅の建設用地として適地であること、事業区域内にあって大変重要な位置づけがなされている道路にも必要であることなどを判断し、2年間に及び交渉の結果、16年に土地開発公社が取得したものでございます。責任ということでございますけれども、用地の取得に当たりましては、市内部での十分な協議を経て意思決定されたものであり、個人に対し、あるいはそのほかのものに対して、故意あるいは過失があったものではございませんので、不法行為による個人の損害賠償責任等は問えないものと判断してございます。ただ、実態として、大きな損失を出してしまったということについては、さきの平成20年の第3回定例会でも答弁を申し上げておりますけれども、大変申しわけない事態になっているという認識に立っていることを申し上げているところであります。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 責任の所在がないかのような答弁がありました。結果的に1,000万円の欠損というのが、この厳しい行財政改革の真ただ中に発生しているわけです。

私は、土地の評価そのものが、けた外れに高かったとは思っていませんけれども、木工所の跡地に木材か何かが埋まっているのではないかということ想定するのが常識でありまして、それを想定しないで売り買いをするというのが非常識であります。しかも、この当時の市長は河野前市長であり、売り主は後援団体の太陽の会の責任者だったという関係が一方ではあるわけでありまして、当然のことながら、この木工所跡地を買うときには、後で後ろ指をさされないような措置をとる、これは常識的な範囲で当然のことではありますが、全くされていないわけです。1,000万円の欠損を出したという結果に対して、当然これは責任を問われなければいけない問題だと思います。そういう点で、今の副市長の答弁は、私は全然納得できませんし、このときの土地開発公社の事務的な責任者であった斎藤前副市長の責任というもの、当然のことながら問われなければならない事態ではないかと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

寺下副市長。

○副市長（寺下良一君） 再質問をいただきまして、恐縮であります。

責任の所在についての再質問でありますけれども、

先ほど申し上げたとおりでありまして、これはわからないうちにそういったことがあったので、瑕疵ということなのでしょうけれども、本当に当時の関係者にお聞きしても、木工所跡とはいえ、まさかそこに木くずが埋まっているとは想像もしなかったことでありまして、故意あるいは重大な過失とはなりませんので、それ以上なかなか追求するというのは難しいものがあると。前副市長にという質問もありましたけれども、そういうことで、これは個人に明らかに作為的にということでの責任をとってもらうことについては、できないと考えてございます。ただ、1,000万円という金額については大変大きなこととは考えてございます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） いいですか、本当にあなた方の感覚というのが私は信じられないです。

以前、合併前の幌加内農協でこういうことがあったのです。これは別に不法な貸し付けでもないけれども、組合員に対して資金貸し付けをして、その裏づけに、農協の役員が保証人の判こをつけて、その責任を問われて、実際にこれは農協の理事さん方が、その一部分、私財を投入して補てんをしたということがあります。これは、役員に過失責任はないわけですが、民間というのはそういう責任のとり方を迫られるわけです。

行政だけ、いろいろな欠損が出てその損失を問われないということがずっと続いていて、私は、とてもこれではかなわないと、市民のほうがかたくなかないかと思っています。多くの市民の人たちが、この問題の内情を聞いたら、こんなことはあり得ない話だと当然言う話です。前回の12月の第4回定例会で私が取り上げた高額療養費の未請求問題がありましたけれども、あれも責任のとり方としては非常に不十分なとり方です。だけれども、寄附だ何だと言いながらも、あなた方は回って集めて歩いたわけでしょう。今度のこの問題も、少なくとも責任はないというような言い方で終わらせられる問題ではないかと思っております。どうですか、市長は答えることはないですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

寺下副市長。

○副市長（寺下良一君） 再々質問で恐縮でありますけれども、幌加内農協での事例も挙げながら、民間での厳しさと比較してのお話もございました。

ただ、決してこの例に異論を申し上げるわけではないですけれども、これは貸し付けの場合の保証人となられたということで、公社の場合は瑕疵に気がつかなかったということなので、この場合とは性格は相当違うと思うのです。ただ、この瑕疵を見抜けなかったというのは、平成3年に水道工事があって、管の埋設のための掘り起こしもしているのですが、そのときにもそういった埋設にも支障が出てくるような状況というのは記録の中に見当たらなかったと。いずれにしても、お話のように、木工所跡だから当然に木くず等が埋まっているのは想定すべきだということなのでしょうけれども、その時点では、複数の職員がかかわっていても、そういったことには気がつかなかったと。このことについては、率直に反省をしなければいけないし、申しわけないことだということです。それから、高額療養費のことについてもお話がございましたけれども、これは集めたというのは任意のものでありまして、地方公務員法に基づく懲戒処分については、その前段できっちりと処分は済んでおりまして、さらにその後で、こういった時代にあって、やはり何らかの形でということで任意の寄附を出せるような機会をつくったということでもあります。いずれにしても、話が横に飛びましたけれども、何件かのそういったことでのミスが原因で損失を与えているということについては、深く反省をしているところであります。ご理解いただきたいと思えます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 今の答弁ですが、これは、このまま見過ごしては、まずい出来事ではないかと私は思うのです。

精査のために休憩してほしい。

○議長（北本清美君） ここでお諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思えますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日の会議時間は延長することに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 3時45分 休憩）

（午後 4時14分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

松沢議員。

○8番（松沢一昭君） この問題についての質問は再々質問までやりましたから、今回は矛をおさめようと思えますが、まず一つは、認知できたか、できないかという問題について、もう一言だけ言いたいと思えますが、この取引の前に道の駅の用地買収がございました。あそこも木工所跡地で木くずが出たという話を聞いておりますが、このときは今の状況と違って、それほど問題にならないうちに処理をしていったということもあったわけで、そういう点では、当然予測がつかなければいけない問題だと思えますし、仮に予測がつかなくても、責任という問題は当然ついて回る問題であります。

次に移ります。次に、6番目のスポーツ合宿について伺います。

来年度へ向けた入り込みの見通しは、この時期になるとほぼ固まってきているかと思えますが、その見通しについて伺いたいと思えます。

恐らくこの時期、企業回りもしていると思えますが、この企業の反応について伺います。

また、深川の場合、宿泊のほうは民間で行っていただきますけれども、ここの協議や打ち合わせはどのように行われているか、この点についてもお答えください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田教育部長。

○教育部長（沢田敏幸君） スポーツ合宿についてお答え申し上げます。

スポーツ合宿は、平成7年度から取り組みを始めまして、本年で15年が経過いたしました。平成21年度の合宿は、実業団、大学等で合計29チーム、延べ人数616人、延べ宿泊数3,499泊となったところであります。

質問の1点目の、2010年度の入り込みの見込みでございまして、平成21年度の実績であります3,500泊を目標に置き、ことし1月下旬から2月上旬にかけて、これまで合宿いただいているチームや、ホクレン・ディスタンスチャレンジ大会に参加されているチームを中心に、関東及び中部地区の実業団や大学36チームの陸上競技部の監督やコーチ、また日本陸連など、陸上競技4団体の担当者と面接

し、本市の受け入れの対応、練習環境、体育施設、宿泊施設等の説明とPR、新年度のホクレン・ディスタンスチャレンジ大会を初め、道内主要大会の日程等について情報提供し、本市でのスポーツ合宿招致の要請をしてきたところであります。

次に、企業誘致訪問の状況についてでありますけれども、自動車業界を初め、各企業においては、近年の長引く経済不況による景気の低迷は深刻で、実業団への影響も例外ではなく、これまで来市されたチームの中には、活動費の大幅な縮小によって、北海道での合宿を見合わせているチームもふえてきております。このように、実業団の環境は相当に厳しいものがありますが、これまで構築してきましたチームとの信頼関係を大切にしながら、招致活動を行ってきたところであります。幸い、大学ではこれまでと同様な活動や合宿が計画されておりますので、引き続き本市でスポーツ合宿が行われるよう、招致活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、宿泊業者との連携についてであります。合宿に際して重要なことは、宿泊施設の充実もさることながら、選手の栄養、休息というコンディショニングづくりのかなめとなる宿泊施設が重要なポイントとなります。宿泊施設については市内のホテル、旅館、さらに公的施設であります道立青年の家、元気の泉キャンパスなどの民間の協力を得て対応しておりますが、特に合宿受け入れ期間中は、スポーツ振興室の職員が各施設を訪問し、宿泊関係者や合宿チームとの連絡を密にしております。また、それ以外の期間においても、適時、宿泊関係者にチームの情報提供を行うなど、情報を共有しながらスポーツ合宿の推進を図っているところであります。今後におきましても、常に宿泊関係者と連携をとりながら、スポーツ合宿に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 次に移ります。

最後になりますけれども、7番目の療養病床の削減について伺います。

この点については、国は政権交代しましたけれども、方針転換はされていません。この療養病床をやがてなくしてしまうという方針は、療養難民、介護から見放された介護難民が発生するおそれがあるということで、民医連や社保協といったところが早くから警鐘を鳴らしてまいりました。高齢者が高齢

者の家庭での在宅介護を行い、その介護疲れから心中をする、あるいは介護している相手を手にかけるという悲劇がニュースになることも珍しくはありません。

これまで深川市は、私の質問に対して、国の方針は方針として守らなくてはならないが、全体での入所者数は確保していくと答えてまいりました。その後も市内には民間の軽費の入所施設もできていますし、あるいは医療病床への転換もあるやに聞いているところであります。一定の入所者確保は可能なのかと思いますけれども、現状どうということになっているのでしょうか。また、問題の療養病床の動向はどうなっているのでしょうか。

また、この際ですから、特別養護老人ホームについても伺いたいと思います。

この待機者について、在宅の要介護3以上の比較的重症な待機者について、現在何人くらいいると行政は把握しているのでしょうか。そしてその動向としては、増加しているのではないかと心配するのですけれども、この辺のとらえ方はどうなっているか伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 療養病床の削減について、順次お答えいたします。

初めに、高齢者を対象とした市内の入所施設の現状についてであります。特別養護老人ホーム2施設で、定員150人に対し、150人の入所。介護療養型医療施設1病院で、病床数55床に対し、54人の入院。介護つき有料老人ホーム1施設で、定員30人に対し、30人の入所。軽費老人ホーム2施設で、100人の定員に対し、95人の入所。グループホーム2施設で、定員45人に対し、45人の入所となっており、各施設とも定員どおり、あるいは定員に近い入所等の状況にあります。なお、特別養護老人ホームを除き、30人程度の入所待機者がいると伺っております。

次に、介護療養病床の現状についてであります。介護療養病床を有している市内の病院では、患者やその家族の方のご理解もいただきながら、個々の病状、状態などに照らし合わせ、主治医が適切と判断される他の病棟へ移動いただくこととし、昨年8月、病床の再編成を行っております。その内容としましては、医療療養病床160床のうち、50床を特殊疾患病棟に、介護療養病床110床のうち、55床を医療療

養病床に転換したもので、その結果、特殊疾患病床50床、医療療養病床165床、介護療養病床55床となり、病床数全体では転換前と同じ270床と変更はなかったものであります。今後、残る55床の介護療養病床の取り扱いにつきましては、国は平成24年3月末に予定されている介護療養病床の廃止に関しましては、廃止によって社会的退院の発生が起こりかねないとした上で、実態を把握するための調査を行い、ことしの夏までに結論を出し、それを踏まえ、猶予することを含めて、適正な医療介護を受けられる体制を整えていくことの方針を示しているところであります。このことから、市としましては、国の動向を見きわめるとともに当該病院とも連携しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者についてであります。市内の特養2園に問い合わせをした結果、重複して他の特養を含む施設に入所申し込みをしている方もおられますが、単純に合計しますと待機者は174人、そのうち要介護3以上で在宅の人は29人という状況にあります。平成20年6月の時点の調査では、同様に市内特養2園の待機者が133人、そのうち要介護3以上で在宅の人は30人でありましたので、単純に比較しますと、待機者総数では増加に、要介護3以上で在宅の人はほぼ同数となっております。市としましては、現状や将来の見通しを踏まえ、既に本市で高齢者施設を開設している市内法人の意向や関係する皆様のご意見などもお聞きしながら、入所施設の充足がより図られるよう、引き続き適切な対応に努めてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） この件について、もう一度お尋ねしたいと思います。

先日の補正予算の数値を見て、明確にあらわれていると思って見ていたのです。介護保険のほうを措置するお金が1億円ほど余って、一方で医療費のほうで1億円くらい余計にかかっているというバランスからいくと、ほぼこの療養病床削減がストレートに出ていると思って見ていたわけでありませう。

それで、一番今、問題であり、これから目配り、気配りをしていかなければいけない部分というのは、最後にお尋ねして答えてもらいました要介護3以上の方で、特養に入りたくても入れない在宅の方という、要介護3というと相当重いというか、かなり重症の方だと私は思っていますが、ここら辺に対する

行政からの気配り、目配り、当然本人たちから、今の介護保険料の中で、これを利用しているサービスを受けているかと思いたくはなけれども、この辺について最後に一言伺っておきたいと思いたくはな。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 要介護3以上の方のサービスの状況でございますけれども、このことについては、やはり介護保険が適用される、サービスを必要とされる、またそういうニーズを必要とされる方については、やはりそれ相当の対応をしているところでございます。必要なサービスが受けられるように、市としてもそういう体制を整えているところでございます。また、特養の待機者総数が増加している要因も、やはり高齢化に伴う要介護認定者の増加ですとか、それからあわせて、自己負担の少ない特養に移ることを希望されているということが実態として増加しているのではないかと考えているところでございます。いずれにいたしましても、今後もそういうサービスを必要とする方が、サービスをきちんと受けられるように、市としてもしっかり体制を整えて対応してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 松沢議員の一般質問を終わります。

○議長（北本清美君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日は延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、あすは午前10時から開議します。

（午後 4時30分 延会）



平成22年第1回定例会

平成22年3月10日（水曜日）

平成22年 第1回

深川市議会定例会会議録 (第5号)

平成22年3月10日(水曜日)

午前10時00分 開議

午前11時24分 散会

○議事日程(第5号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(森田敏夫君) 第1回定例会5日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、宮田議員。

[宮田議員、質問席へ]

○1番(宮田剛暁君) 通告に従い、一般質問を行います。

項目1、労働者対策について。我が国の経済状況を示す2008年度国民経済計算が、昨年12月、内閣府より発表されましたが、雇用者報酬や企業などを合わせた国民所得は、対前年比7.1%減と過去最大の減少幅を記録しました。リーマンショック以降の急速な経済悪化を数字の上で示したものといたします。国民所得の7割と最大のウエートを占める雇用者報酬は、1997年度の280兆円から、2009年7月から9月期の速報値では253兆円と、この10年間ほどで1割近くも減少しました。また、労働調査によりますと、2009年11月の完全失業率は5.2%で、前月比0.1%増と上昇に転化しました。この時期の完全失業率を年代別で見てもみまると、特に15歳から24歳が最も高く8.4%、続いて、25歳から34歳が6.3%と若い世代の失業率が高くなっており、いずれも全体の完全失業率を大きく上回っております。完全失業者数は13カ月連続で増加し、11月では331万人、前年同月比で75万人増と大幅に増加しております。また、新規卒業者の就職内定状況は非常に厳しくなっており、大卒予定者の就職内定率は昨年12月1日現在で73.1%、高校卒業者は同11月末現在で68.1%と、いずれも過去最低となりました。

以下、質問に入ります。1点目、市内の平均的な賃金、いわゆる標準賃金の推移と完全失業者の状況。

2点目の質問は、楠議員より既に同様の質問が出ておりますので、割愛いたします。

3点目、本市における今後の賃金底上げ、雇用対策等。

以上について伺います。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長(一原慶逸君) 労働者対策についてお答えを申し上げます。

初めに、本市の平均的な賃金、いわゆる標準賃金の推移と完全失業者の状況についてであります。市内における平均的な賃金の状況につきましては、市が隔年で実施しております労働基本調査における学歴別初任給と年齢別基本給の平均月額を集計結果をもとにお答えをさせていただきます。平成21年度の学歴別初任給の平均月額では、大学卒が約16万9,000円、短大卒が約14万7,000円、高校卒は約13万8,000円で、19年度と比較いたしまして、約2.8%の減少となっております。また、年齢別基本給の平均月額では、20歳から29歳までが約16万円、30歳から39歳までが約19万5,000円、40歳から49歳までが約21万9,000円となっており、全年齢の平均月額は約20万4,000円となっておりまして、平成19年度と比較して約2.6%の減少となっているところでございます。次に、完全失業者の状況につきましては、市内の調査数値はございませんが、北海道の完全失業者は、昨年10月期から12月期の数値では約13万人となっておりますことや、ハローワーク滝川深川分室の本年1月現在の月間有効求職者数が647人であるのに対し、月間有効求人数は180人でありまして、大変厳しい状況にあるものでございます。

次に、今後の賃金底上げと雇用対策についてありますが、雇用する企業の経営安定なくしては、賃金の底上げは困難と考えておりますので、既存事業者の振興策を初め、本市が持つ貴重な地域資源を最大に活用した新しい産業興しなど、市内経済の活性化に向けて、各種振興策に取り組んでおります。また、雇用対策につきましては、緊急雇用創出推進事業、ふるさと雇用再生特別対策推進事業による雇用機会の創出や、季節労働者の通年雇用化に取り組む一方、経済景気対策として創設されました各種交付金などの国、道の制度を有効に活用し、雇用の安定確保に努めてまいりたいと存じます。

○議長(北本清美君) 宮田議員。

○1番(宮田剛暁君) 次の質問に移ります。

項目2、各種地場産業対策について。本市を取り巻く情勢も依然として厳しい状態が続いており、今後も倒産や廃業する企業が続出することは十分に予

想されます。全国的には、昨年秋から一部の民間企業の業績は回復傾向にあると言われておりますが、この間、地方での大きな特徴は、工場や事業所の閉鎖、撤退が広がっているということです。これまで地域経済活性化を目指して、企業誘致活動が全国的に行われてきましたが、各地域で誘致した企業が撤退し、職が失われ、それらの誘致企業と取引を行っていた地元企業の仕事がなくなるという事態が多発しているようです。これに加えて、法人関係の税収が大幅に減り、地方自治体の財政的な安定性が失われるという問題も発生しております。このように、今回の経済危機により、企業誘致による地域経済活性化対策は、不安定な地域経済、地方財政構造をつくり出すという短所が明らかになったように思えます。このような地方での問題や地方自治体の再生を考えたとき、いかに地域に持続、継続、継承可能な仕組みや構造をつくっていくかという視点がクローズアップされていると考えます。そのような視点で見たととき、やはり本市として最優先に支えるべきものは地域の地場産業であると思えます。もし今後も地元企業の廃業などが続出すれば、多くの市民は職を失い、地域はさらに疲弊し、一層過疎化は進んでしまいます。どの地域も同様だと思いますが、地場産業はその地域の中で大きな役割を担っております。例えば、工業分野である地域の建設業は、歴史的にも市民生活の安全・安心面でのナショナルミニマムを担ってきましたが、高齢化の進行、大地震発生予測、気候変動など、新たな状況を迎える中で、リフォーム、バリアフリー化、耐震改修、省エネ化や自然エネルギー活用等の低炭素社会化などで一層の役割発揮が求められております。また、このような地域で活躍する技術者、専門職者は市民の暮らしを支え、地域づくりを行うためには必要不可欠な存在であり、その果たすべき役割は一層高まっております。一例を挙げましたが、このように、すべての地場産業はその地域の中で何らかの社会的役割、使命を担っており、社会に貢献し続ける地場産業を守り、サポートすることも行政の重要な役割であると思えます。

以下質問に入ります。1点目、市内での新規起業及び倒産、廃業の状況。

2点目、農業全般の経営状況、様子。

3点目、本市における今後の地域産業活性化対策。以上について伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） 各種地場産業対策の1点目、市内での新規起業及び倒産、廃業の状況について、平成21年度の状況をお答えいたします。最初に、新規の開業状況であります。一般土木建築工事業、一般食堂などで14社、製造業で1社が開業しております。一方、倒産と撤退につきましては各1件、廃業は板金業、スナックなどで10件となっております。

次に2点目、農業全般における経営状況、様子についてであります。農業の経営状況につきましては、昨年年第4回市議会定例会の行政報告でも申し上げましたが、農作物の収穫状況は、夏場の低温、多雨などの天候不順により、水稻や大豆、ソバなど総じて平均を下回る収穫となっております。こうした被害の状況から、水稻や畑作物などの共済金の支払いもされておりますが、融資要望も多く、農家の経営状況は総体的に厳しいものと受けとめております。

次に3点目、本市における今後の地域産業活性化対策についてであります。最初に、商工業の振興策といたしましては、魅力ある市街地形成に資するため、引き続き、空き地空き店舗活用事業助成制度による新規開業を促進するほか、既存事業者の皆さんについては、消費者ニーズ等の変化に対応した経営基盤構築の一助となるよう、商工会議所などの関係機関と連携し、経営診断や相談、指導機会の充実を図るとともに、国、道、市などの融資制度の活用促進や経営者、従業員の人材育成にも努めているところであります。さらに、このたび臨時交付金事業を活用して中心商店街の街路灯整備も支援したところでもありますが、今後におきましても、商店街振興組合連合会などが行う各種環境美化事業やイベント開催等を支援し、魅力ある商店街づくりも支援してまいります。企業誘致につきましては、平成22年度市政の方針の重要施策の一つに位置づけさせていただいておりますので、今後におきましても、引き続き誘致活動を推進してまいりたいと存じます。また、本市産業の根幹をなす農業の振興策であります。多様な農畜産物の中核である米については、食味のよさで、今や府県の有名銘柄にも負けない実力を備えておりますので、地産地消の浸透はもとより、この深川米のブランドをしっかりと確立し、全国に

向けた一層の有利販売を展開していく、また米粉の製品など付加価値をつけた多様な商品の開発や、その安定的な生産販売を推進していくことなどが挙げられますし、さらに米の生産に伴って副産物として発生する稲わらやもみ殻などの地域資源を有効活用したバイオマス産業への取り組みなども、この地域に根差した重要な活性化対策であると考えております。市といたしましては、これらの取り組みについて関係機関・団体と幅広く協議を行い、地域の産業活性化に結びつけていけるよう努めてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） 企業誘致については、全国的に起きている問題点を指摘いたしましたけれども、批判とか反対をしているわけではないので、今後一つでも多くの企業に来ていただけるように取り組んでいただきたいと思います。あと、バイオマス産業については何かを考えていらっしゃるということで、少し気になりますが、あえて再質問をしないで次の質問に入りたいと思います。

項目3、グローバル化産業対策について。今、地域経済と地方自治体の再生を考える場合、その一つとして、現代企業のグローバル化という時代の流れに適応した構造、地域づくりをどのようにしていくかという視点がクローズアップされていると思います。例えば、アパレル業界や製造業の最近の動きとしては、企業再生と生き残りをかけて、国内基盤を確保しながら海外へシフトしていくという動きがふえており、中小企業の海外進出も目立ってきております。その際、そういったグローバル化企業への投資主体として、国や地方自治体はその財源と権限をどう生かし、バックアップしていくかということが問われております。地域においては、国の財源や制度を生かしながら、自治体としてグローバル化を目指す企業を支援することにより、地域産業を維持し、また地域産業の国際化により、住民生活の中から出てくるニーズに沿って新たな仕事をつくり出していく、そうした動きを支援していくことが求められており、また実際に自治体が地域のニーズにこたえるために新たな取り組みに挑戦するといった動きもあります。例えば、静岡県では、アジア進出を支える重要な戦力として、外国人を採用する実例が県内の中小企業の間で広がっているようですが、県はアジアとの関係強化に向け、留学生の募集から地元

企業への就職、帰国後の対応まで一貫した支援を国の施策とは別に行っております。国の支援は、経済産業省、文部科学省、国際交流基金、国際協力機構（JICA）と複数の機関が目的も中身もばらばらに実施しており、窓口が多過ぎますが、静岡県では人材育成をプログラム化し、これを一括して行い、留学生を多く受け入れ、それらの留学生が県内の企業で活躍することで、地元企業の国内外での競争力を高めようとしております。このように、アジア、世界の成長を取り込もうと日本各地で新たな挑戦が始まっており、地域や企業はどのような取り組みや工夫があるのかに注目されております。

以下、質問に入ります。1点目、本市における地元産業のグローバル化の現状。

2点目、市内での取り組みや支援体制。

3点目、アボツフォード市との経済交流の状況と今後の展望。

以上について伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（一原慶逸君） グローバル化産業対策につきましては、1点目及び2点目を私から答弁いたします。

最初に1点目、本市における地元産業のグローバル化の現状についてお答えをいたします。近年、多くの外国人観光客が来道し、観光関連の産業でグローバル化が進んでおりますが、市内の宿泊施設や飲食店などでグローバル化に伴う具体的な取り組みをしているとはお聞きしておりませんし、市内の製造業者を見ましても、間接的な原料輸入や製品輸出の事例はあると思いますが、直接海外取引を行っている事業者は把握する限りないものと認識しております。また、農畜産物につきましては、アジア地域をターゲットにした売り込みを図るため、道や農業団体が構成する北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会において、平成15年から台湾の日系百貨店で北海道物産展などを開催するなど、道産農畜産物のプロモーション活動を実施しており、ロングライフ牛乳や長芋などが定番の商品となるなど、高い評価を得ていると承知しております。本市におきましては、JAきたそらちに確認したところ、現段階では農畜産物全般にわたり海外との取引はありませんが、販路拡大の新しい試みでもありますので、ただいま申し上げた協議会の活動や他地域における取り組みな

ど、今後も注視してまいりたいと考えております。

次に2点目、市内での取り組みや支援体制についてであります。外国人観光客の増加に伴いまして、道の駅を初めとするドライブインや空港などで土産品の消費につながっていると報道されておりますが、外国人客の多くは一般的にはクレジットカードを利用していることから、市内での利用率を高めることが活性化につながるグローバル対策の一つと考えておりますので、市の道の駅におきましては、深川振興公社や物産振興会などに外国人にも利用しやすいカードサービスを始めていただけるよう要請しており、協議、検討をいただいているところであります。また、市の観光案内板や観光パンフレットにも、外国の方にも活用いただけるよう、一部外国語の表記を付しているところもあります。一方、市内業者の海外取引につきましては、先ほど申し上げましたとおり、具体的な取り組みは見当たらず、また市への相談もございませんことから、現在独自の支援策は持ち合わせておりませんが、事業者の輸出先での販路開拓や支援については、国と連携して、独立行政法人日本貿易振興機構、通称ジェトロといいますが、そこがその機能を担っておりますので、事業者からの相談があった場合にはジェトロを活用し、適正に対応してまいりたいと存じます。農業関係の海外取引につきましては、全く新しい分野の取り組みでありますので、J Aきたそらちなどと十分連携しながら、道や農業団体と協議する中で対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 山下市長。

○市長（山下貴史君） 3点目のアボツフォード市との経済交流の状況と今後の展望については、私からお答えをしたいと存じます。姉妹都市でありますカナダ、アボツフォード市との経済交流につきましては、平成20年8月に、私も含めまして6人で本市の公式訪問団ということでアボツフォード市を訪れました際に、先方と経済交流についても話し合いを行ってきたところでありまして、お互いに経済面での交流についてその道を探ってみる、探ってみようではないかという点で考えの一致を見たということでございます。その後の状況につきまして、去年の4月に、本市のほうから、アボツフォード市訪問の折に協議をした経済交流について、内容をいま一度確認するためにレターでございますが、連絡を入れて、あわせてその際に先方のその後の対応について

もどのような状況かといった照会をいたしたところでございます。ただ、これについては、その後、アボツフォード市側から具体的に何か連絡が入ったということはございません。しかしながら、平成22年度のことしはアボツフォード市側から公式訪問団が本市に来る予定になっておりまして、現在のところ、まだその訪問の時期でありますとか人数などは未定でございますが、公式訪問団をアボツフォード市側が派遣するということの承認を、既にアボツフォードの議会で得ているという連絡を受けているところでございますので、アボツフォード市側の代表団が本市にことしお見えになった折には、実際のところ、経済交流といってもいろいろハードルはあろうかと思いますが、ぜひ先方と経済交流の可能性について話し合いをしたいと。そして前進が図れればと思っております。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） 次の質問に移ります。

項目4、感染症対策について。近年、インフルエンザを初めとする感染症が世界的に大流行し、大きな問題となっておりますが、今回は感染症全般について伺いたいと思います。世界の三大感染症であるH I V、エイズ等の新型感染症、また近い将来克服されると見られていたにもかかわらず、再び大きな問題となっている結核、マラリア等の感染症は、その伝播性や対策に要する経費負担が大きいことから、一国のみで解決できる問題ではなく、世界各国が協力して対策を進めなければならない地球規模の問題です。これら三大感染症の世界的な状況を見てみますと、世界のH I V、エイズ感染患者総数3,300万人、2007年1年間の新たなH I V感染者数270万人、死亡者数200万人、2006年の年間結核発病者数約915万人、年間死亡者数約166万人、2006年の年間マラリア罹患患者数2億5,000万人、年間死亡者数88万人以上、WHO（世界保健機構）やUNAIDS（国連合同エイズ計画）の統計や報告ではこのような数値となっており、また従来からこれらの組織が感染症対策のための国際協力を推進しております。我が国もその経験や知見を生かして、発展途上国の保健、医療向上に貢献するため、これらの国際機関やドナー国と密接な協力を進めてきました。2005年2月に改定されたODA中期政策では、人間の安全保障の実現に向けた援助のアプローチを受け入れ、保障分野の改善を含めた貧困削減を重点課題の一つに掲げ

ています。2000年、日本が主催したG8九州・沖縄サミットにおいて、サミット史上初めて感染症問題を取り上げ、沖縄感染症対策イニシアチブを発表し、HIV、エイズ、結核、マラリア、ポリオ、寄生虫病とその他感染症への対策として、2004年度までの5年間で30億ドルの目標を超えるODA総額58億ドルの拠出をしており、また2008年5月には、2009年以降、当面5.6億ドルを追加拠出することを表明しました。世界的にはこのような動きになっておりますが、私としては、このような感染症対策には、やはり予防接種を行うことが一番効果的であると思えます。

そこで、本市における予防接種の現状について伺いたいと思います。1点目、定期予防接種の種類、内容。

2点目、それらの予防接種に対する接種者数及び接種率。

以上について伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 感染症対策について、本市の予防接種の現状についてお答えをいたします。

現在、市が実施している予防接種には、法令などの規定により行う定期接種と、それ以外に個人が自己の判断で接種を受ける任意接種があります。本市で実施している定期予防接種につきましては、ジフテリア、破傷風、百日ぜきに対する三種混合ワクチン、ジフテリア、破傷風に対する二種混合ワクチン、かつては小児麻痺の一因であったポリオ、結核のBCG、麻疹、風疹に対する混合ワクチンの5種類の定期一類疾病予防接種を行っております。これら予防接種は、市町村長が予防接種の種類、接種対象者、期日及び場所、注意すべき事項、その他必要な事項などをあらかじめ保護者にお知らせし、疾病の発生と蔓延を予防するため、乳児期から接種を推奨しているものであります。

次に、本市におけるこれら定期予防接種の実施状況についてであります。平成20年度の3歳児健診の際の実績で申しますと、対象者131人に対し、ジフテリア、破傷風、百日ぜきの三種混合ワクチンにつきましては、接種者が124人、接種率が94.7%、ポリオ接種者が129人、接種率98.5%、BCG接種者129人、接種率98.5%、麻疹、風疹1期接種者は

126人、接種率96.2%となっているところであり、2期につきましては、接種者149人、接種率98.7%、3期で接種者198人、接種率96.6%、4期では接種者206人、接種率95.4%となっているものであります。全道、全国的に見ましても、本市は高い接種率を維持しているものであり、今後もワクチンの有効性の周知と接種勧奨を行っていくものであります。

次に、インフルエンザワクチンについて申し上げますと、季節性インフルエンザワクチンは、65歳以上の者及び60歳以上で予防接種法に基づく規定を満たす者を対象に実施するものであり、市町村長に接種勧奨の義務はなく、本人にも努力義務のない定期接種の2類に位置づけられているものであります。毎年10月15日から12月末日を接種期間として実施しており、平成21年度につきましては、接種者数3,852人、うち65歳以上は3,845人、65歳以上の接種率は48%となっているものであります。なお、これらに該当しない市民につきましては任意接種でありますことから、人数等の把握はできていない状況でございます。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） 最後、項目5、昆虫等の異常発生について伺いたいと思います。

近年、ある時期になると、大きな昆虫が大量発生しているのを目にします。少し調べてみましたが、恐らくマイマイガというガの一種ではないかと思えます。理由はよくわかりませんが、このガは約10年周期で大量発生すると言われており、前は平成13年ころ、その前には昭和62年ころ大量発生しており、私の記憶にも残っております。このような大量発生は2年から3年続き、幼虫に病気が流行して終息するというのですが、今回の大発生から3年目であることしも同様に、マイマイガ大量発生の可能性は高いものと思われれます。ハチの巣など、限られた場所での話はたまに耳にしますが、マイマイガのような非常に広い範囲にわたる害虫の問題は全市民共通の悩みであると思えます。このような害虫対策として、例えば最近では水銀灯からナトリウム灯への交換を行っている自治体がふえているようです。

以下、害虫問題に関して伺いたいと思います。1点目、昆虫等が異常発生する理由。

2点目、害虫に関する過去の事例と当時の対策。

3点目、害虫が人体へ及ぼす影響、危険性。

4点目、駆除方法。

5点目、今後の害虫対策等。

以上について伺いたいと思いますが、答弁は多少長くなっても結構ですので、詳しくお願いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山岸建設水道部長。

○都市建設水道部長（山岸弘明君） 私から、昆虫等の異常発生についてお答え申し上げます。

初めに、1点目の昆虫等が異常発生する理由についてお答えを申し上げます。昆虫を含め、生物の生存や繁殖にとりまして大切なこととしましては、その生物にとっての十分な食料、えさとなるべきものが存在することや、天敵など、その生物の生存を妨げる他の生物がいけないことなどが考えられますが、これらの条件が整い過ぎますと、その生物の爆発的な生殖や成長が始まると言われてございます。このような異常発生につきましては、マイマイガのように、突然に個体数を増加して数年でいなくなってしまう突発発生型や、人工林や農業に対する害虫のような恒常発生型、風害などでえさになるものが大量に生じることによる特異発生型、突発発生型に似ていますが、10年から20年にわたって次第に増加して減少していく漸近発生型の4つに分類されて説明されておりますが、このうち突発発生型と漸近発生型につきましては、その異常発生の原因が不明であることが多いようでございます。

次に、2点目の害虫に関する過去の事例と当時の対策についてであります。人間に損害を与える害虫につきましては、人の疫病を媒介する衛生害虫、農作物等を食害する農業害虫や家屋を食害する木材害虫などに分類されますが、これらの対策としましては、農業害虫につきましては、主に農薬等による対策が行われておりますし、衛生害虫につきましては、市街地の整備や上下水道の普及により、その対策が講じられてきておりまして、ハエや蚊などの害虫発生が大幅に減少している実態にあるものと存じます。また、質問のマイマイガの発生事例につきましては、北海道林業試験場の資料によりますと、明治16年から記録がございまして、平成以降につきましては、議員ご指摘のとおり、平成13年に発生の確認があり、一昨年、昨年には道央や道東地域で大発生したところでございます。このような大発生は、平均しますと10年間隔で繰り返しており、その期間は通常2年から3年継続した後、終息に至ってござ

います。この主な終息要因としましては、マイマイガの大発生に伴い、その天敵でありますウイルス病や昆虫疫病菌の活動が活発になることがその要因であるとと言われてございます。

次に、3点目の害虫が人体に及ぼす影響、危険性についてお答え申し上げます。マイマイガの成虫には毒はございませんが、幼虫の毛に皮膚の弱い人や幼児が直接接触すると、傷みがあったり、かぶれたりすることがあるようでございますが、人体に対して強い危険性があるものではないと言われているものでございます。

次に、4点目の駆除方法についてでございますが、マイマイガの雌は、一度に200粒から400粒程度の灰黄色の卵を街灯、壁、木の幹などに産みつけ、日中気温が18度を超える日が続く5月ごろからふ化し、幼虫になります。ふ化した幼虫は、体長1センチまでの初期は市販の殺虫剤で駆除できますが、1センチ以上の幼虫及び成虫には有効な駆除方法がないため、卵のうちに除去をしっかりと行うことが最も有効な駆除方法であると言われておりまして、このため卵を木べらなどで取り除き、地中に10センチ以上の深さで埋めるか、焼却することが有効な対策とされてございます。また、羽化し成虫となったマイマイガは、紫、青い光を好みますので、街灯に使われています水銀灯に群がる習性がございまして、議員からご指摘のとおり、これを防ぐにはオレンジ色のナトリウム灯に変えることや、成虫の活動期間が短くて1週間から10日程度でございまして、この間消灯することなどでその場所には寄りつかなくなります。成虫の個体数が減少するわけではないことから、駆除には有効な対策として結びつかないものでもございます。

次に、5点目の本市における今後と申しますか、主に来年度、ことしの時期の対策についてお答え申し上げます。マイマイガの異常発生期間は通常2年から3年間ありますので、ことしの発生が予想されるところでございまして、先ほどご説明申し上げましたように、マイマイガの天敵であるウイルス病などの自然界における作用にも期待しているところでございますが、ふ化が5月ごろ、幼虫にかえるのが5月ごろでございまして、ふ化する前の卵の駆除が有効でございまして、そのことから、広報4月号などによりまして、これがマイマイガの卵であるという見分け方ですとか駆除の仕方などの情

報について、市民周知を図りながら対策を講じていきたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 以上で宮田議員の一般質問を終わります。

次に、山田議員。

〔山田議員、質問席へ〕

○2番（山田圭二君） 平成公明クラブの山田でございます。通告に従い、一般質問をいたします。今定例会最後の一般質問であります。アンカーとして質問することは約11年間の議員生活で初体験でありまして、何か感慨深いものがございます。

さて、このたび、南米チリで発生したマグニチュード8.8の大地震は、チリはもちろん、我が国内においても多くの被害を受けました。被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げ、一日でも早い安寧な生活を取り戻すことをご祈念申し上げます、質問に入ります。

最初に、項目1、市政運営についてであります。1点目のこれまでの市政運営に対する市長の自己評価について及び2点目の目指す深川の姿についても、昨日の川中議員及び田中裕章議員の質問に対する答弁で理解をいたしましたので、割愛をさせていただきます。がしかし、市長には目指す深川の姿を求めて、さらなる奮闘をご期待申し上げます。

次に、2項目の社会資本整備総合交付金についてであります。1点目の新制度の概要及び2点目の社会資本整備計画を提出する準備を進めているかについても、初日の長野議員の質問に対する答弁で理解をさせていただきましたので、割愛をいたします。

次に、項目3の国の諸制度改革に伴う市財政への影響について伺います。3月2日、新政権は過去最大の44兆円を超える新規国債発行額で歳入を賄い、92兆円を超す我が国始まって以来の大規模予算を衆議院で通過させ、平成22年度予算成立が確定をいたしました。22年度以降、本市の財政に影響があると思われる以下4点について伺います。

1点目は、地方交付税1.1兆円の本市への影響であります。国は地方自治体の三位一体の改革の影響による財政悪化に対する支援として、1.1兆円の地方交付税の増額を公表しておりますが、本市への交付額が幾らになるか、影響について伺います。

2点目は、個人住民税における扶養控除見直しによる本市での市民税への影響についてであります。まずは、所得税法における扶養控除、次には配偶者

控除も見直しの対象となっているようでございますが、これは子ども手当支給に重点化する目的と判断されます。住民税計算基礎の流れとして、必然的に地方自治体の税収の中心的財源であります個人住民税にも、適用の方向は理解できることありますので、本市における扶養控除見直しによる住民税への影響について伺います。市町村自治体への適用は平成24年度からということであり、本市における影響額の算定の基礎データの把握は困難と思っておりますので、何種類かのモデルケースとしてお示しをいただきたい。

3点目は、予想される昨年の農家収入の減少による市民税減収の予測についてであります。昨年の農産物収穫は、天候不順によって水稻、畑作ともに厳しい状況と認識しておりまして、農業共済の適用は、水稻379件、畑作198件との統計がありますし、加えて共済対象基準すれすれで対象外となった方もいらっしゃるわけで、1年間のご苦勞が報われなかったということに対し、心から遺憾の意を表します。残念ながら、このような状況は農家収入の減少となり、市財政の大綱をなす市税収入にも大きな影響があると考えられますので、市税減収の予測について伺います。

4点目は、地方たばこ税率引き上げの影響額の予測であります。10月より地方たばこ税率が引き上げられるとの報道がありますが、1箱300円のたばこが400円になることで1箱当たりの税収は増加しますが、反面、これを機会に禁煙に取り組む人が増加することが予測されます。その結果として、市たばこ税が増収になるか、減収になるか、気になるところであります。税率引き上げによる市たばこ税への影響額の予測について伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 国の諸制度改革に伴う市財政への影響についてお答えをいたします。

初めに、地方交付税についてであります。平成22年度における地方財政は、個人の所得の大幅な減少、さらには企業収益の急激な悪化などによりまして、過去最大の財源不足が生じると見込まれているところであります。そのため、交付税額の総額につきましては、平成11年度以来、11年ぶりに1兆円を超える増額となりまして、質問にございましたように1兆1,000億円、前年比6.8%増となったところで

ございまして、また臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は、前年度より3兆6,000億円ふえまして、率として17.3%の増となっております。また、この中には、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出として、地方財政計画の特別枠の新たな費目といたしまして、地域活性化・雇用等臨時特例費が創設され、基準財政需要額の新たな算定費目といたしまして、雇用対策・地域資源活用臨時特例費が4,500億円、また活性化推進特例費として、既存の費目の単位費用の中で5,350億円が算定されることになっております。一方、国が示した留意事項におきましては、各自治体における変動要因もあることから、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の前年比を乗ずることにより、過大な見積もりとならないよう指摘されているところでもございます。そこで、本市の平成22年度地方交付税でございますが、試算した基準財政需要額の個別算定経費では、単位費用の増により3.7%増となりましたが、公債費に係る事業費につきましては、約1億8,000万円、7.3%の減が見込まれること、基準財政収入額では市税が、全国ベースでは10.8%の減と見込まれておりますが、それほど本市は減少しない見込みであるということなどを勘案いたしまして、普通交付税では64億9,600万円、昨年度の当初予算63億7,000万円と比べまして、額では1億2,600万円の増、率では2%の伸びと見込んだところでございます。なお、平成21年度の普通交付税決定額の65億6,000万円と比べまして、額では6,400万円の減、率にしてマイナス1%と試算し、予算計上したところであります。また、特別交付税につきましては、国の交付税総額では6.8%の伸びに対しまして、本市では平成22年度の計上額7億円といたしてございまして、昨年度の当初予算6億5,000万円と比べまして、額では5,000万円の増、率では7.7%の増を見込んでいるところでございます。さらに、臨時財政対策債を昨年度の4億2,600万円の50%増ということで6億3,000万円と見込んでおりますので、地方交付税と臨時財政対策債との合算額は78億2,600万円となりまして、昨年度の予算額74億4,600万円と比べまして、額にして3億8,000万円、率にして5.1%の増と見込んでいるところでございます。

次に、2点目の扶養控除の見直しによる市民税の影響についてでございます。平成22年度税制改正につきましては、現在、国会で審議中でございますが、

所得税法での扶養控除見直しは、16歳未満の年少扶養控除が廃止されるということ。16歳以上23歳未満の特定扶養控除のうち、16歳以上19歳未満の控除額が一般扶養控除に減額されるものとなっておりますが、地方税法でも同様の措置となりますが、個人住民税への影響も大きなものとなると考えているところであります。しかし、質問にもございましたように、個人住民税への適用は平成24年度以降に反映されるということでございますので、現段階でどのような影響があるかを把握することは難しいものと考えますけれども、現行税率の適用であれば、税収増となるものでございます。そこで、質問にモデルケースでの住民税の推移ということもございましたので、これは一定の社会保険料控除や生命保険料控除等を想定し、現行税率で試算した状況ということで申し上げます。夫婦と16歳未満の子供2人の家族で年収400万円の場合、一般扶養控除のある現行制度での住民税額は年8万5,000円になりますが、控除がない場合については15万1,000円となりまして、7万1,000円の増額、夫婦と16歳以上19歳未満の子供1人、16歳未満の子供1人の家庭で年収400万円の場合、住民税額は7万2,750円から11万6,000円となりまして、4万3,250円の増額が見込まれるものでございます。

次に、3点目の昨年の農家収入減少による市民税額減収予測についてでございます。平成22年度予算におきまして、個人市民税に占める農業所得の課税標準は、昨年の作況や聞き取りで調査いたしまして、21年度に比較しますと、割合で3割、金額として3億円程度の減少が見込まれるとなっておりますが、農業所得にかかわる市民税の減収額につきましてはおおよそ1,800万円と見込んでいるところでございます。その後、共済金が確定するなど、補償も見込めることから、減少額は圧縮されるものと予測しているところでございます。

次に、4点目のたばこ税率引き上げの影響額の予測ということでございます。平成22年度の予算の市たばこ税は、21年度決算見込みに人口減や禁煙、購入量の変更などの要因から、6%減少として積算をいたしてございまして、1億7,116万9,000円を計上しているところであります。税制改正によりまして、本年10月から税率増が適用となりますと、1本当たり5円の値上げとなりまして、市たばこ税におきましては1本当たり1円32銭増収となりますが、今後、

禁煙による購買減少などの状況も予想されますので、当初予算に比しておおよそ2,000万円の増額を予測しているところでございます。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） 財政における歳入の確保が大変重要でありますので、ぜひしっかりした対応をお願いしておきます。

次に、項目4の和牛の産地形成についてであります。この項目も、1点目の和牛導入貸付制度創設後の飼育頭数等の実績と評価について及び2点目の仮称ふかがわ牛としてブランド化を目指す中長期の展望についても、初日の田中昌幸議員及び昨日の松沢議員の質問に対する答弁でおおよその理解をいたしましたので割愛をいたしますが、和牛の産地形成は市長の目玉政策でありますから、ぜひ成功していただきたいと願っております。

次に、項目5の北海道からの権限移譲について伺います。2000年、地方自治法改正に合わせ457本の法律が地方分権一括法として採択されましたが、予算の背景もこれありで、なかなか地方分権は進展していないのが実態であると認識をしております。しかし、新政権も地域主権を掲げておりますし、これを第一義的に市民サービスの向上のために分権は推進しなければならないと考えて、以下3点について伺います。

1点は、パスポートの発行状況についてであります。市民にわかりやすく身近なサービスとしてのパスポートの発行事務は大変好評と聞きますが、昨年6月の開始から今日までの発行件数を伺います。

2点目は、平成21年度の実績と22年度の取り組みについてであります。この件につきましては、平成21年第3回定例会でも質問いたしました。進展状況確認のため、改めて伺うものであります。

3点目は、新しい支庁制度の施行後の北海道からの権限移譲についてであります。支庁制度改革は紆余曲折を経て、ようやく新年度から施行されることになりましたが、総合振興局は従来の支庁とどこがどのように違うのか理解ができていません。この際、権限移譲の観点から、変化、進展があるか伺うものでございます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 北海道からの権限移譲についてお答えをいたします。

初めに、1点目のパスポートの発行状況についてであります。パスポートの申請及び交付事務につきましては、昨年6月より北海道からの権限移譲によりまして、市民課窓口で行っているところであります。昨年6月から本年2月末までの9カ月間での発行状況についてであります。5年申請が77件、10年申請が137件、訂正申請が8件、合わせて222件となっております。月平均25件程度ということでございます。5年、10年申請については、交付までに2週間程度、訂正等で1週間程度を要しますが、申請者からは今までより身近で申請できるということで大変喜ばれておりまして、今後とも申請及び交付事務についての普及啓発に努めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の平成21年度の実績と22年度の取り組みについてであります。21年度の実績につきましては、今ほど申し上げましたパスポートの申請交付事務のほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律における特定路外駐車場の設置に関する事務、租税特別措置法における連結法人の優良な住宅の供給に寄与する旨の認定に関する事務、中小企業等協同組合法における組合の共済規定の認可等に関する事務の3事務事業について移譲を受けたところであります。次に、平成22年度における権限移譲の取り組みにつきましては、中小企業等協同組合法における員外利用の特例許可等に関する事務、母子保健法における低体重児の出生の届け出の受理及び未熟児の訪問指導、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律におけるトガリネズミ科及びネズミ科に属する獣類の有害捕獲等の許可に関する事務及びニューナイスズメの卵の有害採取等の許可に関する事務の4事務事業について、既に北海道議会で移譲に関する条例が可決されており、4月より事務権限の移譲を受けることとなっております。

次に、3点目の新しい支庁制度の施行後の北海道からの権限移譲についてであります。北海道における支庁制度改革の取り組みにつきましては、地方分権改革への対応、広域的な政策展開、行政改革の推進の3つを理念として堅持しながら、改革に向けた取り組みを着実に推進することとしておりまして、地方分権改革の進展に対応した改革への取り組みの中に、道から市町村への事務権限の移譲がうたわれておりますことから、道が平成21年3月に改定した道州制に向けた市町村への事務権限移譲方針に基づ

き、権限移譲を積極的に進めるための働きかけとして、22年度より重点的に移譲を推進する権限の選定と市町村への要請が行われてきているところでありますが、新しい支庁制度の施行後は、市町村への権限移譲について一層の積極的な働きかけがあると考えております。本市といたしましても、今後も市民の利便性やサービスの向上、効率的な行政運営などの面の効果について十分に検討し、積極的に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） 次に項目6、JR深川駅西側の土地活用について伺います。ご案内のとおり、この土地は、このたび市長が英断をもって破産による清算を終えた深川地域開発株式会社が、平成2年、国鉄清算事業団の公売に応札したが落札できず、深川地域開発株式会社はその目的を失い、活動停止となった問題の土地であります。中心市街地の活性化や急激に進展する高齢社会を見据えたコンパクトなまちづくりが求められる環境にある本市にとって、1条6番から8番にかけて、JR敷地に隣接し、深川1条駐車場や深川市地方卸売市場の後背地に位置する未利用地約8,000平米、坪にしますと約2,400坪であります。大変貴重な区間であると考えます。今後の取り組みの考え方について伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） お答えを申し上げます。

今、議員からご指摘がありましたように、JR深川駅に隣接しております西側の用地、土地につきましては、平成2年当時、国鉄清算事業団が公売をいたしました折に、市の第三セクターでございました深川地域開発株式会社も、その公売に応札をいたしました。残念ながら現在の所有者の有限会社大平興産が落札をしまして、以来20年間、全く手つかずのまま経過をいたしてきております。そういった形で現在に至っておりますことは、やはり一等地であるだけに、随分もったいないという感じを持っているところでございます。これらこの土地の概要について、今、議員もおっしゃいましたが、この所有者は恐らく代理店契約を結んでいるところかと思っておりますが、株式会社総合開発センターというところがございます。そこのホームページ上で土地の概要について掲載をされております。深川駅西側から線路沿いに横に長い形状で存在をしている土地でござ

いまして、深川市1条514-5ほか5筆に分かれて、合計で8,139.8平米という面積を有し、現状地目は宅地でございます。用途地域としては、商業それから準工業地域に指定をされているところでございまして、ホームページ上の売却価格は3億8,000万円と提示されているところでございます。今申し上げましたように、まさに民有地として売却物件とされているわけでございますが、売却価格も大変高額なままでございますので、当然でございますが、財政状況の厳しい本市の現状から、今さら再び市がその土地を手に入れまして活用を図るといった状況でないことは、申し上げるまでもないわけでございます。ただ、当該土地は、議員もおっしゃいましたように、1条駐車場でありますとか深川地方卸売市場などにも隣接をしている駅のすぐ近くでもある、そういう空間地でございますので、今後、本市の中心市街地活性化でありますとか、まちなか居住を進めるでありますとか、あるいはコンパクトなまちづくりといったさまざまなまちづくりを考える際の政策を進めていく上で、大変重要なエリアに位置しているという認識も持っているところでございます。したがって、本市としては、今後しかるべき段階、時期にこのエリアをどのように整備、発展していったらいいのか大きなランドデザインのようなものについても、いつかの段階で検討してまいりたい思いを持っておりますということをお願いして、お答えにしたいと存じます。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） それでは、最後の項目に入ります。

項目7の新エネルギーにおける農林業系バイオマスについて伺います。地球温暖化防止の世界的な潮流は、必然的にエネルギーは化石燃料から太陽光あるいは風力、水力等の自然エネルギーやCO2還元型のエネルギーあるいは水素や原子力によるクリーンエネルギーなど、化石燃料から排出されるCO2を徹底して抑えるエネルギー政策が必要になると認識をしております。さらには、エネルギーの効率的な運用も課題であり、電気は発電所から消費者への送電中、およそ半分のエネルギーが失われると聞きますが、多くのエネルギーについても、エネルギーの生産地から消費地までの輸送ロスや輸送経費、これを考慮しますと、エネルギーもまた食料と同様、地産地消が求められる時代であると考えてるのが自然

の流れであると思います。このような視点から、有効な深川市のエネルギー資源を探索しますと、一般的には太陽光発電や風力発電がありますが、深川市の場合、残念ながら日照、風力ともに不十分のようであり、設備効率の面からはいささか難があると認識をしています。しかし、利便性の高い電気エネルギーである点では有意性もあり、実用化に向けての取り組みを否定するものではありません。しかし、地産地消も踏まえ、循環型エネルギーの創造を目指すとするならば、農業を基本とし、さらに林業も盛んである本市にとって、農林産廃棄物の有効活用に着目するとき、豊富な農林業系バイオマスの存在が明らかであります。平成20年第3回定例会での一般質問でも申し上げたように、深川市ではおよそ2万3,000トンの稲わらが約5,800ヘクタールの水田にすき込まれますが、このうちおよそ半分はすき込むことによって、かえって稲作に適した土壌の成分バランスが崩れるために、これを回復する目的でわざわざ追肥が必要になると関係機関からお聞きしていますので、本来廃棄すべき1万1,500トンの稲わらを活用することができます。一方、林業においては、CO₂吸収の最大の功労者として森林の整備が叫ばれていることはご案内のとおりであります。美しく有効な森づくりに欠かすことのできない間伐や下枝刈りで発生する間伐材や林地残材などは、バイオマスとして有力な資源であります。注目されておりましたバイオエタノール製造についてであります。平成21年10月8日、私たち平成公明クラブは、実証実験中の上川郡清水町のバイオエタノール株式会社十勝清水工場を政務調査活動として視察をいたしました。原料は栽培作物系のてん菜及び規格外小麦を使用し、純度99.5%のエタノールを製造しておりますが、製造原価は1リッター150円にもなっております。これは画期的な制度技術が開発されない限り、実用化は無理と感じたところであり、現状、液化ではなく固形化の方向が実用化の可能性が高いと私は判断したところであります。私は、稲わら等の農業系廃棄物を活用する研究に取り組んでいる南幌町の地域エネルギービジョン策定等事業の存在を知りまして、2月18日、南幌町まちづくり課を訪問し、稲わら等のペレット及びブリケット製造の研究状況についてお話を伺ってまいりました。ペレットはご案内のとおり、五、六ミリ程度の丸棒を4センチほどに切ったような形状で、ブリケットは直径5センチ

ほどの円筒形の長さ15センチほどの形状であります。いずれも稲わら等を中心とした農林業系バイオマスを圧縮してつくります。木質ペレットについては既に相当数利用され、認知されておりますが、稲わら等農業系バイオマスの固形燃料はこれからの分野であります。そこで、何といたっても気になる製造原価であります。粗利益20%を加算した1キログラム当たり価格は、ペレットが31.7円、ブリケットは22円となっております。これを発熱量で比較しますと、ペレットは灯油とほぼ均衡、ブリケットは重油とほぼ均衡という試算をしております。ペレット製造では、稲わら50に対して木質50の割合ということですが、南幌町では山がありませんので種々の課題はありますが、木質についてはやむを得ず建築廃材を利用しているということでもあります。「深川市は両方そろっているから、恵まれた条件にありますね」と言われました。製品の利用については、現状、役場庁舎等公共施設や温泉施設及び農業施設などであり、生産量や燃焼用の自動供給ストーブの価格がまだ高いこともあって、一般家庭への普及は今後の取り組みとなります。もちろん、液体燃料に比べますと、扱い上の利便性にはさまざま問題がありますし、燃焼過程において、灰分が多い稲わらはクリンカーができるという難点があり、今、その解消のための研究に取り組んでいるということでもあります。私は、南幌町の取り組みはまさに時代が求めている事業展開であると思います。本市であっても、農林産系廃棄物の有効活用、追加肥料の経費削減、そして新産業創設による雇用の創造を目的に果敢に挑戦すべきと考え、以下3点について伺います。なお、南幌町では、研究データについては、すべて情報の公開、開示するということでございます。

第1点は、農林業系バイオマス活用の可能性の認識について。

2点目は、農林業系バイオマスに対する国の支援策について、どのような支援策があるか、概要もあわせて伺います。

最後に、農林業系バイオマスを活用した産業の創造のため、きたそらち新産業協議会等との連携について伺います。きたそらち新産業協議会は私も参加しておりますけれども、北空知広域農業協同組合連合会を初め、JAきたそらち、北空知信用金庫、北電深川営業所ほか多くの有力会社、さらには北空知

の各町と本市で構成され、そして本市の地域振興課が事務局を担当していることから、総力を挙げての対応が可能と考えますし、当然、主体的役割を担う北空知森林組合の協力も仰ぎ、新産業創造の熱い思いで、連携した取り組みを、果敢な挑戦を期待しておりますけれども、見解を伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 新エネルギーにおける農林業系バイオマスについて、3点の質問をいただきましたが関連がありますので、一括して答弁を申し上げたいと思います。

農林業系バイオマスにつきましては、稲わら、もみ殻、木くずなどの資源を活用するものでありますが、特に稲わら、もみ殻などの農業系バイオマスにつきましては、農家や共同施設において分散的に発生するため、その収集システムが構築されれば、効率よく回収できるエネルギー資源であると認識しているところでございます。

これらバイオマス了新エネルギーとして利用するためには、議員の質問にございましたように、ペレット化し固形燃料として利用する方法のほか、ガス化し発電する方法や、液化しエタノールとして利用する方法があると考えているところでございます。しかしながら、バイオマスエネルギー化するためには、エネルギー資源の回収から製品化までのコストの問題などがあるものと認識しております。そこで、農林業系バイオマスに対する国の支援策であります。農林水産省では、バイオマスタウン構想の実現に向けた地域の主体的な取り組みを加速化するため、地域バイオマス利活用交付金によりまして、事業費の2分の1の支援をするという措置がなされているところでございます。

新エネルギーにつきましては、農林業系バイオマスに限らず、太陽光発電についても国の支援策がある状況でありますので、今後におきましては、新エネルギー導入についての庁内検討委員会の立ち上げなども検討しておりますことから、この中での検討状況も踏まえまして、質問にありました産業創造についても、必要に応じて民間団体等との話し合いを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 以上で山田議員の一般質問を終わります。

○議長（北本清美君） お諮りします。

常任委員会開催等のため、3月11日、12日、15日から19日、23日の8日間休会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、その8日間休会することに決定しました。

○議長（北本清美君） 以上で本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、3月24日は午前10時から開議します。

（午前11時24分 散会）



平成22年第 1 回定例会

平成22年 3 月24日（水曜日）

深川市議会定例会会議録 (第6号)

平成22年 3月24日(水曜日)

午前10時00分 開議

午前10時45分 閉会

○議事日程(第6号)

- 日程第 1 委員会報告第 6号
 議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第17号 深川市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 委員会報告第 7号
 議案第20号 深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 委員会報告第 8号
 議案第22号 深川市普通河川管理条例の一部を改正する条例について
 議案第23号 市道の路線廃止について
 請願第 1号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書の提出に係る請願
- 日程第 4 委員会報告第 9号
 議案第21号 深川市立病院経営健全化計画について
- 日程第 5 委員会報告第10号
 議案第 3号 平成22年度深川市一般会計予算
 議案第 4号 平成22年度深川市介護保険特別会計予算
 議案第 5号 平成22年度深川市国民健康保険特別会計予算
 議案第 6号 平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 7号 平成22年度深川市老人医療特別会計予算
 議案第 8号 平成22年度深川市簡易水道事業特別会計予算
 議案第 9号 平成22年度深川市農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第10号 平成22年度深川市地方卸売市場特別会計予算
 議案第11号 平成22年度深川市下水道事業特別会計予算
 議案第12号 平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計予算
 議案第13号 平成22年度深川市駐車場事業特別会計予算
 議案第14号 平成22年度深川市水道事業会計予算
 議案第15号 平成22年度深川市病院事業会計予算
- 日程第 6 議案第36号 工事請負契約の締結について(平成21年度深川市プロードバンド拡大整備事業)
- 日程第 7 決議案第 1号 平成22年度深川市一般会計予算の慎重な執行を求める決議について
- 日程第 8 意見案第 1号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書
- 日程第 9 意見案第 2号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書
 意見案第 3号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書
 意見案第 4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 日程第10 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第11 閉会中の所管事務調査の申し出について

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(森田敏夫君) 初めに、総務文教常任委員長から議案2件、社会民生常任委員長から議案1件、経済建設常任委員長から議案2件及び請願1件、市立病院経営健全化調査特別委員長から議案1件、予算審査特別委員長から議案13件の審査結果の報告がありました。

次に、経済建設常任委員会から意見案1件、予算審査特別委員会から決議案1件、川中議員外から意見案3件、市長から議案1件の提出がありました。

次に、鍛冶議員から本日欠席する旨の届け出がありました。

次に、市長から深川市土地開発公社の平成22年度事業計画に関する書類及び株式会社深川振興公社の第47事業年度の事業計画に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、第1回定例会6日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 委員会報告第6号議案第16号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第17号深川市職員給与条例の一部を改正する条例についての2件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

渡辺総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(渡辺英雄君)[登壇] ただいま議題となりました議案第16号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第17号深川市職員給与条例の一部を改正する条例についての2件について総務文教常任委員会では審査しました概要と結果について、ご報告申し上げます。

本件、議案2件は、今定例会において当委員会に付託され、3月11日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め、一括して審査を行いましたので、質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、この条例を改正することによる効果は。

答え、長時間の勤務をした職員に代休の機会を与えることで職員の体調を整えるという大きな効果があります。

問い、60時間を超えて時間外勤務をした場合、振りかえ休日をどのように与えるのか。

答え、具体例として、時間外勤務を月に76時間行った場合は、60時間を上回る16時間の時間外の代休時間をとることになり、この16時間に差額の率100分の25を掛けた、4時間を本人の指定により勤務日に休ませることができることとなります。

問い、時間外勤務が1カ月に60時間を超える部署は。

答え、平成21年の状況では、国、道に報告する業務が多い課所、大きなイベントがあり集中的に行う課所、予算編成の資料等の作成が多い課所、除排雪の課所で時間外が多くなる傾向にあります。

問い、休憩時間中に仕事をする職員もいるようですが、休憩時間の考え方は。

答え、休憩時間は、規則で時間を決められており、正午及び午後3時からそれぞれ15分間です。勤務時間内に含まれているという意味であり、庁舎外に出てよい時間ではないという取り扱いになります。

問い、民間では過労死が出るほど超勤をしていた例があるが、市役所で超勤により健康を害した、あるいは休ませてほしいという事例はあるのか。

答え、長時間の時間外勤務が原因で体調を悪くした職員はいませんが、毎月、各所属長から時間外勤務状況の報告がされており、職員に目を行き渡らせておりますので、今後も職員の健康管理に十分に気をつけたいと考えています。

問い、期末勤勉手当の役職加算の凍結が続いている。さらに1年間の延長という提案だが、具体的にどれぐらいの影響額なのか。また、給料5%の削減が1年半続いているが、その影響額は。

答え、役職加算は、主任以上の職種に加算されるもので、主任の例で申し上げますと、給料が削減されないで役職加算があった場合と給料が削減されて役職加算がない場合との比較で、年間11万5,275円が減額されることとなります。また、給料5%の削減により、主任の場合では、給料の月額29万5,500円が28万2,498円となります。

問い、特殊勤務手当の派遣手当の改正は、どういうことを想定しているか。

答え、中・北空知廃棄物処理広域連合の職員派遣

を想定しています。現在は派遣研修を準用していますが、準用ではなく正規に職員派遣を適用するものです。

質疑終結後、採決に入り、議案第16号及び議案第17号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

初めに、議案第16号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第2 委員会報告第7号議案第20号深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

田中社会民生常任委員長。

○社会民生常任委員長（田中裕章君）〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第20号深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、社会民生常任委員会で審査しました概要と結果について、ご報告申し上げます。

本件は、今定例会において当委員会に付託され、3月11日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め、審査を行いました。

質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、今回の改正により、肝臓の機能障がいを含

まれたことは大変よいことと思うが、条例を改正するに至った主な理由は何か。

答え、薬害肝炎訴訟に端を発しています。平成20年1月15日に肝炎訴訟原告団と国との間で基本合意書が交わされ、その中でC型肝炎ウイルスに感染している方たちが安心して暮らせるよう、国が肝炎医療の提供体制を整備すること、あわせて肝炎医療の研究推進をしていくことが盛り込まれました。それらの趣旨を踏まえ、肝炎患者の医療費が非常に高いこと、また障がいが残ることから、身体障害者手帳の交付対象となる障がいの範囲に肝臓機能障がいを加え、手厚い保護をしていく考えで、国は関係政令等の改正を行いましたので、その趣旨にのっとり本市も関係条例を改正するものです。

問い、対象となるのはC型肝炎のみで、ほかの肝臓疾患は該当しないのか。また、市内の対象者は何人か。

答え、C型肝炎というくくりではなく、すべての肝臓疾患において、医師が、国が定めた重症度分類表や肝機能の検査数値の結果及び日常生活に関する症状などを総合的に判断し、認定されれば該当となります。対象者について深川保健所に確認したところ、医師の診断を受けて初めてわかることから、深川保健所としても対象者の把握は非常に困難とのことでした。

問い、助成の範囲は、全額か、一部か。

答え、今の医療制度においては、一般的に医療費の3割を本人が負担することになっており、この制度の対象者には、道と市が2割を助成し、残り1割が本人負担となりますので、一部助成となります。

問い、国保の一部負担金の減免や徴収猶予の制度があるが、この対象者も制度を利用することができるか。

答え、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合は、減額、徴収猶予等を受けることができます。

質疑終結後、採決に入り、議案第20号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で社会民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第20号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(北本清美君) 日程第3 委員会報告第8号議案第22号深川市普通河川管理条例の一部を改正する条例について、議案第23号市道の路線廃止について及び請願第1号食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書の提出に係る請願の3件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

北畑経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長(北畑 透君)[登壇] ただいま議題となりました議案第22号深川市普通河川管理条例の一部を改正する条例について、議案第23号市道の路線廃止について及び請願第1号食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書の提出に係る請願について、経済建設常任委員会で審査いたしました概要と結果についてご報告申し上げます。

本件、議案2件及び請願1件は、今定例会において当委員会に付託され、3月11日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第22号の質疑を申し上げます。

問い、今回の条例改正により、具体的にどのように変わるのか。

答え、平成21年12月に農地法等の一部を改正する法律が施行され、小作料の標準額が廃止されたため、本条例の別表2で土地占用料の徴収を定めている小作料の標準額を、農業委員会が定める参考賃借料に表現を改めるもので、内容的に変わるものではありません。

問い、小作料に該当する件数及び面積はいくらあるのか。

答え、音江町豊泉のオキリカップ川の593.71平方メートルを、水田として占用を許可している1件だけです。

問い、小作料には拘束力があり、参考賃借料にはないと理解している。今後の取り扱いに妥当性はあるのか。

答え、小作料の標準額の廃止は、弾力的な運用を

図るための改正と理解しています。

質疑終了後、採決に入り、議案第22号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号の質疑を申し上げます。

問い、この道路は跨線橋の中間にあり、民間施設の出入り口となっているが、民間施設と協議はしているのか。

答え、土地区画整理事業において民間施設の所有者と協議し、市道用地647平方メートルのうち、この民間施設へ62平方メートルを換地して活用する考えです。

問い、今後、主に公園敷地として利活用するようであるが、市民が通行することは可能か。

答え、公園の管理用道路としての位置づけを考えていますので、今後も通行は可能です。

問い、冬期間、この区間は除雪するのか。

答え、公園敷地としての管理となるため、市で除雪は行いませんが、国道への出入り口を利用する民間施設が、今後の入り込み状況を見て除雪をするか考えたいと話していました。

問い、この市道から国道に出る際に一時停止の標識がある。従来どおりの通行が可能であれば、市民の安全のため標識は残すべきと考えるが、どうか。

答え、道路標識は、公安委員会の所管となりますので、公安委員会の判断に委ねていきます。

質疑終了後、採決に入り、議案第23号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号について申し上げます。

請願者は、神竜土地改良区理事長塩尻芳央氏外2人で、請願の趣旨は、食料供給力の確保に必要な農地や農業水利施設の整備は、継続的かつ安定的に実施することが重要であることから、国に必要な予算措置を講ずるよう2項目にわたり関係機関へ意見書提出を求めるものです。

各委員から意見を聞いたところ、土地改良事業は、国の事業仕分けで厳しく査定され予算が半減した現況にある。地元企業、地域に及ぼす影響は甚大であることから、採択すべき。また、予算の半減は、単に農業の問題ではなく多方面に影響が出る。将来的な食料供給の部分で逆行するもので、採択すべき。土地改良事業の減は、転作にも影響があると聞く。土地改良事業は重要な施策であり、採択すべき。また、国の農業施策は、農業土木で農業外収入をつけることは基本的にやめようという考え方で、総論で

は賛成である。しかし、地域の経済情勢をかんがみると、公共事業的なものには、いいものと悪いものがあり、その見きわめが必要である。農業の将来を考えると、この請願は採択すべきなどの意見の開陳がありました。

審査終了後、川中委員から賛成の立場で、国の事業仕分けにより、農業生産基盤整備に係る予算が北海道ベースで前年の6割程度に、市内では近年20億円ベースであった予算が13億円程度に落ち込むと懸念されている。農業生産基盤整備事業は、農業生産物の向上、安心・安全な農業の生産には不可欠であり、施工業者に与える影響もはかり知れないものがあることから、この請願は採択すべきとの討論がありました。

その後、採決を行い、請願第1号は全会一致をもって採択すべきものと決定し、あわせて委員会は食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書を関係政府機関に送付すべきものとし、本会議に提出することに全会一致により決定いたしました。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

初めに、議案第22号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議

ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

○議長（北本清美君） 日程第4 委員会報告第9号議案第21号深川市立病院経営健全化計画についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

川中市立病院経営健全化調査特別委員長。

○市立病院経営健全化調査特別委員長（川中 裕君）〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第21号深川市立病院経営健全化計画について、市立病院経営健全化調査特別委員会で審査しました概要と結果について、ご報告申し上げます。

本件は、今定例会において当委員会に付託され、3月12日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め、審査を行いました。

数多くありました質疑の中から、主なものを申し上げます。

問い、今年の3月末で整形外科医が退職すると聞いているが、その後の体制、手術等の対応についてどうなるのか。また、収入や7対1看護における重症患者比率への影響はどうか。

答え、4月1日以降は、大学からの外来応援として週2日程度の支援をいただく予定であり、医師のいない曜日については、大学以外からの措置を検討中であるが、今しばらく時間がかかる見込みである。手術等の対応については、骨折等の場合は砂川及び滝川の市立病院に、重症患者は旭川の日赤病院へ搬送するよう関係機関と協議している。手術後に深川に戻る患者は、当院で受け入れるべく医局でその対応を練っている。医師の減少に伴う収入や重症患者への影響は、現状捕捉できないが、新たな医師確保や残る診療科での増収対策、一時的な患者コントロール等に努める中で計画達成は可能と考えている。

問い、整形に限らず5病棟を4病棟にするとき、一つ一つの診療科はどういう配置になるのか。また、過去の考え方との整合、看護師サイドの声はどうか。

答え、病棟の減少に伴い、基本的には混合病棟となる。例えば、3階東病棟は小児科と産婦人科、一部内科など。また、病院改築時点では、医師を三十四、五人程度確保した上で、それに見合うベッド数

を、との考え方から6病棟としていたが、その後さまざまな社会情勢等の変化もあり、現在はこの形がベストと考えている。7対1を前提とした計画に、看護師サイドから特に反対の声はない。

問い、計画策定過程では、紆余曲折もあり大いに戸惑ったが、今般の7対1の取り組みには強い熱意を感じている。しかし、これまでの計画でもそうだが、数値の甘さは払拭できない。実施に当たっては、早目早目の検証、軌道修正をしっかりとやるべきだ。また、北空知のセンター病院として、周辺町との連携など早急に取り組むべきである。これらについてどう考えるか。

答え、7対1看護は、計画の根幹と認識しており、不退転の気持ちで取り組んでいく。指摘については、2年間で医師が6人も減るなど予想を超える事態もあったが、今後に向けては細心の注意で取り進めたい。周辺町との連携については、2月に各町を回るとともに、管内副市町長会議で状況説明、周知に努めている。近々には、広域化連携構想検討会議もあり、そうした場面で情報発信に努めていきたい。

問い、市民の中には、財政的に市立病院をバックアップしたいという声もある。そうした受け皿となる基金をつくれれば、額はともかく支援も受けやすい。それらの仕組みづくりについては、どうか。

答え、現在もそうした思いの方々から、毎年寄附をいただいている。今回は、新たな提言と受けとめ、今後基金を創設することが将来的にどうかということを含め検討していきたい。

問い、計画の遂行に当たっては、不退転の覚悟をもって臨まなければならない。そのためには、適正な実行管理、検証が極めて重要であり、一定期間ごとの状況把握も必要と考える。そうした観点から、例えば四半期ごとの議会報告なども必要と考えるが、どうか。

答え、4月から6月の実績把握は8月下旬に可能と思うが、あまり早い公表は誤差も生ずることとなり、半年を越えたあたりが適当と考える。議会に対しては、法による報告義務として前年度決算を9月に行い、その後、12月に当該年度の状況をお知らせしたい。検証については、院内のみならず外部有識者等も加え評価いただく予定であり、組織の具体については今後検討していく。

質疑終結後、討論に入り、北名委員から原案に賛成の立場で、今回の健全化計画は、深川市にとって

極めて重大・重要なテーマであり、ここに至るまでの関係者の努力に敬意を表したい。結論を言えば、これを断固としてやり抜くことが、深川にとって極めて大きな意義のあることだと思い、そうした点で賛成するもの。とりわけ、医師の確保と7対1看護にかかわる看護師の確保、さらに市民、周辺町との協力・連携など、きょうの議論を真摯に受けとめ、目標達成に向けしっかりやってほしいとの討論がありました。

その後、採決に入り、議案第21号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第21号の審査結果の報告としますが、本特別委員会は、本日の委員長報告をもって調査終了とすることを確認し、委員会を終えたところであります。

以上で市立病院経営健全化調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第21号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。市立病院経営健全化調査特別委員会の調査については、委員長の報告のとおり調査終了にしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本特別委員会の調査は終了することに決定しました。

○議長（北本清美君） 日程第5 委員会報告第10号議案第3号平成22年度深川市一般会計予算ないし議案第15号平成22年度深川市立病院事業会計予算の13件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

川中予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（川中 裕君）〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第3号平成22年度深川市一般会計予算ないし議案第15号平成22年度深川市

病院事業会計予算の13件について、予算審査特別委員会で審査しました概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、今定例会、3月5日の会議において設置され、同日に正副委員長の互選を行い、引き続き予算の説明を担当課長から受けたところです。

その後、委員会を3月17日、18日及び19日の3日間開催し、審査を行いました。

審査結果につきましては、議案第3号、議案第5号及び議案第6号の3件については賛成多数をもって、議案第4号、議案第7号ないし議案第15号の10件については全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

採決終了後、長野委員外3人より提出された、議案第3号平成22年度深川市一般会計予算に対する附帯決議の採決を行い、賛成多数をもって本件を決議のとおり本会議に提出することと決定いたしました。

これで報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

初めに、議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号ないし議案第15号の9件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第7号ないし議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第6 議案第36号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第36号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

平成21年度深川市ブロードバンド拡大整備事業につきましては、22年度中の市内全域における光ブロードバンドサービスの提供に向けて、光ファイバー網及び中継設備の整備を行い、契約の相手方である通信事業者に当該設備を貸し付けてサービス運営を行おうとするものであります。本契約につきましては、公募型プロポーザル方式により手続きを行いまして、深川市ブロードバンド施設整備運営事業者選定委員会において選定いただきました東日本電信電話株式会社から本年3月15日に提出されました見積もりに基づきまして、総額6億3,525万円で同社と請負契約を締結することといたしまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をいたごうとするものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。
お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第36号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第7 決議案第1号平成22年度深川市一般会計予算の慎重な執行を求める決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

川中予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（川中 裕君）〔登壇〕 ただいま議題となりました決議案第1号平成22年度深川市一般会計予算の慎重な執行を求める決議について提出者を代表して提案理由を申し上げます。

本件につきましては、委員会報告第10号で報告いたしましたとおり、委員会として決議案を提出することに決定したものであります。お手元の決議案を読み上げ、提案理由といたします。

平成22年度第1回市議会定例会に提案された予算案は、厳しい財政状況のもと市民生活の向上のため、市が英知を尽くし作成、提案してきたものと評価する。一方、3日間にわたる予算審査特別委員会において、これまでの行財政改革の取り組みや財政規律の面で、議会や市民に対し説明が十分ではないとの指摘もあった。新年度予算は市民生活に密着した早期執行を待つ内容もあることから、市は予算の執行に当たっては、今委員会で審査された内容を十分に踏まえ、説明責任を果たし、慎重に執行することを求める。

以上、決議案のとおり議決いただきますようよろ

しくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより決議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第8 意見案第1号食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

北畑経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（北畑 透君）〔登壇〕 ただいま議題となりました意見案第1号食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書について、経済建設常任委員会を代表して提案理由を申し上げます。

本件につきましては、委員会報告第8号で報告しました請願第1号の審査に関連して、委員会で意見書を提出することに全会一致をもって決定したものであります。つきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するもので、内容の説明は省略いたしますが議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより意見案第1号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって意見案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第9 意見案第2号子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意

見書ないし意見案第4号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の3件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

長野議員。

○4番(長野 勉君)〔登壇〕 ただいま議題となりました意見案第2号子ども読書活動を推進するための予算確保を求める見書ないし意見案第4号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の3件について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するもので、内容の説明は省略いたしますが議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(北本清美君) これより一括質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより意見案第2号ないし意見案第4号の3件を一括して採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって意見案第2号ないし意見案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(北本清美君) 日程第10 閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

本件は総務文教常任委員長及び経済建設常任委員長から、別紙ご配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定し

ました。

○議長(北本清美君) 日程第11 閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

本件は総務文教、社会民生、経済建設の各常任委員長から、別紙ご配付のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

○議長(北本清美君) これで、本定例会に付議されました事件の審議はすべて終了しましたので、平成22年第1回深川市議会定例会を閉会します。

(午前10時45分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、

ここに署名する。

議 長 北 本 清 美

署 名 議 員 (6 番) 楠 理 智 子

署 名 議 員 (1 2 番) 川 中 裕